

吹田市子供の生活状況調査 報告書

令和5年（2023年）3月

吹田市

目次

第1章 市民アンケート調査	1
I 市民アンケート調査の概要	1
1. 調査目的.....	1
2. 調査設計.....	1
3. 回収結果.....	1
4. 報告書の見方	1
5. 調査の項目.....	2
6. 世帯収入額と世帯人数に基づく等価世帯収入	3
II 保護者調査の結果.....	5
1. 属性	5
2. 就労状況.....	18
3. 子育て・教育について.....	23
4. 頼れる相手の有無.....	42
5. 経済的な状況	51
6. 心理的な状態	64
7. 新型コロナウイルス感染症の影響.....	75
8. 支援サービスの利用状況	82
III 子供調査の結果	98
1. 属性	98
2. 学習状況.....	99
3. 家族のお世話	125
4. 生活習慣.....	132
5. 放課後の過ごし方	142
6. 心理的な状態	151
7. 支援サービスの利用状況	175
8. 困りごとや悩みごとの相談相手	183
IV 調査票.....	187
1. 小学生・中学生保護者用.....	187
2. 5歳児保護者用	194
3. 小学生用.....	202
4. 中学生用.....	208
第2章 支援機関等調査	214
I 支援機関等アンケート調査	214
1. 支援機関等アンケート調査の概要.....	214
2. 支援機関等アンケート調査の結果.....	215

II 支援機関等ヒアリング調査	224
1. 支援機関等ヒアリング調査の概要.....	224
2. 支援機関等ヒアリング調査の結果.....	224
巻末資料.....	228
I 吹田市の現状	228
II 国の法律、大綱	239
1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律	239
2. 子供の貧困対策に関する大綱	242

第1章 市民アンケート調査

I 市民アンケート調査の概要

1. 調査目的

吹田市における子供の貧困対策を推進し、貧困の連鎖を防ぐための実効性の高い施策を展開するための「第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」を策定するにあたり、本市における子供の生活状況や貧困の実態を包括的に把握し、計画策定の基礎資料とするため調査を実施した。

2. 調査設計

①調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 吹田市内に居住する小学5年生（2011年4月2日～2012年4月1日生まれ）の児童全数とその保護者 吹田市内に居住する中学2年生（2008年4月2日～2009年4月1日生まれ）の生徒全数とその保護者 吹田市内に居住する5歳児（2016年4月2日～2017年4月1日生まれ）を小学校区、性別で層化抽出した1,000人の保護者
②調査方法	郵送により調査票を配付、郵送またはインターネットにより回答
③調査期間	令和4年6月20日～7月6日 ※回答の集計は、令和4年7月26日到着分までを含む。

3. 回収結果

調査対象	配布数	回収数	有効回収数		有効回収率	
			郵送	インターネット		
5歳児保護者	1,000件	607件	607件	329件	278件	60.7%
小学5年生保護者	3,683件	1,791件	1,791件	1,233件	558件	48.6%
中学2年生保護者	3,505件	1,475件	1,471件	968件	503件	42.0%
小学5年生児童	3,683件	1,744件	1,743件	1,262件	481件	47.3%
中学2年生生徒	3,505件	1,398件	1,395件	975件	420件	39.8%

4. 報告書の見方

- 集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがある。
- 複数回答の質問では比率の合計が100%とならない場合がある。
- グラフの中の「n=***」は、集計母数を表している。
- 本文中の表などにおいて、選択肢が長い文章となる際に簡略化している場合がある。
- 分析においては、「その他」や「無回答」は、特に断りなく分析区分や分析の対象から除外している。

5. 調査の項目

今回の調査の調査項目は、内閣府「令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究 報告書」(令和2年3月)、「令和3年 子供の生活状況調査 報告書」(令和3年12月)において示された共通調査項目を基本としつつ、吹田市の実態にあわせ調査項目の追加、修正を行っている。

令和3年「子供の生活状況調査」の概要

①調査対象	全国の中学2年生及びその保護者 5,000組
②調査方法	郵送配布-郵送回収またはオンライン回答
③調査期間	令和3年2月12日(金)～3月8日(月)
④有効回収数(率)	2,715件(組)、54.3%

保護者調査

小中学生 問番号	5歳児 問番号	調査項目
問1		回答者の続柄
問2		居住地域
問3		世帯人数
問4		親の年齢
問5		単身赴任中の家族の有無
問6		親の婚姻状況
問7		ひとり親の養育費受取状況
問8		家庭で使用している言語
問9		親の学歴
問10		親の雇用形態
問11		就労していない理由
問12		幼児期の教育
問13		保護者の関わり方
問14		学校行事への参加
問15	問15	幼児教育・保育・療育の無償化の効果
問15	問16	進学の見通し
問16		想定する進学先の理由
問17		通学状況
問18	問17	保護者の頼れる相手
問19	問18	利用しやすい悩みごとの相談方法
問20	問19	暮らし向き(主観)
問21	問20	世帯収入
問22	問21	滞納・欠乏経験(食料)
問23	問22	滞納・欠乏経験(衣服)
問24	問23	滞納・欠乏経験(電気・ガス・水道料金)
問25	問24	経済的な理由で控えたりあきらめたりした経験
問26	問25	精神状態(K6スコア)
問27	問26	健康状態
問28	問27	他の家族の健康状態
問29	問28	主観的幸福(生活満足度)
問30	問29	新型コロナウイルス感染症の影響
問31	問30	支援制度の利用状況
	問31	子育て支援サービスの利用状況
問32		福祉制度や支援策の情報を受け取る方法
問33		必要な支援施策

小中学生調査

問番号	調査項目
問1	本人の性別
問2	学習環境
問3	学習習慣
問4	学習成績
問5	授業の理解度
問6	授業についていけなくなった時期
問7	進学希望
問8	想定する進学先の理由
問9	部活動等の状況
問10	部活動等を行わない理由
問11	家族のお世話
問12	食事の頻度
問13	欠食理由
問14	就寝時間の規則性
問15	就寝時刻
問16	放課後過ごしている人
問17	放課後過ごしている場所
問18	ほっとできる場所(居心地のよい場所)の有無
問19	主観的幸福(生活満足度)
問20	新型コロナウイルス感染症の影響
問21	精神状態(SDQスコア)
問22	逆境経験
問23	健康状態
問24	支援の利用状況
問25	支援の効果
問26	困りごとや悩みごとの相談相手
問27	利用しやすい困りごとや悩みごとの相談方法

は吹田市独自設問

6. 世帯収入額と世帯人数に基づく等価世帯収入

今回の調査において世帯の年間収入(税込)をたずねているが、この回答のみで世帯の困窮の状態を測ることはできない。実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、等価世帯収入を用いている。

世帯の収入はその世帯の世帯人員数に影響されるので、世帯人員数で調整する必要がある。最も簡単なのは「世帯の収入÷世帯人員数」とすることであるが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストが割高になることを考慮する必要があり、このため、世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いている。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいう。

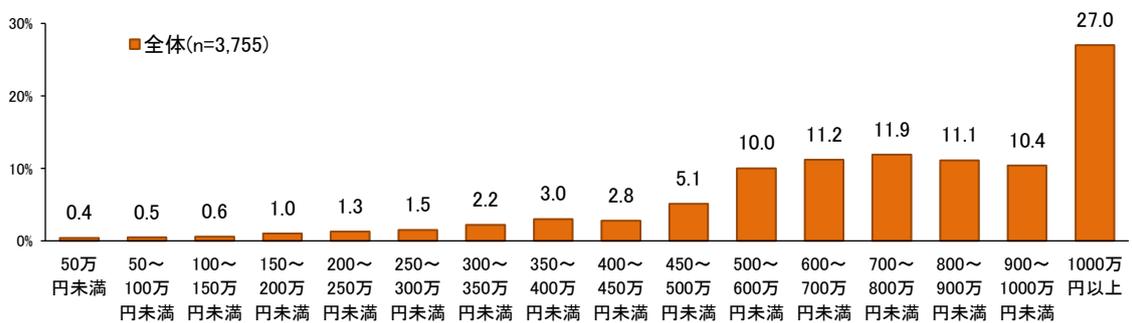
令和3年度に内閣府が実施した「子供の生活状況調査」では、世帯の年間収入(税込)を世帯人員の平方根で割った値を「等価世帯収入」として算出し、世帯収入別の分析を行っている。

今回調査では内閣府調査と同様の方法で「等価世帯収入」を算出し、「中央値以上」「中央値の2分の1以上中央値未満」「中央値の2分の1未満」の3区分に分類した。

等価世帯収入の算出方法

- 年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする(例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1000万円以上」は1050万円とする。)
- 上記の値を家族の人数の平方根をとったもので割る。
- 上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、さらに、その50%未満であるか否かで分類する。

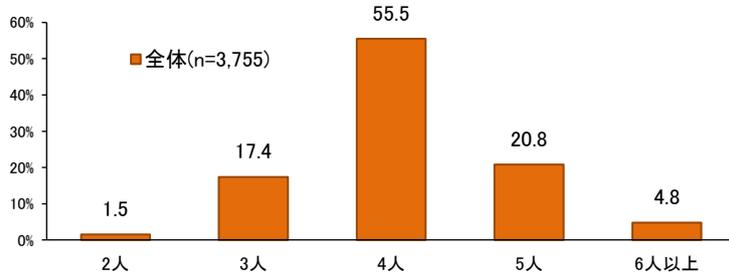
図 年間収入の分布



(収入・家族人数無回答を除く)

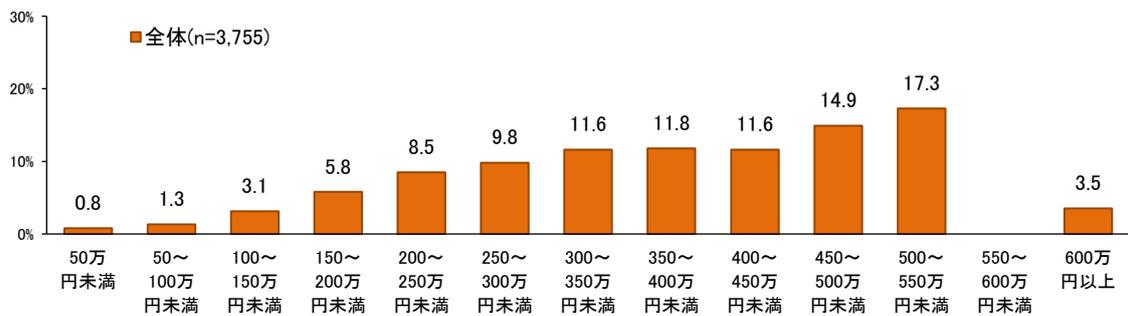
今回調査における等価世帯収入の中央値は 380.13 万円、「中央値の2分の1未満」の世帯は 10.0%であった。なお、令和 3 年度に内閣府が実施した「子供の生活状況調査」における等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯は 12.9%であった。

図 家族の人数の分布



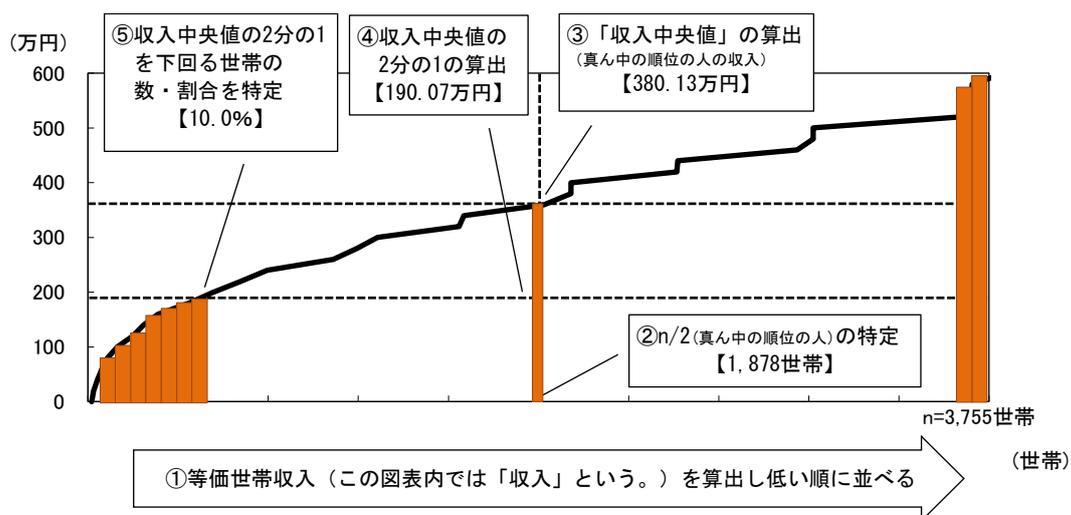
(収入・家族人数無回答を除く)

図 等価世帯収入(年間収入÷√家族の人数)の分布



(収入・家族人数無回答を除く)

図 等価世帯収入の区分分けのイメージ

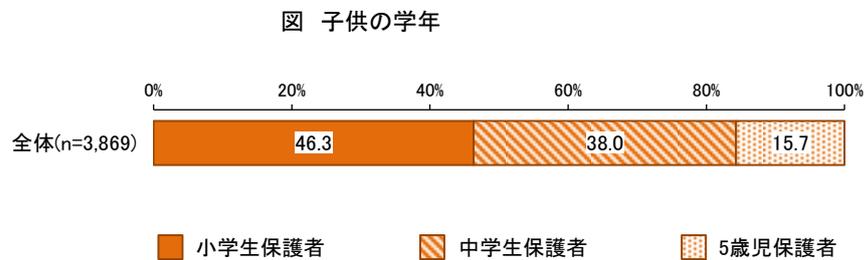


II 保護者調査の結果

1. 属性

(1) 子供の学年

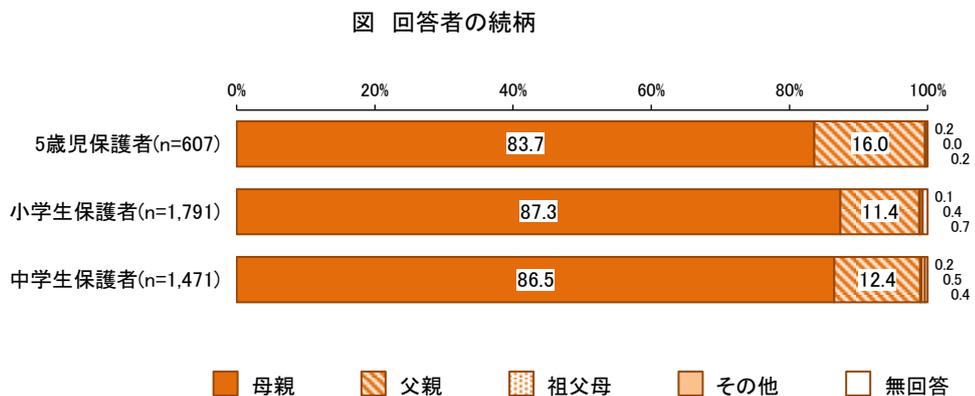
子供の学年を見ると、「小学生保護者」が46.3%で最も高く、次いで「中学生保護者」が38.0%、「5歳児保護者」が15.7%となっている。



(2) 回答者の続柄

小中学生保護者 問 1	お子さんとあなたとの関係は、次のどれにあたりますか。お子さんからみた続柄でお答えください。(あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問 1	

回答者の続柄を見ると、すべての保護者層で「母親」が8割台で最も高く、次いで「父親」が1割程度となっている。

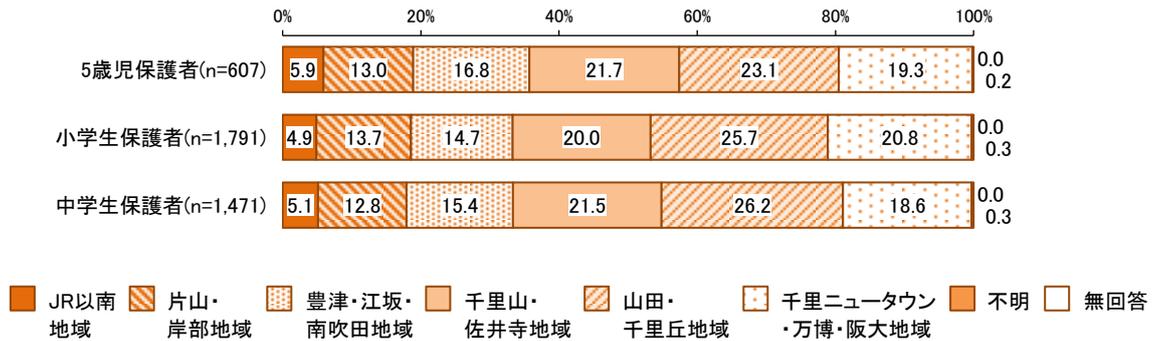


(3) 居住地域

小中学生保護者 問2	あなたが住まいの地域を教えてください。(あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問2	

居住地域を見ると、すべての保護者層で「山田・千里丘地域」の割合が最も高く、次いで5歳児保護者、中学生保護者は「千里山・佐井寺地域」、小学生保護者は「千里ニュータウン・万博・阪大地域」となっている。

図 居住地域



JR以南地域	寿町・中の島町・西御旅町・東御旅町・内本町・元町・朝日町・川岸町・清和園町・南清和園町・高浜町・南高浜町・昭和町・高城町・末広町・日の出町・川園町・吹東町・幸町・南正雀・平松町・目俵町
片山・岸部地域	片山町・原町・出口町・西の庄町・藤が丘町・朝日が丘町・山手町・上山手町・天道町・岸部北・岸部南・岸部中・岸部新町・芝田町
豊津・江坂・南吹田地域	泉町・穂波町・南吹田・金田町・南金田・垂水町・豊津町・江の木町・芳野町・広芝町・江坂町1～4丁目
千里山・佐井寺地域	佐井寺・佐井寺南が丘・竹谷町・五月が丘東・五月が丘西・五月が丘南・五月が丘北・千里山霧が丘・千里山星が丘・千里山虹が丘・千里山月が丘・千里山松が丘・千里山高塚・千里山西・千里山東・春日・千里山竹園・円山町・江坂町5丁目
山田・千里丘地域	山田東・山田西・山田南・山田北・山田市場・樫切山・尺谷・清水・青葉丘北・青葉丘南・長野東・長野西・千里丘上・千里丘中・千里丘下・千里丘西・千里丘北・新芦屋上・新芦屋下
千里ニュータウン・万博・阪大地域	津雲台・桃山台・竹見台・佐竹台・高野台・古江台・青山台・藤白台・上山田・千里万博公園・山田丘

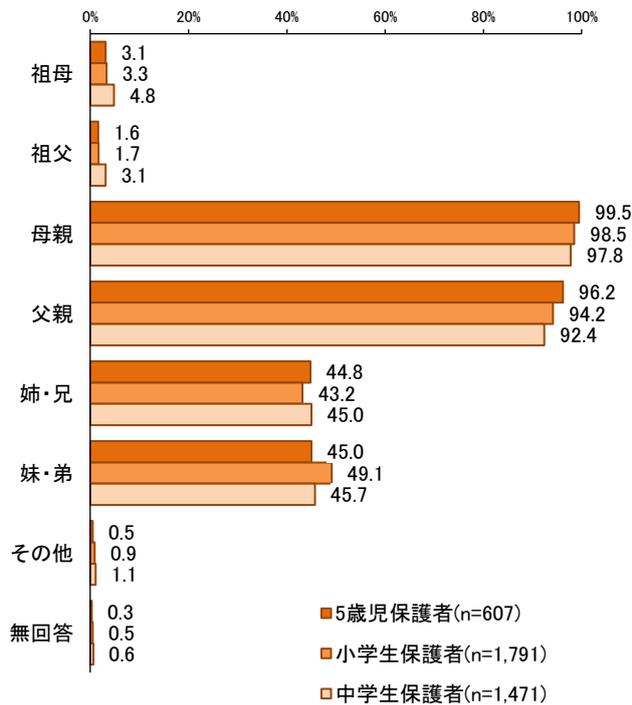
(4)世帯人数

小中学生保護者 問3	お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の構成と人数をお答えください。単身赴任中の方や学業のために世帯を離れているお子さんがいる場合には、その方もご家族の人数に含めてください。(a~h それぞれについて、あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問3	

世帯構成

世帯構成を見ると、すべての保護者層で「母親」と「父親」が9割台、「姉・兄」と「妹・弟」が4割台となっている。

図 世帯構成



世帯人数

世帯人数を見ると、すべての保護者層で「4人」の割合が5割台で最も高く、次いで5歳児保護者は「3人」、小学生保護者、中学生保護者は「5人」となっている。

等価世帯収入別に見ると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、すべての保護者層で世帯人数が低く、「2人」が小学生保護者で8.6%、中学生保護者で7.1%と、他の収入層よりも高くなっている。

図 世帯人数

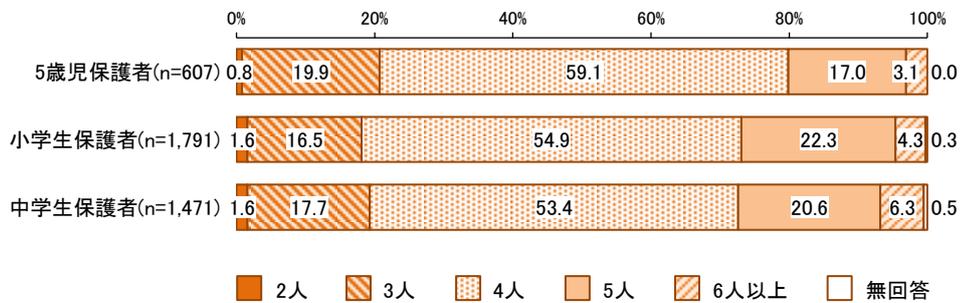
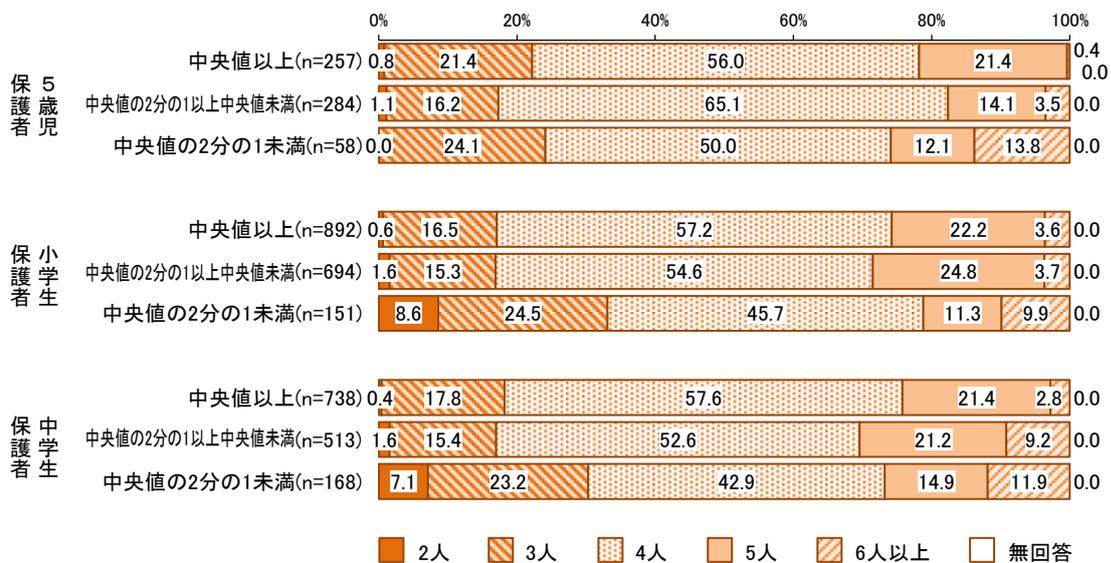


図 等価世帯収入別 世帯人数



子供の人数

子供の人数を見ると、すべての保護者層で「2人」の割合が5～6割台で最も高く、次いで5歳児保護者は「1人」、小学生保護者、中学生保護者は「3人」となっている。

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、いずれも収入層も「2人」の割合が4～6割台で最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも子供の人数が全体的に少なく、すべての保護者層で、ひとり親世帯の「1人」の割合が3～4割台と高くなっている。

図 子供の人数

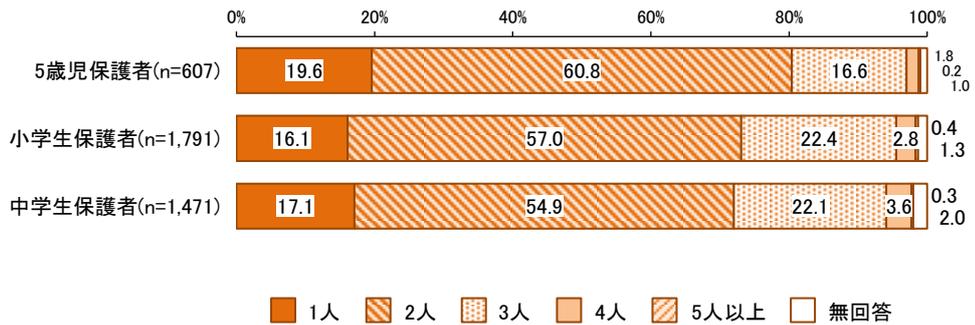


図 等価世帯収入別 子供の人数

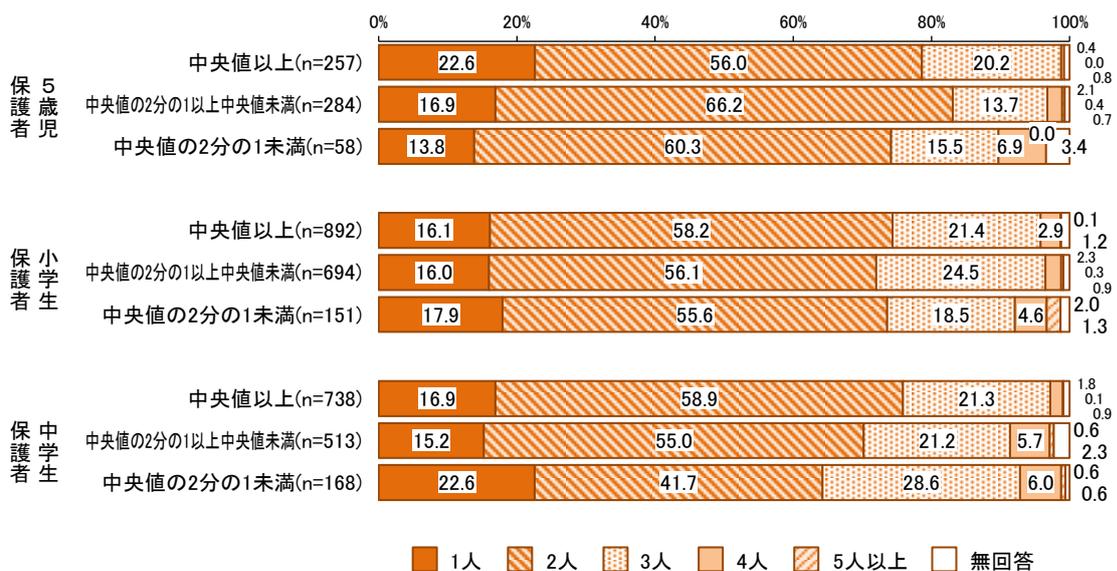
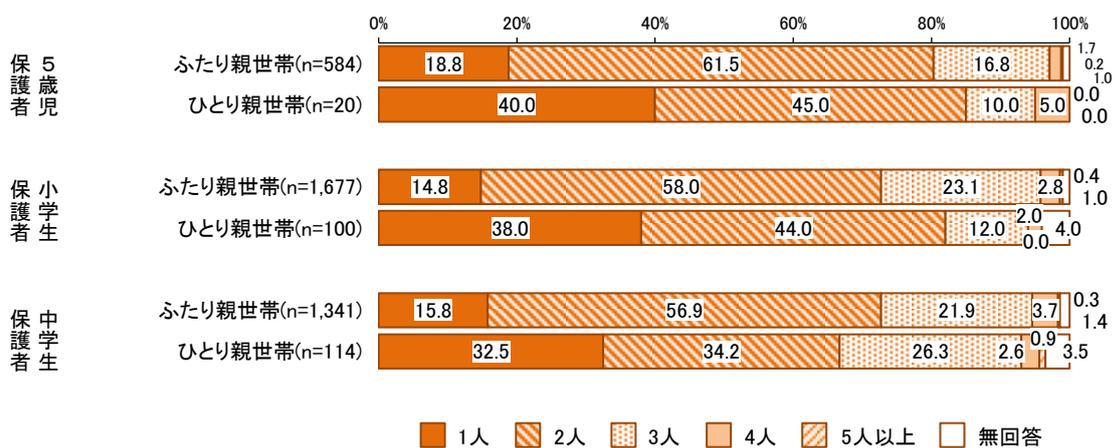


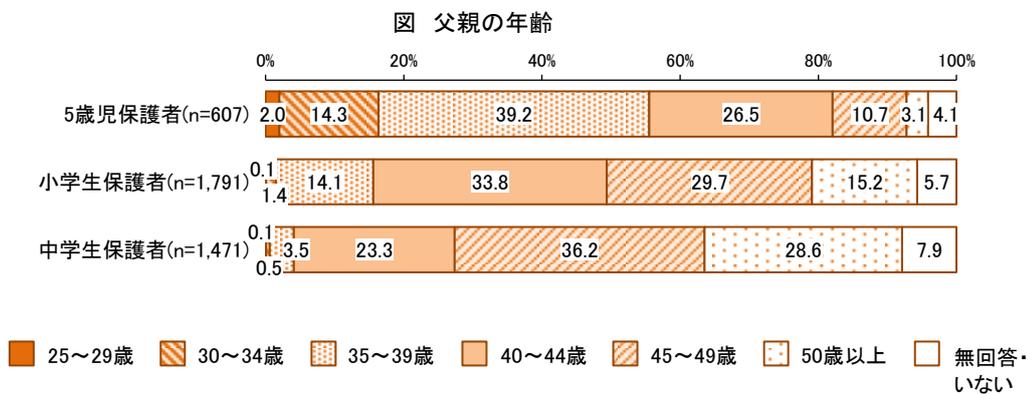
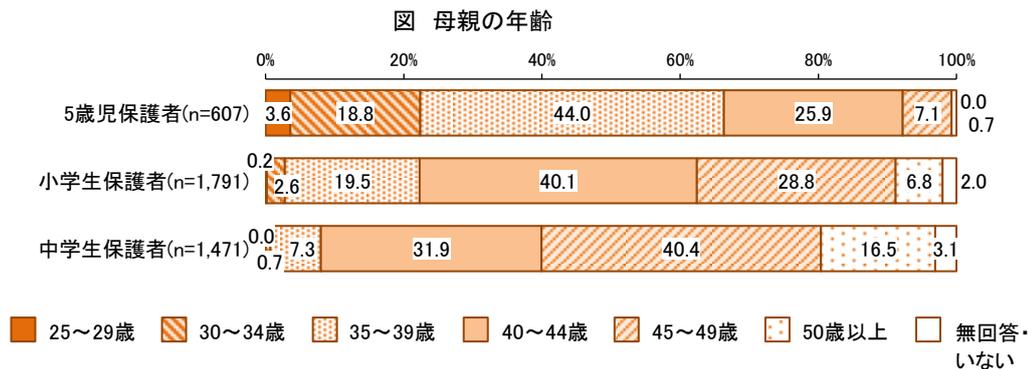
図 世帯の状況別 子供の人数



(5) 親の年齢

小中学生保護者 問 4 5歳児保護者 問 4	お子さんの親の現在の年齢についてお答えください。 (母親・父親それぞれについて数字で回答、いない場合やわからない場合は「-」と記入)
---------------------------	---

親の年齢を見ると、すべての保護者層で母親、父親ともに、5歳児保護者では「35～39歳」(母親:44.0%、父親:39.2%)、小学生保護者では「40～44歳」(母親:40.1%、父親:33.8%)、中学生保護者では「45～49歳」(母親:40.4%、父親:36.2%)が、それぞれ最も高くなっている。子供の年齢が高まるにつれて、親の年齢層も高くなっている。

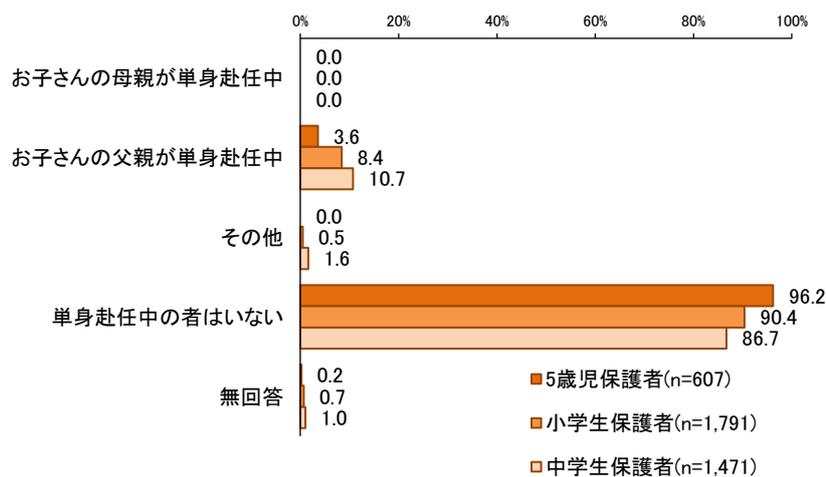


(6) 単身赴任中の家族の有無

小中学生保護者 問5	お子さんのご家族のうち、現在単身赴任中の方はいらっしゃいますか。 (あてはまるものすべてに○)
5歳児保護者 問5	

単身赴任中の家族の有無を見ると、すべての保護者層で「単身赴任中の者はいない」が8～9割台で最も高くなっている。また、「お子さんの父親が単身赴任中」は中学生保護者で10.7%となっている。

図 単身赴任中の家族の有無

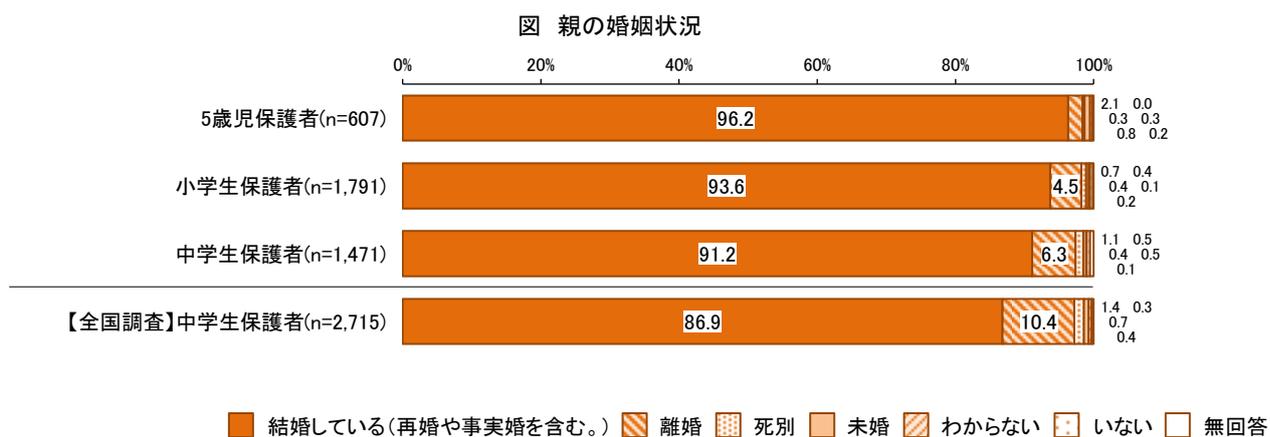


(7) 親の婚姻状況

小中学生保護者 問6	お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。 (あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問6	

親の婚姻状況を見ると、すべての保護者層で「結婚している(再婚や事実婚を含む。)」が9割以上で最も高くなっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で「結婚している(再婚や事実婚を含む。)」が4.3ポイント高くなっている。



※「わからない」と「いない」は、全国調査では「いない、わからない」(0.4%)

(8)ひとり親の養育費受取状況

小中学生保護者 問7 5歳児保護者 問7	前の質問で「2 離婚」を選んだ場合、離婚相手と子供の養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。(あてはまるもの1つに○)
-------------------------	---

ひとり親の養育費受取状況を見ると、5歳児保護者と中学生保護者は「取り決めをしておらず、受け取っていない」、小学生保護者は「取り決めをしており、受け取っている」が最も高くなっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で「取り決めをしているが、受け取っていない」が9.5ポイント高くなっている。

等価世帯収入別に見ると、「取り決めをしており、受け取っている」は小学生保護者の中央値以上の世帯で71.4%、「取り決めをしておらず、受け取っていない」は5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で71.4%と、それぞれ高くなっている。

図 ひとり親の養育費受取状況

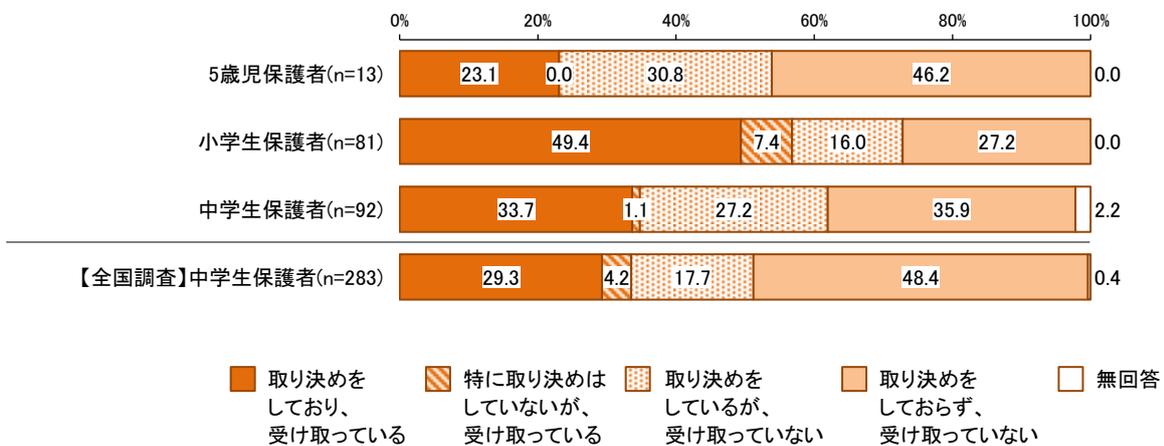
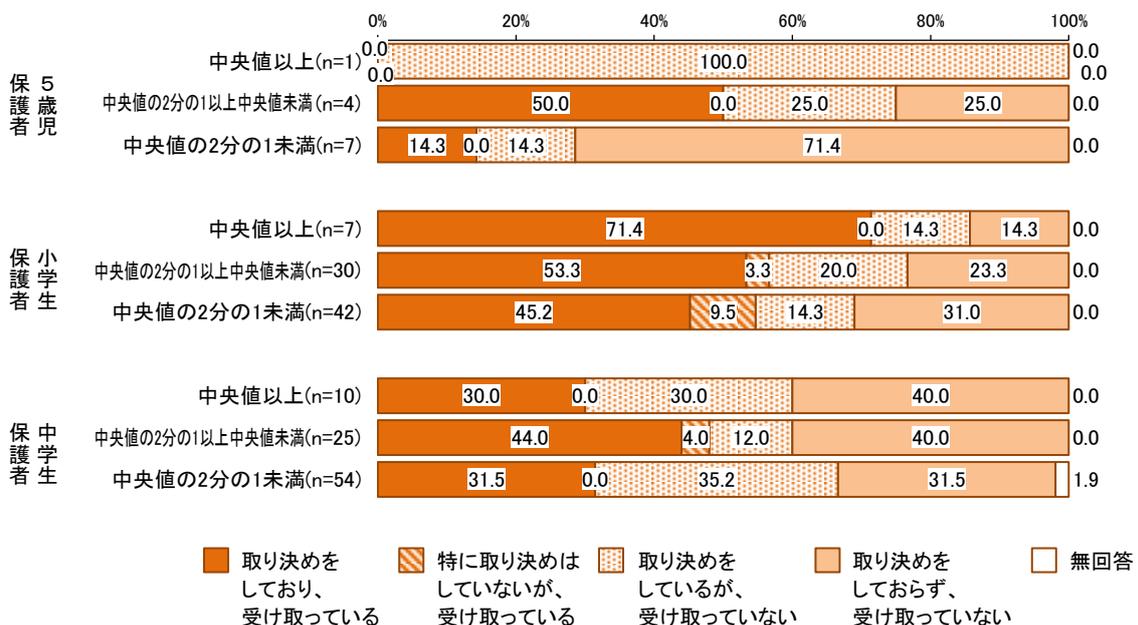


図 等価世帯収入別 ひとり親の養育費受取状況

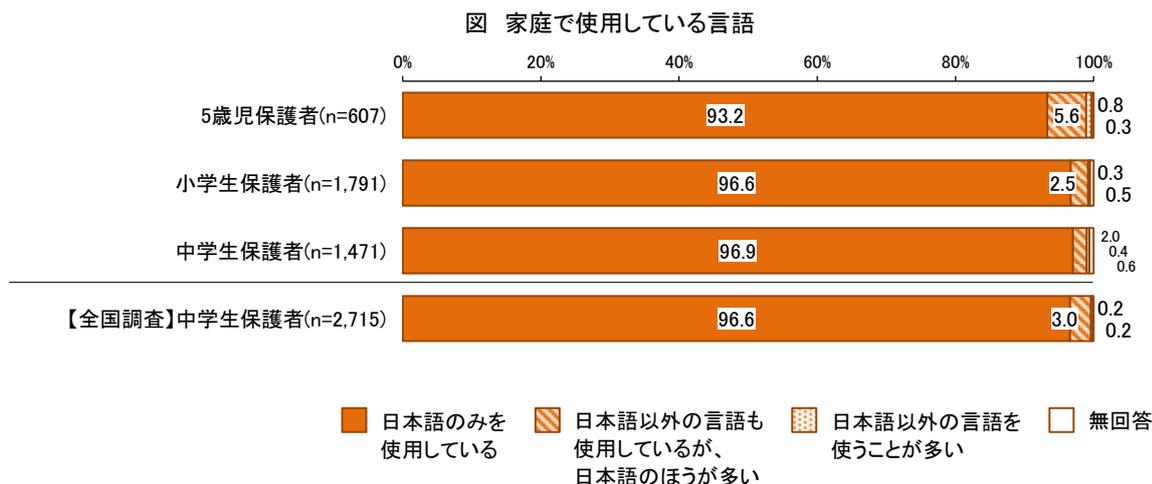


(9) 家庭で使用している言語

小中学生保護者 問8	ご家庭ではどれくらい、日本語以外の言語を使用していますか。(あてはまるものの1つに○)
5歳児保護者 問8	

家庭で使用している言語を見ると、すべての保護者層で「日本語のみを使用している」が9割以上で最も高くなっている。また、「日本語以外の言語も使用しているが、日本語のほうが多い」は、5歳児保護者で5.6%となっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査と差異はほとんど見られない。



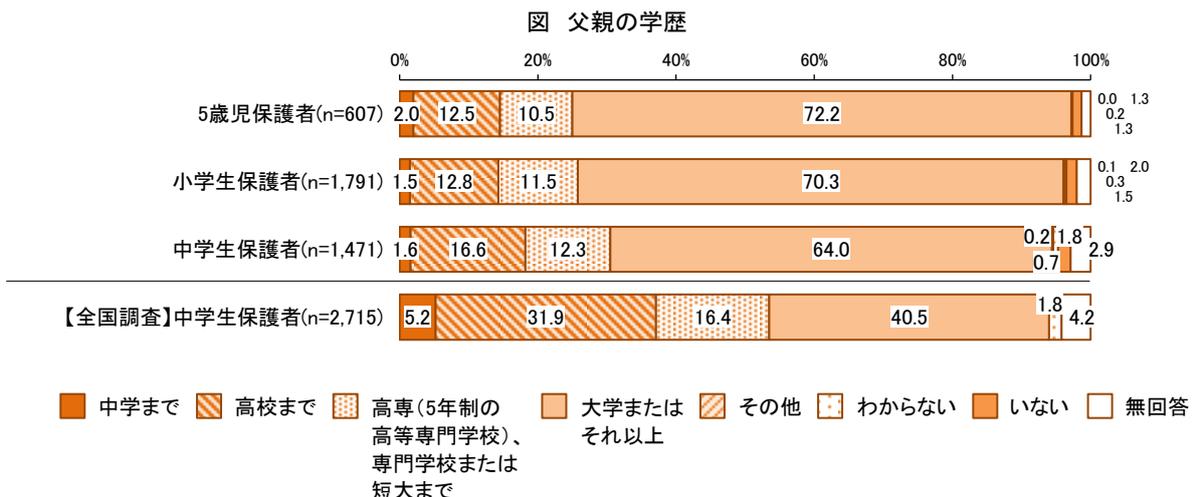
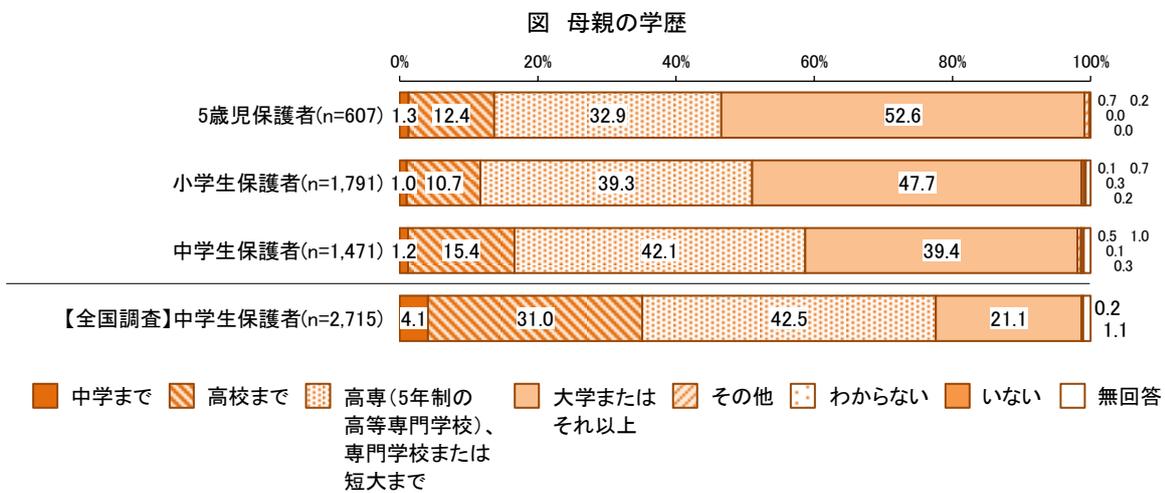
(10)親の学歴

小中学生保護者 問9	お子さんの親が最後に卒業・修了した学校をお答えください。 (a,b それぞれについて、あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問9	

親の学歴を見ると、母親は子供の年齢が下がるほど「大学またはそれ以上」の割合が高くなり、5歳児保護者で52.6%となっている。

父親は、すべての保護者層で「大学またはそれ以上」が6～7割台で最も高く、次いで「高校まで」となっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、母親は今回調査で「大学またはそれ以上」が18.3ポイント高くなっている。父親は今回調査で「大学またはそれ以上」が20ポイント以上高くなっている。



※「その他」は今回調査のみの項目、「わからない」「いない」は全国調査では「いない、わからない」(母親 0.2%、父親 1.8%)

第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で両親ともに収入が高まり、子供の年齢が低くなるにつれて、「大学またはそれ以上」の割合が高くなっており、中央値以上の世帯の5歳児保護者で、母親が66.1%、父親が89.5%と、それぞれ最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 母親の学歴

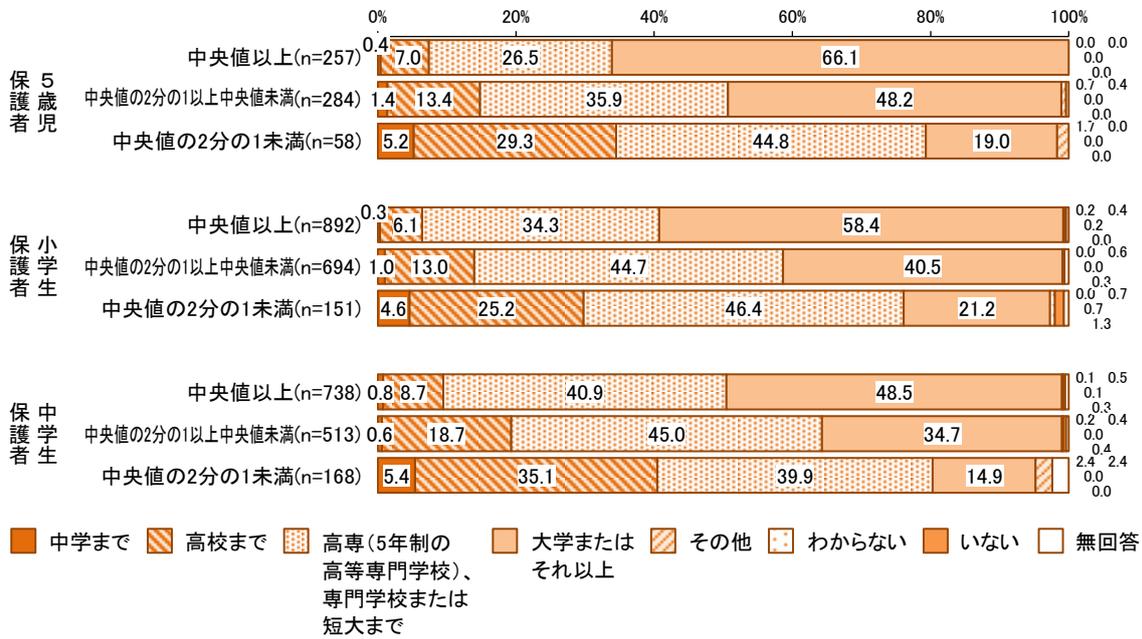
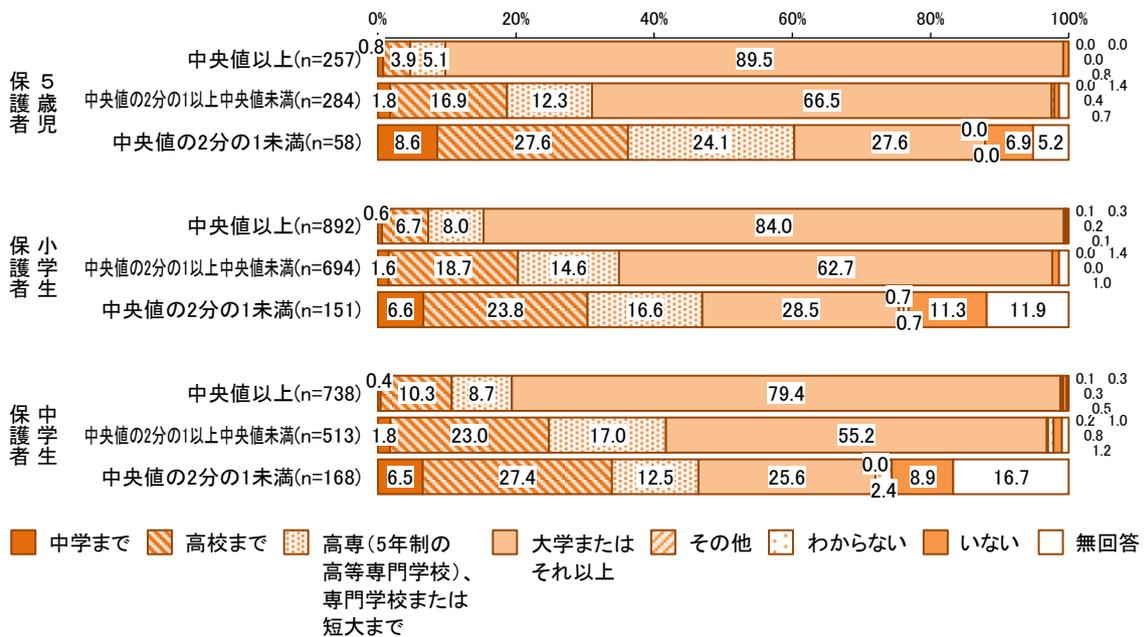


図 等価世帯収入別 父親の学歴



世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で両親ともに、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「大学またはそれ以上」の割合が高くなっており、5歳児保護者のふたり親世帯で、母親が52.9%、父親が74.7%と、それぞれ最も高くなっている。

図 世帯の状況別 母親の学歴

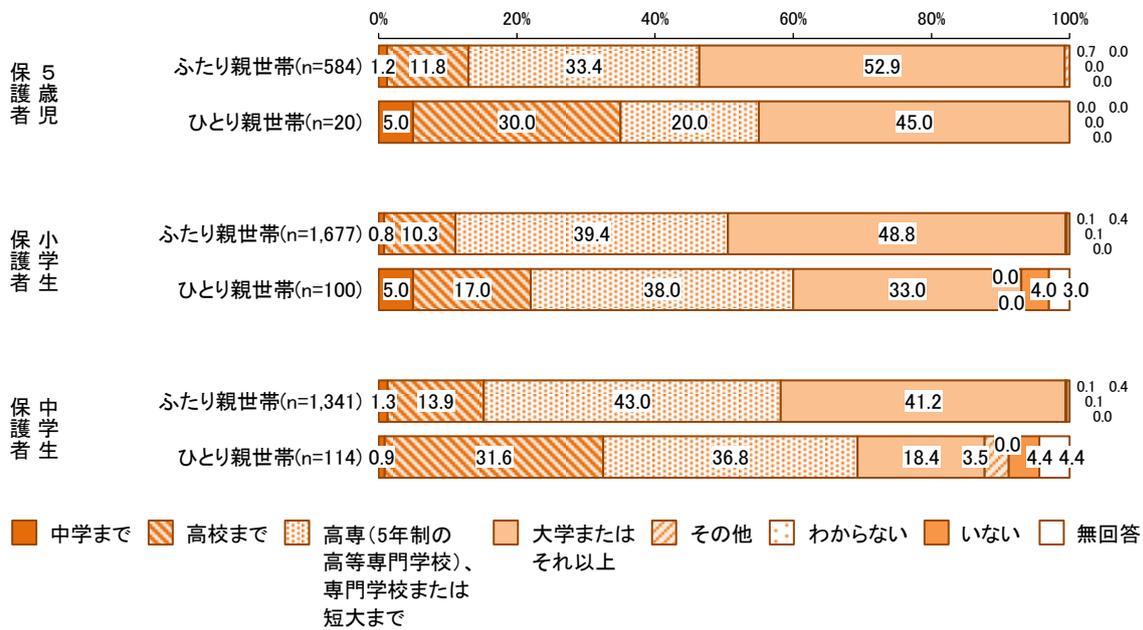
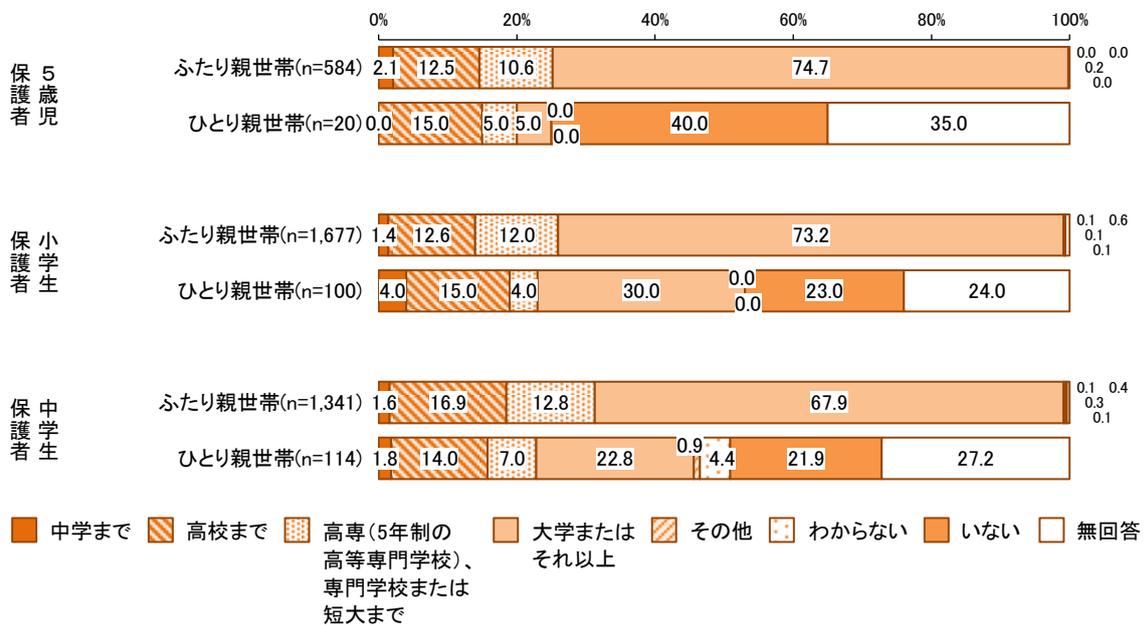


図 世帯の状況別 父親の学歴



2. 就労状況

(1) 親の雇用形態

小中学生保護者 問 10	お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。
5歳児保護者 問 10	(a,b それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

親の学歴を見ると、母親は5歳児保護者で「働いていない(専業主婦/主夫を含む。)」、小学生保護者、中学生保護者で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が最も高くなっている。子供の年齢が上がるほど、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が高くなり、中学生保護者で47.5%となっている。

父親は、すべての保護者層で「正社員・正規職員・会社役員」が8割台で最も高くなっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、母親は今回調査で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が4.7ポイント高くなっている。父親は今回調査で「正社員・正規職員・会社役員」が5.4ポイント高くなっている。

図 母親の雇用形態

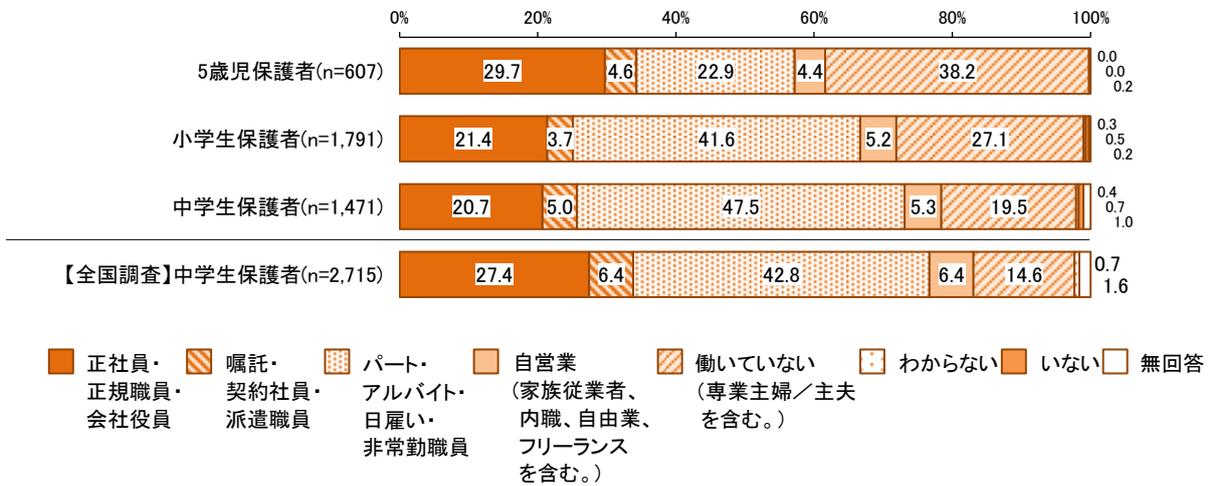
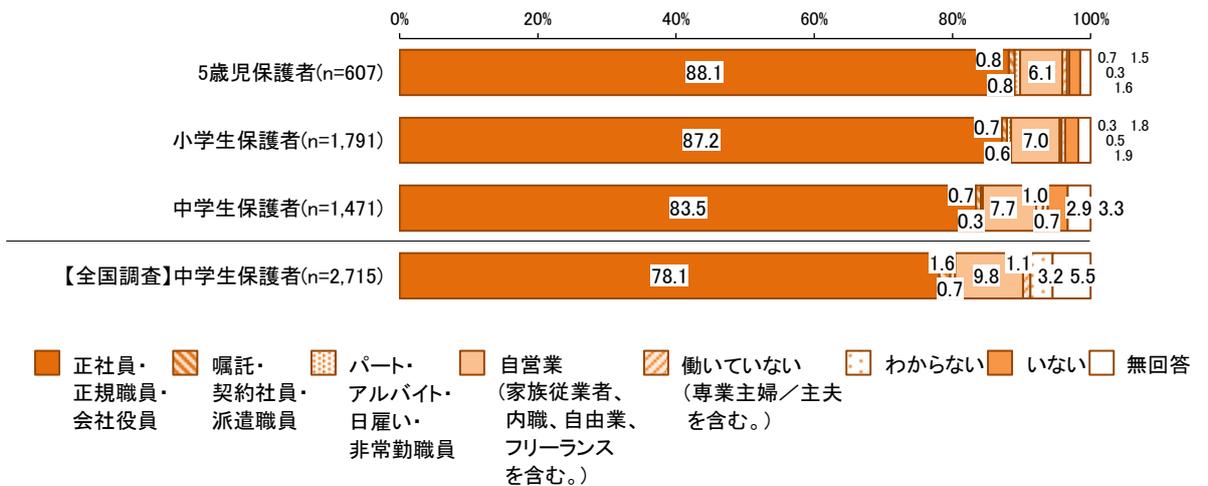


図 父親の雇用形態



※「わからない」「いない」は全国調査では「いない、わからない」(母親 0.7%、父親 3.2%)

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で両親ともに収入が高まり、子供の年齢が低くなるにつれて、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が高くなっており、中央値以上の世帯の5歳児保護者で、母親が43.6%、父親が92.6%となっている。

図 等価世帯収入別 母親の雇用形態

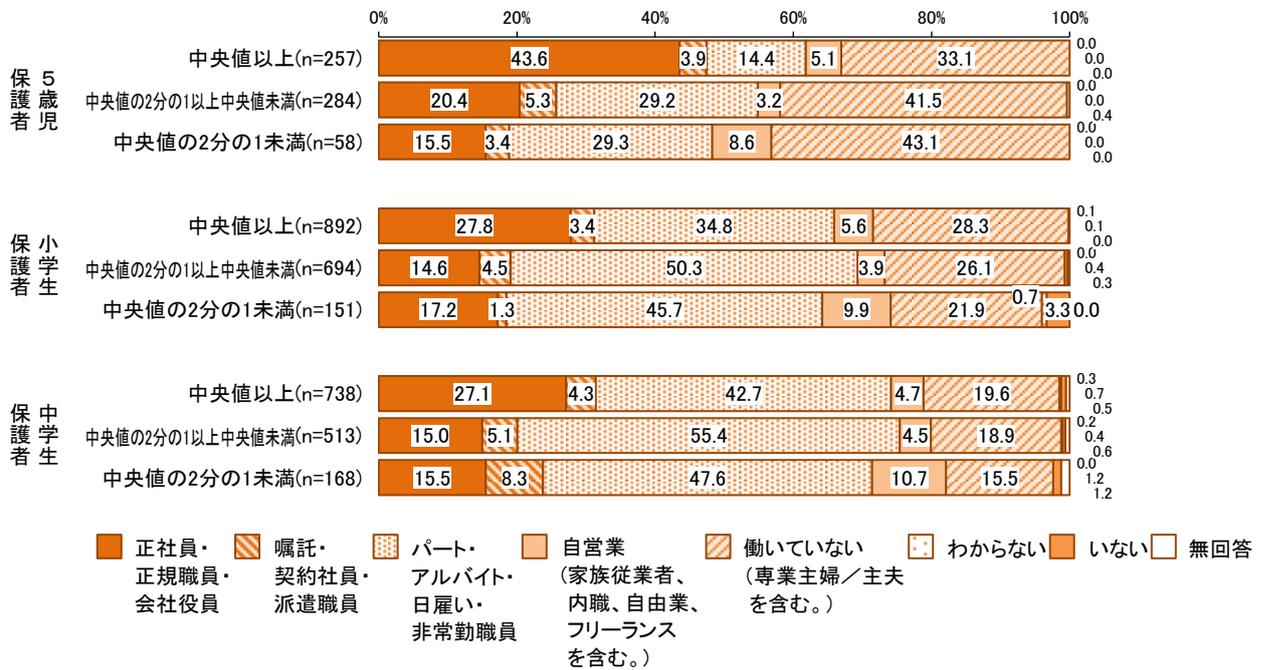
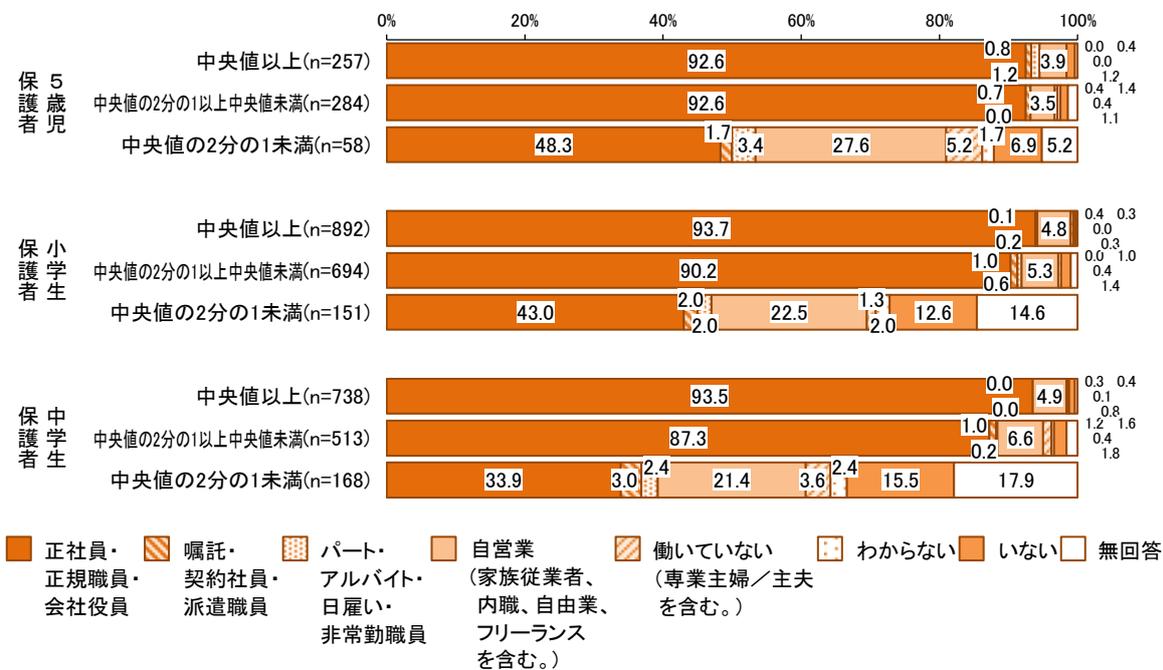


図 等価世帯収入別 父親の雇用形態



世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で母親はひとり親世帯、父親はふたり親世帯で「正社員・正規職員・会社役員」の割合が高くなっており、特に父親はいずれも9割前後と大幅に高くなっている。

図 世帯の状況別 母親の雇用形態

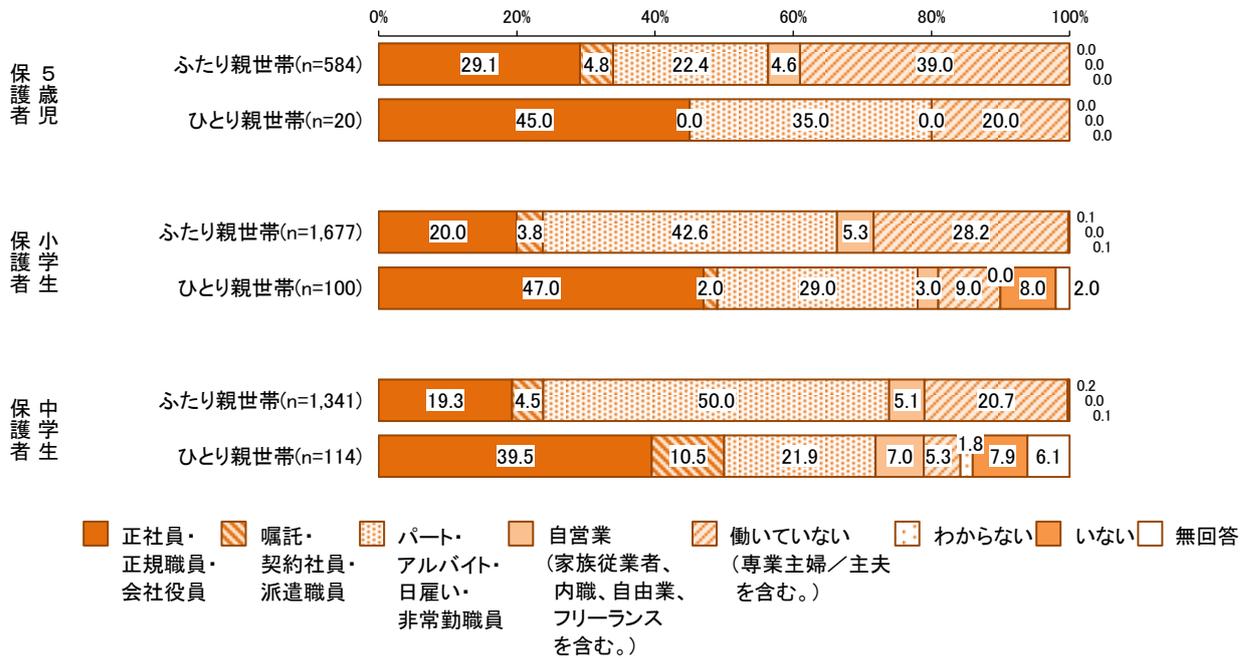
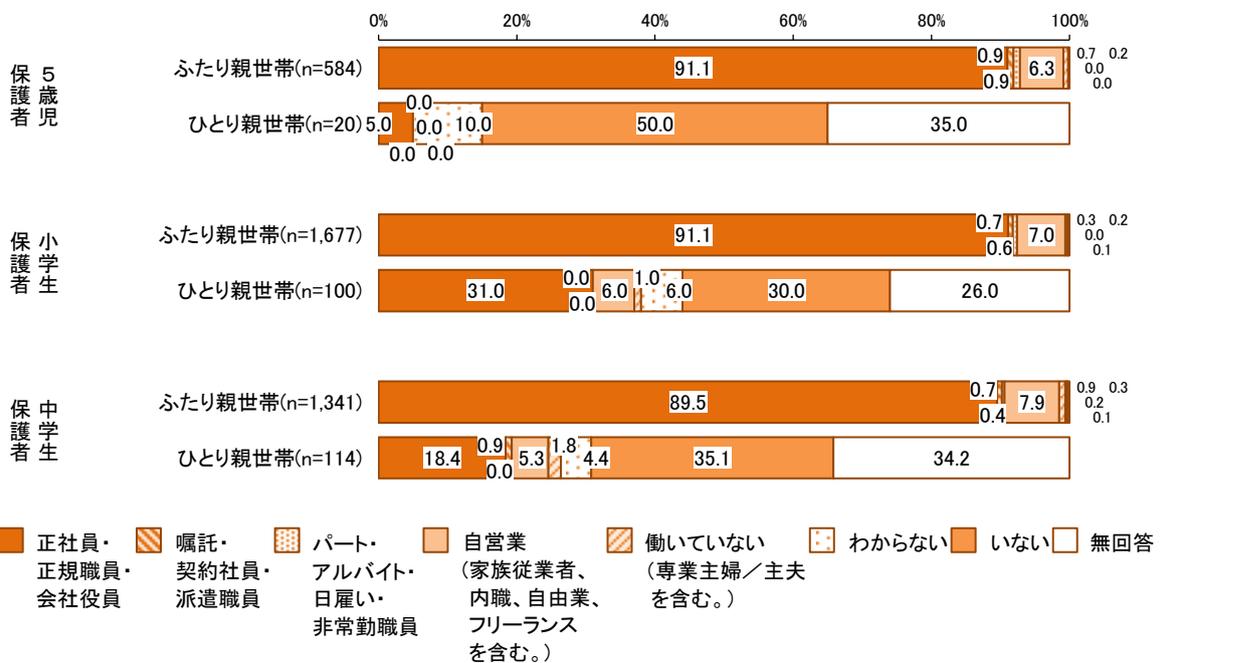


図 世帯の状況別 父親の雇用形態



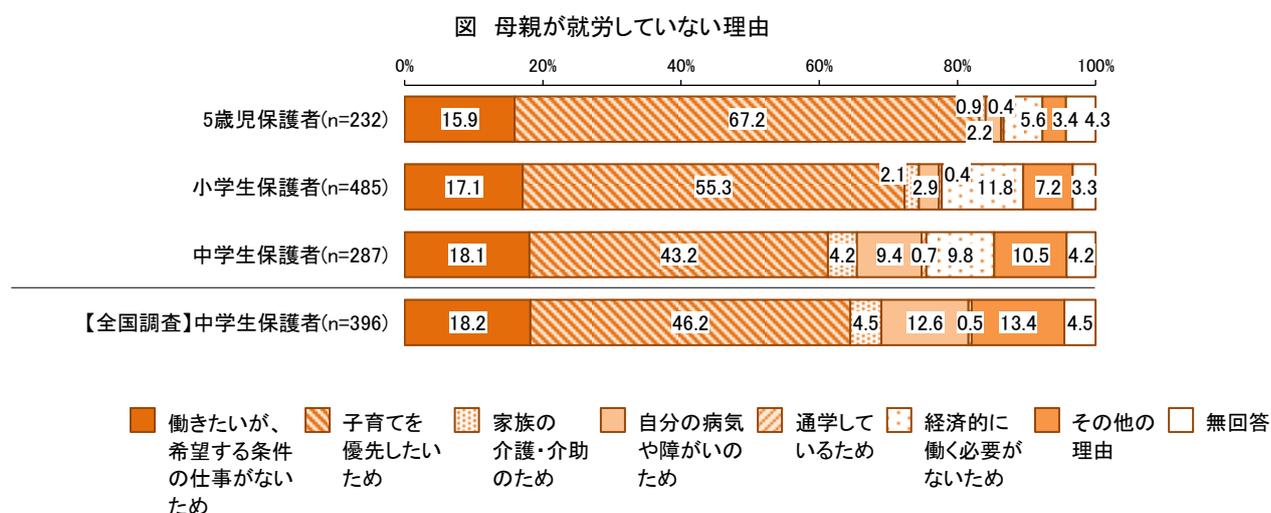
(2) 就労していない理由

小中学生保護者 問 11	前の質問で「5 働いていない」と答えた場合、働いていない主な理由を教えてください。(a,b それぞれについて、あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問 11	

就労していない理由を見ると、母親は子供の年齢が下がるほど「子育てを優先したいため」が高くなり、5歳児保護者で 67.2%となっている。また、すべての保護者層で「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が1割台となっている。

父親は、すべての保護者層で「自分の病気や障がいのため」、中学生保護者で「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が高くなっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、母親は今回調査と大きな差はみられない。



※「経済的に働く必要がないため」は今回調査のみの項目

表 父親が就労していない理由

	回答者数(n)	働きたいが、希望する条件の仕事がないため	子育てを優先したため	自分の病気や障がいのため	経済的に働く必要がないため	その他の理由
5歳児保護者	4件	-	-	4件	-	-
小学生保護者	6件	-	2件	2件	1件	1件
中学生保護者	14件	5件	-	5件	-	4件

等価世帯収入別に見ると、5歳児保護者の中央値以上の世帯で「子育てを優先したいため」が7割程度、小学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯と中学生の「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯で「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」がそれぞれ2割台となっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」、「子育てを優先したいため」の割合が高くなっている。また、5歳児保護者のひとり親世帯の全員が「自分の病気や障がいのため」となっている。

図 等価世帯収入別 母親が就労していない理由

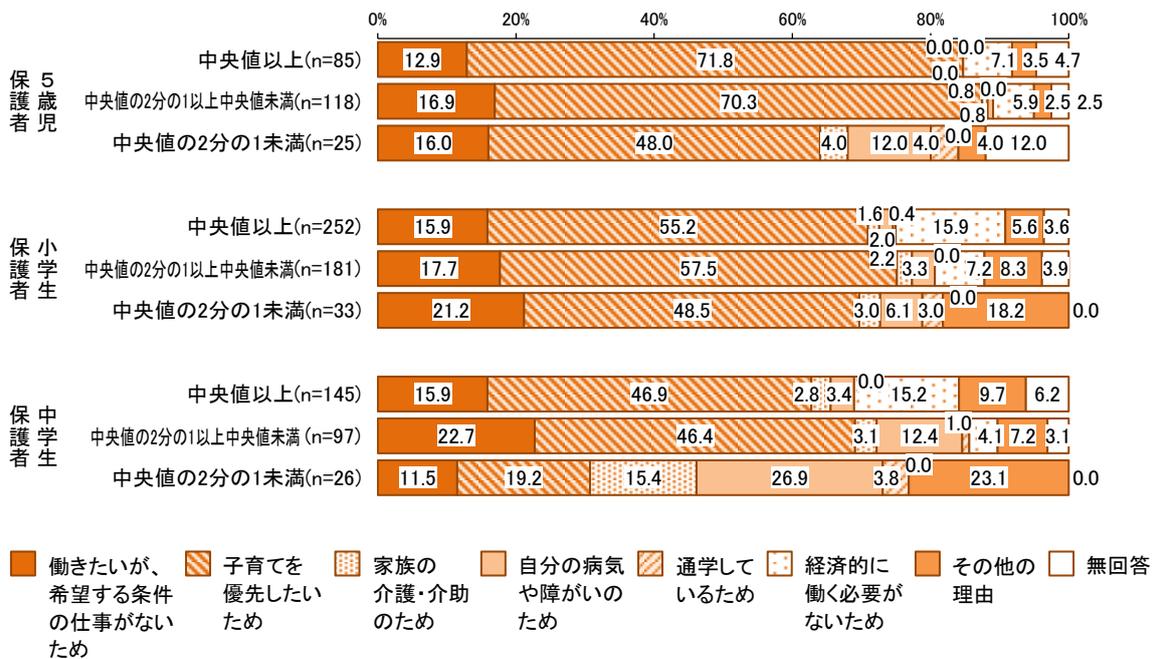
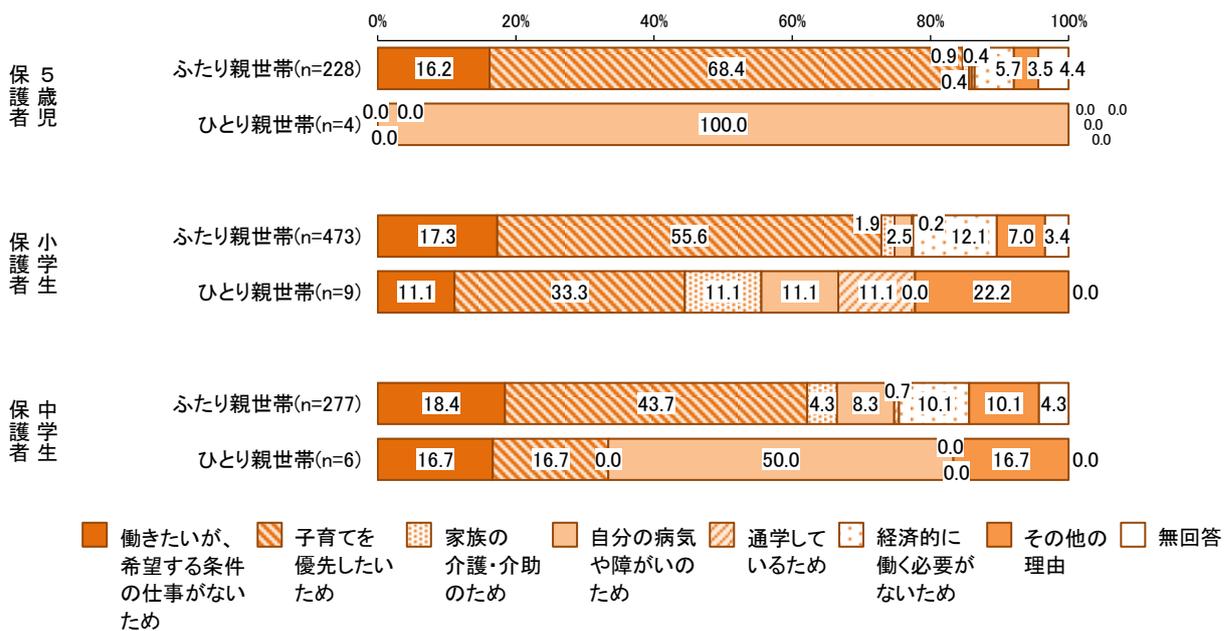


図 世帯の状況別 母親が就労していない理由



3. 子育て・教育について

(1) 幼児期の教育

小中学生保護者 問 12 5歳児保護者 問 12	お子さんが0～2歳の間と3～5歳の間に通っていた（通っている）教育・保育施設や面倒を見ていた方（見ている方）などで主なもの（期間が長いもの）を教えてください。（a,bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○）
-----------------------------	--

幼児期の教育を見ると、0～2歳の教育は、すべての保護者層で「もっぱら親・親族が面倒を見ていた（見ている）」が5～6割台で最も高く、次いで「幼稚園・認可保育所・認定こども園」となっている。

3～5歳の教育は、すべての保護者層で「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が9割以上で最も高くなっている。

全国調査（中学生保護者）と比較すると、0～2歳の教育は「もっぱら親・親族が面倒を見ていた（見ている）」が6.2ポイント高くなっている。3～5歳の教育は、今回調査と差異はほとんど見られない。

図 幼児期(0～2歳)の教育

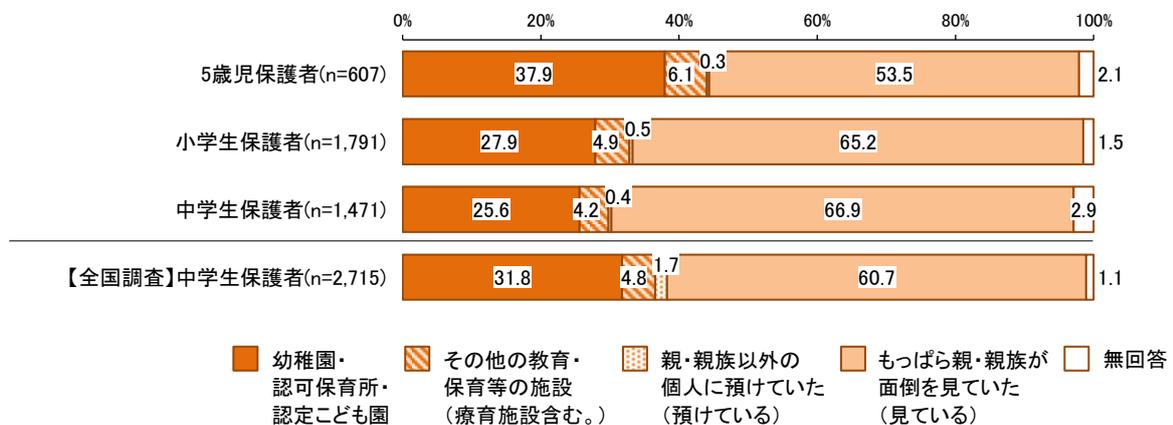
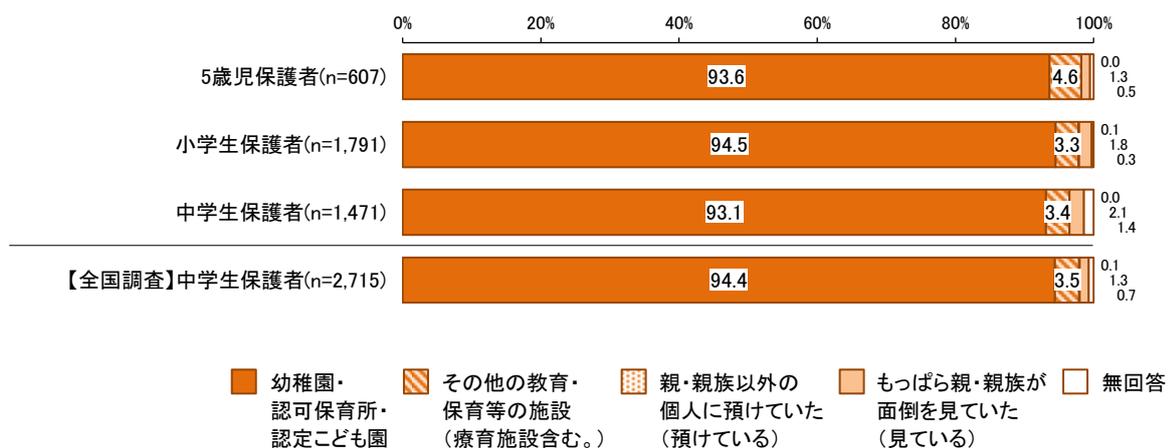


図 幼児期(3～5歳)の教育



第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入別に見ると、0～2歳の教育では、すべての保護者層で、収入が高まるにつれて、「幼稚園・認可保育所・認定こども園」の割合が高くなっており、中央値以上の世帯の5歳児保護者で、47.1%となっている。

3～5歳の教育では、中学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「その他の教育・保育等の施設（療育施設含む。）」が8.9%とやや高くなっている。

図 等価世帯収入別 幼児期(0～2歳)の教育

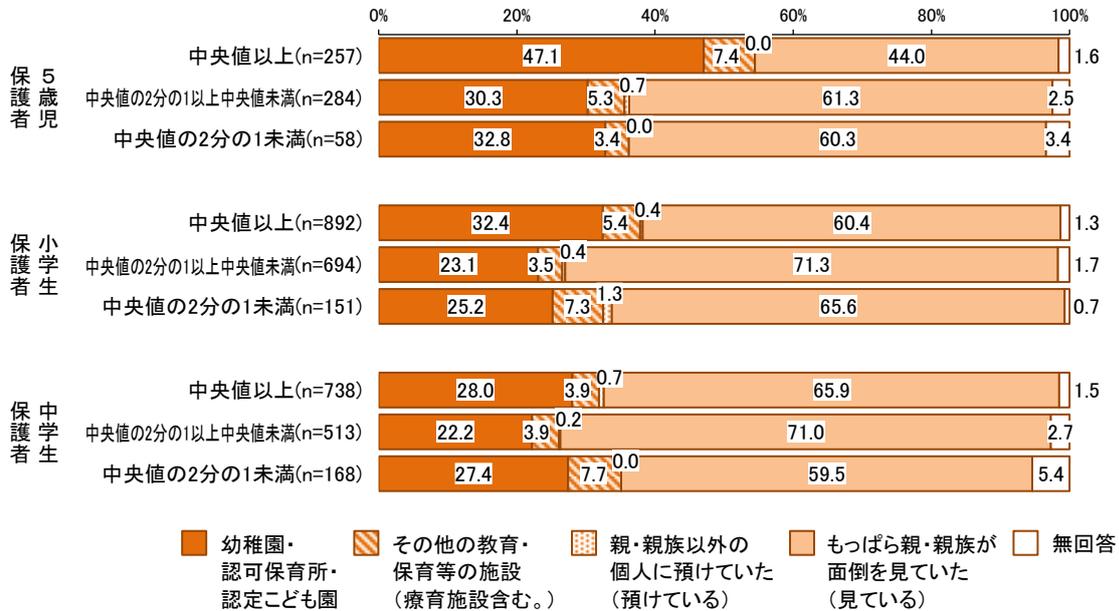
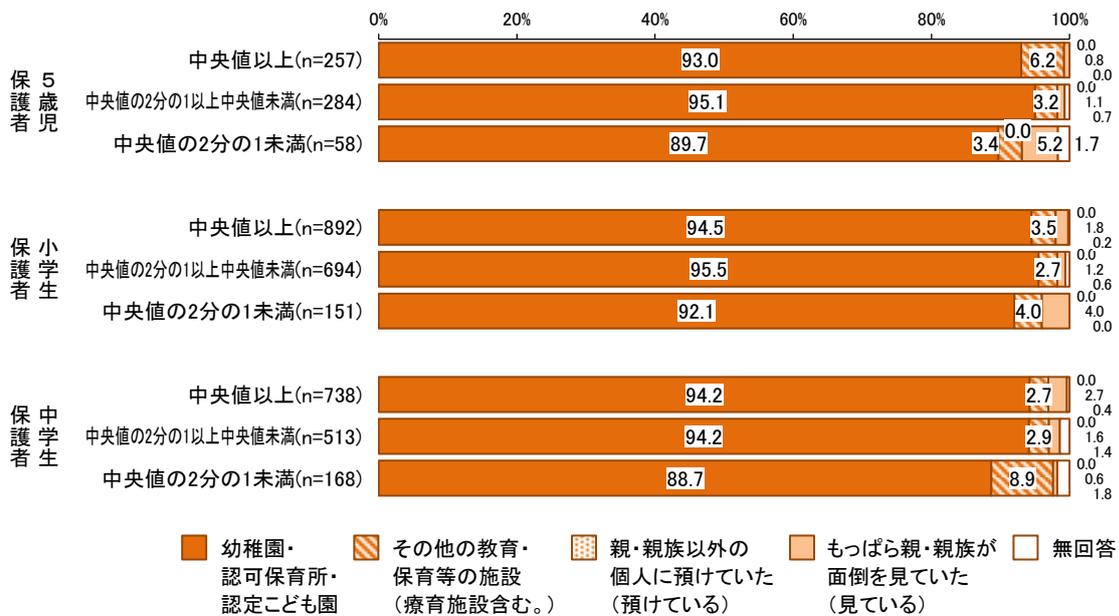


図 等価世帯収入別 幼児期(3～5歳)の教育



世帯の状況別に見ると、0～2歳の教育では、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「幼稚園・認可保育所・認定こども園」の割合が高く、5歳児保護者では20ポイント以上高くなっている。

3～5歳の教育では、中学生保護者のひとり親世帯で「その他の教育・保育等の施設(療育施設含む。)」が9.6%とやや高くなっている。

図 世帯の状況別 幼児期(0～2歳)の教育

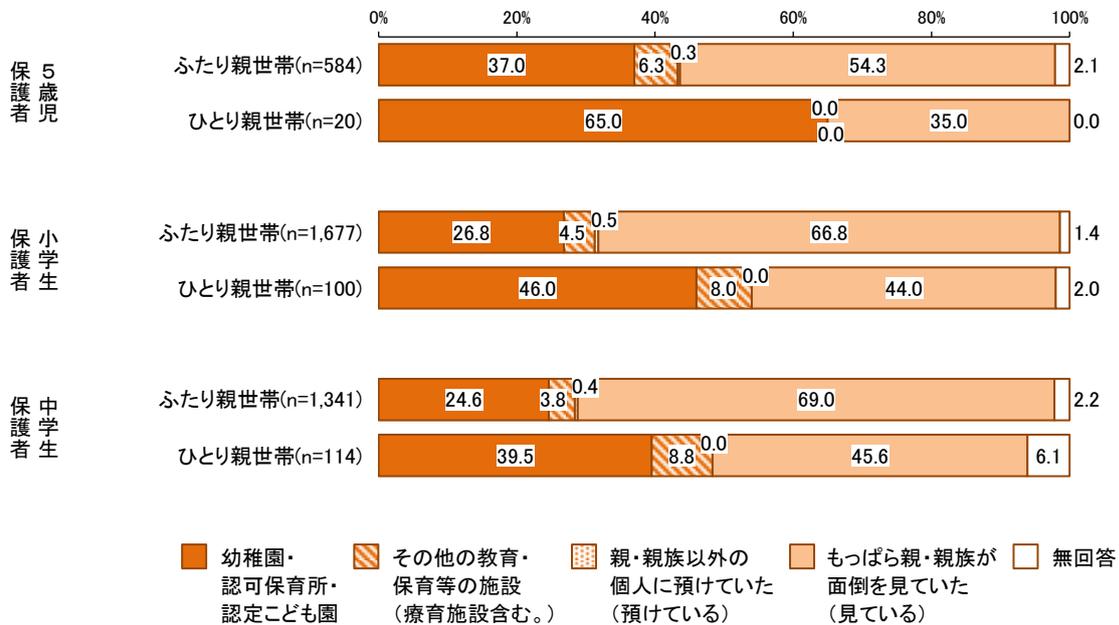
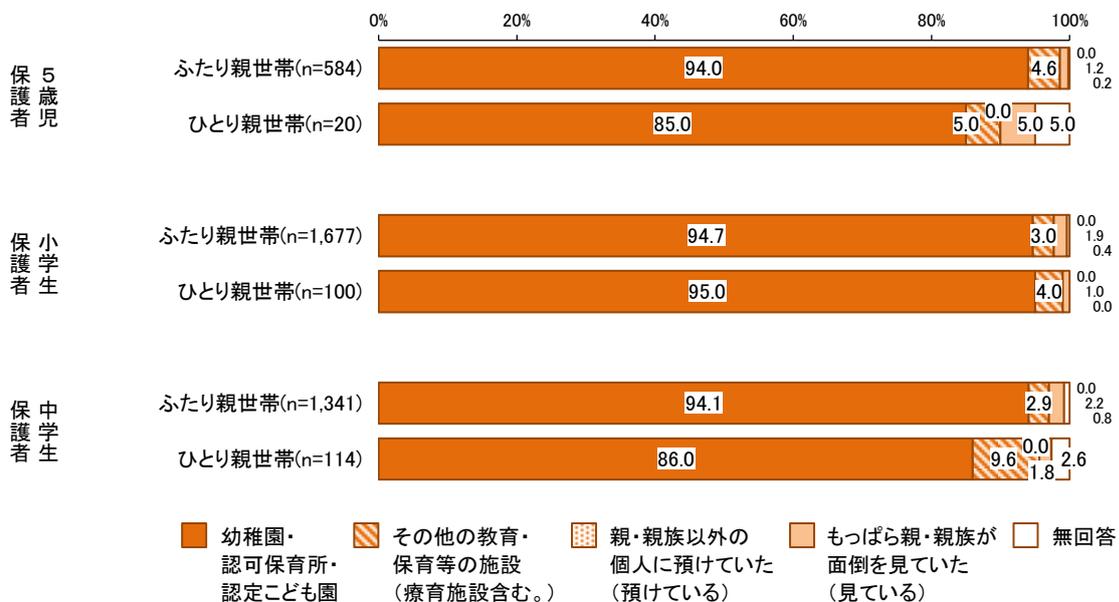


図 世帯の状況別 幼児期(3～5歳)の教育

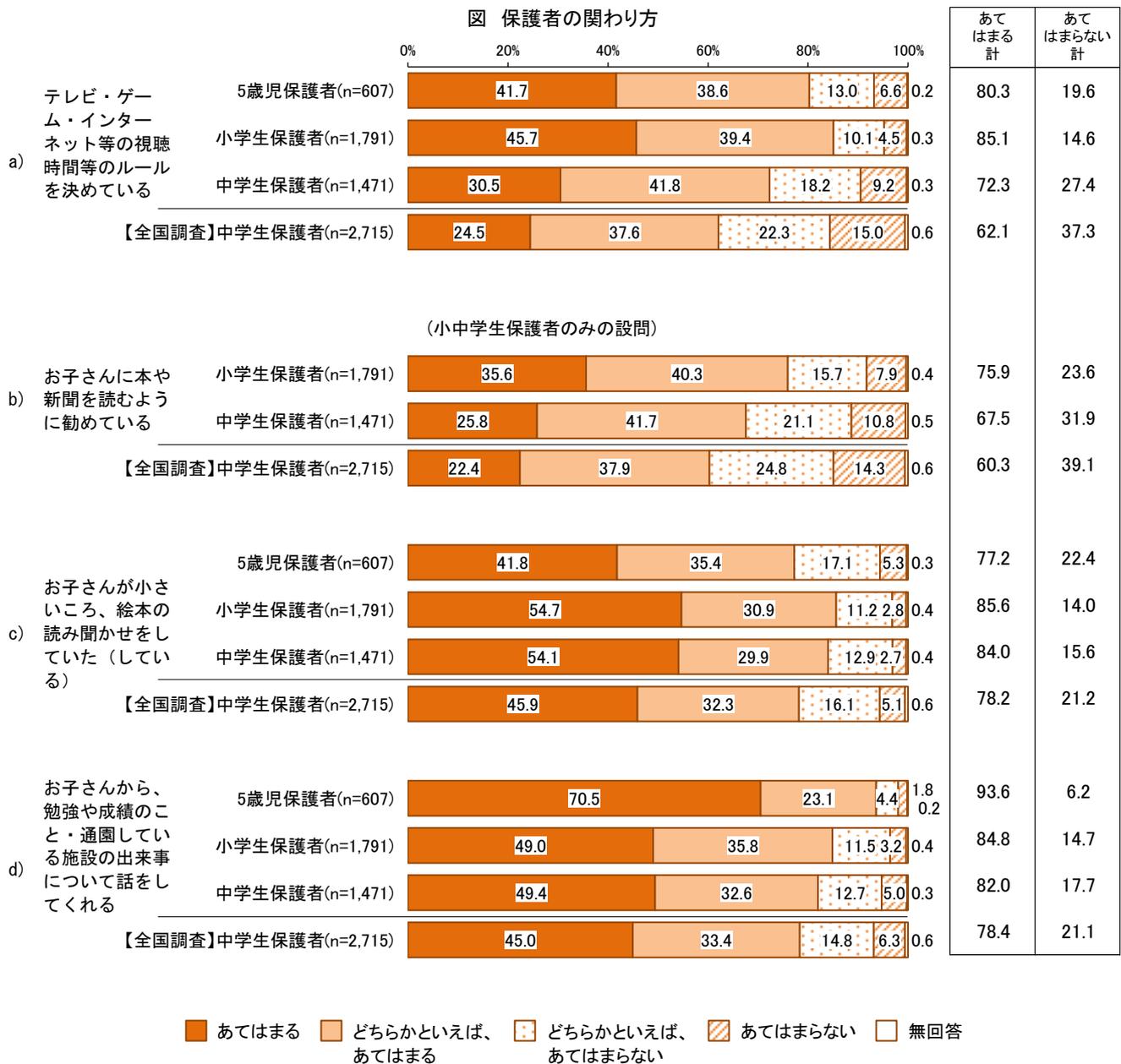


(2) 保護者の関わり方

小中学生保護者 問 13	あなたとお子さんの関わり方について、次のようなことにどれくらいあてはまりますか。(a～dそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問 13	

保護者の関わり方を見ると、すべての項目のすべての保護者層で『あてはまる』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計)の割合は6～9割台となっており、5歳保護者の「d) お子さんから、勉強や成績のこと・通園している施設の出来事について話をしてくれる」で93.6%となっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、「a) テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている」で『あてはまる』が、今回調査で10.2ポイント高くなっている。



a) テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が高まるにつれて『あてはまる』の割合が高くなっており、小学生保護者の中央値以上の世帯で86.2%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『あてはまる』の割合が高くなっており、小学生保護者のふたり親世帯で85.2%と最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 保護者の関わり方 -
a) テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている

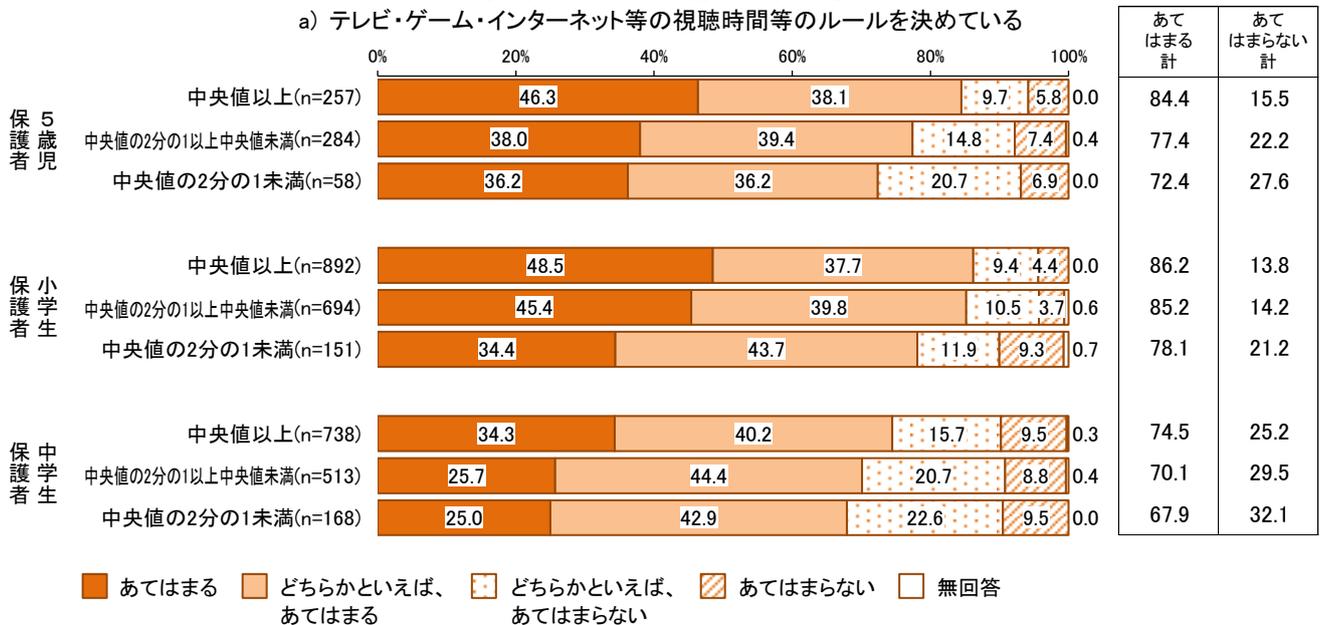
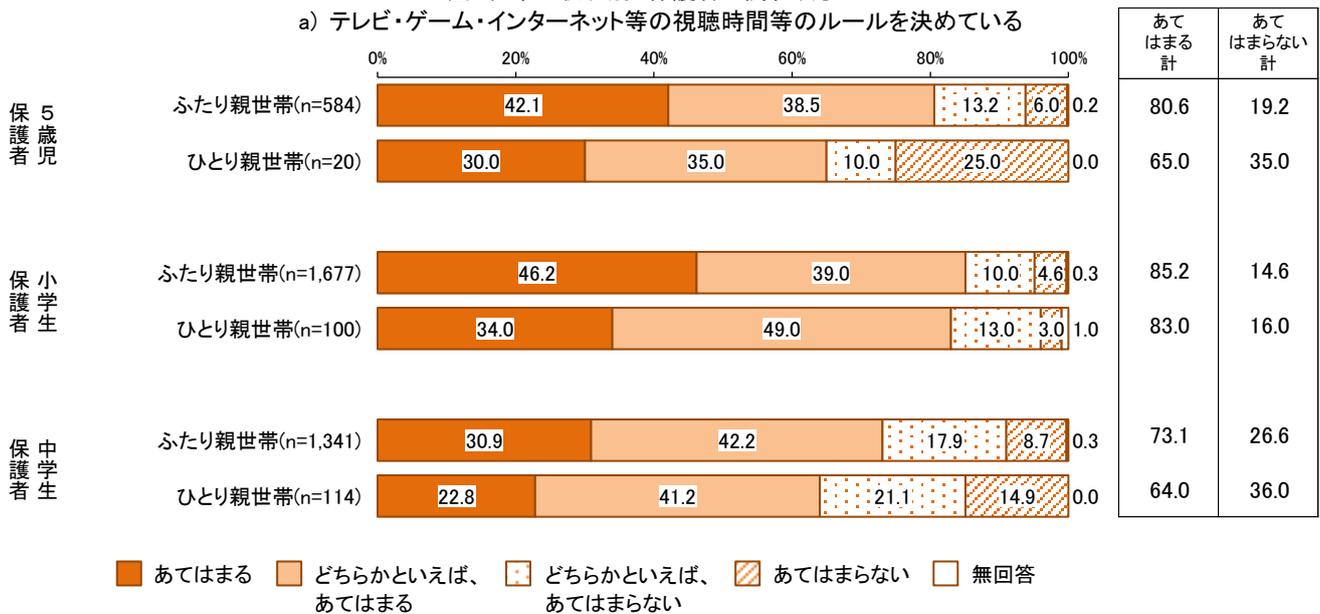


図 世帯の状況別 保護者の関わり方 -
a) テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている



b) お子さんに本や新聞を読むように勧めている

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が高まるにつれて『あてはまる』の割合が高くなっており、小学生保護者の中央値以上の世帯で81.3%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『あてはまる』の割合が高くなっており、小学生保護者のふたり親世帯で76.5%と最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 保護者の関わり方 -
b) お子さんに本や新聞を読むように勧めている

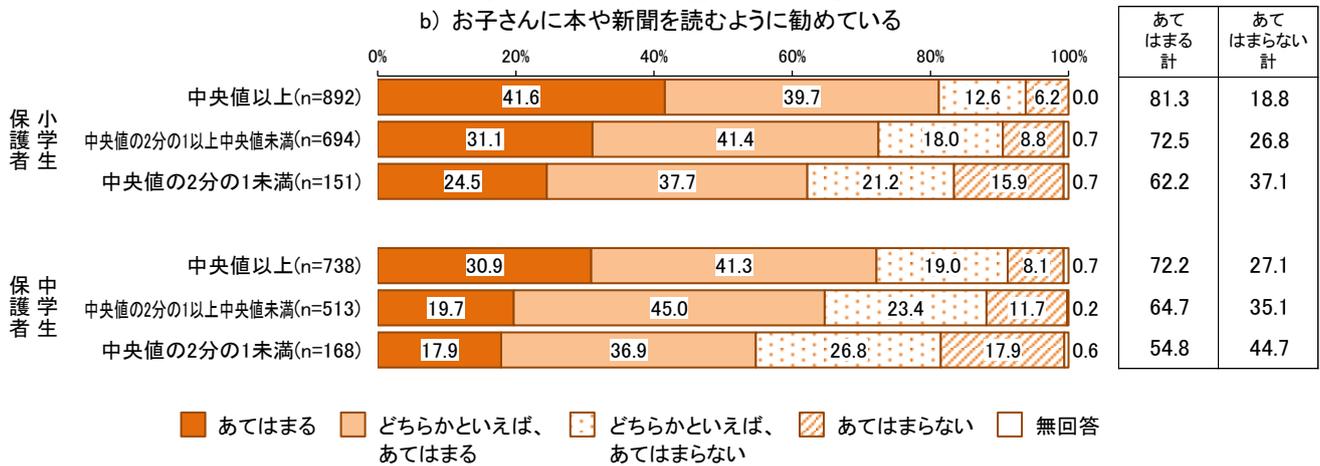
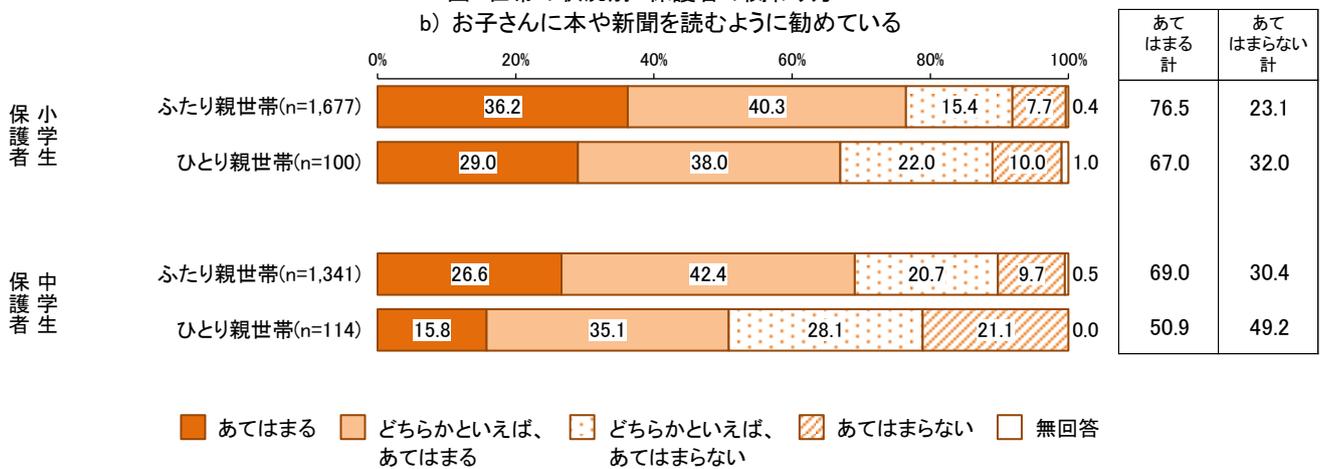


図 世帯の状況別 保護者の関わり方 -
b) お子さんに本や新聞を読むように勧めている



c) お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた(している)

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が高まるにつれて『あてはまる』の割合が高くなっており、小学生保護者の中央値以上の世帯で87.1%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『あてはまる』の割合が高くなっており、小学生保護者のふたり親世帯で86.0%と最も高くなっている。また、5歳児保護者のひとり親世帯で『あてはまらない』(「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」の合計)が45.0%となり、他の世帯層よりも高くなっている。

図 等価世帯収入別 保護者の関わり方 -
c) お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた(している)

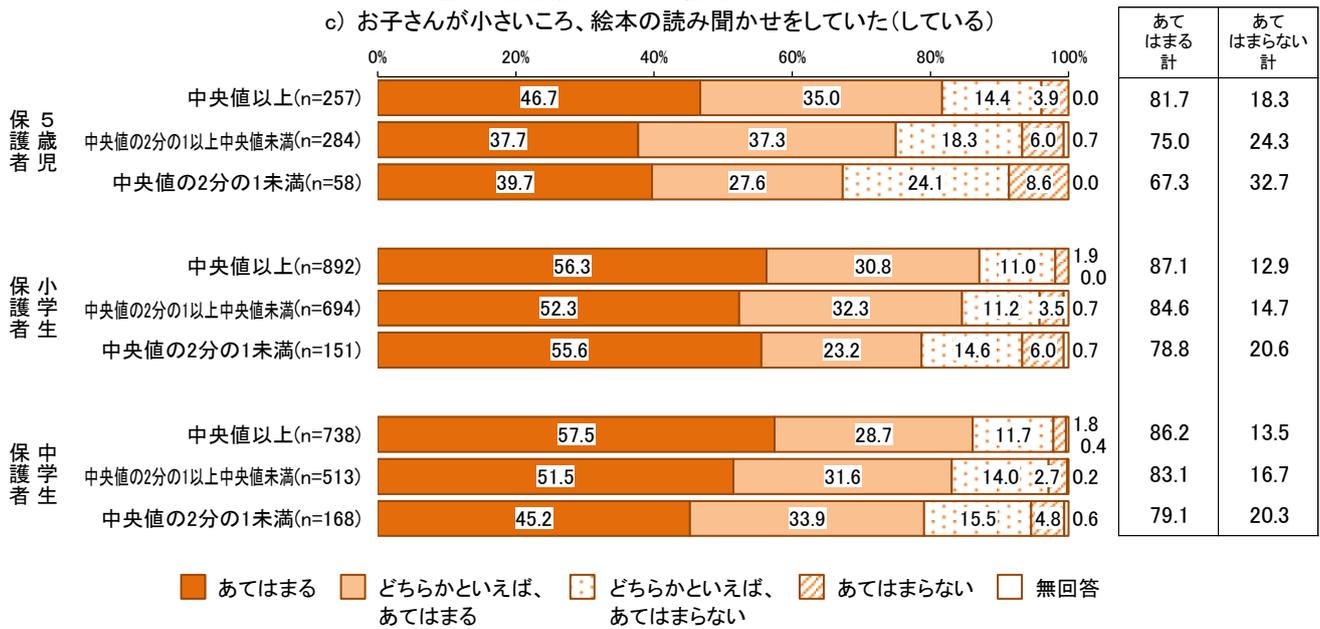
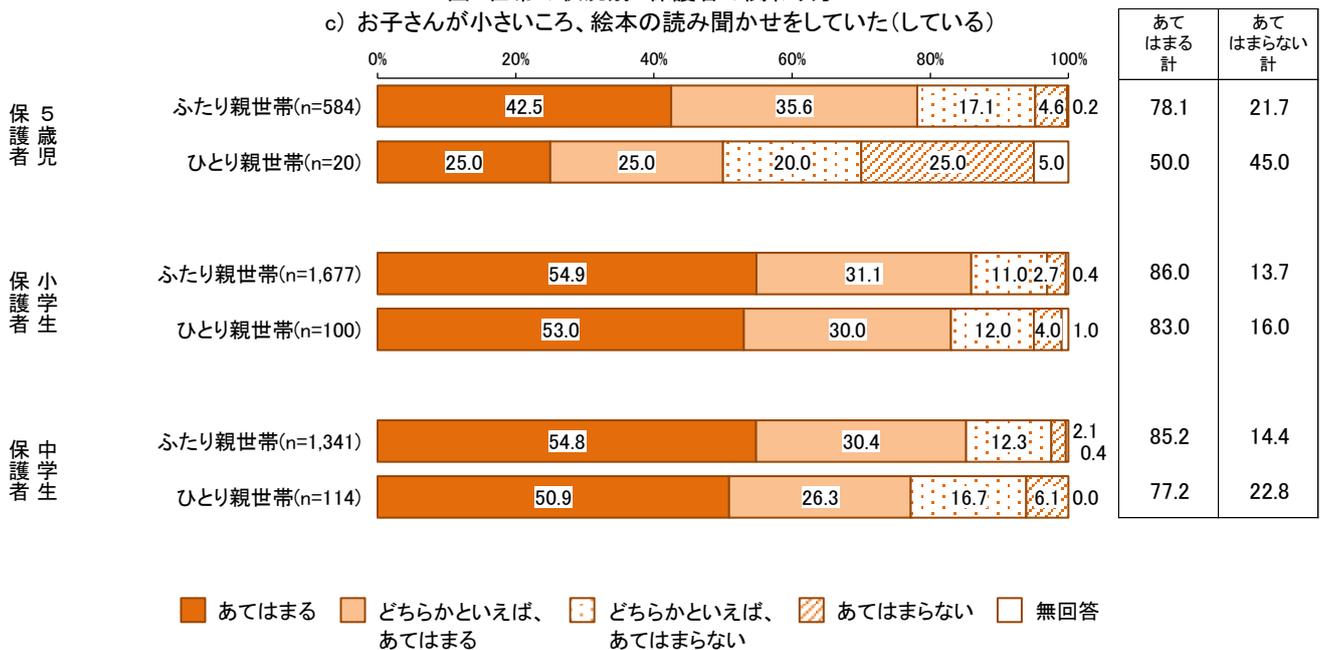


図 世帯の状況別 保護者の関わり方 -
c) お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた(している)



d) お子さんから、勉強や成績のこと・通園している施設の出来事について話をしてくれる

等価世帯収入別に見ると、小学生保護者と中学生保護者では、収入が高まるにつれて『あてはまる』の割合が高くなっており、小学生保護者の中央値以上の世帯で86.9%となっている。5歳児保護者は「中央値の2分の1未満」の世帯の『あてはまる』が最も高く、98.3%となっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『あてはまる』の割合が高くなっており、5歳児保護者のふたり親世帯で93.6%と最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 保護者の関わり方

d) お子さんから、勉強や成績のこと・通園している施設の出来事について話をしてくれる

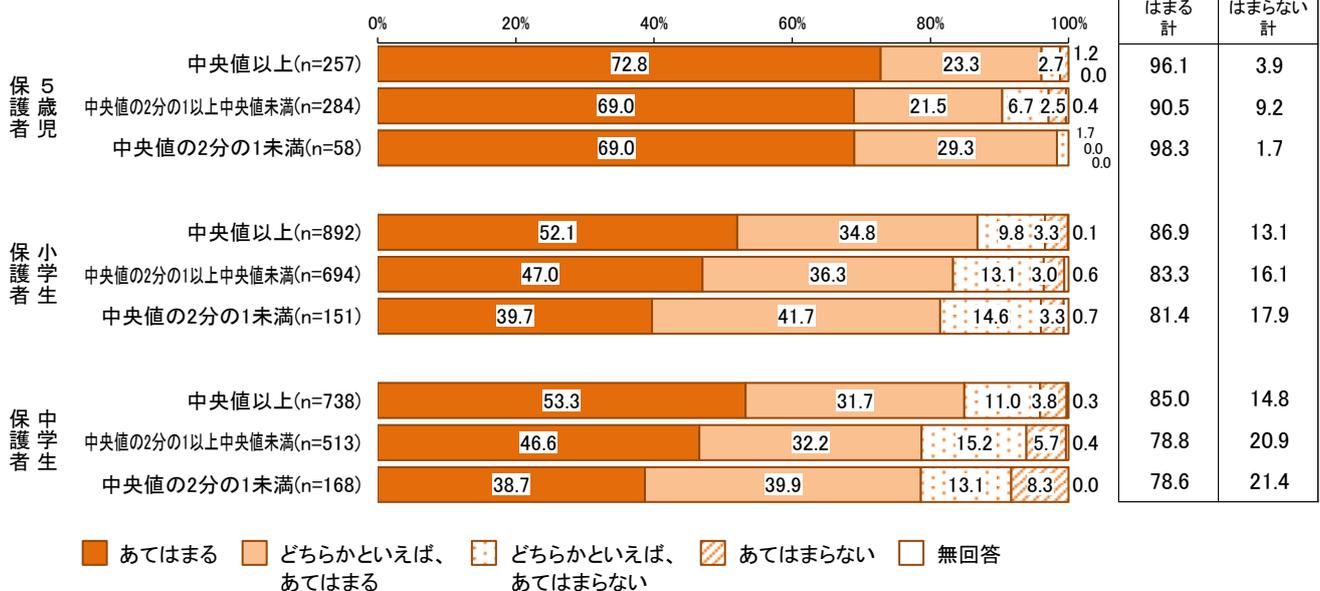
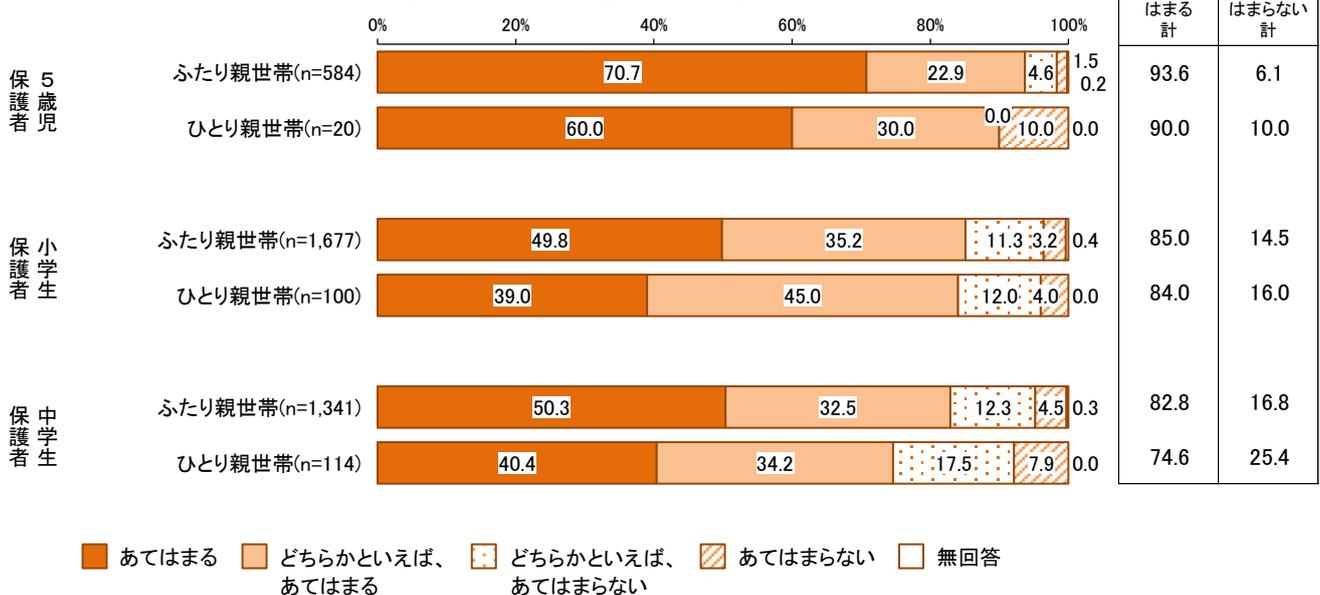


図 世帯の状況別 保護者の関わり方

d) お子さんから、勉強や成績のこと・通園している施設の出来事について話をしてくれる

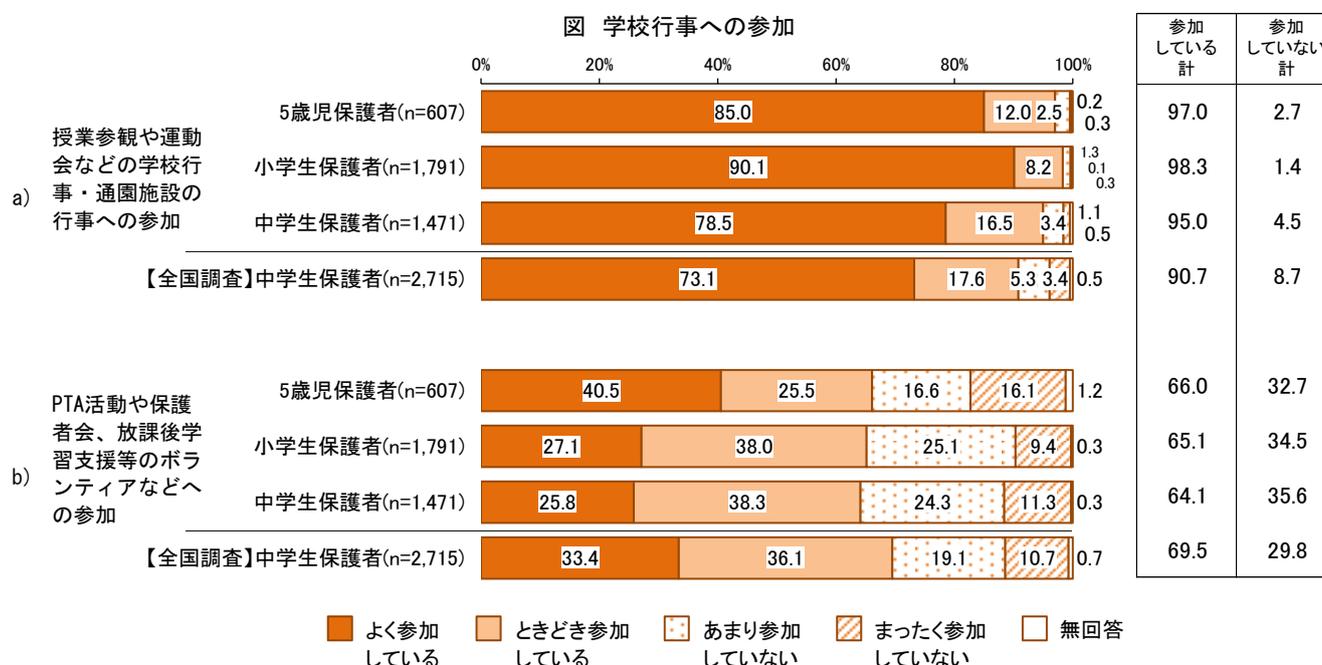


(3) 学校行事への参加

小中学生保護者 問 14 5 歳児保護者 問 14	あなたは、次のようなことをどの程度していますか。(a,b それぞれについて、あてはまるもの1つに○) ※新型コロナウイルス感染症拡大後(2020年2月以降)、学校行事などが休止している場合は、それ以前の状況をお答えください。
------------------------------	---

学校行事への参加を見ると、「a) 授業参観や運動会などの学校行事・通園施設の行事への参加」は、すべての保護者層で『参加している』(「よく参加している」と「ときどき参加している」の合計)が9割以上と大多数を占めている。全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で『参加している』が4.3ポイント高くなっている。

「b) PTA 活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加」は、すべての保護者層で『参加している』が6割台となっている。全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で『参加している』が5.4ポイント低くなっている。



a) 授業参観や運動会などの学校行事・通園施設の行事への参加

等価世帯収入別に見ると、中学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で『参加している』が90.5%と、他の世帯層よりもやや低くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『参加している』の割合が高くなっており、小学生保護者のふたり親世帯で98.5%と最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 授業参観や運動会などの学校行事・通園施設の行事への参加

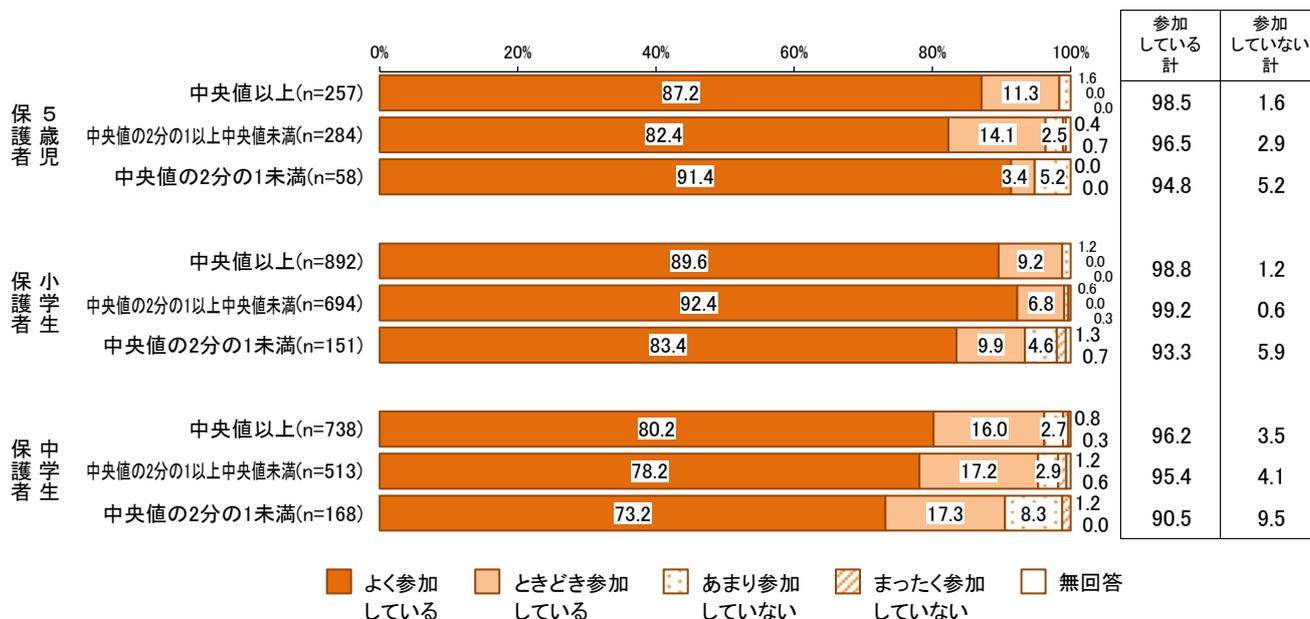
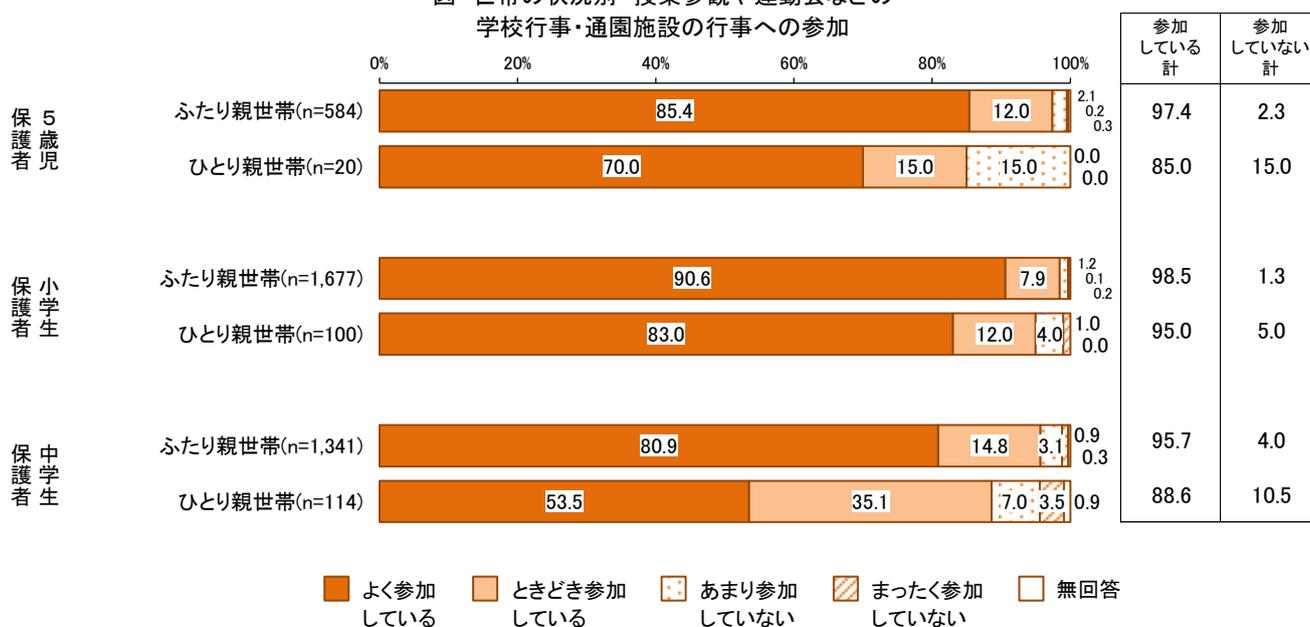


図 世帯の状況別 授業参観や運動会などの学校行事・通園施設の行事への参加



b) PTA 活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が高まるにつれて『参加している』の割合が高くなっており、5歳児保護者の中央値以上の世帯で68.9%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、小学生保護者と中学生保護者では、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『あてはまる』の割合が高くなっている。一方で、5歳児保護者は『あてはまる』の割合に差異はほとんど見られず、ひとり親世帯の「まったく参加していない」が30.0%と、他の世帯層よりも高くなっている。

図 等価世帯収入別 PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加

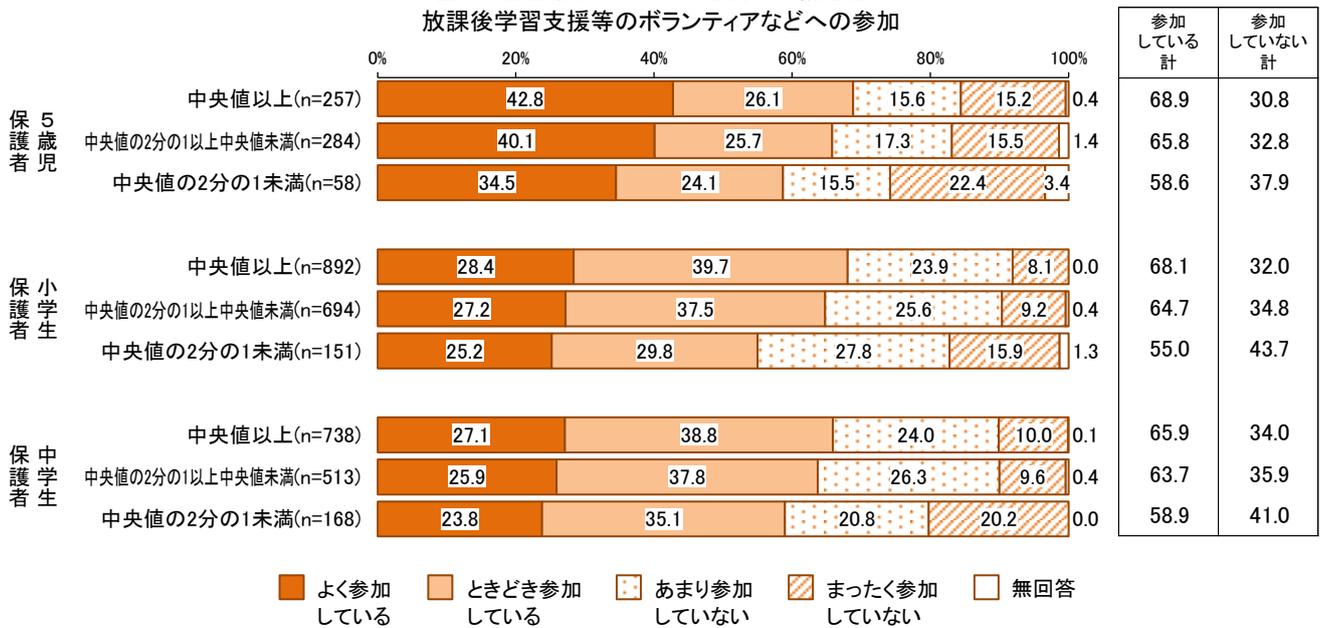
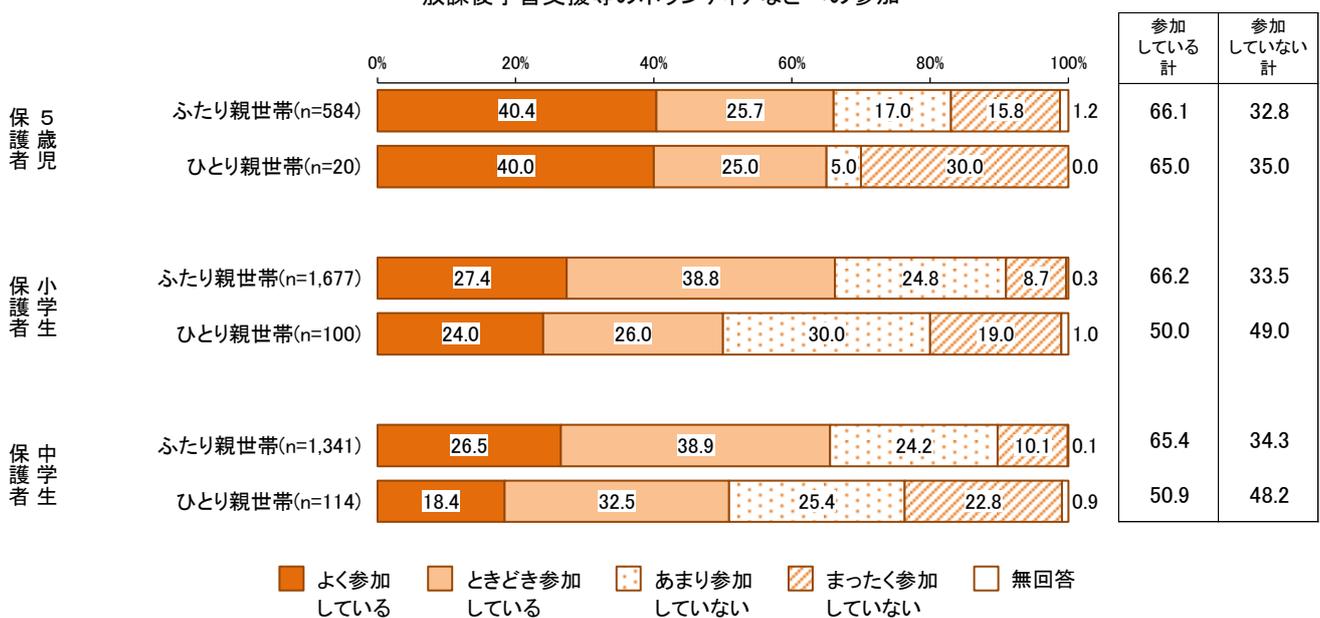


図 世帯の状況別 PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加



(4) 幼児教育・保育・療育の無償化の効果

5歳児保護者 問 15	幼児教育・保育・療育の無償化についてお聞きします。無償化によって、生活に影響がありましたか。(あてはまるものすべてに○)
-------------	--

幼児教育・保育・療育の無償化の効果を見ると、「子育ての費用や教育費を充実することができた」が60.0%で最も高く、次いで「生活費にゆとりができた」が40.5%、「特に影響はなかった」が14.2%、「ローンの返済や貯蓄にあてた」が11.0%となっている。

等価世帯収入別に見ると、中央値以上の世帯で「子育ての費用や教育費を充実することができた」が67.3%と、他の世帯層よりも高くなっている

世帯の状況別に見ると、ふたり親世帯で「子育ての費用や教育費を充実することができた」が、ひとり親世帯よりも20ポイント以上高くなっている。一方で「特に影響はなかった」は、ひとり親世帯の方が11.1ポイント高くなっている。

図 幼児教育・保育・療育の無償化の効果

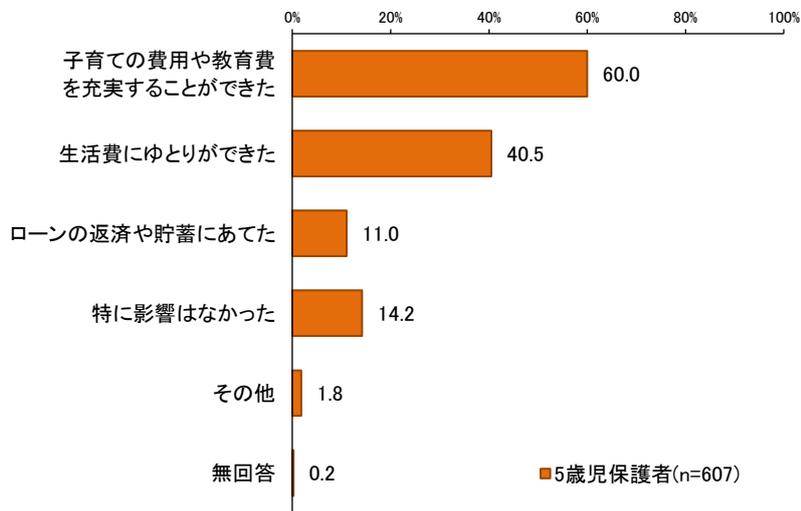


図 等価世帯収入別
幼児教育・保育・療育の無償化の効果

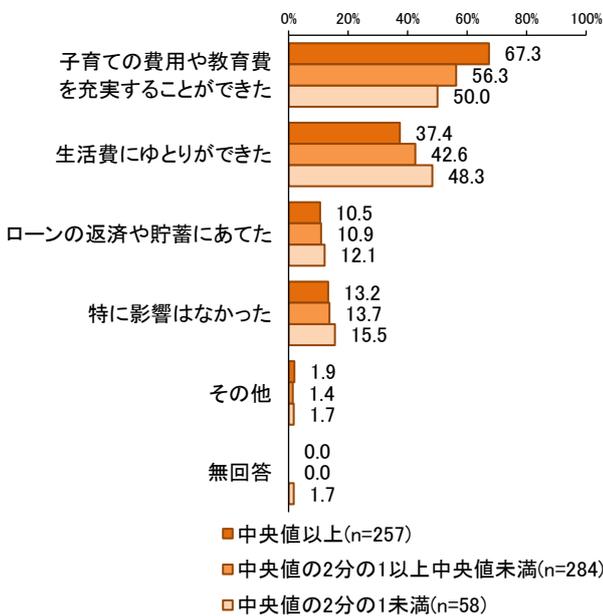
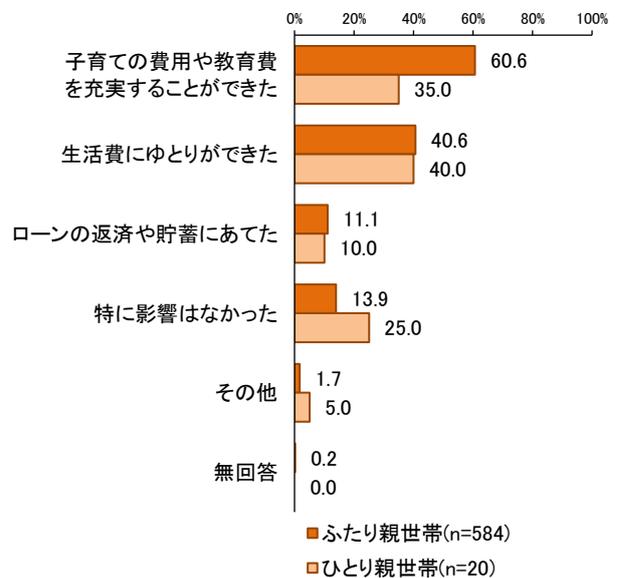


図 世帯の状況別
幼児教育・保育・療育の無償化の効果

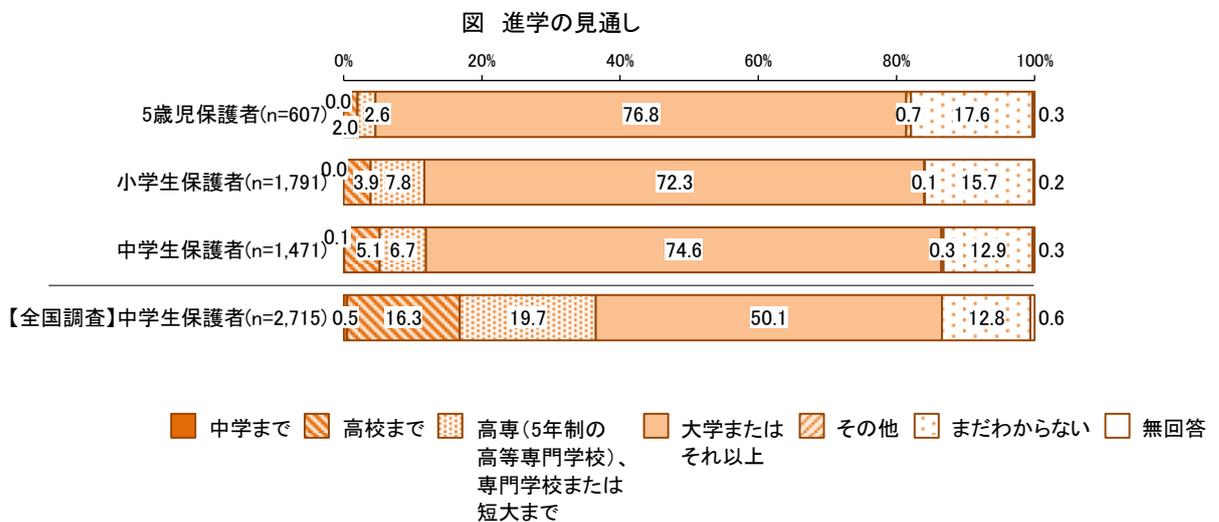


(5) 進学の見通し

小中学生保護者 問 15	お子さんは将来、どの学校まで進学すると思いますか。(あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問 16	あなたは、お子さんの進学について、どこまで希望されていますか。(あてはまるもの1つに○)

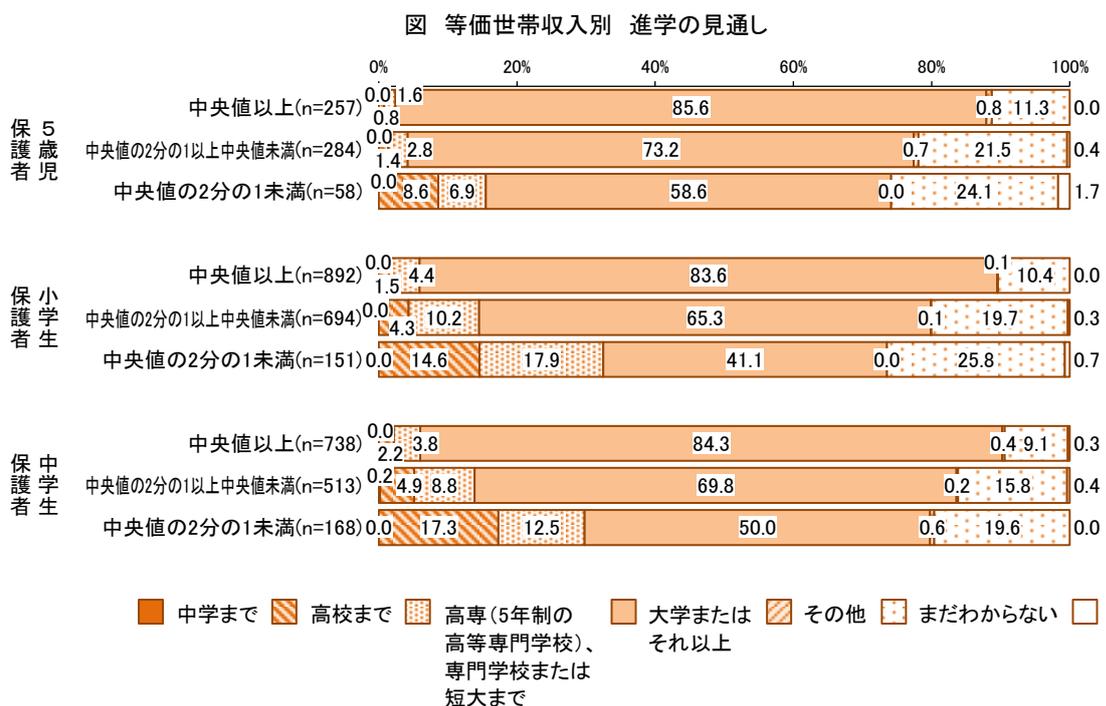
進学の見通しを見ると、すべての保護者層で「大学またはそれ以上」の割合が7割台で最も高くなっている。全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で「大学またはそれ以上」が 20 ポイント以上高くなっている。

等価世帯収入別に見ると、収入が高くなるほど「大学またはそれ以上」が高くなり、中央値以上の世帯で、それぞれ8割以上を占めている。



※全国調査の設問は「お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。」

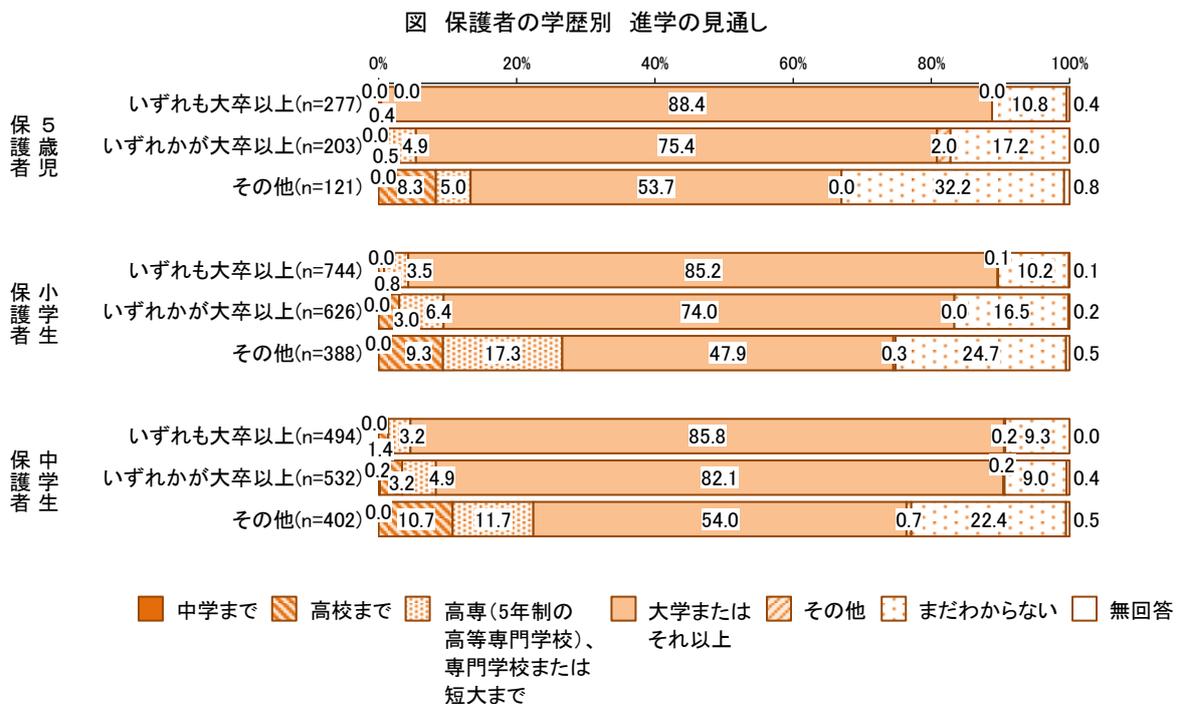
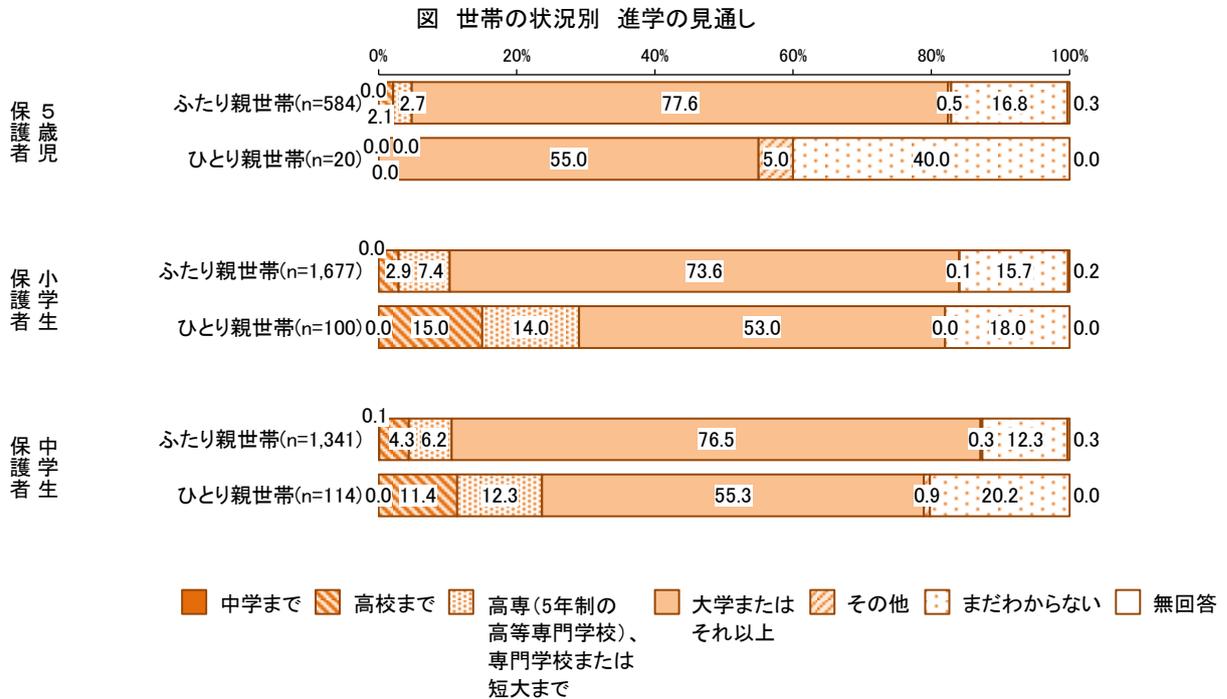
※「その他」は今回調査のみの項目



第1章 II 保護者調査の結果

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「大学またはそれ以上」の割合が高くなっており、5歳児保護者のふたり親世帯で77.6%と最も高くなっている。

保護者の学歴別に見ると、すべての保護者層で、いずれも大卒以上の世帯といずれかが大卒以上の世帯で「大学またはそれ以上」が7～8割台となっている一方で、その他の世帯は4～5割台と低くなっている。



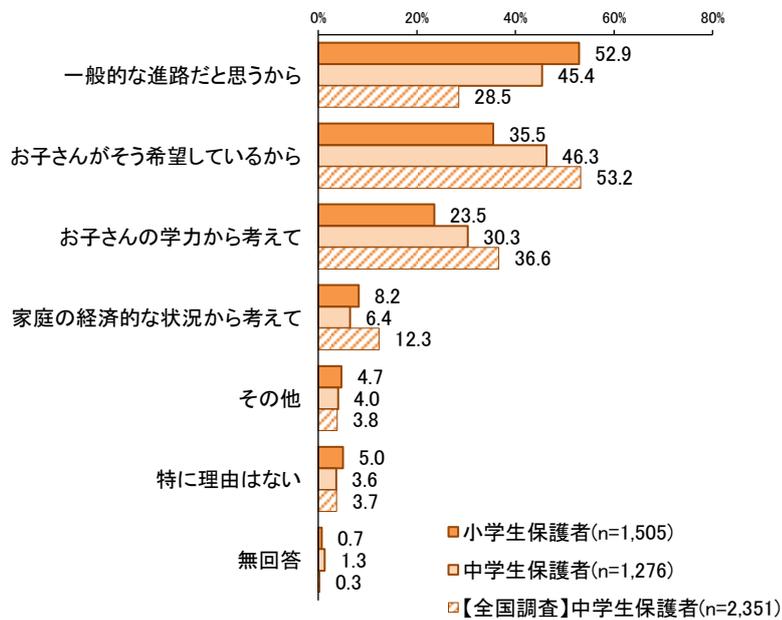
(6) 想定する進学先の理由

小中学生保護者 問 16	前の問で1～5 と答えた場合、その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)
--------------	---

想定する進学先の理由を見ると、小学生保護者は「一般的な進路だと思うから」が 52.9%、中学生保護者は、「お子さんがそう希望しているから」が 46.3% で最も高くなっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で「一般的な進路だと思うから」が 16.9 ポイント高くなっている。

図 想定する進学先の理由



等価世帯収入別に見ると、いずれの保護者層も収入が高まるにつれて、「一般的な進路だと思うから」と「お子さんの学力から考えて」の割合が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、いずれの保護者層も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯より「一般的な進路だと思うから」が高くなっており、小学生保護者で53.6%、中学生保護者で46.1%となっている。

図 等価世帯収入別 想定する進学先の理由

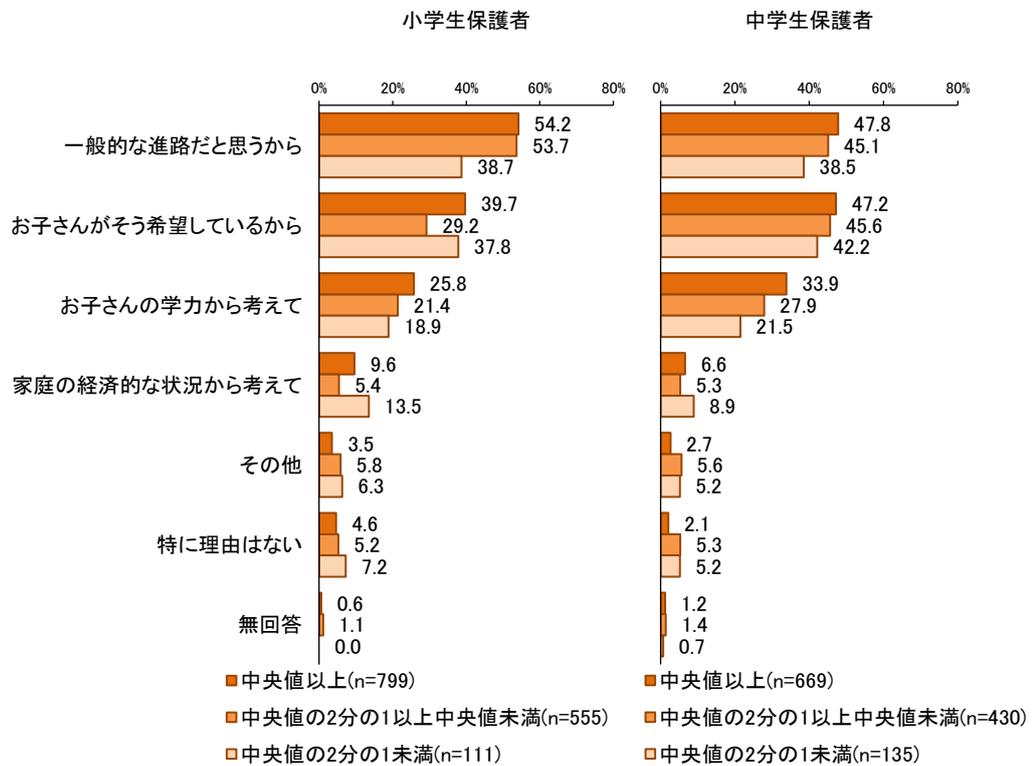
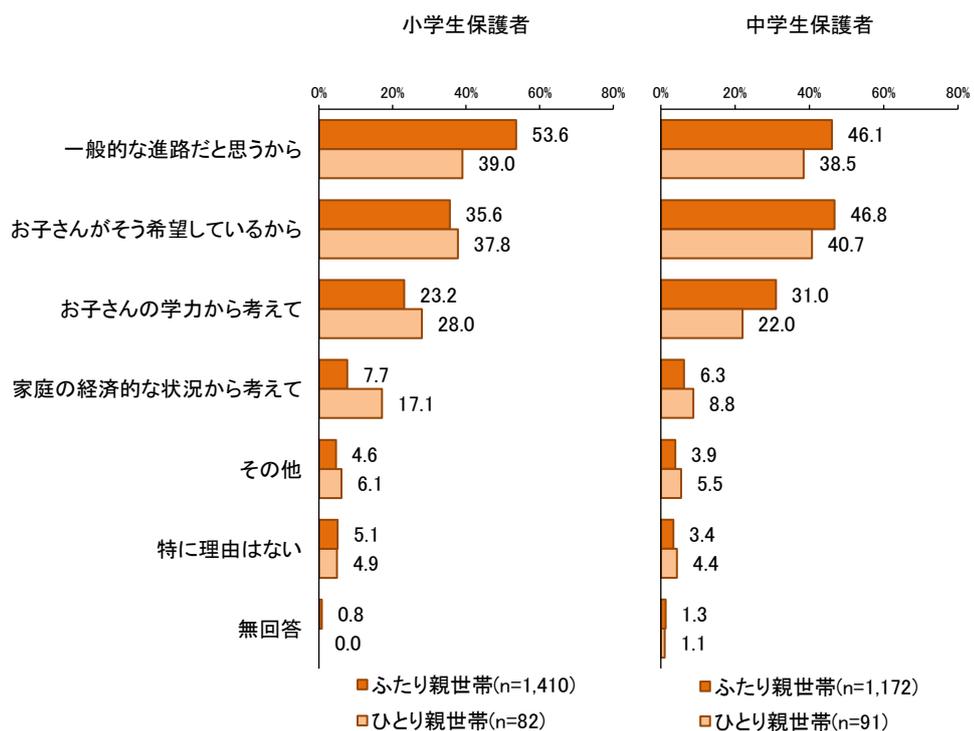


図 世帯の状況別 想定する進学先の理由



進学の見通し別に見ると、いずれの保護者層も進学の見通しが高学歴になるにつれて「一般的な進路だと思うから」、低学歴になるにつれて「お子さんの学力から考えて」の割合が高くなる傾向にある。また、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」のみの世帯では、進学の見通しが「高校まで」で「家庭の経済的な状況から考えて」が、いずれの保護者層も3割台となっている。

図 進学の見通し別 想定する進学先の理由

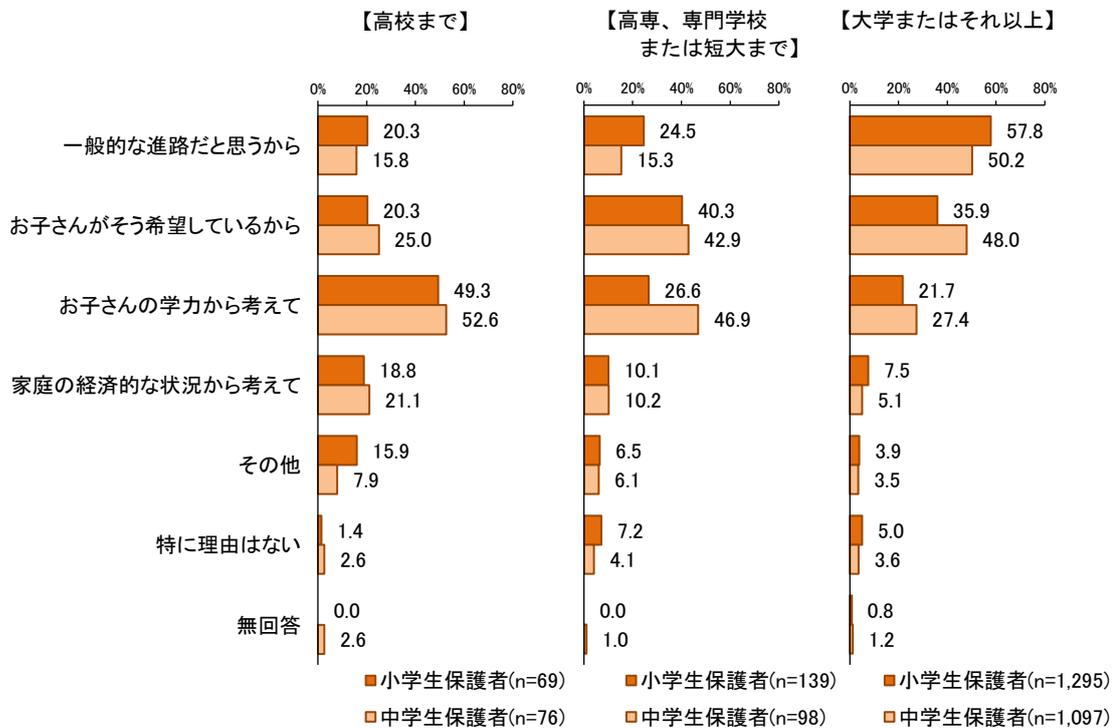
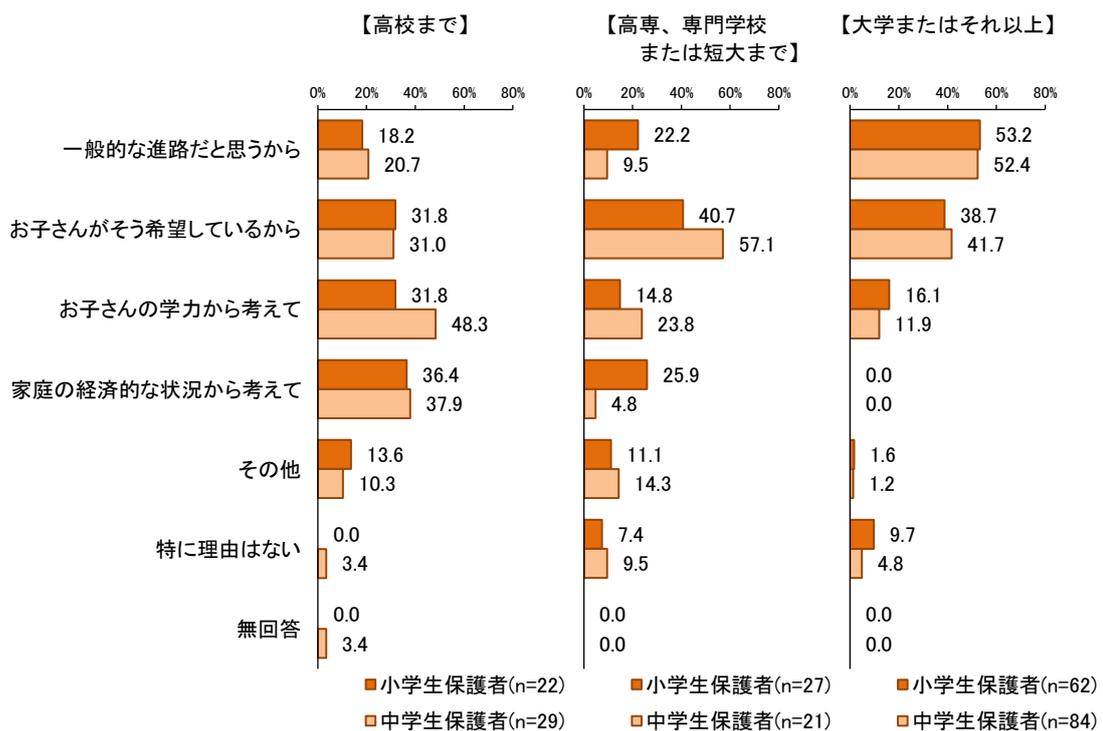


図 進学の見通し別 想定する進学先の理由(等価世帯収入が中央値の2分の1未満のみ)

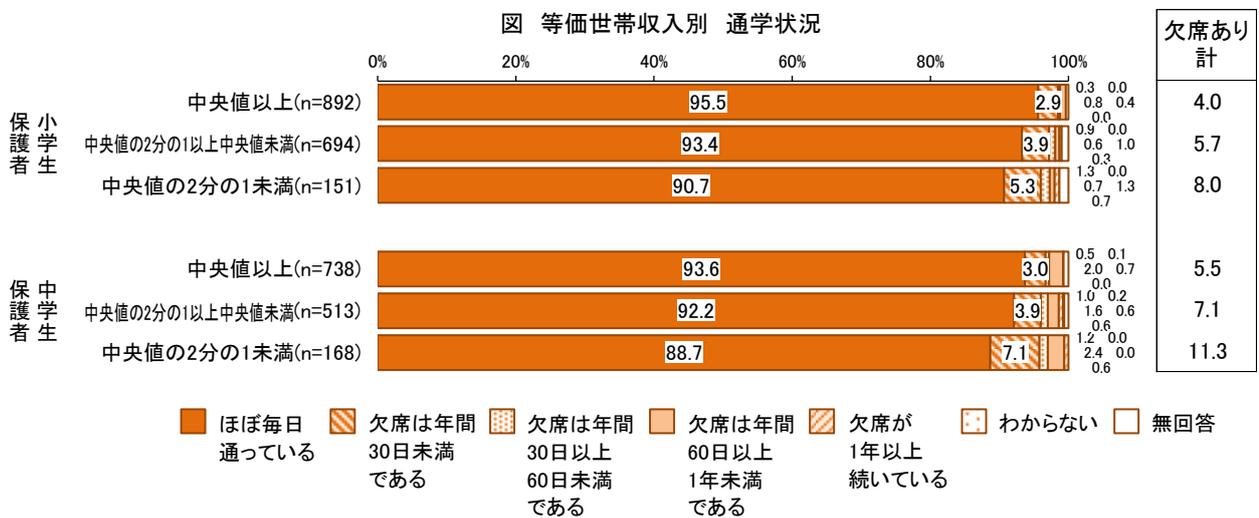
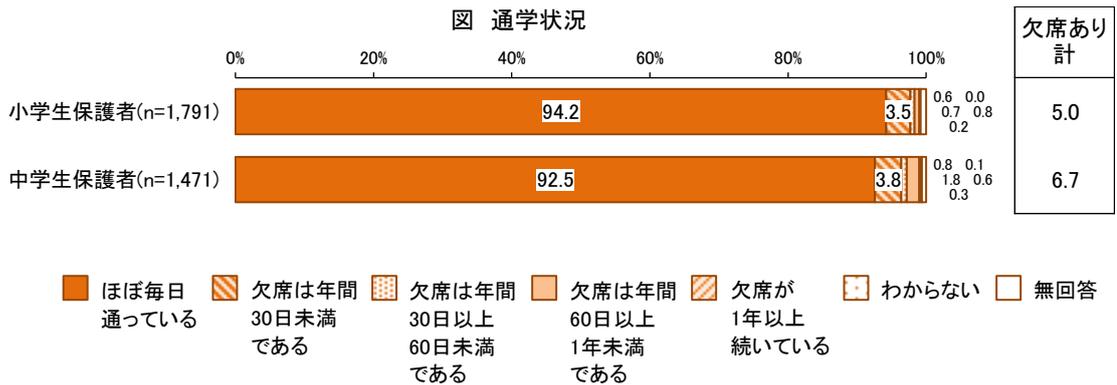


(7)通学状況

小中学生保護者 問 17	お子さんの通学状況について、最も近いものはどれですか。(あてはまるもの1つに○)(新型コロナウイルス感染症拡大に関係する欠席は含みません。)
--------------	--

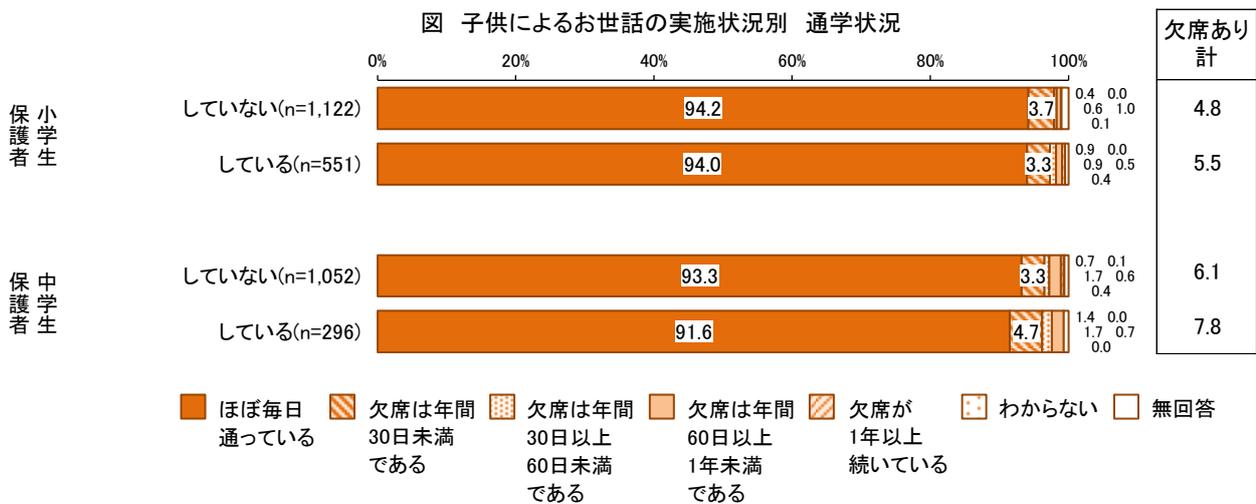
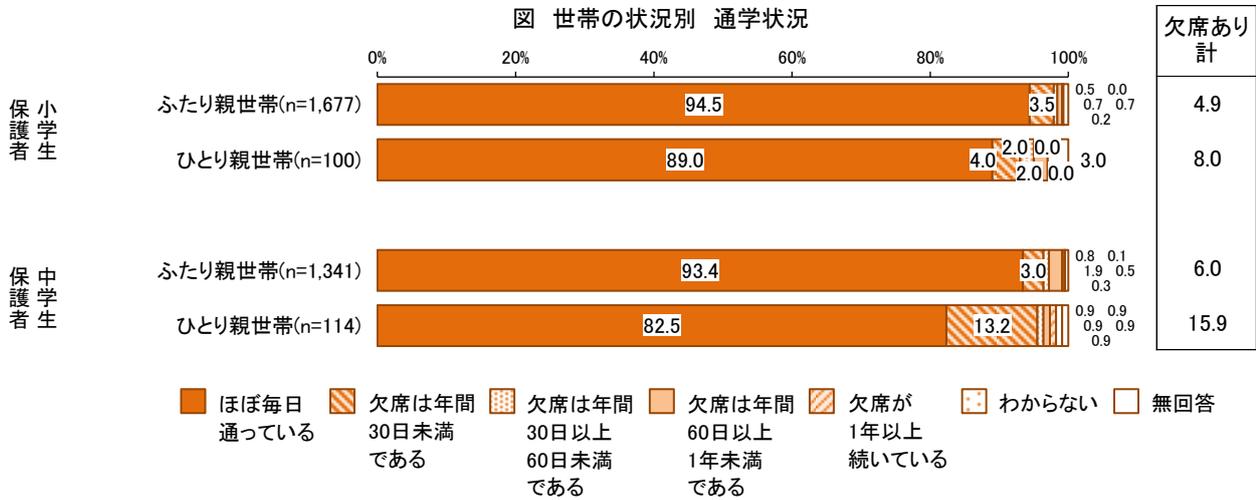
通学状況を見ると、すべての保護者層で「ほぼ毎日通っている」が9割以上で最も高くなっている。

等価世帯収入別に見ると、いずれの保護者層でも、収入が高まるにつれて「ほぼ毎日通っている」の割合が高くなっており、小学生保護者の中央値以上の世帯で 95.5%と最も高くなっている。一方で中学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で『欠席あり』は 11.3%と、約1割を占めている。



世帯の状況別に見ると、いずれの保護者層でも、ひとり親世帯よりもふたり親世帯の方が「ほぼ毎日通っている」の割合が高くなっており、小学生保護者の中央値以上の世帯で94.5%と最も高くなっている。一方で中学生保護者のひとり親世帯で『欠席あり』は15.9%となっている。

子供によるお世話の実施状況別に見ると、お世話の実施状況による差異はほとんど見られない。



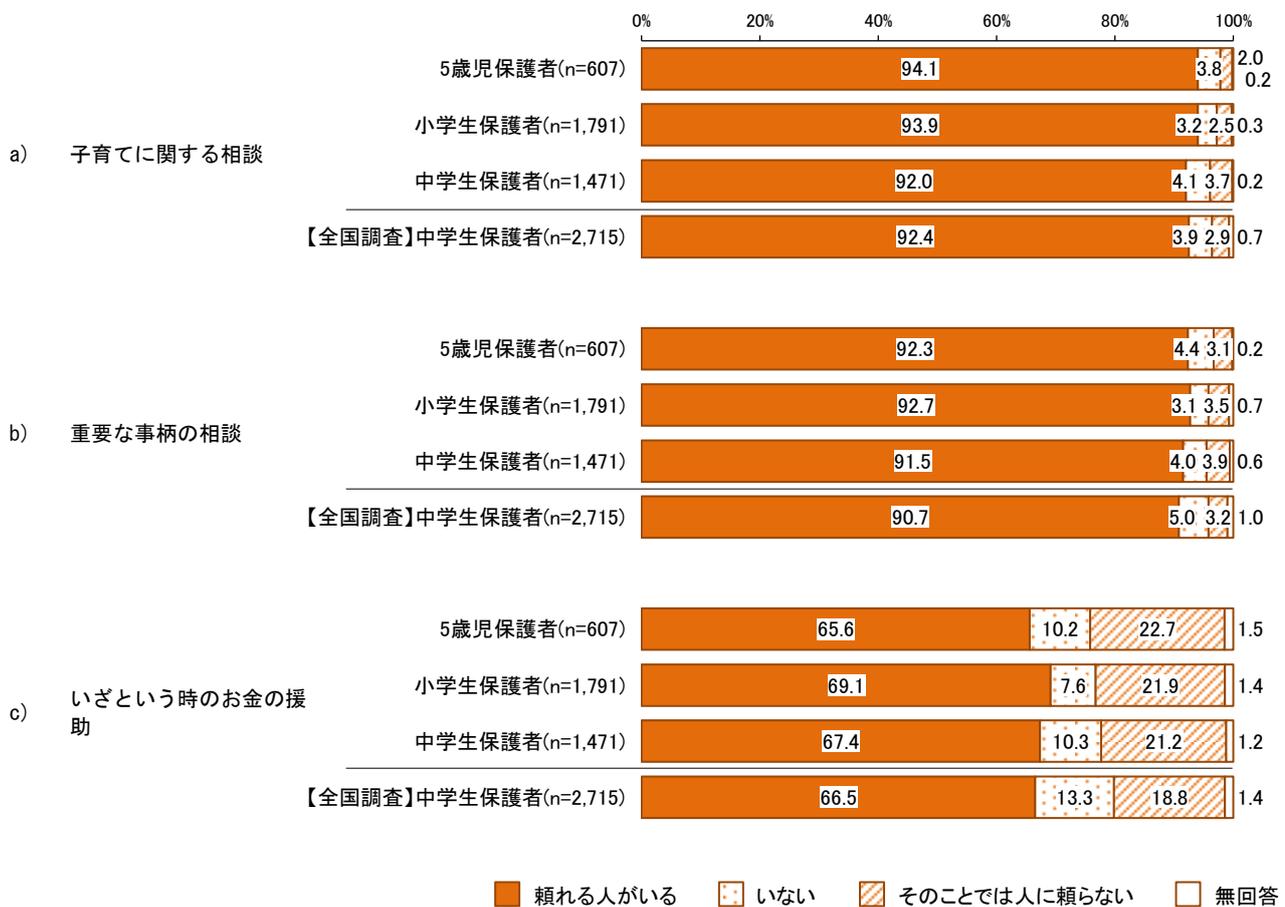
4. 頼れる相手の有無

(1) 保護者の頼れる相手

小中学生保護者 問 18	あなたは次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。 (a~c それぞれについて、1~3のあてはまるもの1つに○) また、「1 頼れる人がいる」場合、それはだれですか。(①~⑩のあてはまるものすべてに○)
5歳児保護者 問 17	

保護者の頼れる相手の有無を見ると、すべての保護者層で「頼れる人がいる」が最も高く、「a) 子育てに関する相談」と「b) 重要な事柄の相談」でそれぞれ9割以上、「c) いざという時のお金の援助」で6割台となっている。

図 保護者の頼れる相手の有無



a) 子育てに関する相談

等価世帯収入別に見ると、中学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「頼れる人がいる」が89.3%と、他の世帯層よりもやや低くなっている。

世帯の状況別に見ると、中学生保護者のひとり親世帯で「いない」が9.6%と、約1割を占めている。

図 等価世帯収入別 保護者の頼れる相手の有無 — a) 子育てに関する相談

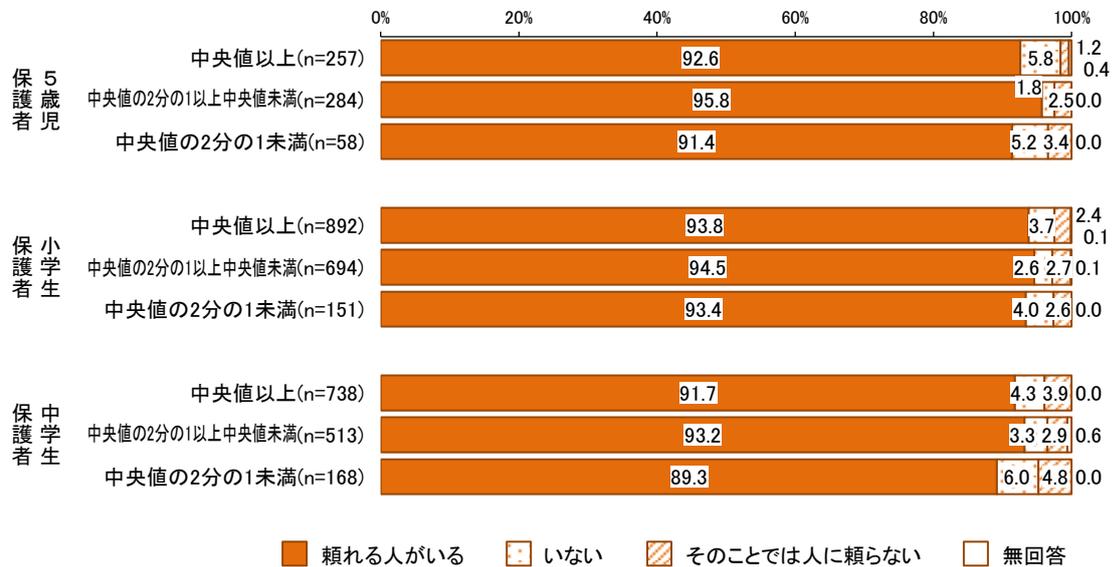
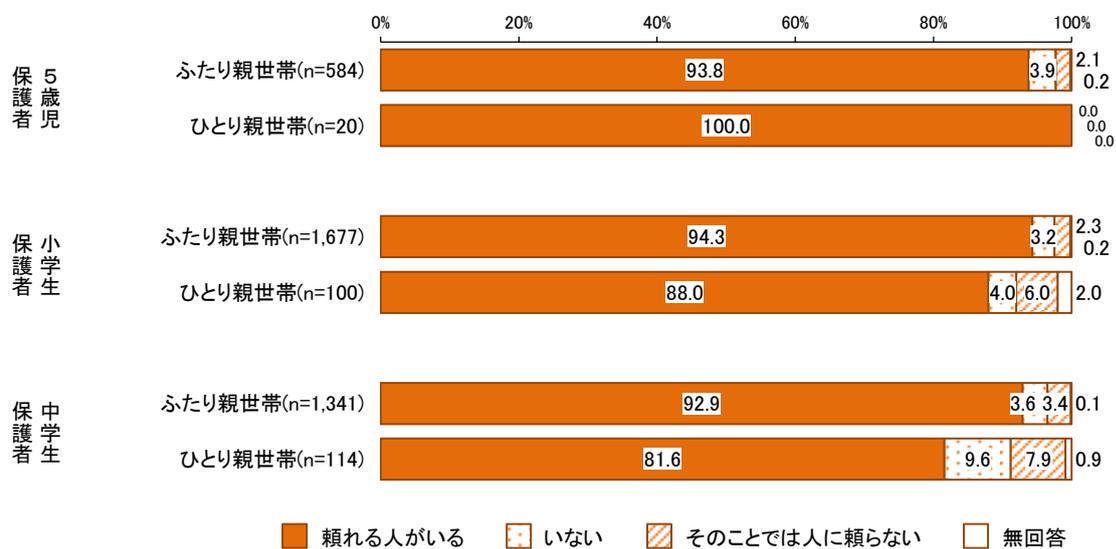


図 世帯の状況別 保護者の頼れる相手の有無 — a) 子育てに関する相談



b) 重要な事柄の相談

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、「中央値の2分の1未満」は「頼れる人がいる」が8割台でやや低くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ひとり親世帯で「いない」が約1割を占めている。

図 等価世帯収入別 保護者の頼れる相手の有無 — b) 重要な事柄の相談

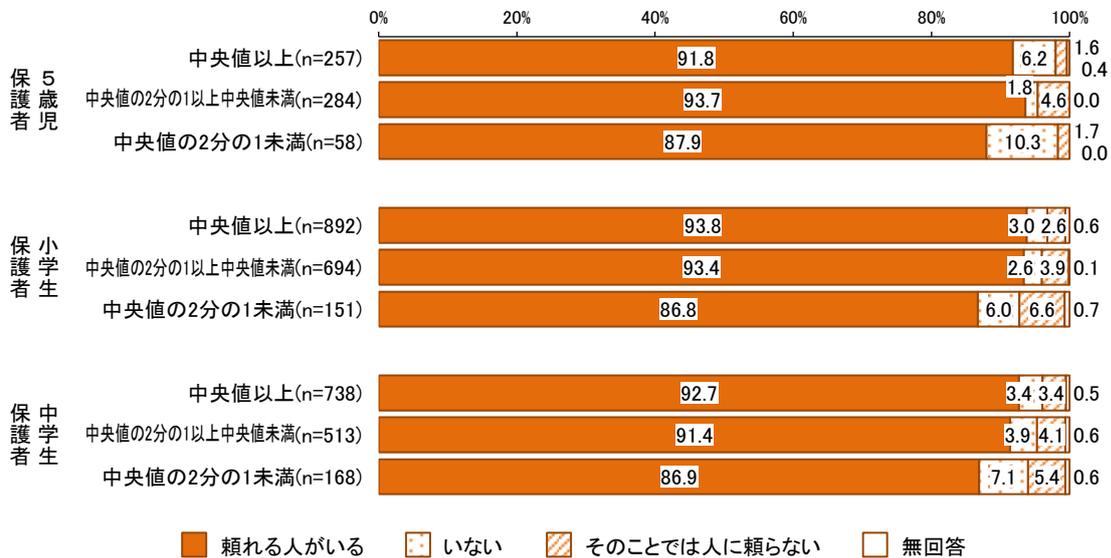
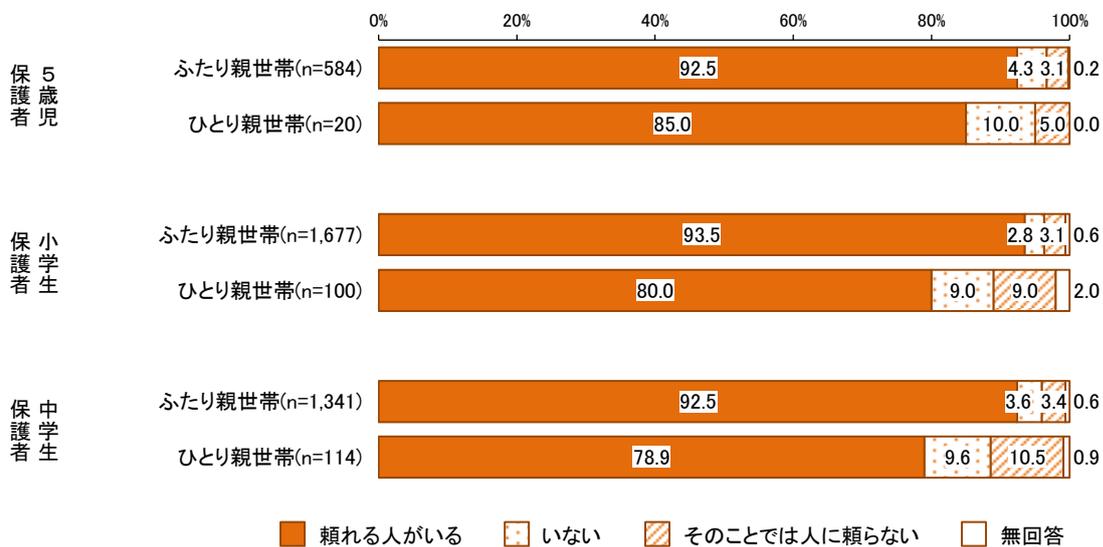


図 世帯の状況別 保護者の頼れる相手の有無 — b) 重要な事柄の相談



c) いざという時のお金の援助

等価世帯収入別に見ると、5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「頼れる人がいる」が 51.7%と、他の世帯層よりも大幅に低くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯がひとり親世帯よりも「頼れる人がいる」の割合が高くなっている。また、5歳児保護者のひとり親世帯で「いない」が 25.0%と、4人に1人が「いない」と回答している。

図 等価世帯収入別 保護者の頼れる相手の有無 — c) いざという時のお金の援助

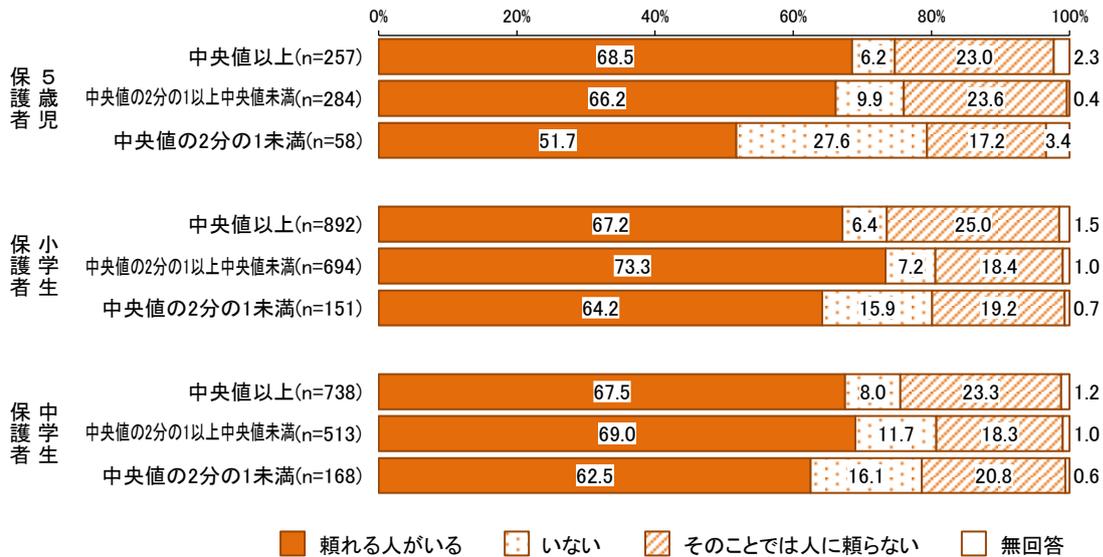
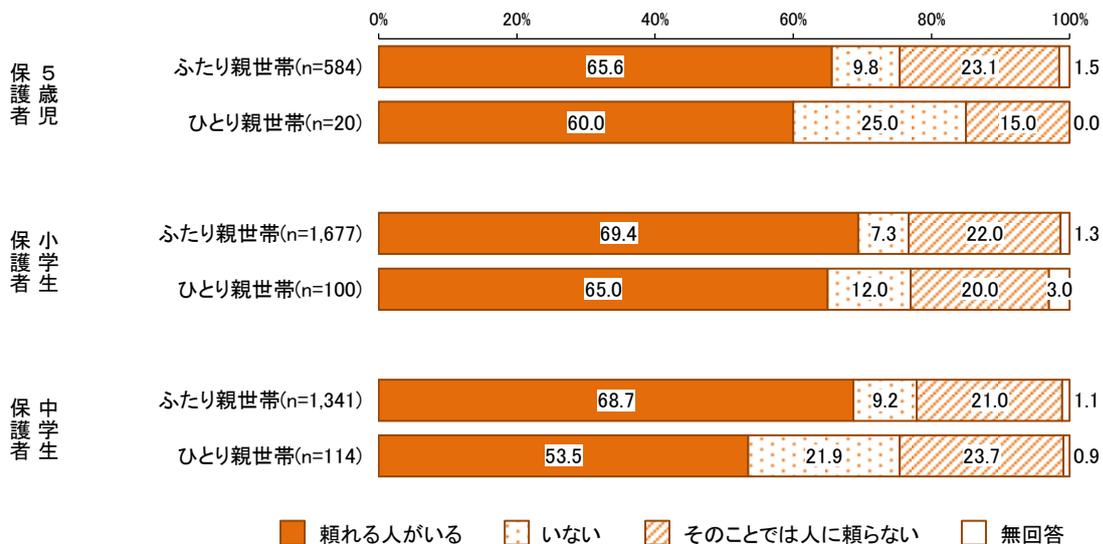


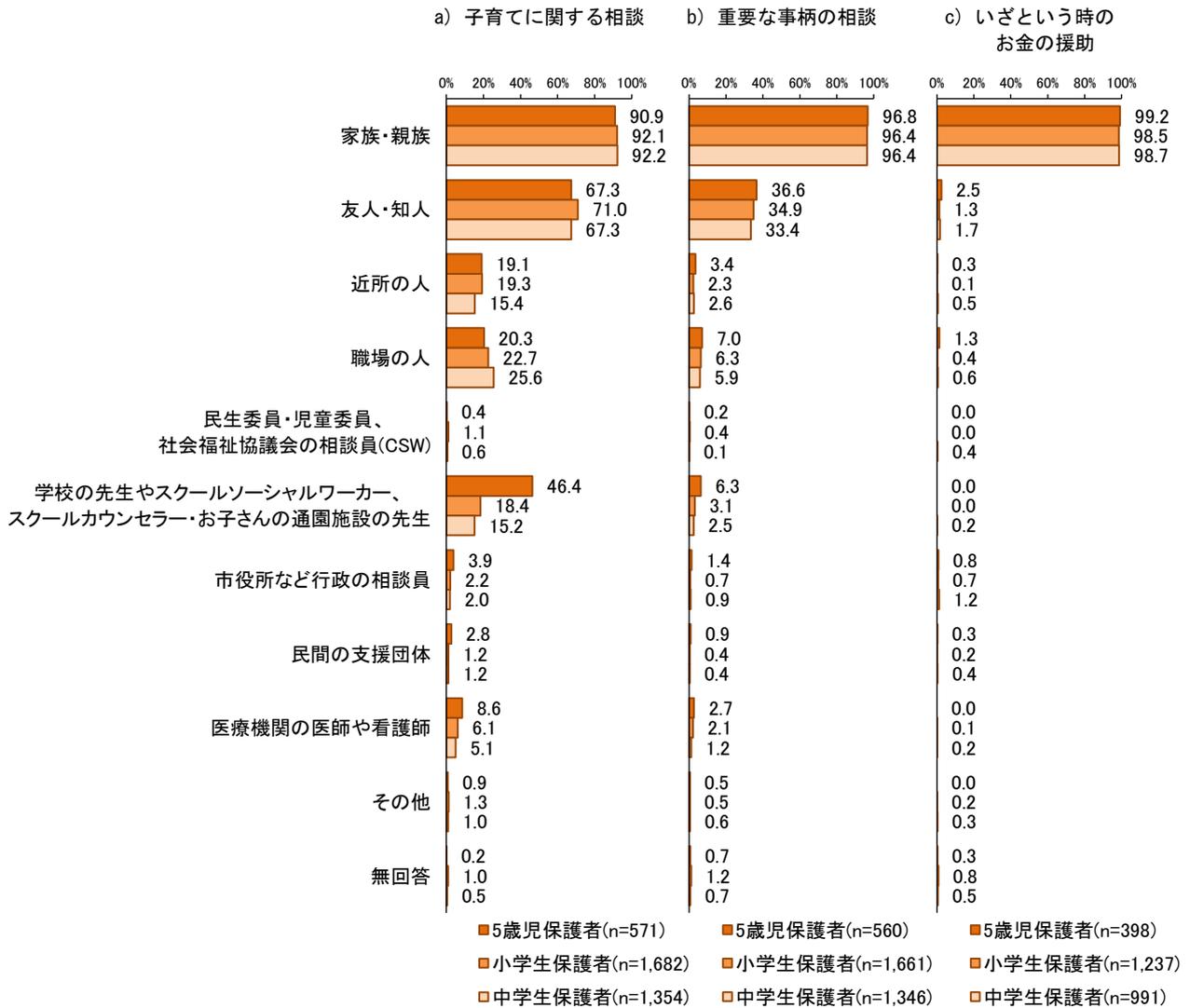
図 世帯の状況別 保護者の頼れる相手の有無 — c) いざという時のお金の援助



保護者の頼れる相手

保護者の頼れる相手を見ると、すべての相談分野のすべての保護者層で「家族・親族」が最も高く、それぞれ9割以上となっている。また、「a) 子育てに関する相談」で5歳児保護者の学校の先生やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー・お子さんの通園施設の先生が46.4%と特に高くなっている。

図 保護者の頼れる相手



等価世帯収入別に見ると、「a) 子育てに関する相談」の5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「家族・親族」が77.4%と、他の世帯層よりも低くなっている。

世帯の状況別に見ると、「b) 重要な事柄の相談」と「c) いざという時のお金の援助」では、すべての保護者層でひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「友人・知人」の割合が高くなっている。

表 保護者の頼れる相手 - a) 子育てに関する相談

			回答者数(n)	家族・親族	友人・知人	近所の人	職場の人	(CSW) 社会福祉協議会の相談員	民生委員・児童委員、 ！お子さんの通園施設の先生	学校の先生やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー	市役所など行政の相談員	民間の支援団体	医療機関の医師や看護師	その他	無回答
等価世帯収入別	5歳児	中央値以上	238	93.7	64.7	20.6	17.6	-	46.6	3.8	2.9	10.1	-	-	-
		中央値の2分の1以上中央値未満	272	91.5	69.1	18.8	21.3	0.7	48.9	3.3	3.3	7.7	1.8	-	-
		中央値の2分の1未満	53	77.4	67.9	17.0	26.4	-	35.8	7.5	-	7.5	-	-	1.9
	小学生	中央値以上	837	91.9	71.6	20.1	22.8	1.0	17.6	2.5	1.4	6.6	1.0	1.0	1.0
		中央値の2分の1以上中央値未満	656	93.1	69.7	20.0	21.2	1.1	18.8	1.4	0.6	5.2	1.5	0.9	0.9
		中央値の2分の1未満	141	90.1	73.8	15.6	25.5	1.4	22.0	4.3	2.1	7.1	2.1	1.4	1.4
	中学生	中央値以上	677	94.1	67.2	16.4	25.6	0.6	15.1	1.6	1.2	3.4	0.7	-	-
		中央値の2分の1以上中央値未満	478	92.7	67.6	14.4	27.2	0.2	14.2	1.5	1.7	6.7	0.8	0.8	0.8
		中央値の2分の1未満	150	85.3	70.0	15.3	24.0	1.3	14.7	2.7	-	5.3	2.0	2.0	2.0
世帯の状況別	5歳児	ふたり親世帯	548	91.2	67.9	19.2	19.7	0.4	46.4	3.6	2.9	8.9	0.9	0.2	0.2
		ひとり親世帯	20	80.0	45.0	10.0	35.0	-	45.0	10.0	-	-	-	-	-
	小学生	ふたり親世帯	1,581	92.3	71.5	19.7	22.2	0.9	18.1	2.0	1.1	5.6	1.1	0.9	0.9
		ひとり親世帯	88	95.5	67.0	12.5	28.4	2.3	25.0	4.5	2.3	12.5	4.5	-	-
	中学生	ふたり親世帯	1,246	92.9	67.7	15.7	25.1	0.4	14.6	1.4	1.2	4.7	0.8	0.6	0.6
		ひとり親世帯	93	87.1	67.7	12.9	32.3	2.2	20.4	5.4	1.1	8.6	2.2	-	-

表 保護者の頼れる相手 - b) 重要な事柄の相談

		回答者数(n)	家族・親族	友人・知人	近所の人	職場の人	(CSW) 民生委員・児童委員、 社会福祉協議会の相談員	学校の先生やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー ！お子さんの通園施設の先生	市役所など行政の相談員	民間の支援団体	医療機関の医師や看護師	その他	無回答	
等価世帯収入別	5歳児	中央値以上	236	97.0	35.2	2.1	9.3	-	5.9	1.7	1.7	3.4	0.8	0.8
		中央値の2分の1以上中央値未満	266	97.4	36.8	3.8	5.3	0.4	7.1	1.1	0.4	2.6	0.4	-
		中央値の2分の1未満	51	94.1	45.1	7.8	5.9	-	3.9	2.0	-	-	-	2.0
	小学生	中央値以上	837	96.5	35.6	2.7	7.2	0.1	2.9	0.8	0.4	3.1	0.6	1.0
		中央値の2分の1以上中央値未満	648	97.7	33.0	1.9	4.8	0.5	2.9	0.5	0.3	1.2	0.5	0.9
		中央値の2分の1未満	131	93.1	37.4	2.3	6.1	0.8	3.8	0.8	-	-	-	3.1
	中学生	中央値以上	684	97.8	34.2	2.6	4.8	-	1.6	0.4	0.4	0.7	0.4	0.3
		中央値の2分の1以上中央値未満	469	97.0	31.6	1.9	6.4	-	2.8	0.6	0.4	1.3	0.4	0.9
		中央値の2分の1未満	146	90.4	41.1	5.5	8.2	0.7	4.1	1.4	-	1.4	1.4	2.1
世帯の状況別	5歳児	ふたり親世帯	540	97.0	36.5	3.3	6.9	0.2	6.5	1.5	0.9	2.8	0.6	0.6
		ひとり親世帯	17	88.2	41.2	-	11.8	-	-	-	-	-	-	5.9
	小学生	ふたり親世帯	1,568	96.9	34.1	2.2	5.8	0.3	3.1	0.6	0.3	2.0	0.6	1.0
		ひとり親世帯	80	95.0	50.0	5.0	11.3	1.3	2.5	1.3	-	1.3	-	-
	中学生	ふたり親世帯	1,240	97.1	32.6	2.3	5.2	0.1	2.3	0.5	0.4	1.0	0.5	0.7
		ひとり親世帯	90	91.1	47.8	6.7	13.3	-	3.3	2.2	-	2.2	1.1	-

表 保護者の頼れる相手 - c) いざという時のお金の援助

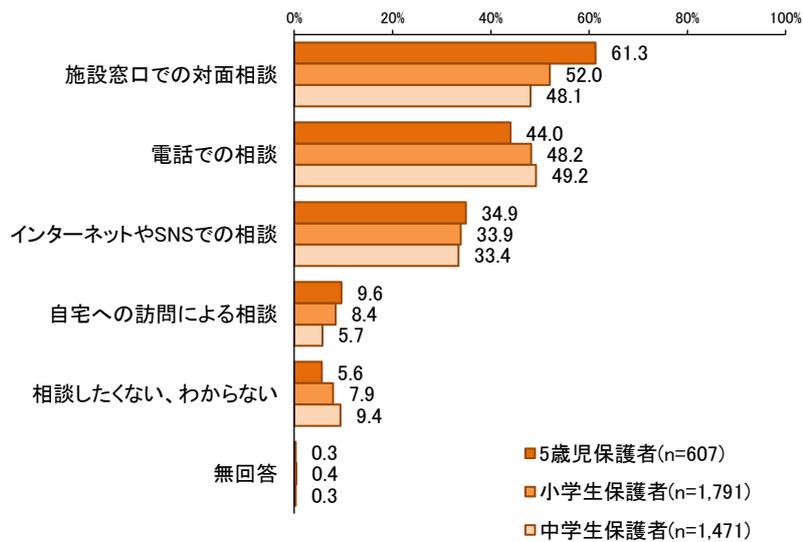
		回答者数(n)	家族・親族	友人・知人	近所の人	職場の人	(CSW) 民生委員・児童委員、 社会福祉協議会の相談員	学校の先生やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー ！お子さんの通園施設の先生	市役所など行政の相談員	民間の支援団体	医療機関の医師や看護師	その他	無回答	
等価世帯収入別	5歳児	中央値以上	176	98.9	4.0	0.6	2.3	-	-	0.6	-	-	-	0.6
		中央値の2分の1以上中央値未満	188	99.5	1.6	-	-	-	-	0.5	-	-	-	-
		中央値の2分の1未満	30	100.0	-	-	3.3	-	-	3.3	3.3	-	-	-
	小学生	中央値以上	599	98.5	1.5	0.2	0.7	-	-	0.7	0.2	-	-	1.0
		中央値の2分の1以上中央値未満	509	99.2	0.8	-	-	-	-	0.6	-	-	-	0.8
		中央値の2分の1未満	97	97.9	1.0	-	-	-	-	-	1.0	-	1.0	-
	中学生	中央値以上	498	99.6	1.2	0.2	0.4	-	-	0.4	0.2	-	-	-
		中央値の2分の1以上中央値未満	354	98.6	2.5	0.8	0.6	0.3	-	1.4	0.6	-	0.3	0.8
		中央値の2分の1未満	105	98.1	1.9	1.0	1.0	1.9	1.0	1.9	1.0	1.9	1.0	1.9
世帯の状況別	5歳児	ふたり親世帯	383	99.2	2.3	0.3	1.0	-	-	0.8	0.3	-	-	0.3
		ひとり親世帯	12	100.0	8.3	-	8.3	-	-	-	-	-	-	-
	小学生	ふたり親世帯	1,163	98.8	1.2	0.1	0.4	-	-	0.5	0.2	-	-	0.9
		ひとり親世帯	65	100.0	3.1	-	-	-	-	1.5	-	-	-	-
	中学生	ふたり親世帯	921	99.3	1.0	0.2	0.3	0.1	0.1	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5
		ひとり親世帯	61	93.4	11.5	4.9	3.3	3.3	-	6.6	1.6	-	-	-

(2) 利用しやすい悩みごとの相談方法

小中学生保護者 問 19	お子さんや生活などの悩みごとについて、学校・お子さんの通園施設や行政機関（市役所など）に相談する場合、どのような方法が相談しやすいですか。（あてはまるものすべてに○）
5歳児保護者 問 18	

利用しやすい悩みごとの相談方法を見ると、5歳児保護者と小学生保護者は「施設窓口での対面相談」が5～6割台、中学生保護者は「電話での相談」が約5割で最も高くなっている。

図 利用しやすい悩みごとの相談方法



第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入別に見ると、5歳児保護者と中学生保護で「インターネットや SNS での相談」、小学生保護者で「電話での相談」が、収入が高まるにつれて割合が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「施設窓口での対面相談」の割合が高くなっており、5歳児保護者で 61.6%となっている。

図 等価世帯収入別 利用しやすい悩みごとの相談方法

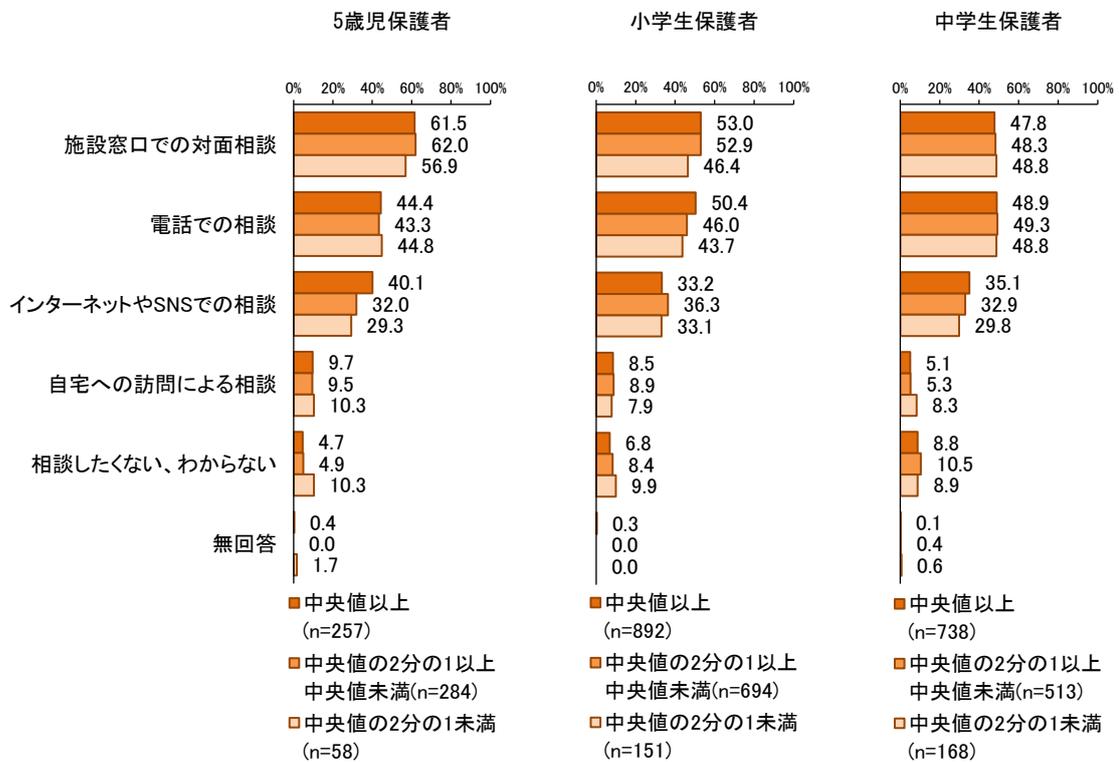
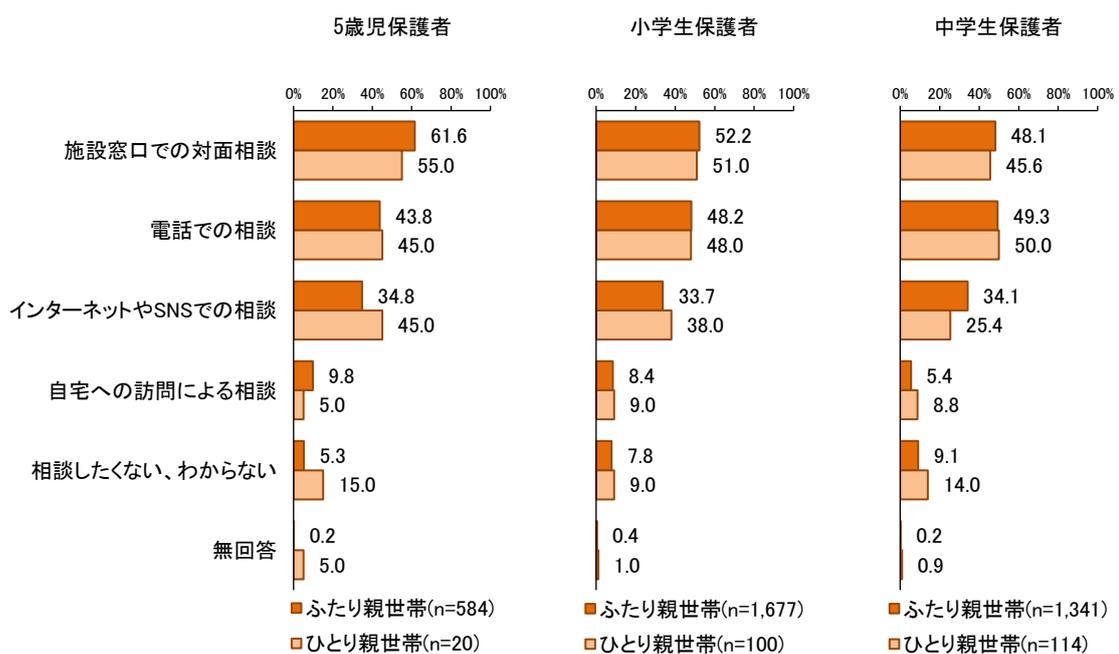


図 世帯の状況別 利用しやすい悩みごとの相談方法

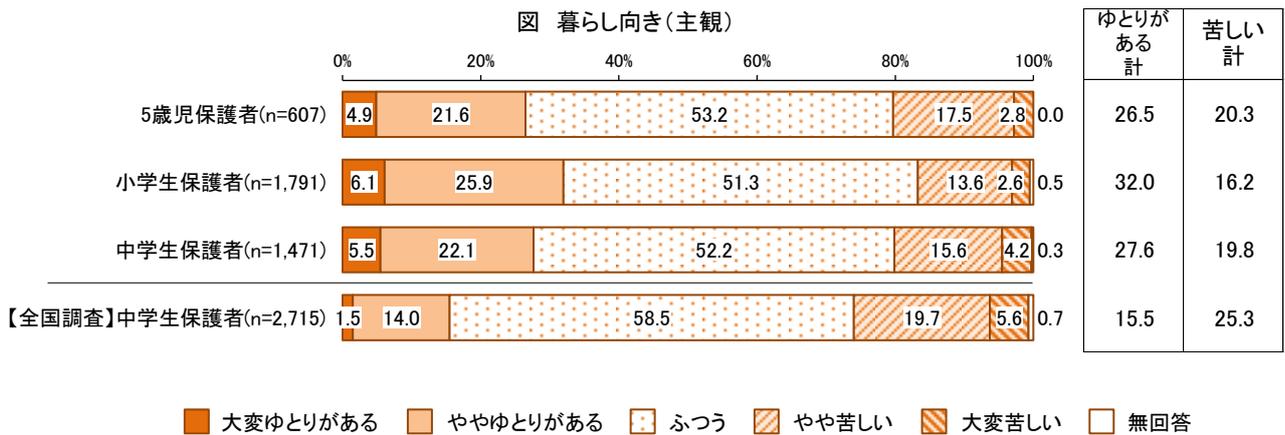


5. 経済的な状況

(1) 暮らし向き(主観)

小中学生保護者 問 20	あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問 19	

暮らし向き(主観)を見ると、すべての保護者層で「ふつう」の割合が5割以上で最も高く、次いで『ゆとりがある』(「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」の合計)が3割前後、『苦しい』(「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計)が2割前後となっている。全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で『ゆとりがある』が12.1ポイント高くなっている。

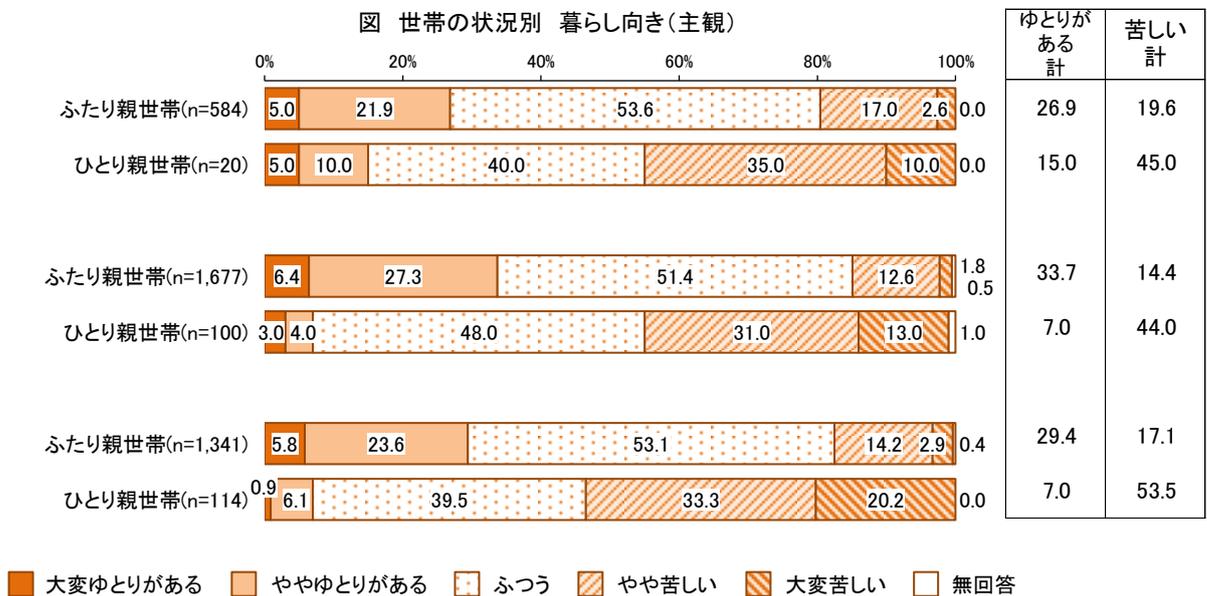
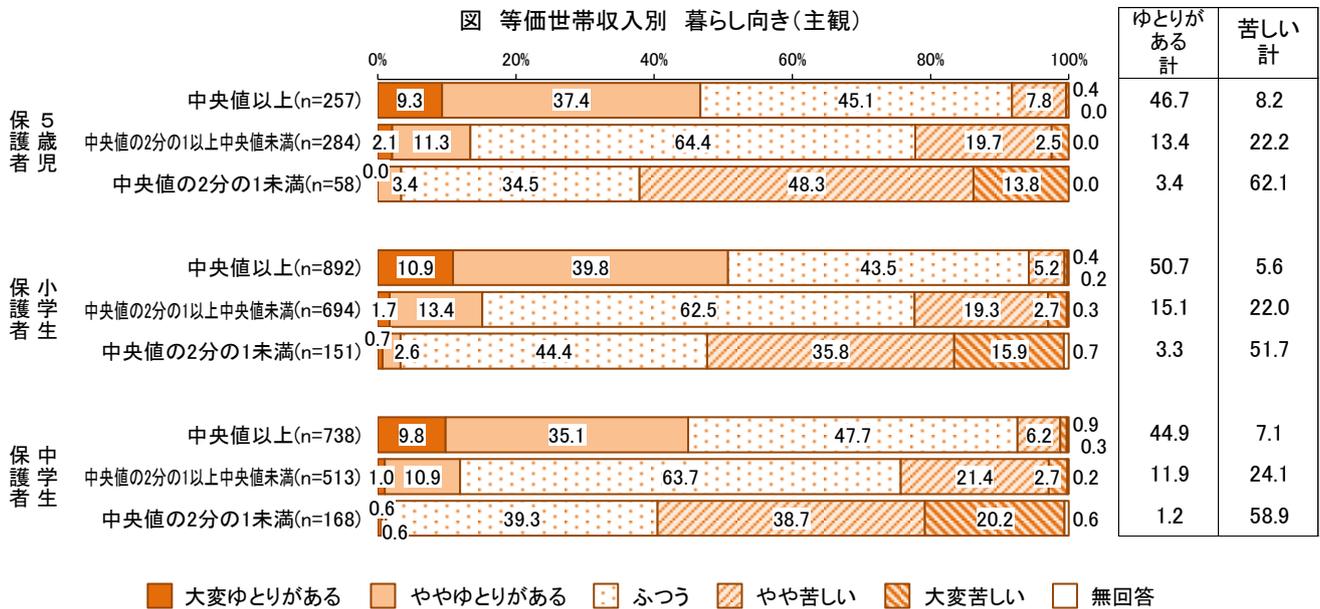


※「ややゆとりがある」「やや苦しい」は全国調査では「ゆとりがある」「苦しい」

第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が高まるにつれて『ゆとりがある』の割合が高くなり、収入が低くなるにつれて『苦しい』の割合が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『ゆとりがある』の割合が高くなっており、小学生保護者のふたり親世帯で33.7%と最も高くなっている。

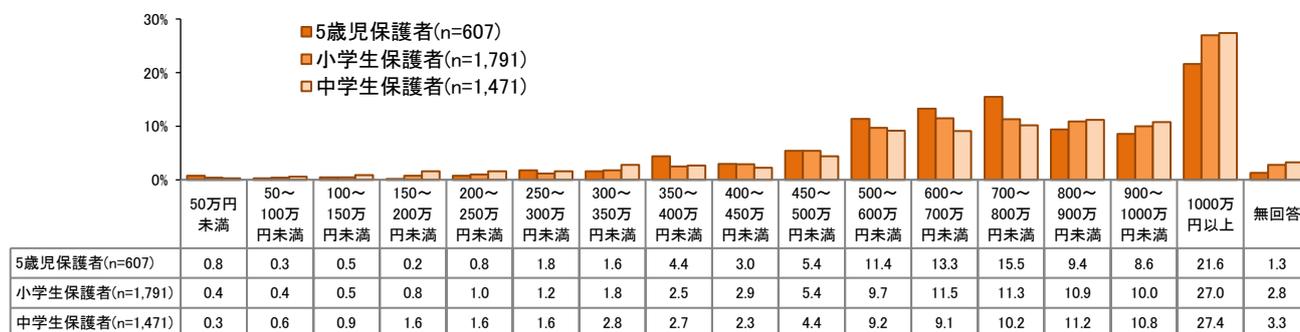


(2)世帯収入

小中学生保護者 問 21 5歳児保護者 問 20	世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。(あてはまるもの1つに○) ※令和3年(2021年)の年間収入についてお答えください。 ※収入には、同居し、生計を同一にしている家族全員の以下の収入が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤め先収入(定期収入、賞与等) ・事業収入(原材料費、人件費、営業上の諸経費等を除く)、内職収入(材料費等を除く) ・公的年金・恩給、その他の社会保障給付金(生活保護、児童手当、児童扶養手当等) ・農林漁業収入(農機具等の材料費、営業上の諸経費等を除く) ・資産収入(預貯金利子、家賃収入等。家・土地などの資産売却代金や生命保険・損害保険からの受取金等は除く) ・その他の収入(仕送り、養育費、個人年金、各種祝い金等)
-----------------------------	---

世帯収入を見ると、すべての保護者層で「1000万円以上」の割合が2割台で最も高く、次いで5歳児保護者は「700～800万円未満」、小学生保護者は「600～700万円未満」、中学生保護者は「800～900万円未満」が高くなっている。

図 世帯収入



第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入を見ると、子供の年齢が高まるにつれて「中央値以上」が高くなっており、中学生保護者で50.2%と約半数を占めている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「中央値以上」の割合が高くなっており、中学生保護者のふたり親世帯で53.8%と最も高くなっている。

保護者の学歴別に見ると、すべての保護者層で、いずれも大卒以上の世帯の「中央値以上」の割合が最も高く、小学生保護者で63.6%、中学生保護者で65.2%とそれぞれ6割以上を占めている。

図 等価世帯収入

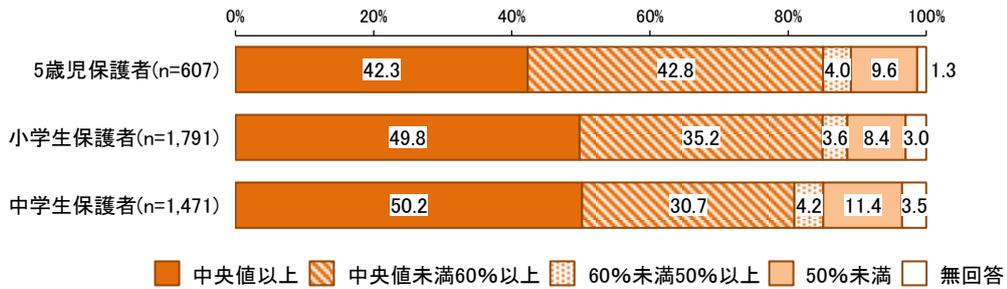


図 世帯の状況別 等価世帯収入

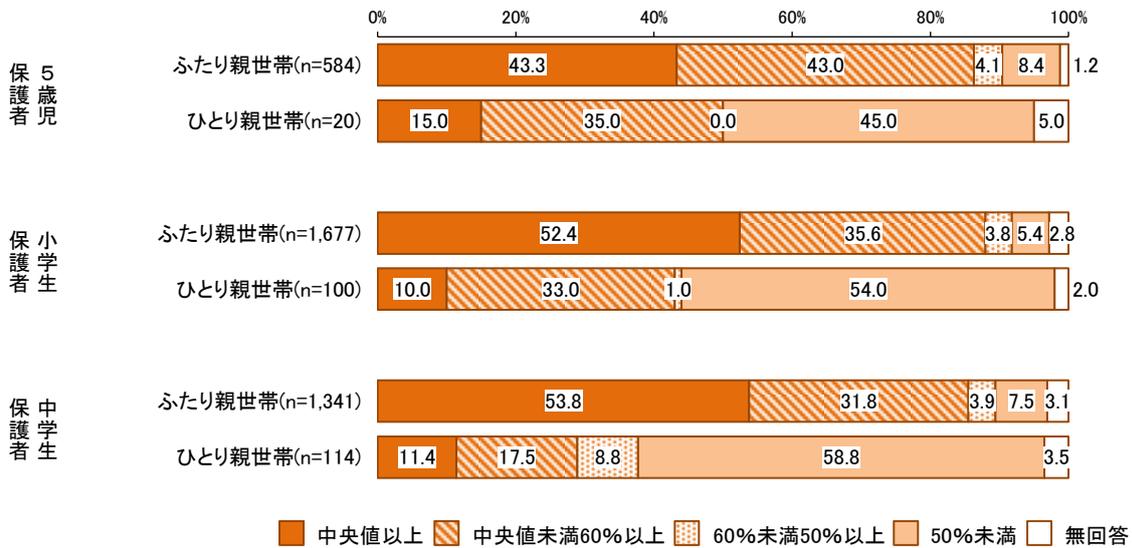
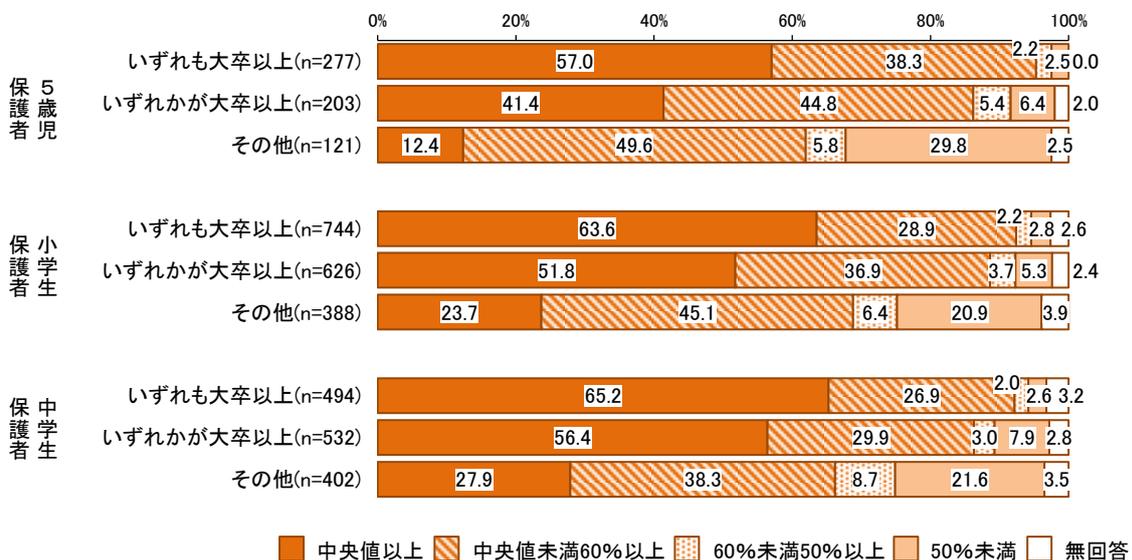


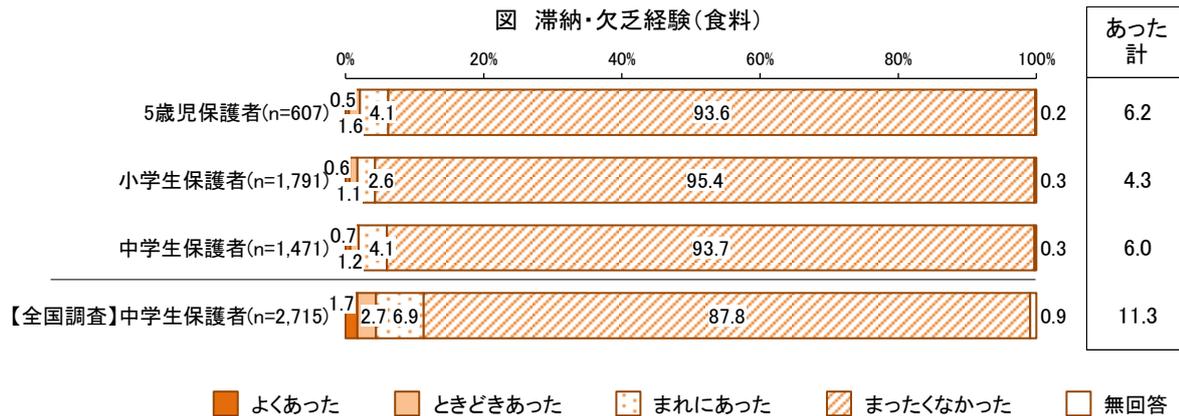
図 保護者の学歴別 等価世帯収入



(3)滞納・欠乏経験(食料)

小中学生保護者 問 22	あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。(あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問 21	

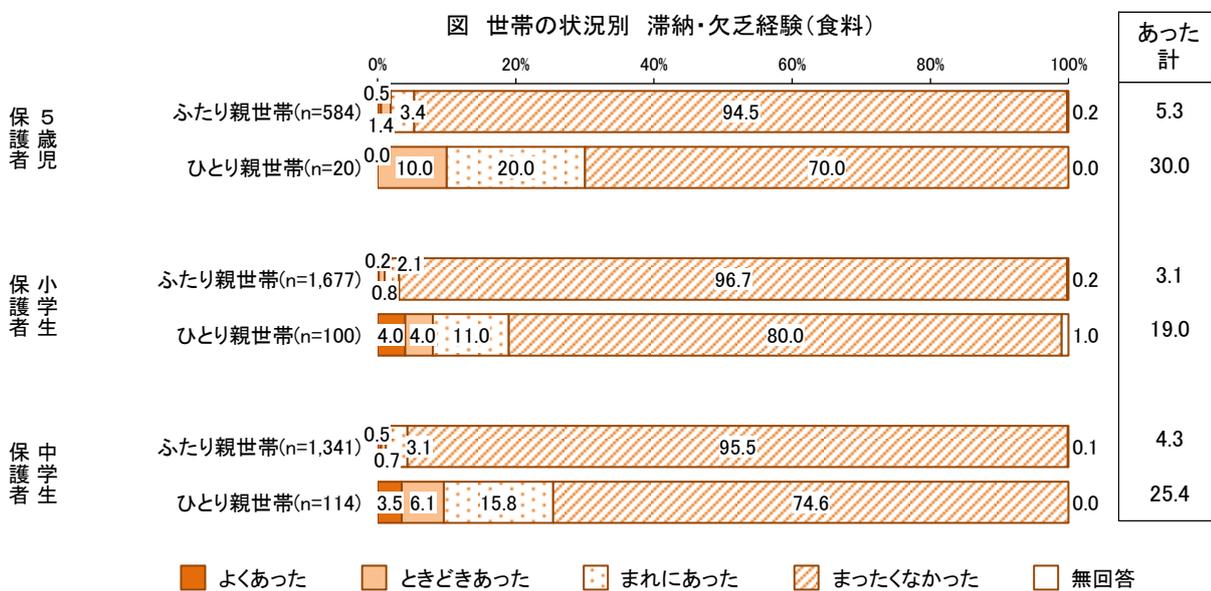
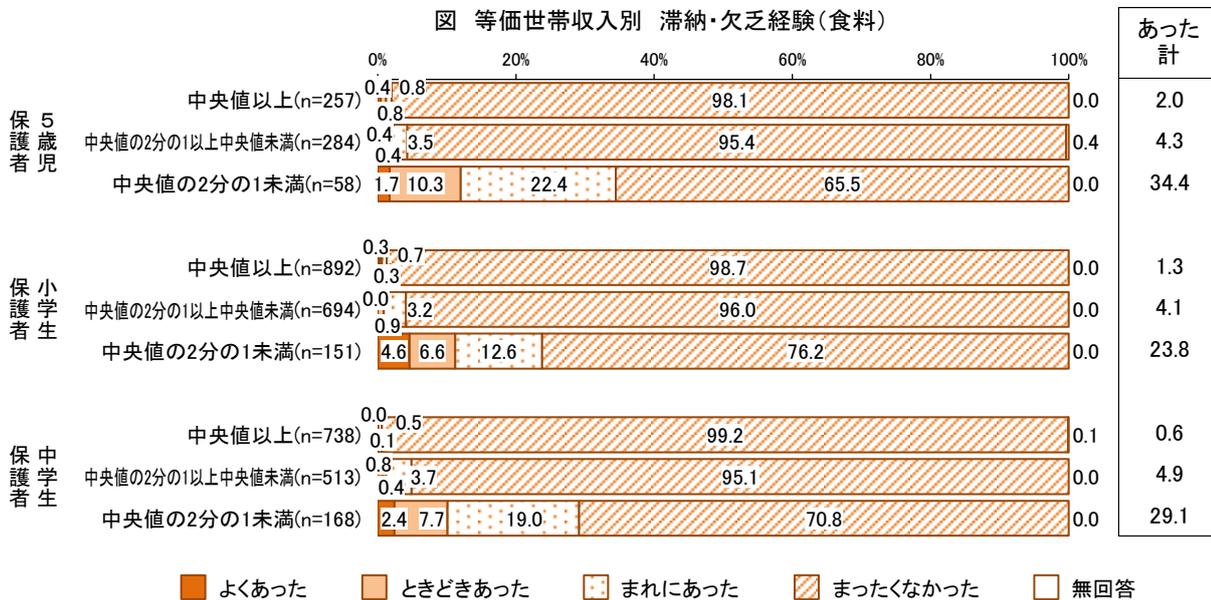
食料における滞納・欠乏経験を見ると、すべての保護者層で「まったくなかった」が9割以上となっている。『あった』(「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」の合計)は、いずれの年齢も 5%前後となっている。全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で『あった』が 5.3 ポイント低くなっている。



第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が低くなるにつれて『あった』の割合が高くなっており、5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で34.4%と最も高くなっている。

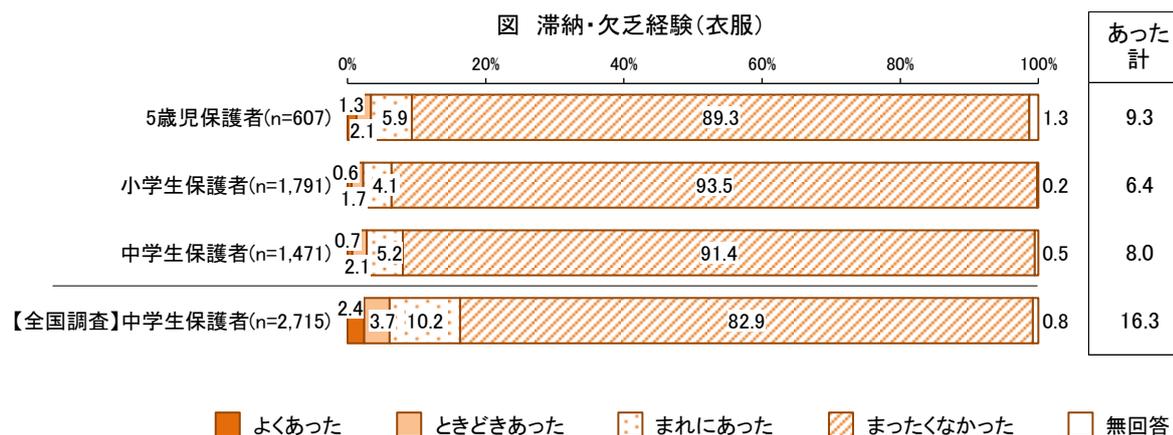
世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ひとり世帯の方がふたり親世帯よりも『あった』の割合が高くなっており、5歳児保護者のひとり親世帯で30.0%と最も高くなっている。



(4)滞納・欠乏経験(衣服)

小中学生保護者 問 23	あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。(あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問 22	

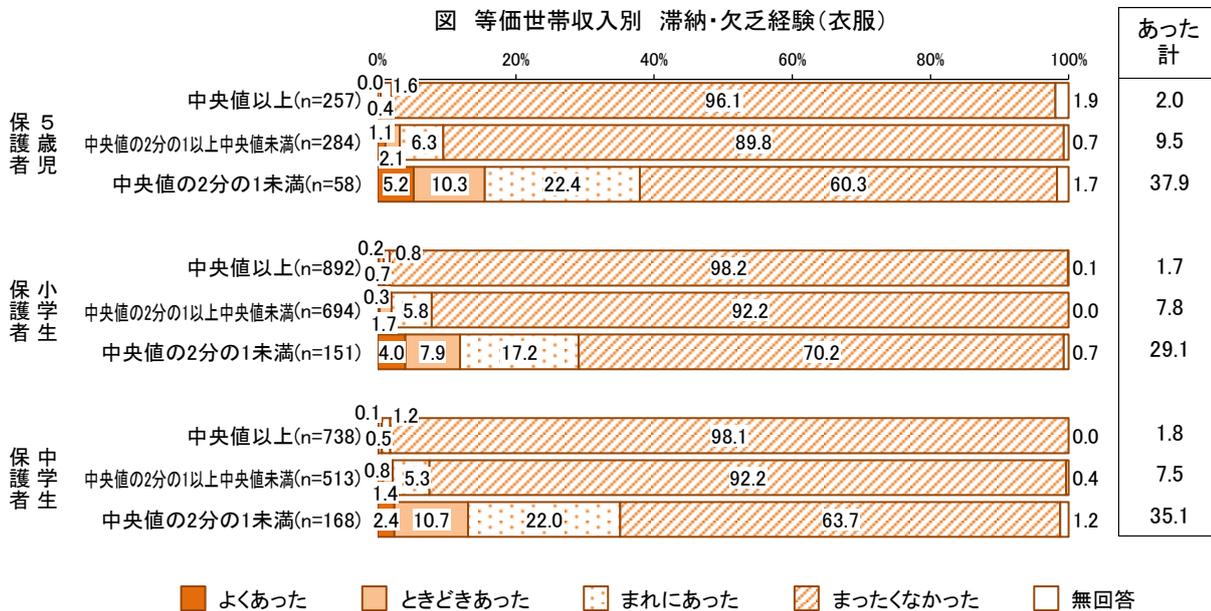
衣服における滞納・欠乏経験を見ると、すべての保護者層で「まったくなかった」が9割前後となっている。『あった』(「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」の合計)は、いずれの年齢も1割弱となっている。全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で『あった』が8.3ポイント低くなっている。



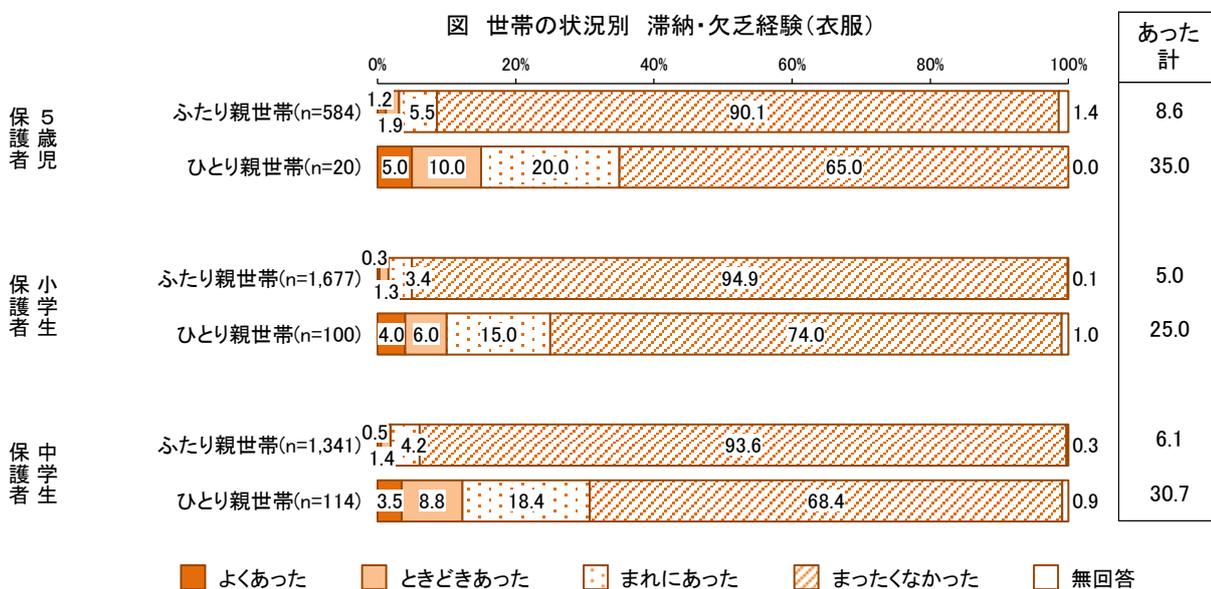
第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が低くなるにつれて『あった』の割合が高くなっており、5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で37.9%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ひとり世帯の方がふたり親世帯よりも『あった』の割合が高くなっており、5歳児保護者のひとり親世帯で35.0%と最も高くなっている。



よくあった ときどきあった まれにあった まったくなかった 無回答



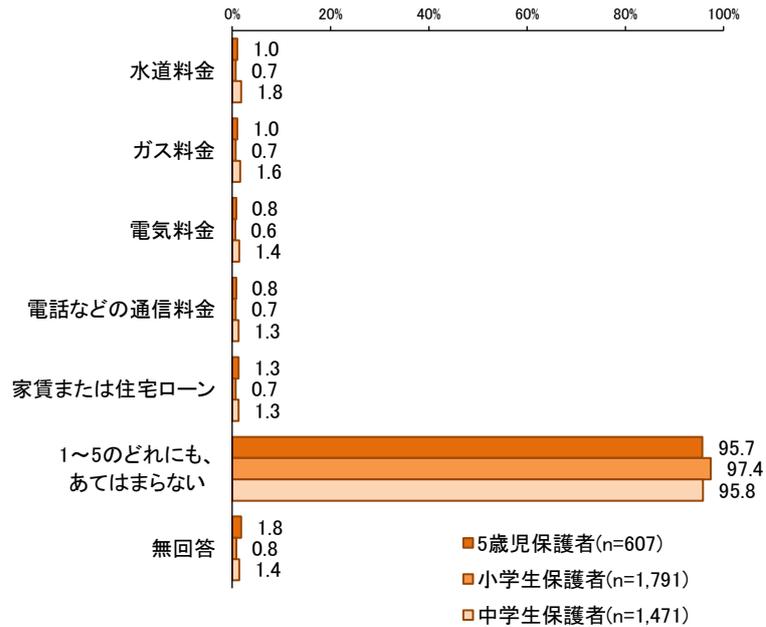
よくあった ときどきあった まれにあった まったくなかった 無回答

(5)滞納・欠乏経験(電気・ガス・水道料金)

小中学生保護者 問 24	あなたの世帯では、過去1年の間に、以下の料金等について、経済的な理由で未払いになったことがありますか。(あてはまるものすべてに○)
5歳児保護者 問 23	

電気・ガス・水道料金における滞納・欠乏経験を見ると、すべての保護者層で「1～5のどれにも、あてはまらない」が9割以上で最も高くなっている。滞納・欠乏経験は、いずれ項目も1%前後となっている。

図 滞納・欠乏経験(電気・ガス・水道料金)



第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、「中央値の2分の1未満」の世帯の「1～5 のどれにも、あてはまらない」の割合が8割台でやや低い。5歳児保護者の「家賃または住宅ローン」が10.3%と、滞納・欠乏経験として最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、小学生保護者中学生保護者で、ひとり世帯の方がふたり親世帯よりも「1～5 のどれにも、あてはまらない」の割合が低くなっている。5歳児保護者では、差異はほとんど見られない。

図 等価世帯収入別 滞納・欠乏経験(電気・ガス・水道料金)

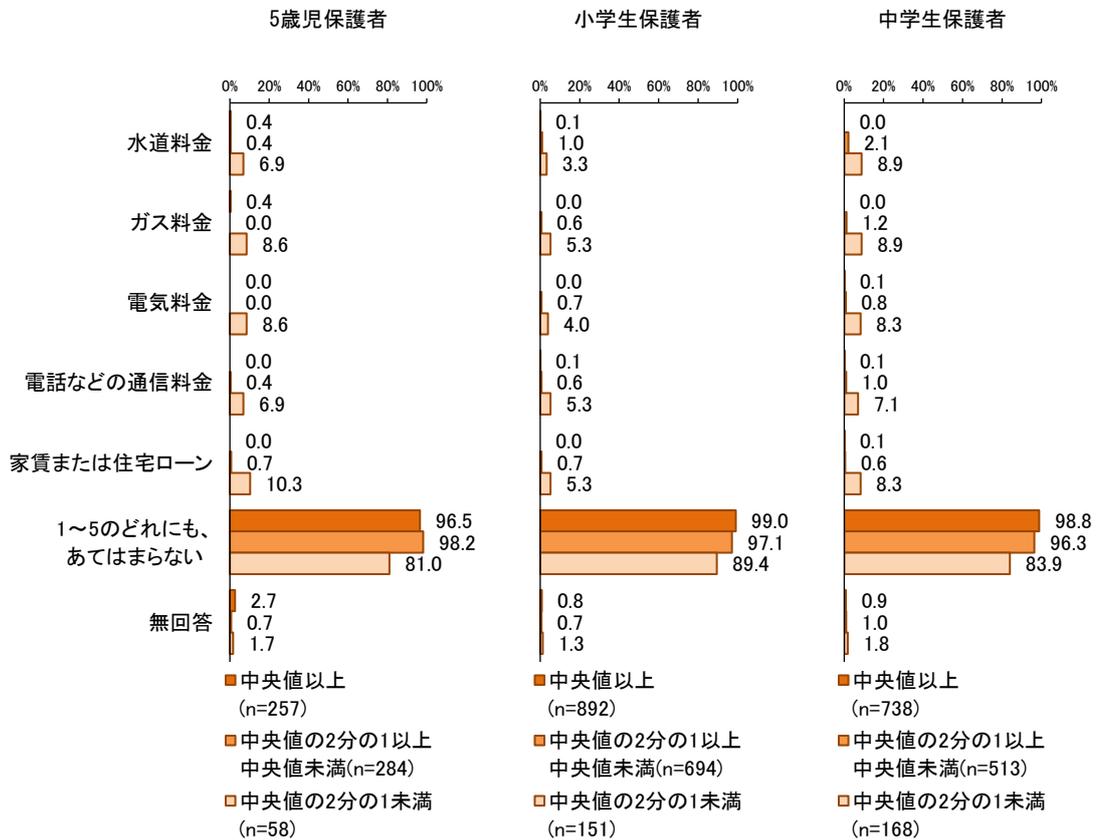
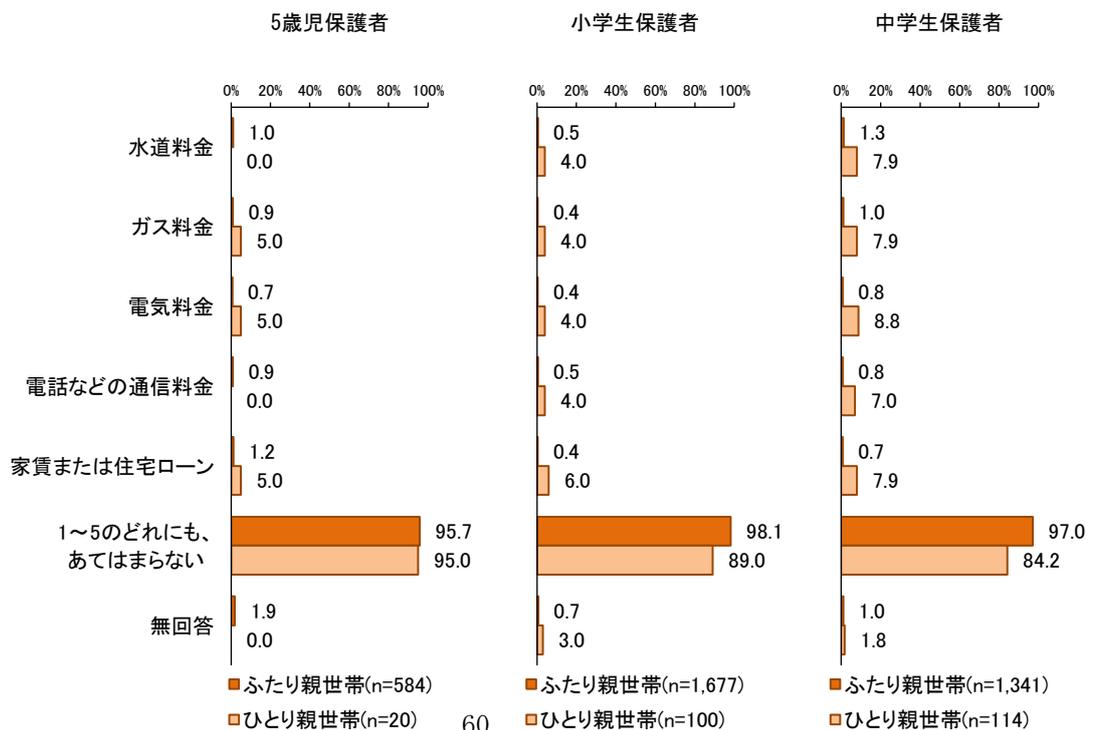


図 世帯の状況別 滞納・欠乏経験(電気・ガス・水道料金)

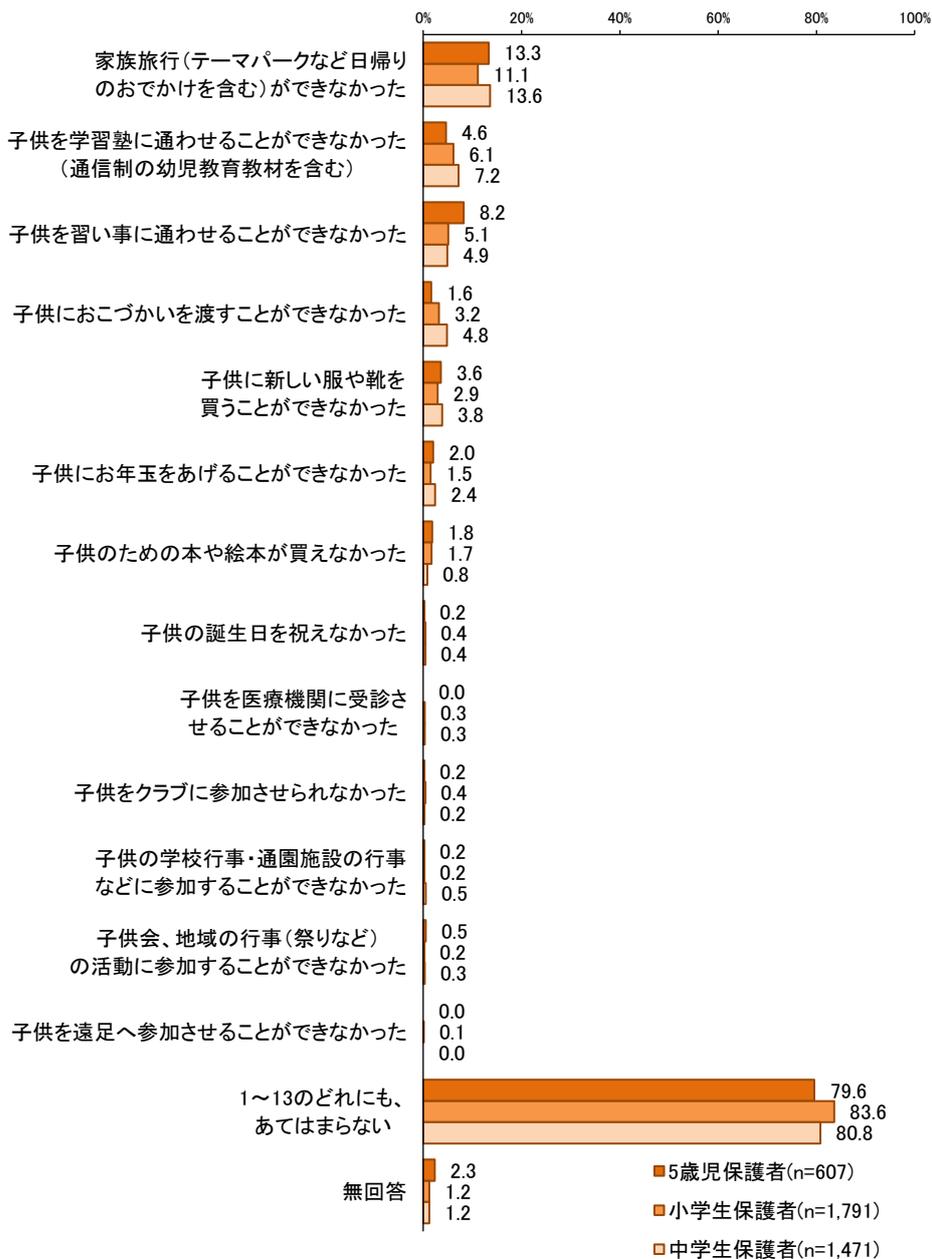


(6) 経済的な理由で控えたりあきらめたりした経験

小中学生保護者 問 25	あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)
5歳児保護者 問 24	

すべての保護者層で「1～13 のどれにも、あてはまらない」の割合が8前後で最も高くなっている。「家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった」の割合は、すべての保護者層で1割以上となっている。

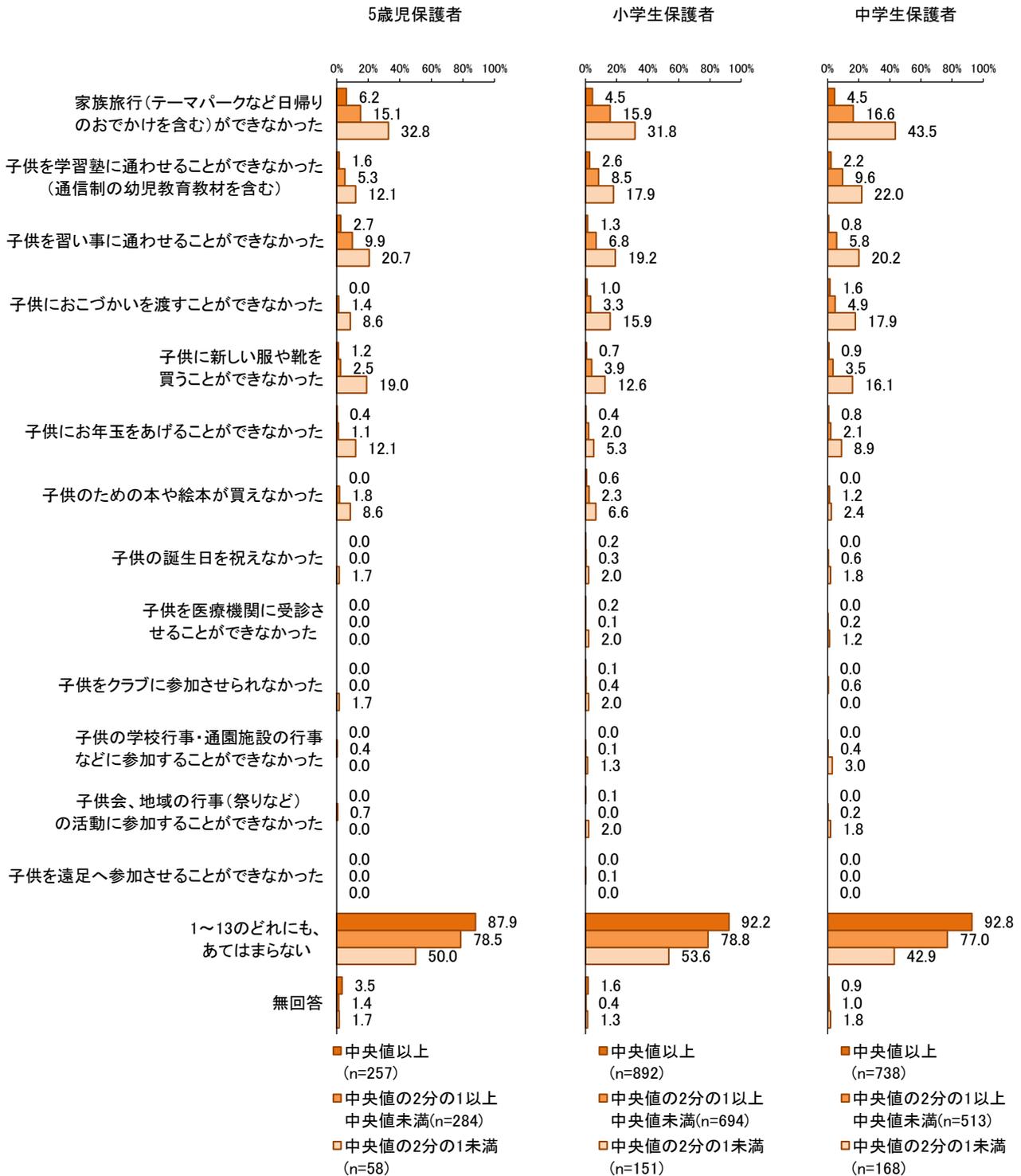
図 経済的な理由で控えたりあきらめたりした経験



第1章 II 保護者調査の結果

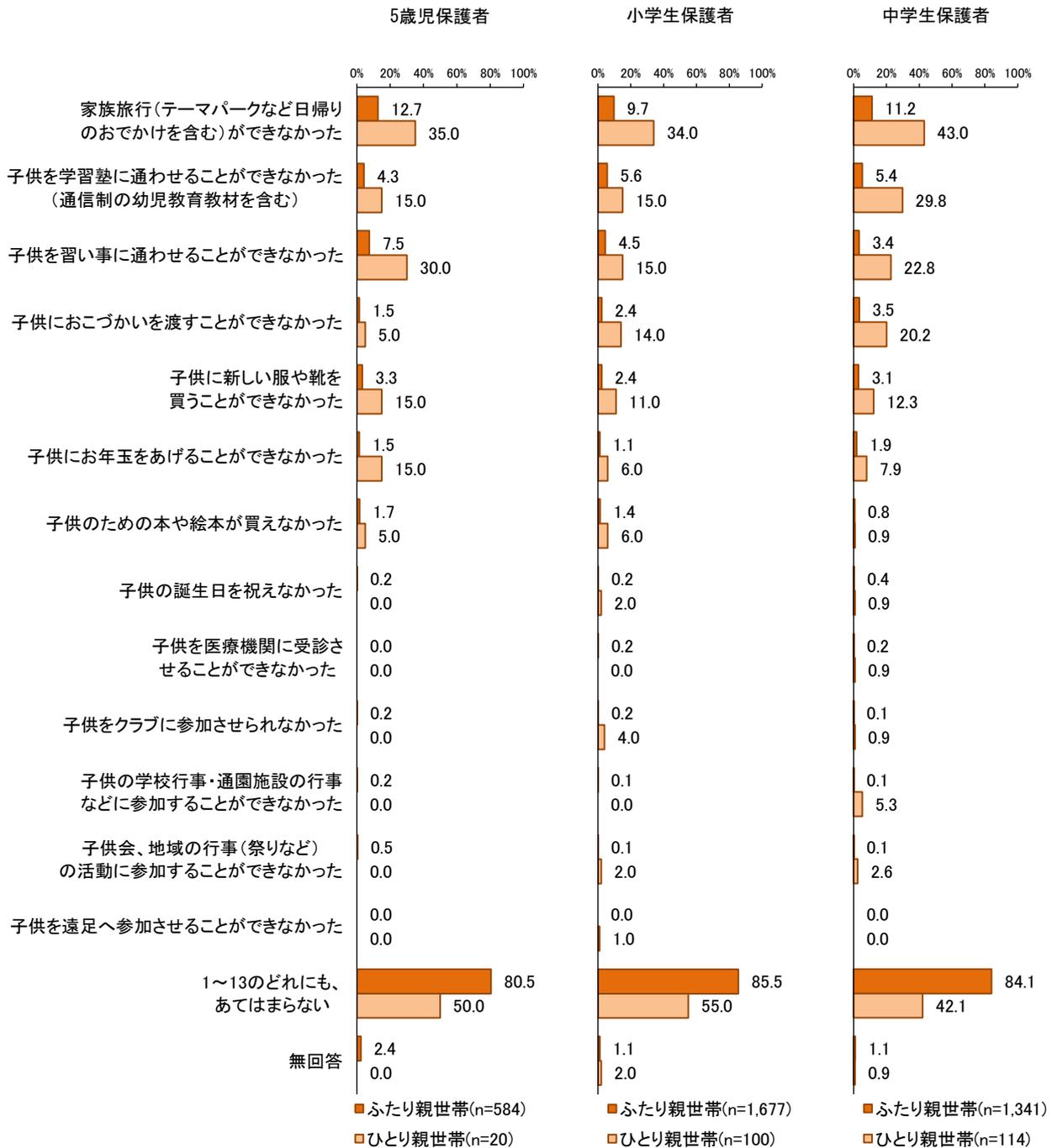
等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が低くなるにつれて「1～13 のどれにも、あてはまらない」の割合が低くなっており、何かしらの控えたりあきらめたりしたという経験をしている。中学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった」が43.5%、「子供を学習塾に通わせることができなかった(通信制の幼児教育教材を含む)」が22.0%と、他の世帯層よりも高くなっている。

図 等価世帯収入別 経済的な理由で控えたりあきらめたりした経験



世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「1～13のどれにも、あてはまらない」の割合が低くなっており、何かしらの控えたりあきらめたりしたという経験をしている。中学生保護者のひとり親世帯で「家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった」が43.0%、「子供を学習塾に通わせることができなかった(通信制の幼児教育教材を含む)」が29.8%、5歳児保護者のひとり親世帯で「子供を習い事に通わせることができなかった」が30.0%と、他の世帯層よりも高くなっている。

図 世帯の状況別 経済的な理由で控えたりあきらめたりした経験



6. 心理的な状態

(1) 精神状態

小中学生保護者 問 26	次の a~f の質問について、この1か月間のあなたの気持ちはどのようなようでしたか。(a~f それぞれについて、あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問 25	

今回の調査では、保護者の心理的な状態を把握するために K6 指標についての調査項目を設定している。K6 はうつ病や不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的とした指標で、「神経過敏に感じた」など 6 つの設問項目について「いつも」=4 点、「たいてい」=3 点、「ときどき」=2 点、「少しだけ」=1 点、「まったくくない」=0 点として点数化(合計 0~24 点)し、点数が高いほどストレスの度合いが高い可能性がある。

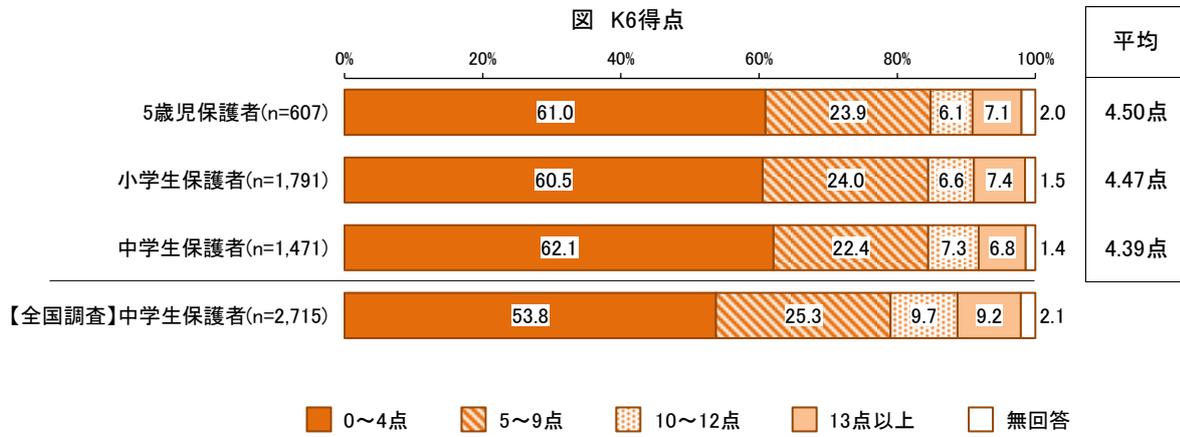
各項目を見ると、すべての保護者層で「a) 神経過敏に感じた」と「e) 何をするのも面倒だと感じた」の平均得点が1点前後であり、それ以外の項目は1点未満となっている。

表 精神状態に関する設問項目

		回答者数 (n)	いつも (4点)	たいてい (3点)	ときどき (2点)	少しだけ (1点)	まったく くない (0点)	無回答	平均 得点
a) 神経過敏に 感じた	5歳児保護者	607	3.6	7.4	22.9	24.5	40.2	1.3	1.09 点
	小学生保護者	1,791	3.6	6.5	22.6	22.1	44.6	0.6	1.02 点
	中学生保護者	1,471	3.1	6.3	21.3	23.9	44.5	0.9	0.99 点
b) 絶望的だと 感じた	5歳児保護者	607	0.5	2.3	8.2	12.7	74.6	1.6	0.39 点
	小学生保護者	1,791	1.3	2.5	9.3	11.5	74.9	0.6	0.43 点
	中学生保護者	1,471	1.3	1.8	8.6	11.9	75.7	0.7	0.40 点
c) そわそわ、 落ち着かなく 感じた	5歳児保護者	607	1.3	4.4	14.5	20.4	57.8	1.5	0.69 点
	小学生保護者	1,791	1.8	3.7	15.1	20.9	57.8	0.6	0.70 点
	中学生保護者	1,471	1.6	3.4	13.5	23.3	57.6	0.6	0.67 点
d) 気分が沈み込 んで、何が起 こっても気が 晴れないよう に感じた	5歳児保護者	607	1.8	3.3	16.6	23.4	53.5	1.3	0.75 点
	小学生保護者	1,791	2.2	4.7	15.9	24.0	52.7	0.6	0.79 点
	中学生保護者	1,471	2.2	3.6	15.8	24.8	52.7	0.8	0.77 点
e) 何をするの も面倒だと 感じた	5歳児保護者	607	4.0	5.1	23.6	29.8	36.2	1.3	1.10 点
	小学生保護者	1,791	3.2	6.8	20.7	30.8	38.1	0.4	1.06 点
	中学生保護者	1,471	2.6	6.7	20.7	32.7	36.5	0.7	1.05 点
f) 自分は価値の ない人間だと 感じた	5歳児保護者	607	1.5	2.3	8.7	17.1	68.9	1.5	0.48 点
	小学生保護者	1,791	2.0	2.4	8.7	15.9	70.6	0.5	0.49 点
	中学生保護者	1,471	2.4	2.5	8.0	16.4	70.0	0.7	0.50 点

K6 得点

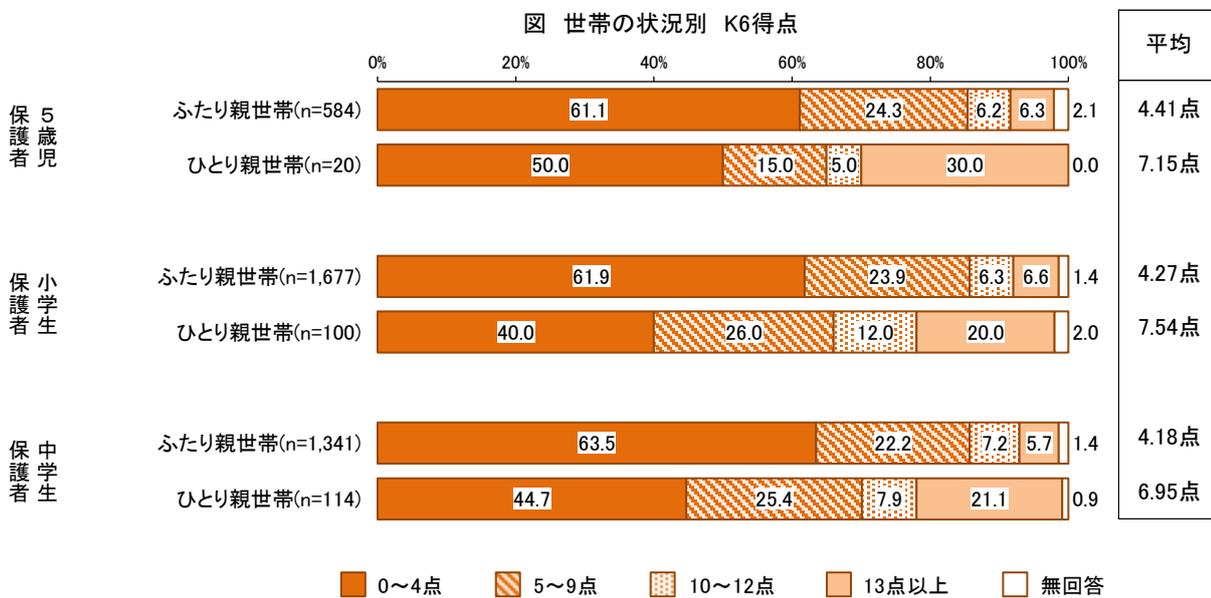
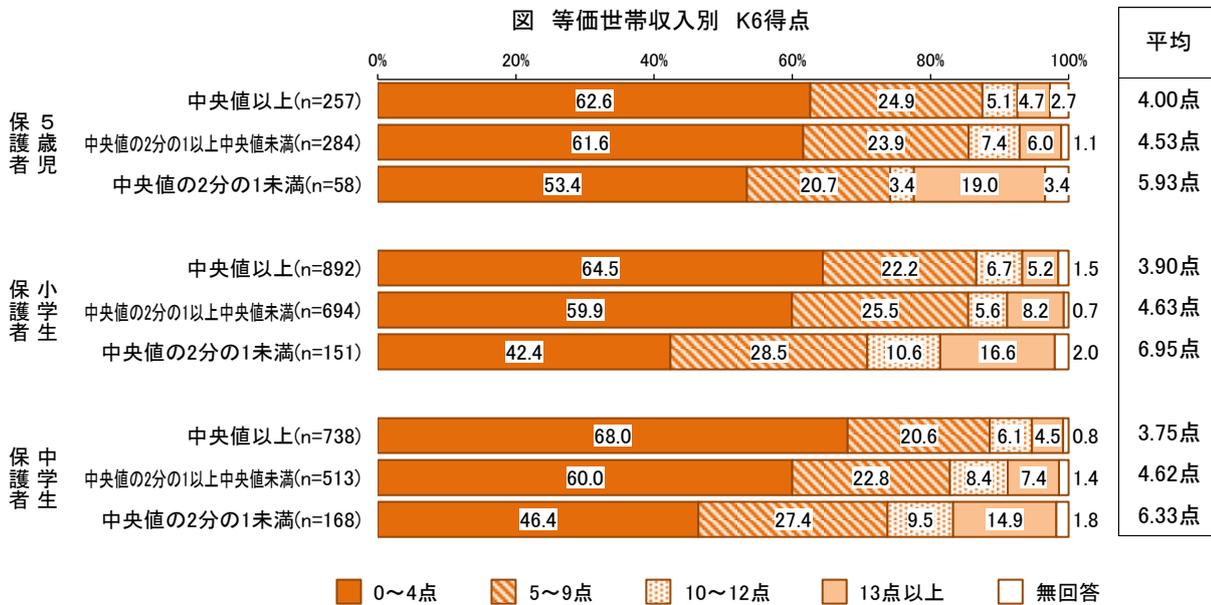
K6 得点を見ると、すべての保護者層で「0～4点」が6割台、「5～9点」が2割台となっている。全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で「0～4点」が 8.3 ポイント高く、全体的に点数が低い傾向にある。



第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が低くなるにつれて得点が高くなり、小学生保護の「中央値の2分の1未満」の世帯で、平均得点が6.95点と最も高くなっている。

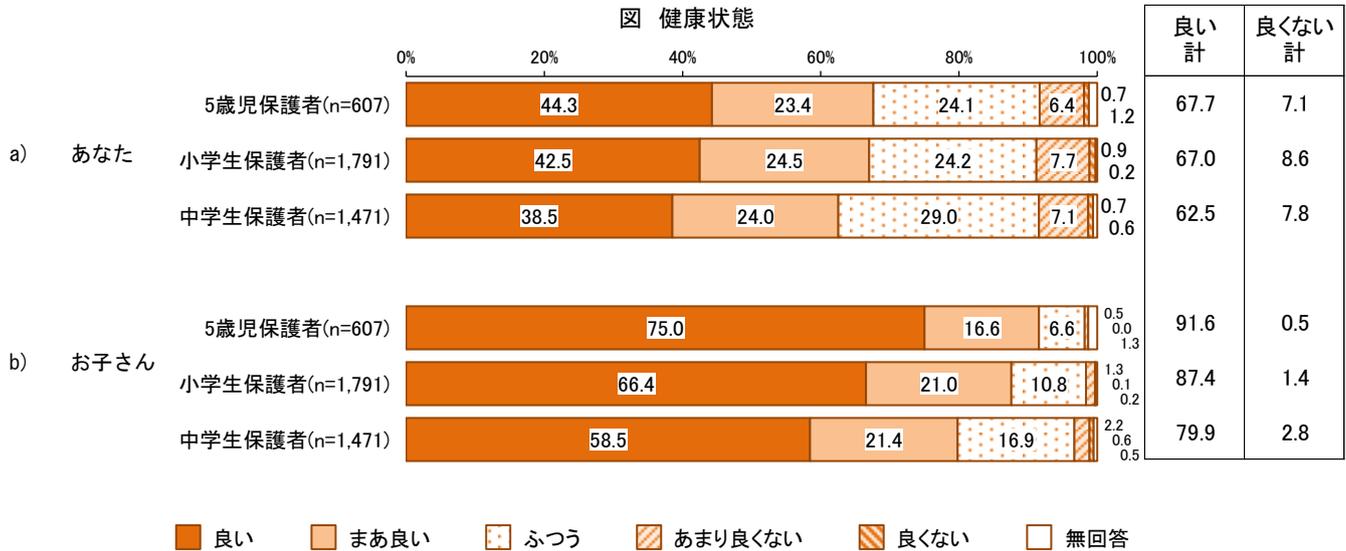
世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも得点が高くなっている。小学生保護者のひとり親世帯で、平均得点が7.54点となっており、「13点以上」がすべての保護者層のひとり親世帯で2～3割程度と高くなっている。



(2)健康状態

小中学生保護者 問 27	あなたとお子さんの健康状態はいかがですか。
5歳児保護者 問 26	(a、bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

健康状態を見ると、すべての保護者層で『良い』(「良い」と「まあ良い」の合計)が「a) あなた」で6割台、「b) お子さん」で8～9割程度となっている。



a) あなた

等価世帯収入別に見ると、小学生保護者と中学生保護者では、収入が高まるにつれて『良い』の割合が高くなっており、小学生保護者の中央値以上の世帯で71.1%と最も高くなっている。一方で、5歳児保護者は「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯が最も高く、71.5%となっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『良い』の割合が高くなっており、5歳児保護者のふたり親世帯で68.4%となっている。

図 等価世帯収入別 健康状態 — あなた

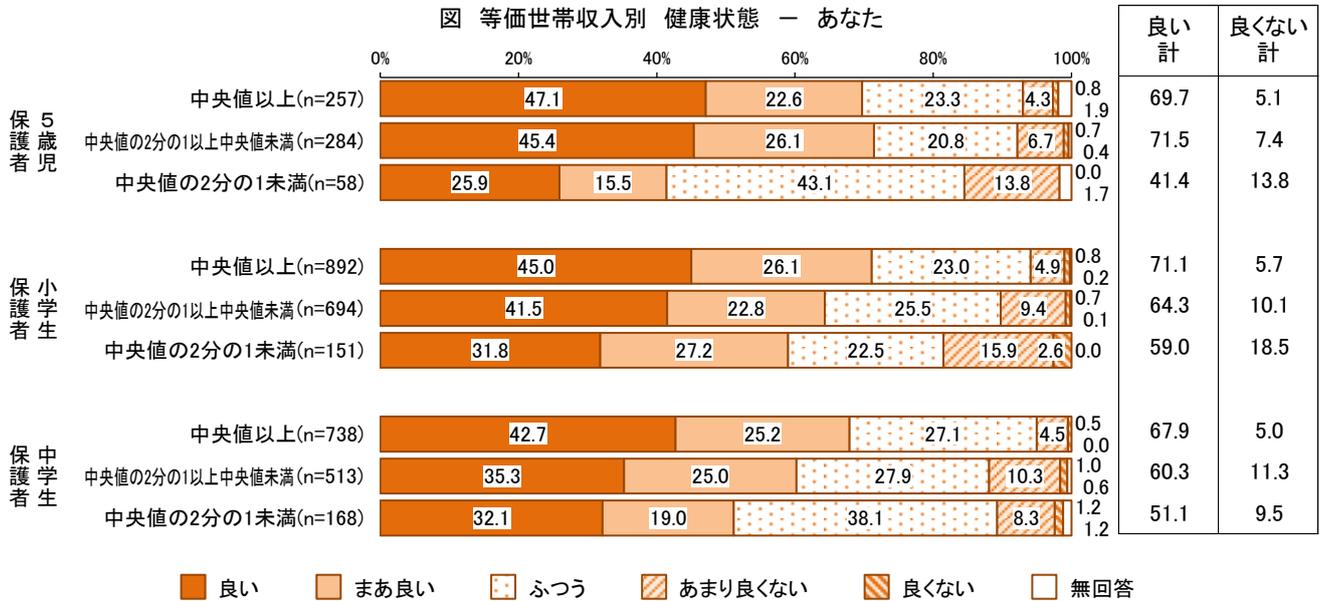
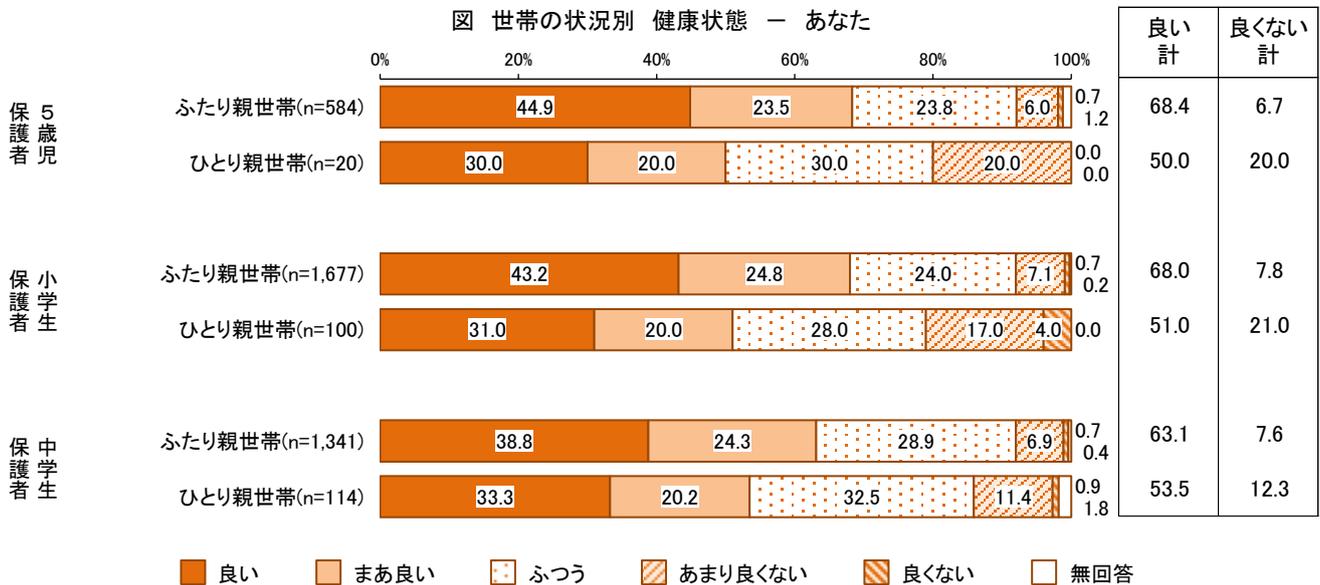


図 世帯の状況別 健康状態 — あなた



b) お子さん

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が高まるにつれて『良い』の割合が高くなっており、5歳児保護者の中央値以上の世帯で94.2%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『良い』の割合が高くなっており、5歳児保護者のふたり親世帯で91.6%となっている。

図 等価世帯収入別 健康状態 — お子さん

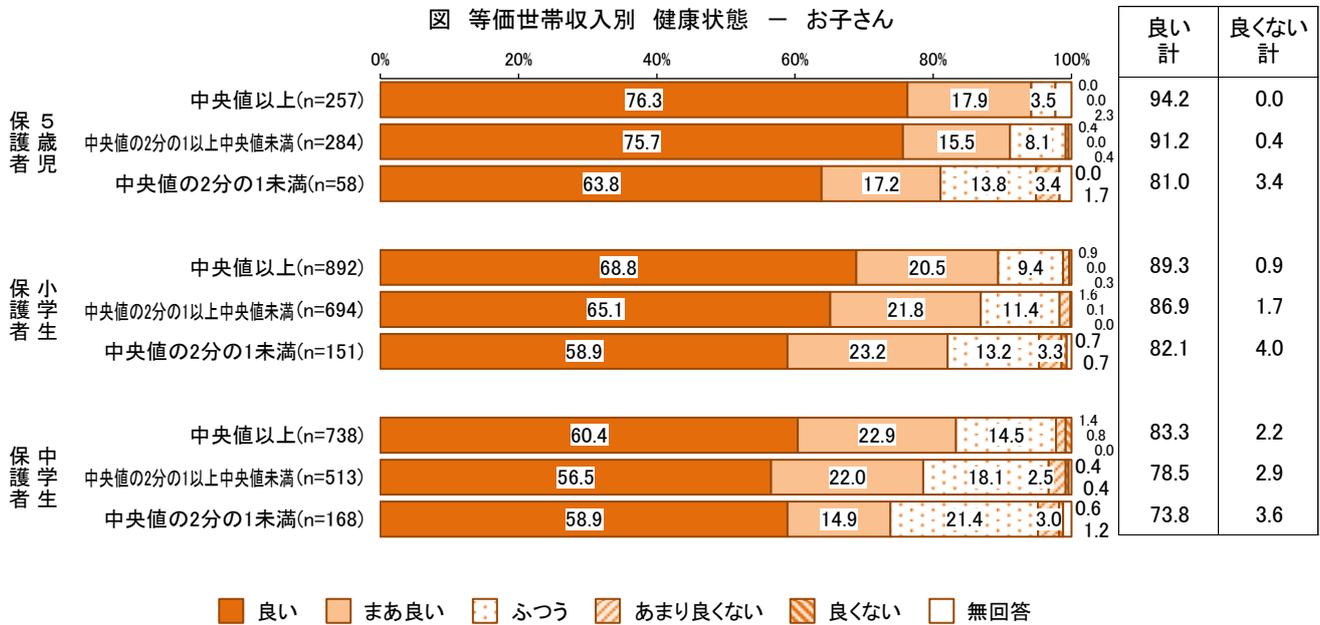
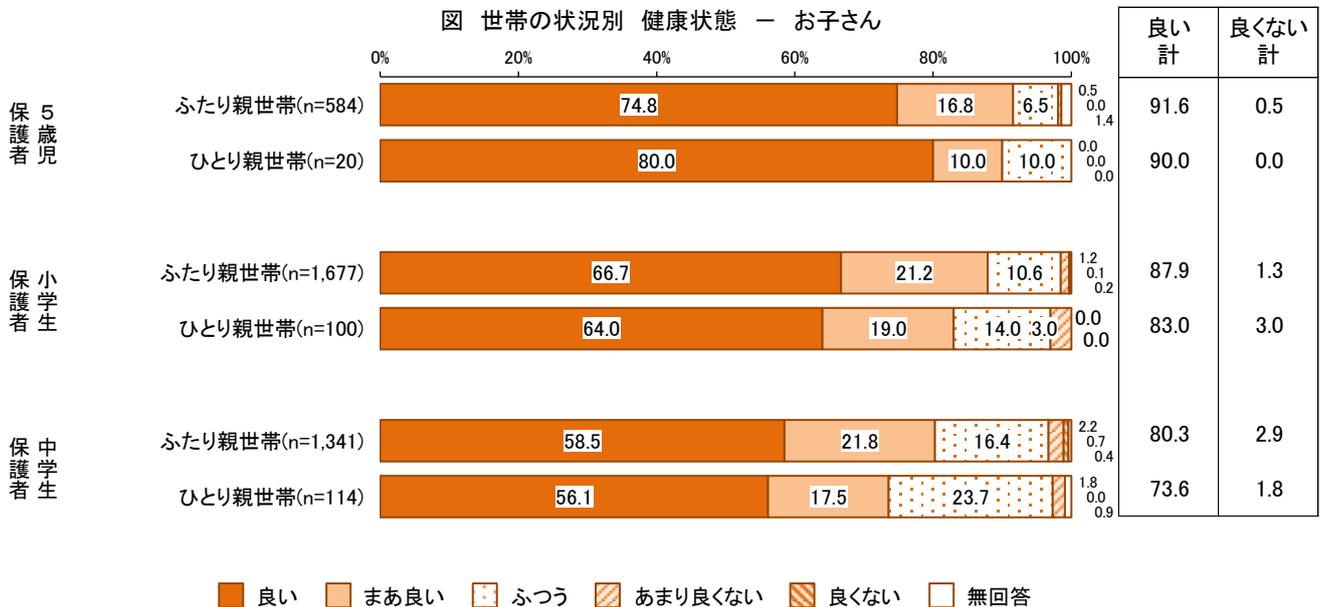


図 世帯の状況別 健康状態 — お子さん

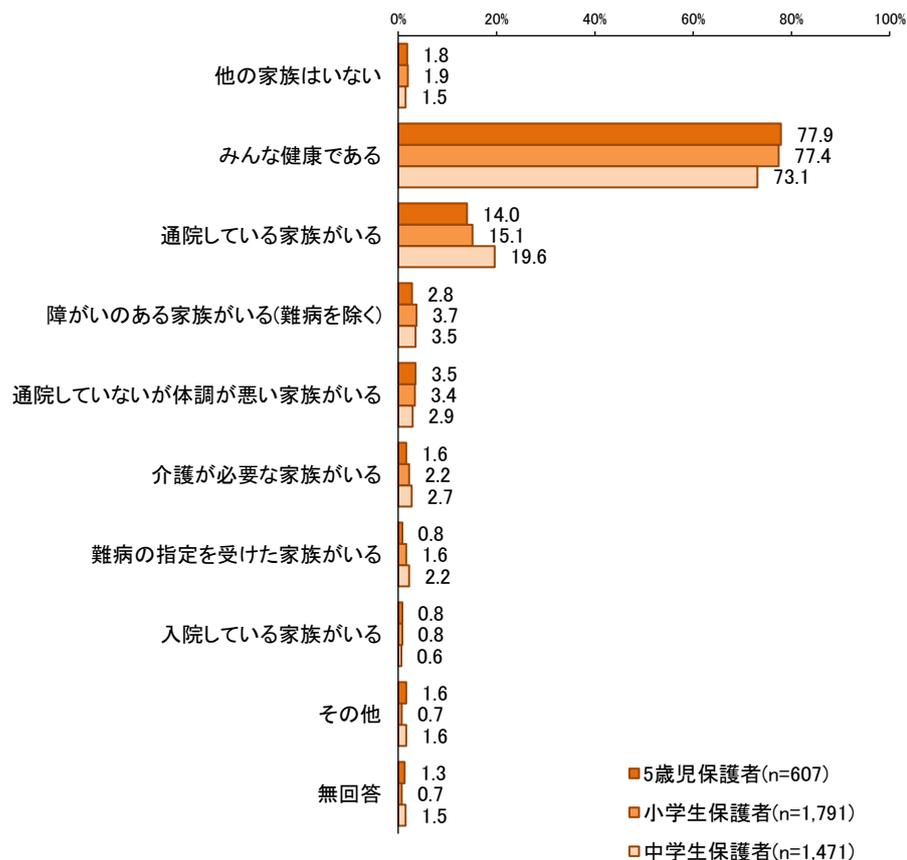


(3)他の家族の健康状態

小中学生保護者 問28	他のご家族の健康状態はいかがですか。(あてはまるものすべてに○)
5歳児保護者 問27	

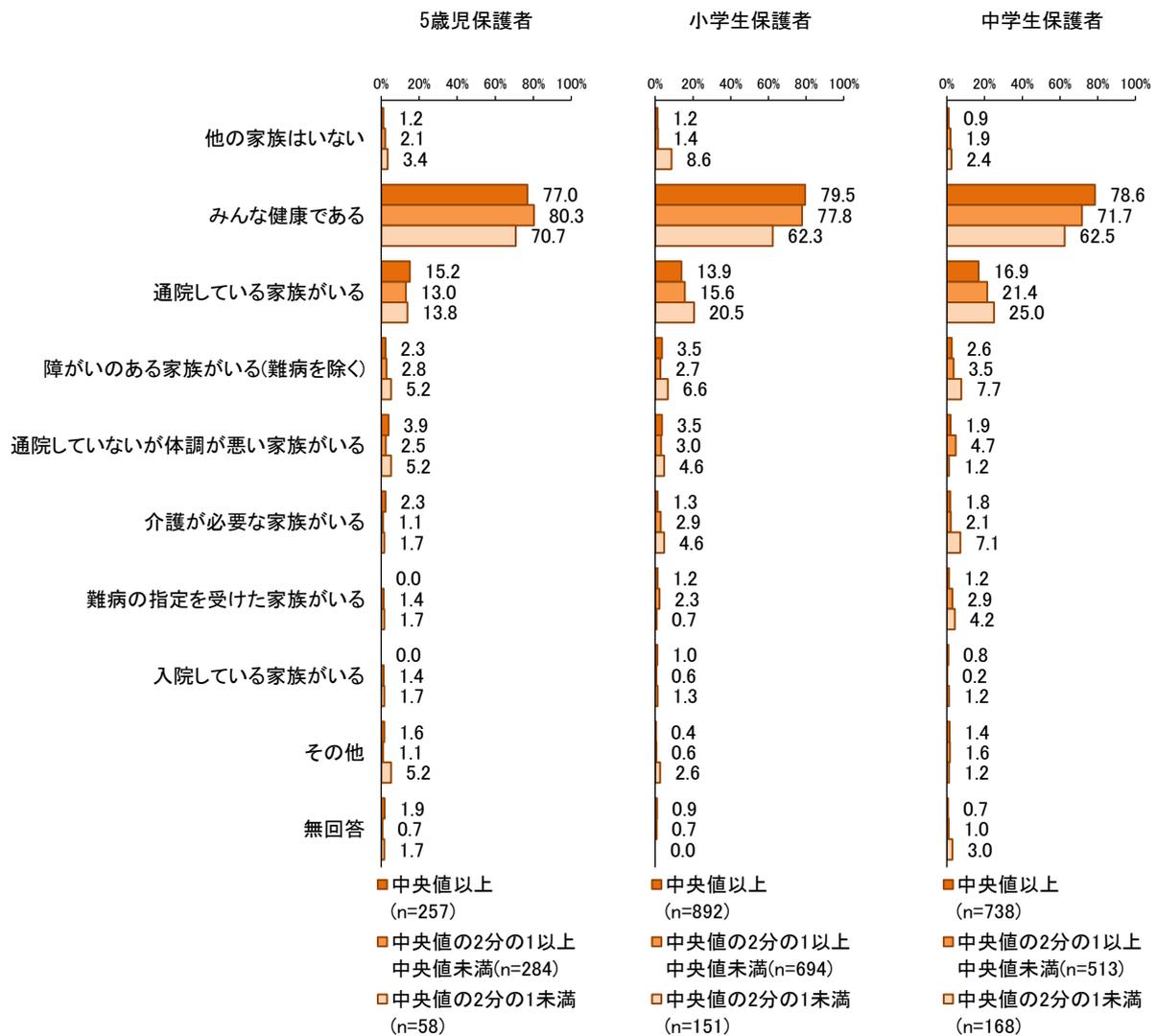
他の家族の健康状態を見ると、すべての保護者層で「みんな健康である」が7割台で最も高く、次いで「通院している家族がいる」が1割台となっている。

図 他の家族の健康状態



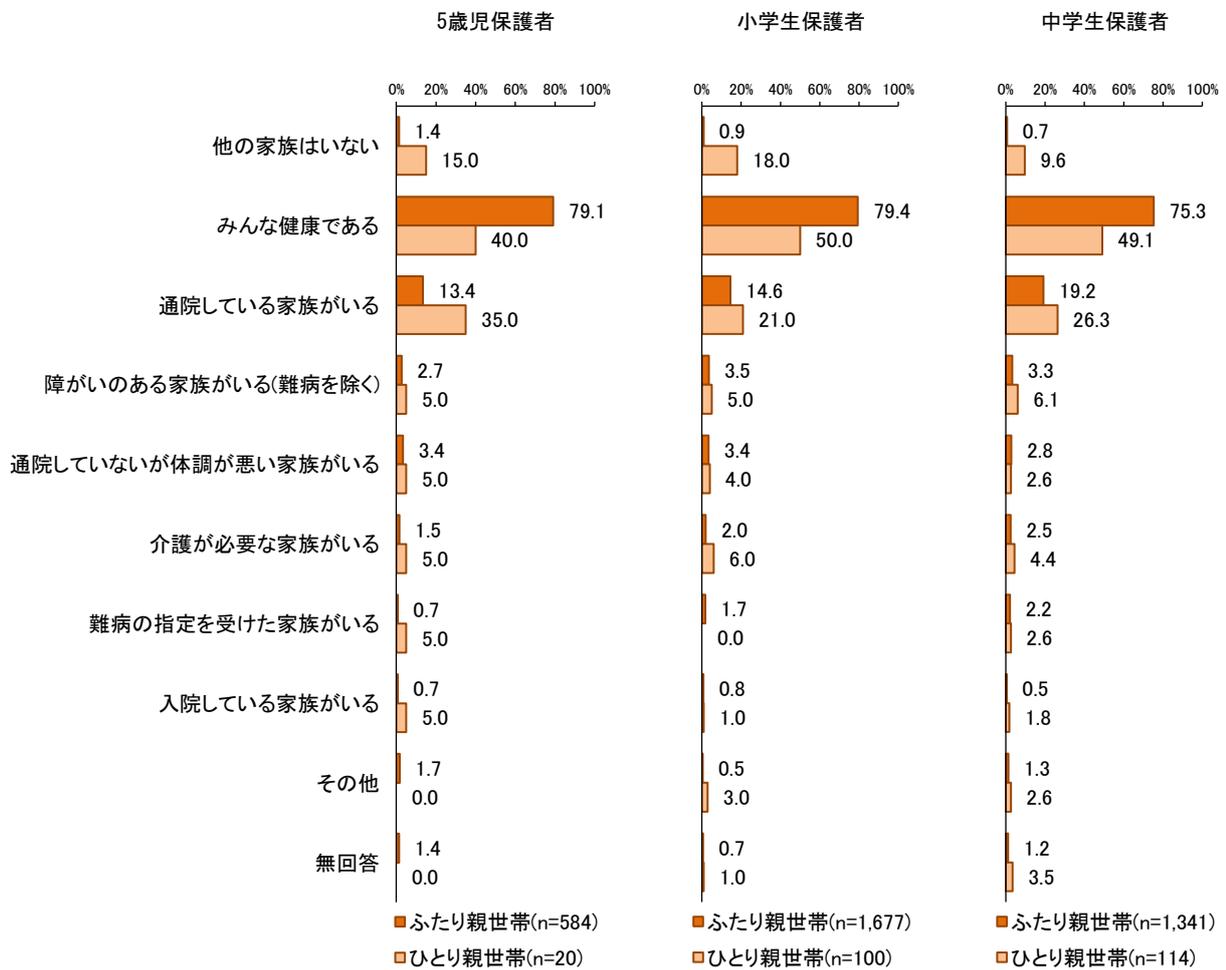
等価世帯収入別に見ると、小学生保護者と中学生保護者で、収入が高まるにつれて、「みんな健康である」の割合が高くなり、小学生保護者の中央値以上の世帯で79.5%と約8割を占めている。

図 等価世帯収入別 他の家族の健康状態



世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「みんな健康である」の割合が低くなっており、一方で「通院している家族がいる」が、2～3割程度となっている。

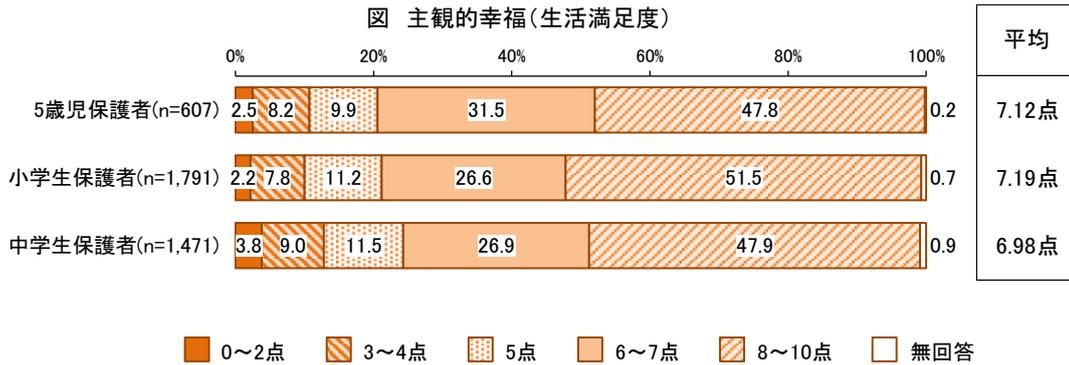
図 世帯の状況別 他の家族の健康状態



(4) 主観的幸福(生活満足度)

小中学生保護者 問 29	全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。
5歳児保護者 問 28	「まったく満足していない」を0点、「十分に満足している」を10点とすると、何点くらいになりますか。0から10の数字から1つを選んでください。(あてはまるもの1つに○)

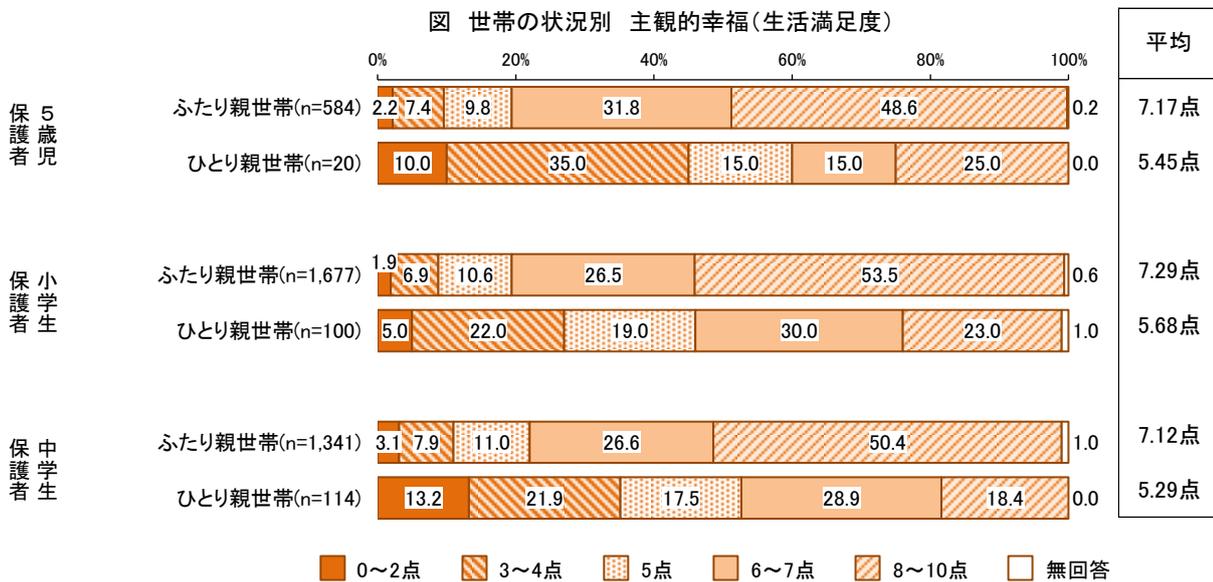
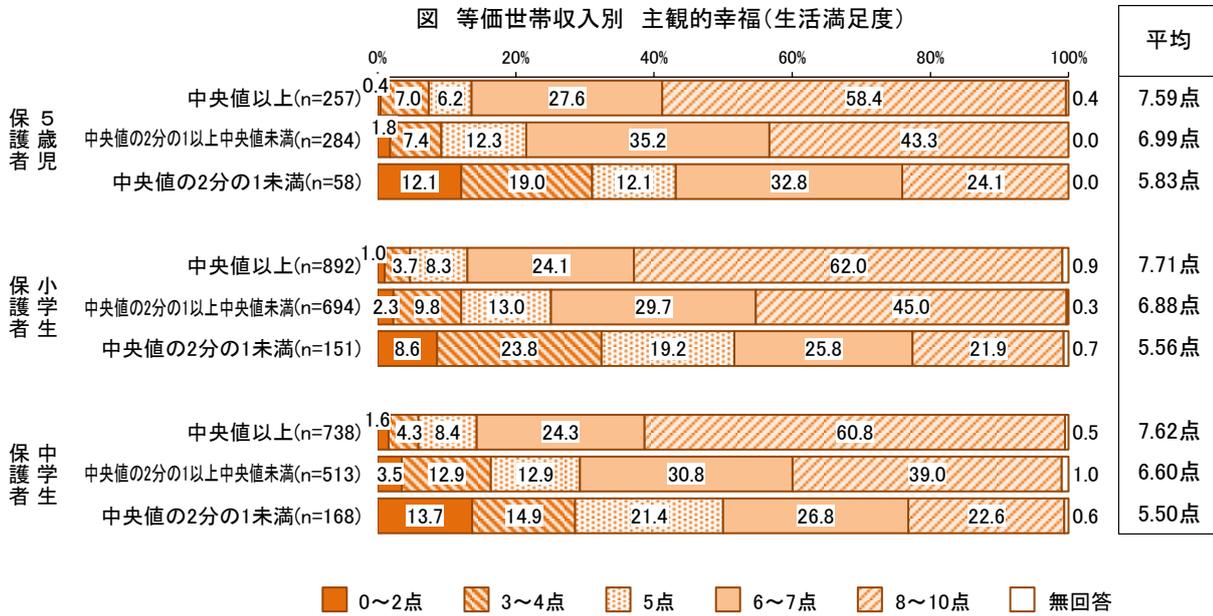
主観的幸福(生活満足度)を見ると、すべての保護者層で「8～10点」が5割前後で最も高く、次いで「6～7点」が2～3割台となっている。



第1章 II 保護者調査の結果

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が高まるにつれて全体的に得点が高くなっており、中学生保護者の中央値以上の世帯で、平均得点が7.62点と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも全体的に得点が高くなっており、ふたり親世帯の平均得点が7点台に対して、ひとり親世帯は5点台となっている。



7. 新型コロナウイルス感染症の影響

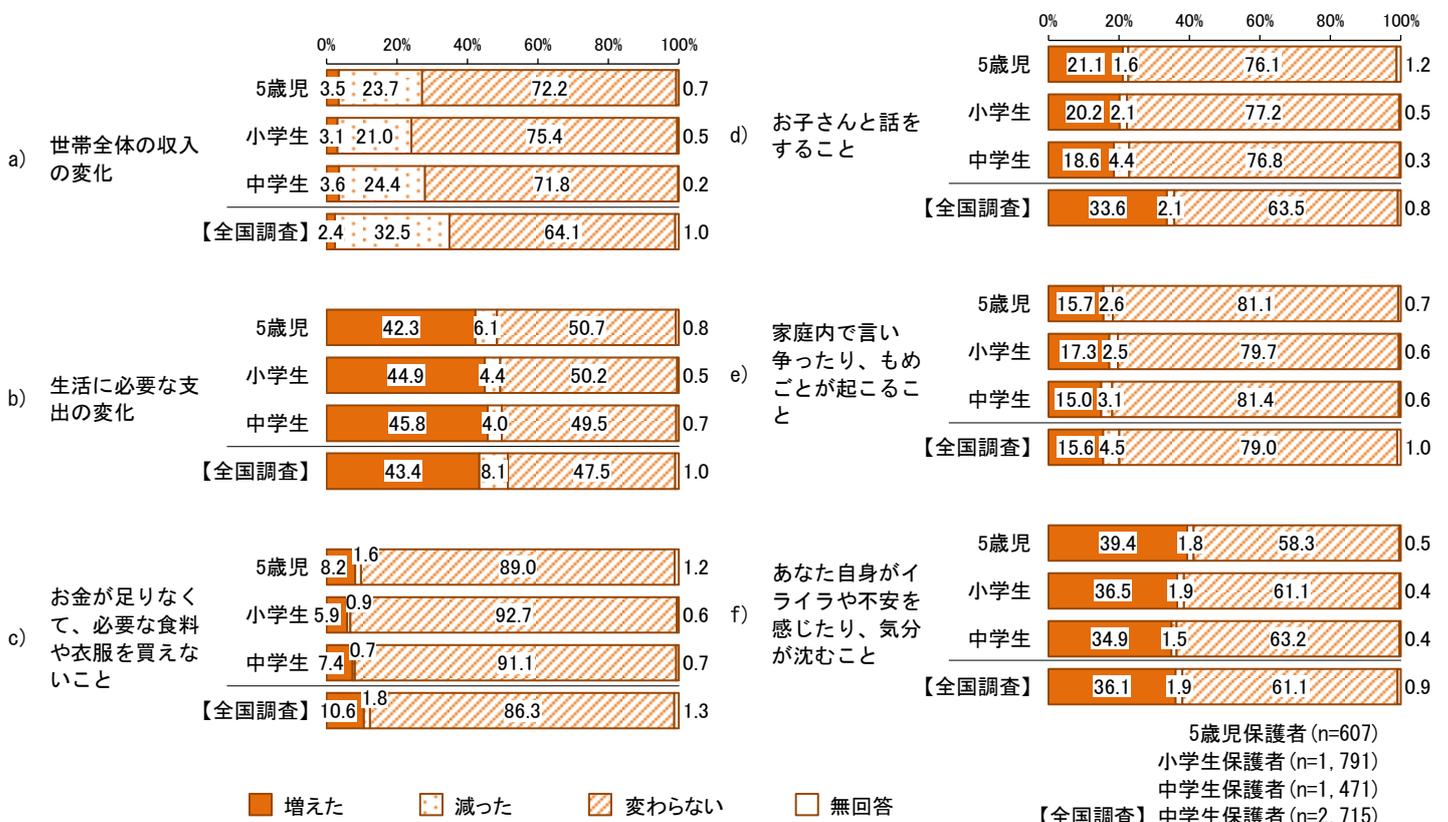
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

小中学生保護者 問 30	あなたのご家庭の現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の影響で変わったことはありますか。(a~f それぞれについて、あてはまるもの1つに○)
5歳児保護者 問 20	

新型コロナウイルス感染症の影響を見ると、すべての保護者層で「a) 世帯全体の収入の変化」で「減った」が2割台、「b) 生活に必要な支出の変化」で「増えた」が4割台、「f) あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」で「増えた」が3割台となっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、今回調査で「d) お子さんと話をすること」の「増えた」が 15.0 ポイント低くなっている。

図 新型コロナウイルス感染症の影響



a) 世帯全体の収入の変化

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が低くなるにつれて「減った」の割合が高くなっており、5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で51.7%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「減った」の割合が高くなっており、中学生保護者のひとり親世帯で43.9%と最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — a) 世帯全体の収入の変化

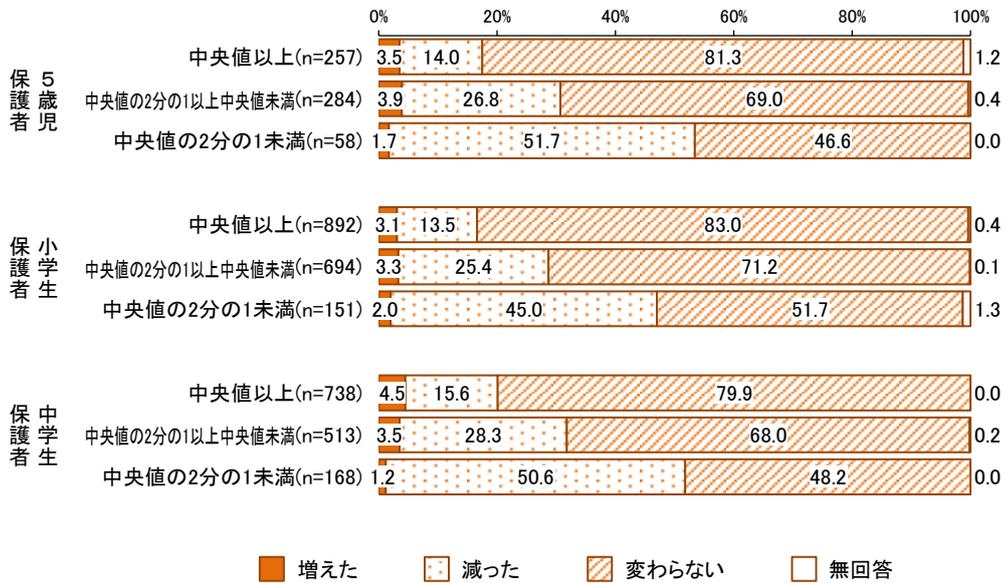
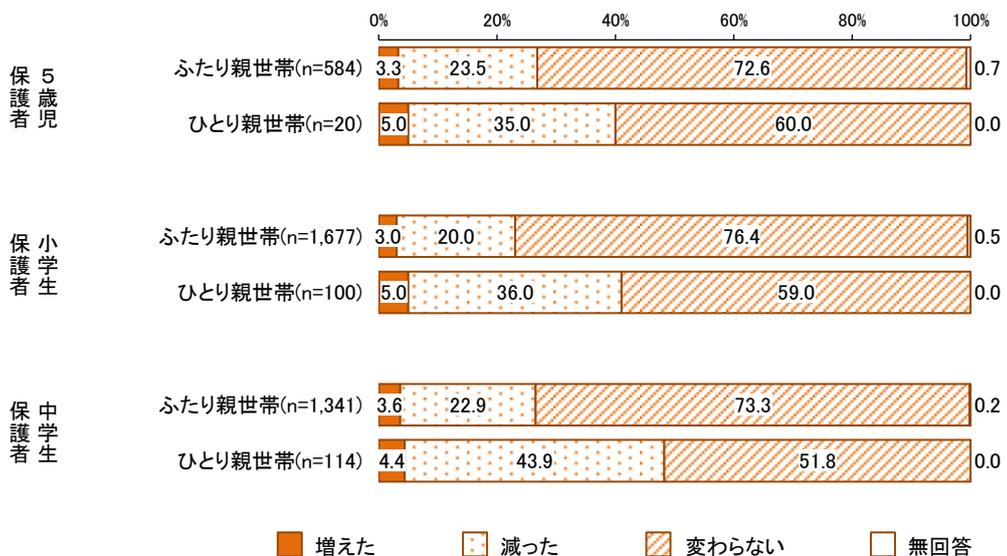


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — a) 世帯全体の収入の変化



b) 生活に必要な支出の変化

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が低くなるにつれて「増えた」の割合が高くなっており、中学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で58.9%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「増えた」の割合が高くなっており、5歳児保護者のひとり親世帯で60.0%と最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — b) 生活に必要な支出の変化

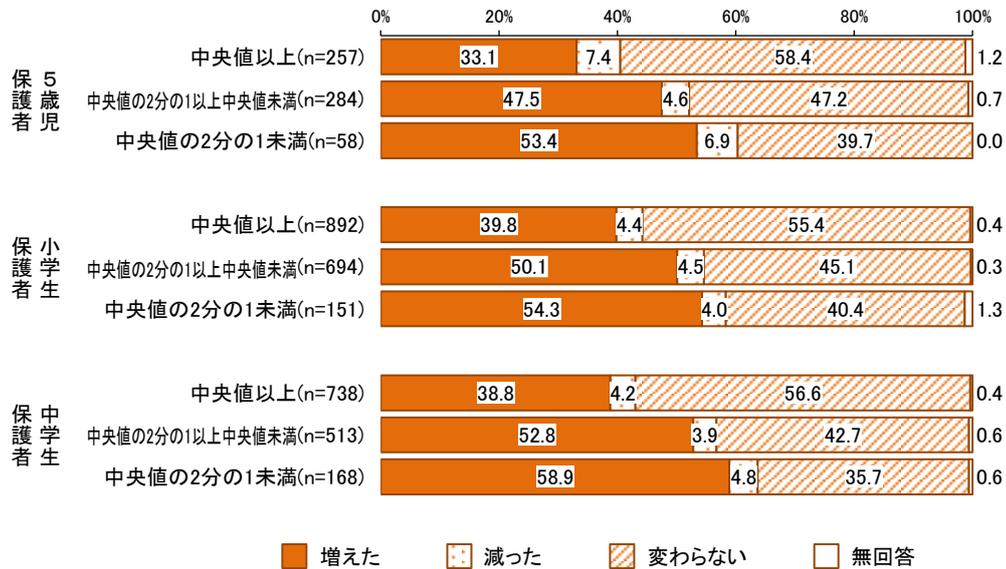
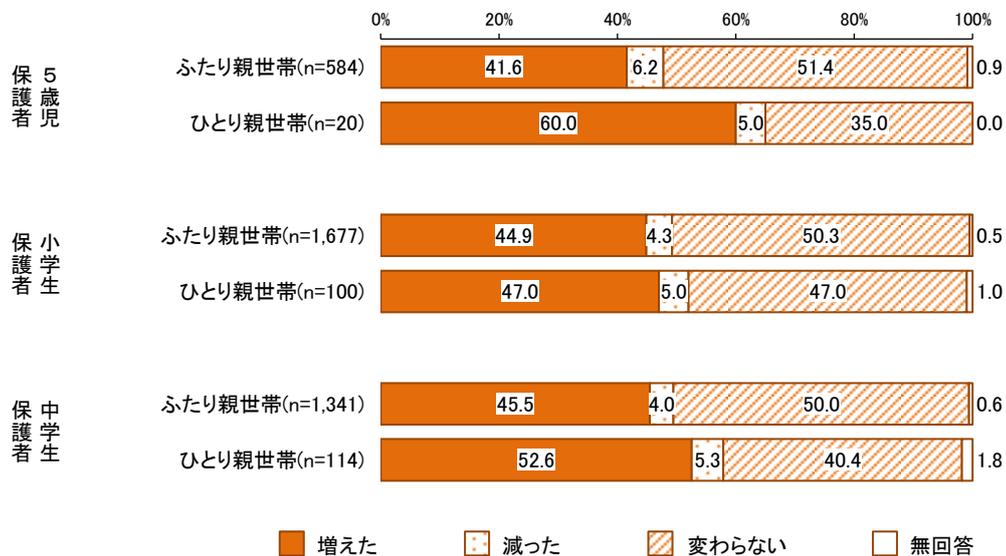


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — b) 生活に必要な支出の変化



c) お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が低くなるにつれて「増えた」の割合が高くなっており、中学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で25.6%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯は「変わらない」が9割前後と、大多数を占めている。ひとり親世帯は「増えた」が小学生保護者で22.0%、中学生保護者で24.6%と高くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — c) お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと

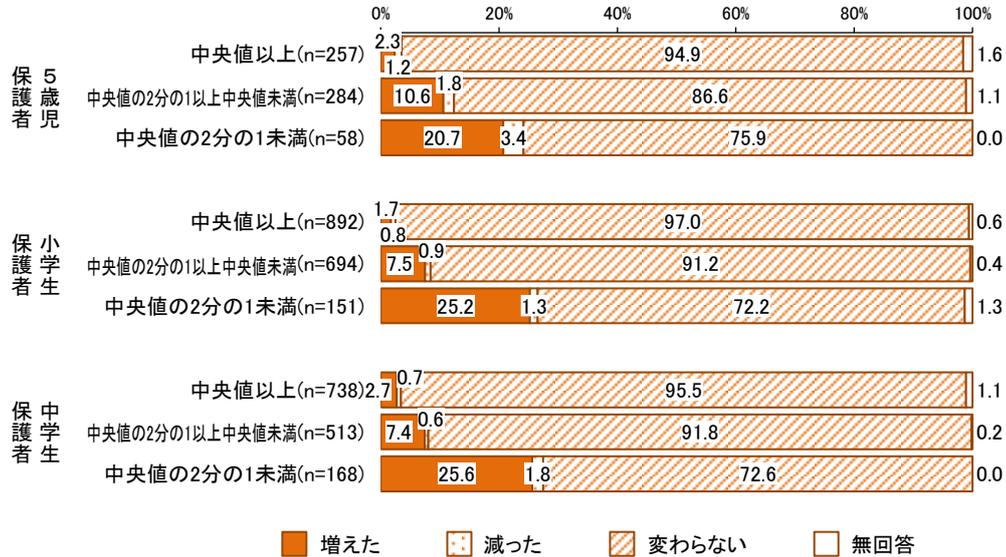
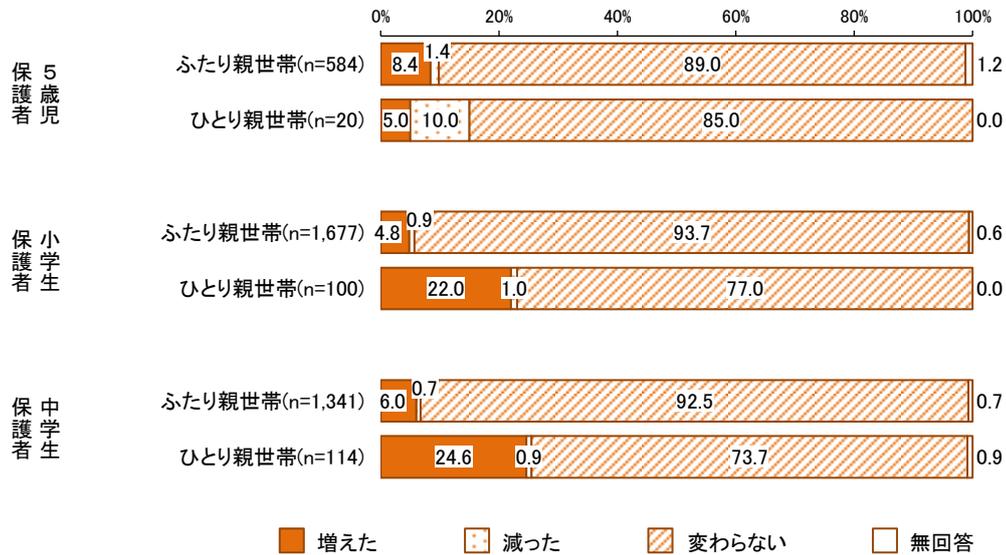


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — c) お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと



d) お子さんと話をすること

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が低くなるにつれて「増えた」の割合がやや高くなっており、5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で24.1%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、小学生保護者と中学生保護者で、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「増えた」の割合が高くなっており、いずれも2割程度となっている。一方で5歳児保護者はふたり親世帯の方が高く、21.1%となっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — d) お子さんと話をすること

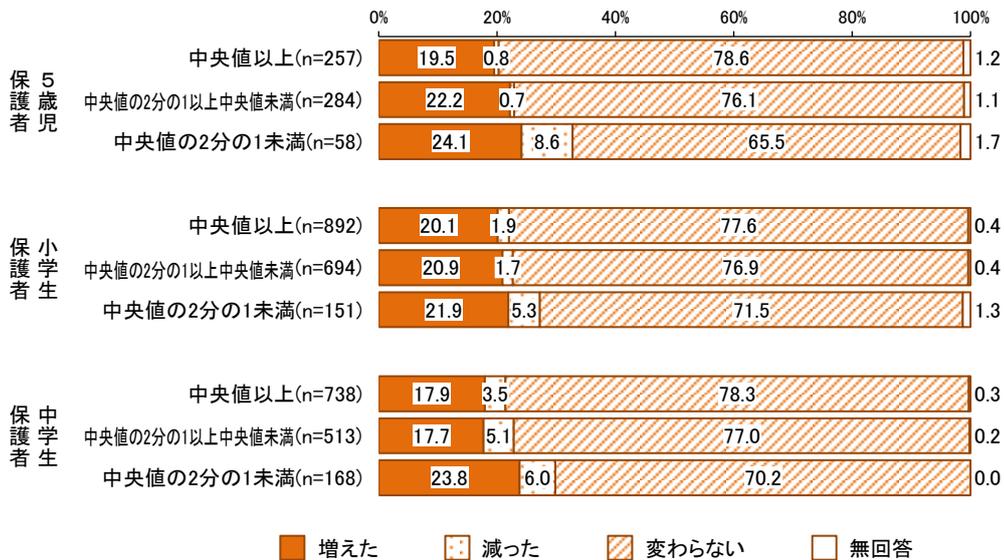
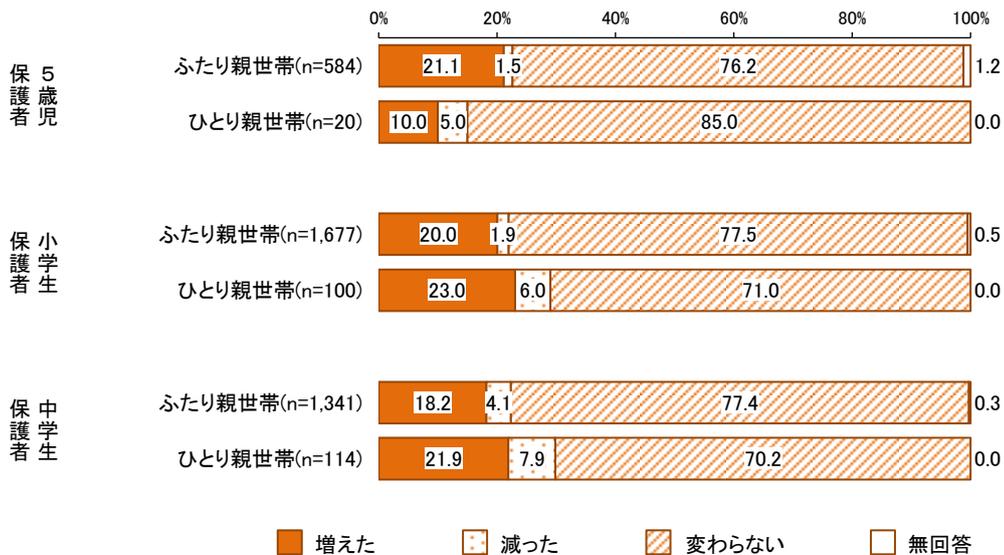


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — d) お子さんと話をすること



e) 家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること

等価世帯収入別に見ると、5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「増えた」が22.4%と、他の世帯層よりも高くなっている。

世帯の状況別に見ると、5歳児保護者のひとり親世帯で「増えた」が25.0%と、他の世帯層よりも高くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — e) 家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること

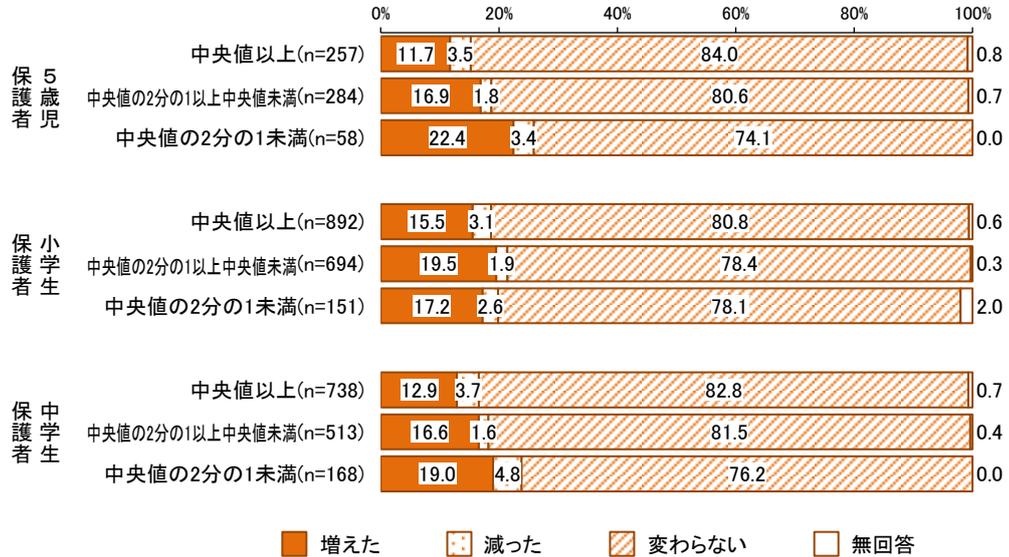
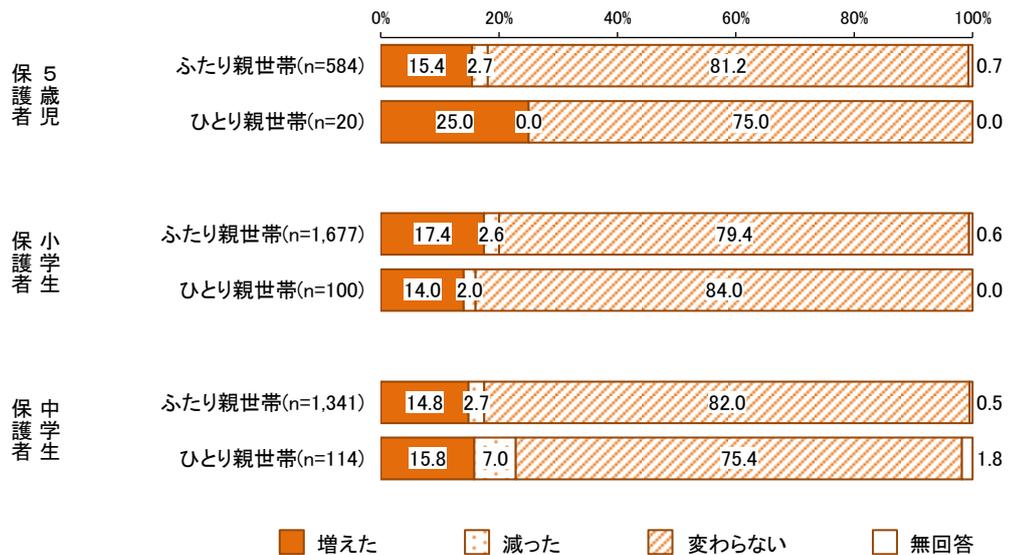


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — e) 家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること



f) あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で、収入が低くなるにつれて「増えた」の割合が高くなっており、5歳児保護者と小学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で、いずれも48.3%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「増えた」の割合が高くなっており、5歳児保護者のひとり親世帯で55.0%と最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — f) あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと

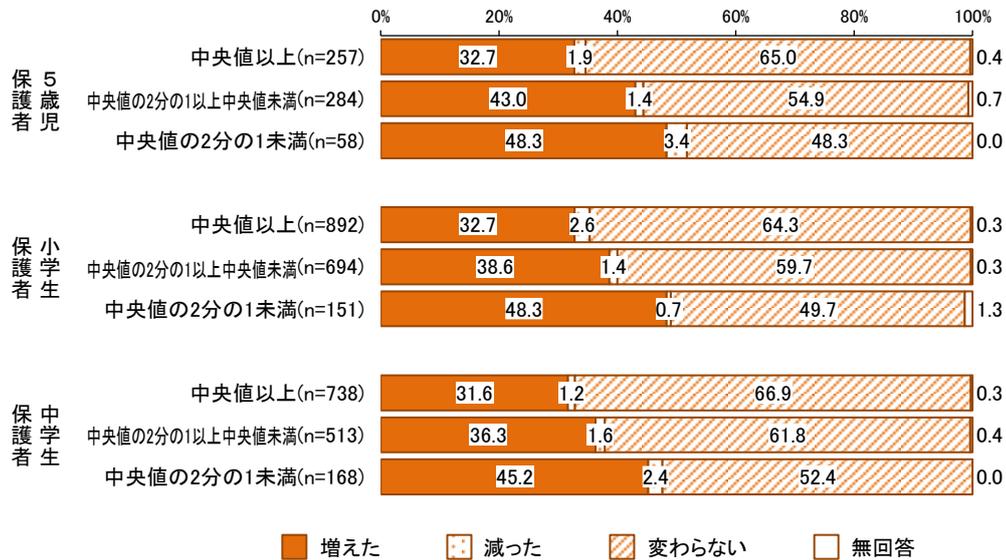
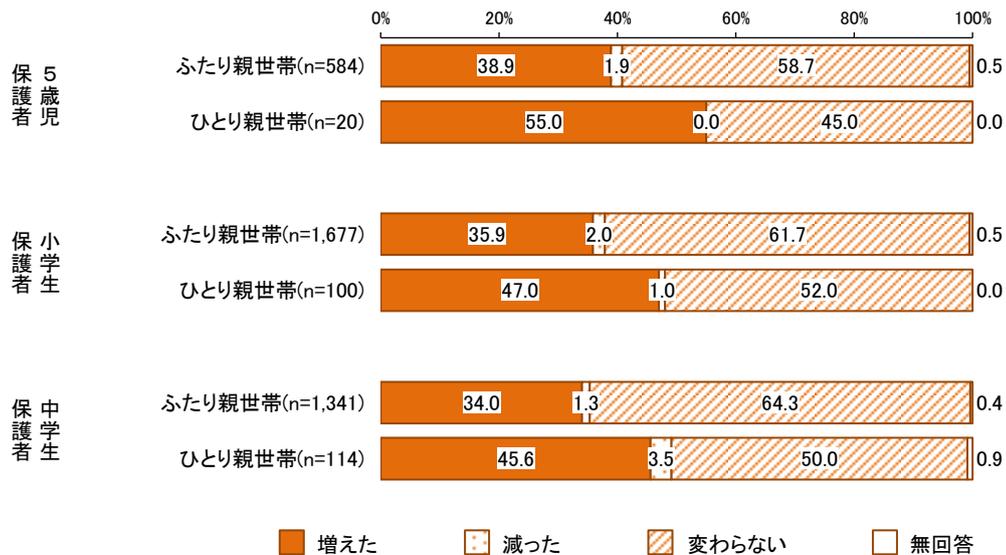


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — f) あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと



8. 支援サービスの利用状況

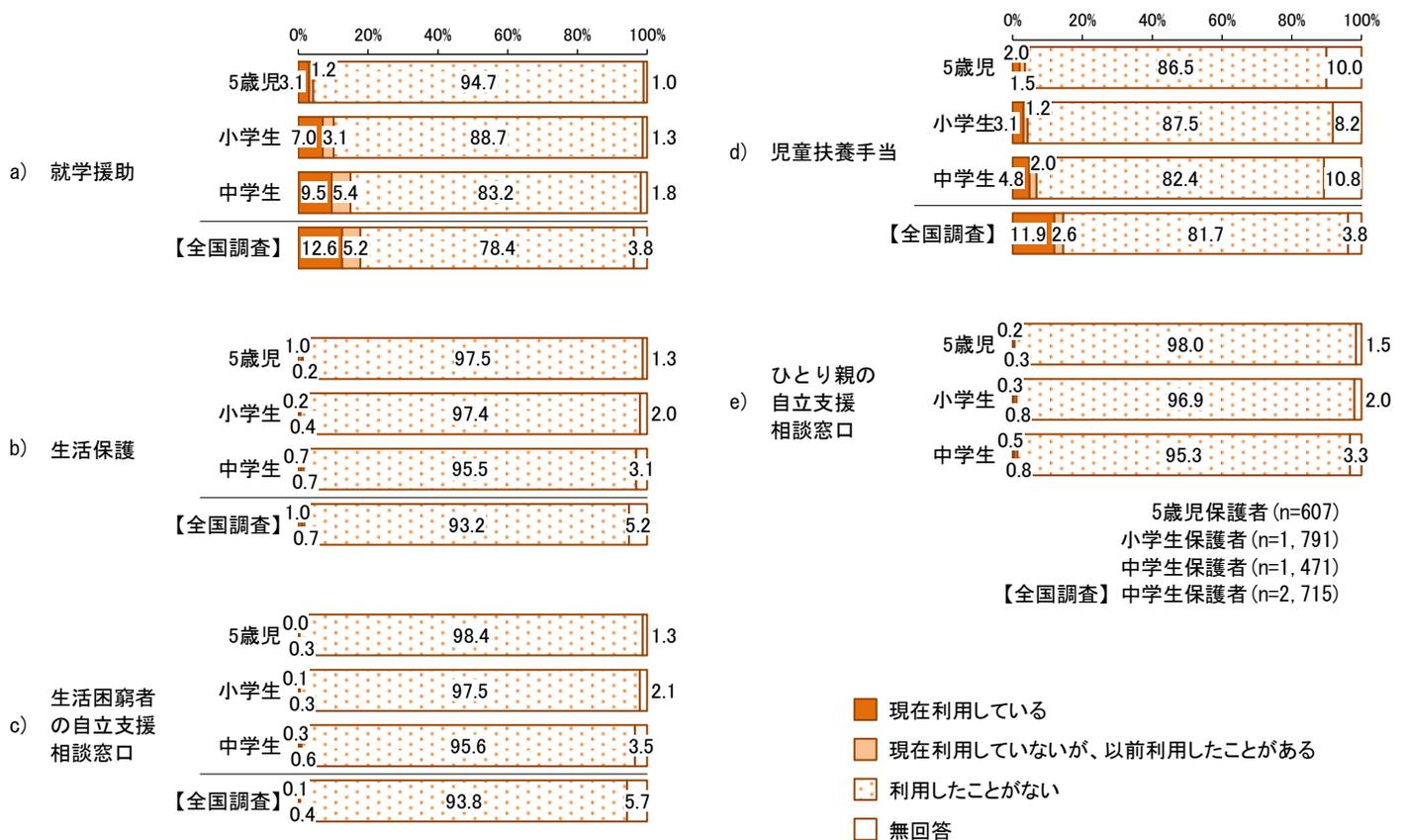
(1) 支援制度の利用状況

小中学生保護者 問 31 5歳児保護者 問 30	<p>あなたのご家庭では、これまでに以下の支援制度を利用したことがありますか。</p> <p>(a～eそれぞれについて、1～3のあてはまるもの1つに○)</p> <p>また、「3 利用したことがない」場合、その理由は何ですか。(①～⑤のあてはまるもの1つに○)</p>
-----------------------------	--

支援制度の利用状況を見ると、「a) 就学援助」と「d) 児童扶養手当」では、子供の年齢が上がるほど「現在利用している」の割合が高くなっており、中学生の「a) 就学援助」で9.5%、「d) 児童扶養手当」で4.8%となっている。それ以外の支援制度はすべての保護者層で「利用したことがない」が9割以上となっている。

全国調査(中学生保護者)と比較すると、「a) 就学援助」と「d) 児童扶養手当」の「現在利用している」は、今回調査でそれぞれ3.1ポイント、7.1ポイント低くなっている。

図 支援制度の利用状況



支援を利用したことがない理由を見ると、すべての支援制度で、すべての保護者層で「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから」が9割前後となっている。

表 支援制度を利用したことがない理由

		回答者数(n)	制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	利用したいが、今までの支援制度を知らなかったから	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
a) 就学援助	5歳児保護者	575	87.7	1.2	1.4	0.5	5.0	4.2
	小学生保護者	1,588	91.0	0.6	0.4	0.4	1.5	6.2
	中学生保護者	1,224	90.8	0.4	0.2	0.7	1.4	6.5
b) 生活保護	5歳児保護者	592	93.2	0.3	-	0.3	2.5	3.5
	小学生保護者	1,744	90.7	0.7	-	0.2	1.5	6.9
	中学生保護者	1,405	90.1	0.4	-	0.3	1.6	7.6
c) 生活困窮者の自立支援相談窓口	5歳児保護者	597	91.0	1.0	-	0.8	3.0	4.2
	小学生保護者	1,747	88.7	1.4	0.3	0.5	1.9	7.3
	中学生保護者	1,406	87.8	1.4	0.1	0.4	2.4	8.0
d) 児童扶養手当	5歳児保護者	525	93.3	0.2	0.6	0.4	1.7	3.8
	小学生保護者	1,567	90.9	0.2	0.1	0.1	1.6	7.0
	中学生保護者	1,212	90.2	0.2	-	0.1	2.0	7.6
e) ひとり親の自立支援相談窓口	5歳児保護者	595	91.3	1.3	-	0.2	3.7	3.5
	小学生保護者	1,735	88.0	2.2	0.2	0.3	2.2	6.9
	中学生保護者	1,402	86.7	1.9	0.2	0.2	3.3	7.7

a) 就学援助

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で収入が高まるにつれて、「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思っから」が高くなっている。また、5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「それ以外の理由」が22.5%と高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思っから」が高くなっている。また、5歳児保護者のひとり親世帯で「それ以外の理由」が31.3%と高くなっている。

表 支援制度の利用状況と利用したことがない理由 - a) 就学援助

		利用状況					利用したことがない理由							
		回答者数(n)	現在利用している	以前利用していたことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思っから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	援制度を知らなかったから	利用したいが、今までこの支	なかつたり、利用しにくいから	利用したいが、手続がわから	それ以外の理由
等価世帯収入別	5歳児	中央値以上	257	0.4	-	98.1	1.6	252	92.9	-	1.2	0.4	2.0	3.6
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	1.8	1.1	96.8	0.4	275	87.6	2.5	0.7	0.4	4.7	4.0
		中央値の2分の1未満	58	22.4	6.9	69.0	1.7	40	60.0	-	5.0	2.5	22.5	10.0
	小学生	中央値以上	892	0.3	0.9	98.0	0.8	874	93.0	0.6	0.3	0.2	0.8	5.0
		中央値の2分の1以上中央値未満	694	5.2	5.2	88.2	1.4	612	91.0	0.5	0.5	-	1.3	6.7
		中央値の2分の1未満	151	56.3	7.3	35.1	1.3	53	69.8	1.9	-	3.8	11.3	13.2
	中学生	中央値以上	738	0.5	1.4	97.4	0.7	719	93.0	-	0.1	0.1	1.1	5.6
		中央値の2分の1以上中央値未満	513	7.8	9.6	81.1	1.6	416	90.1	0.2	0.2	1.4	1.0	7.0
		中央値の2分の1未満	168	53.0	11.9	31.0	4.2	52	69.2	7.7	-	1.9	7.7	13.5
世帯の状況別	5歳児	ふたり親世帯	584	2.7	1.0	95.2	1.0	556	88.3	1.3	1.3	0.5	4.3	4.3
		ひとり親世帯	20	15.0	5.0	80.0	-	16	62.5	-	6.3	-	31.3	-
	小学生	ふたり親世帯	1,677	4.0	2.9	92.2	1.0	1,546	91.7	0.5	0.4	0.3	1.1	6.0
		ひとり親世帯	100	53.0	7.0	35.0	5.0	35	74.3	-	-	2.9	17.1	5.7
	中学生	ふたり親世帯	1,341	5.8	5.0	88.0	1.2	1,180	91.7	0.3	0.3	0.4	1.0	6.3
		ひとり親世帯	114	51.8	11.4	28.9	7.9	33	66.7	3.0	-	9.1	12.1	9.1

b) 生活保護

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で収入が高まるにつれて、「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから」が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから」が高くなっている。また、5歳児保護者のひとり親世帯で「それ以外の理由」が13.3%と高くなっている。

表 支援制度の利用状況と利用したことがない理由 - b) 生活保護

			利用状況				利用したことがない理由								
			回答者数(n)	現在利用している	以前利用していたことがある	現在利用していないが、以前利用したことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
等価世帯収入別	5歳児	中央値以上	257	-	-	98.4	1.6	253	95.3	0.4	-	-	1.2	3.2	
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	0.7	-	98.9	0.4	281	94.0	0.4	-	-	2.5	3.2	
		中央値の2分の1未満	58	5.2	1.7	87.9	5.2	51	80.4	-	-	3.9	7.8	7.8	
	小学生	中央値以上	892	-	-	99.0	1.0	883	93.7	0.5	-	0.2	0.8	4.9	
		中央値の2分の1以上中央値未満	694	-	0.4	97.6	2.0	677	91.1	0.4	-	-	1.5	6.9	
		中央値の2分の1未満	151	2.0	3.3	88.1	6.6	133	72.9	4.5	-	0.8	4.5	17.3	
	中学生	中央値以上	738	-	-	98.9	1.1	730	93.0	-	-	-	1.2	5.8	
		中央値の2分の1以上中央値未満	513	0.2	1.2	95.5	3.1	490	90.4	-	-	0.2	1.2	8.2	
		中央値の2分の1未満	168	3.0	3.0	86.3	7.7	145	75.2	4.1	-	2.1	4.1	14.5	
世帯の状況別	5歳児	ふたり親世帯	584	0.3	-	98.3	1.4	574	93.6	0.3	-	0.2	2.3	3.7	
		ひとり親世帯	20	20.0	5.0	75.0	-	15	80.0	-	-	6.7	13.3	-	
	小学生	ふたり親世帯	1,677	0.1	0.2	98.2	1.6	1,646	91.5	0.5	-	0.2	1.3	6.6	
		ひとり親世帯	100	2.0	3.0	88.0	7.0	88	81.8	5.7	-	1.1	3.4	8.0	
	中学生	ふたり親世帯	1,341	0.1	0.4	96.9	2.6	1,300	91.3	0.1	-	0.1	1.2	7.4	
		ひとり親世帯	114	7.0	5.3	80.7	7.0	92	75.0	5.4	-	3.3	6.5	9.8	

c) 生活困窮者の自立支援相談窓口

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で収入が高まるにつれて、「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから」が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから」が高くなっている。また、5歳児保護者のひとり親世帯で「それ以外の理由」が21.1%と高くなっている。

表 支援制度の利用状況と利用したことがない理由 - c) 生活困窮者の自立支援相談窓口

			利用状況				利用したことがない理由								
			回答者数(n)	現在利用している	以前利用していたことがある	現在利用していないが、以前利用したことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
等価世帯収入別	5歳児	中央値以上	257	-	-	98.4	1.6	253	94.5	0.8	-	-	1.6	3.2	
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	-	-	99.3	0.7	282	91.8	0.4	-	0.7	2.8	4.3	
		中央値の2分の1未満	58	-	3.4	93.1	3.4	54	72.2	5.6	-	5.6	7.4	9.3	
	小学生	中央値以上	892	-	-	98.9	1.1	882	92.6	0.8	0.3	-	0.9	5.3	
		中央値の2分の1以上中央値未満	694	-	0.1	97.8	2.0	679	89.8	1.0	-	-	1.6	7.5	
		中央値の2分の1未満	151	-	2.6	90.1	7.3	136	61.0	7.4	1.5	4.4	8.8	16.9	
	中学生	中央値以上	738	-	-	98.8	1.2	729	91.9	0.3	-	0.1	1.2	6.4	
		中央値の2分の1以上中央値未満	513	0.2	0.4	95.7	3.7	491	88.4	0.6	-	0.4	2.0	8.6	
		中央値の2分の1未満	168	1.8	3.6	86.3	8.3	145	65.5	9.7	1.4	0.7	9.7	13.1	
世帯の状況別	5歳児	ふたり親世帯	584	-	0.2	98.5	1.4	575	91.8	0.9	-	0.7	2.4	4.2	
		ひとり親世帯	20	-	5.0	95.0	-	19	63.2	5.3	-	5.3	21.1	5.3	
	小学生	ふたり親世帯	1,677	-	0.2	98.2	1.6	1,647	90.3	0.7	0.2	0.2	1.6	7.0	
		ひとり親世帯	100	-	2.0	90.0	8.0	90	66.7	14.4	1.1	4.4	4.4	8.9	
	中学生	ふたり親世帯	1,341	0.1	0.2	96.9	2.8	1,300	90.0	0.7	-	0.2	1.4	7.7	
		ひとり親世帯	114	2.6	4.4	81.6	11.4	93	58.1	10.8	2.2	2.2	16.1	10.8	

d) 児童扶養手当

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で収入が高まるにつれて、「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思ふから」が高くなっている。また、小学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「それ以外の理由」が10.1%と高くなっている。

世帯の状況別に見ると、5歳児保護者と中学生保護者で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思ふから」が高くなっている。

表 支援制度の利用状況と利用したことがない理由 - d) 児童扶養手当

			利用状況				利用したことがない理由							
			回答者数(n)	現在利用している	以前利用していたことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思ふから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
等価世帯収入別	5歳児	中央値以上	257	-	2.3	88.7	8.9	228	95.2	-	0.4	-	1.3	3.1
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	1.1	0.4	89.4	9.2	254	92.5	0.4	0.8	0.4	2.0	3.9
		中央値の2分の1未満	58	13.8	3.4	63.8	19.0	37	89.2	-	-	2.7	-	8.1
	小学生	中央値以上	892	0.1	0.9	91.9	7.1	820	93.9	0.2	0.1	-	0.7	5.0
		中央値の2分の1以上中央値未満	694	1.7	1.3	89.0	7.9	618	90.8	0.2	0.2	-	1.3	7.6
		中央値の2分の1未満	151	27.2	3.3	52.3	17.2	79	70.9	-	-	1.3	10.1	17.7
	中学生	中央値以上	738	0.3	1.2	90.1	8.4	665	92.2	0.2	-	-	1.5	6.2
		中央値の2分の1以上中央値未満	513	1.9	3.1	83.8	11.1	430	90.0	-	-	0.2	1.9	7.9
		中央値の2分の1未満	168	32.7	2.4	46.4	18.5	78	76.9	1.3	-	-	5.1	16.7
世帯の状況別	5歳児	ふたり親世帯	584	-	0.9	88.7	10.4	518	93.4	0.2	0.6	0.2	1.7	3.9
		ひとり親世帯	20	55.0	20.0	25.0	-	5	80.0	-	-	20.0	-	-
	小学生	ふたり親世帯	1,677	-	0.8	90.8	8.3	1,523	91.3	0.2	0.1	0.1	1.4	6.8
		ひとり親世帯	100	54.0	8.0	35.0	3.0	35	94.3	-	-	-	2.9	2.9
	中学生	ふたり親世帯	1,341	-	1.4	87.0	11.6	1,167	90.8	0.2	-	0.1	1.7	7.2
		ひとり親世帯	114	59.6	8.8	29.8	1.8	34	73.5	-	-	-	8.8	17.6

e) ひとり親の自立支援相談窓口

等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層で収入が高まるにつれて、「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから」が高くなっている。また、5歳児保護者と中学生保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「それ以外の理由」が、それぞれ1割以上となっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから」が高くなっている。また、5歳児保護者と中学生保護者のひとり親世帯で「それ以外の理由」が、それぞれ22.2%、22.5%と高くなっている。

表 支援制度の利用状況と利用したことがない理由 - e) ひとり親の自立支援相談窓口

			利用状況				利用したことがない理由								
			回答者数(n)	現在利用している	現在利用していないが、以前利用したことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外(収入等の条件を満たさない)だと思うから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	援制度を知らなかったから	利用したいが、今までこの支援制度を利用しなかつたから	利用したいが、手続がわからなかつたり、利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
等価世帯収入別	5歳児	中央値以上	257	-	-	98.1	1.9	252	93.7	1.2	-	-	2.0	3.2	
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	-	-	99.6	0.4	283	92.9	1.1	-	-	2.8	3.2	
		中央値の2分の1未満	58	1.7	1.7	91.4	5.2	53	73.6	3.8	-	1.9	13.2	7.5	
	小学生	中央値以上	892	0.1	-	98.7	1.2	880	92.4	0.7	-	0.1	1.5	5.3	
		中央値の2分の1以上中央値未満	694	-	0.7	97.4	1.9	676	89.6	1.9	0.1	-	1.6	6.7	
		中央値の2分の1未満	151	2.6	6.6	84.8	6.0	128	55.5	15.6	2.3	1.6	9.4	15.6	
	中学生	中央値以上	738	-	0.1	98.5	1.4	727	91.6	0.4	-	-	1.9	6.1	
		中央値の2分の1以上中央値未満	513	0.2	0.4	96.1	3.3	493	86.6	2.0	-	0.2	2.6	8.5	
		中央値の2分の1未満	168	3.6	4.8	84.5	7.1	142	62.0	9.9	2.1	1.4	12.0	12.7	
世帯の状況別	5歳児	ふたり親世帯	584	-	0.2	98.3	1.5	574	92.7	0.5	-	-	3.1	3.7	
		ひとり親世帯	20	5.0	5.0	90.0	-	18	44.4	27.8	-	5.6	22.2	-	
	小学生	ふたり親世帯	1,677	0.1	0.1	98.2	1.7	1,647	90.6	0.7	-	0.1	1.9	6.6	
		ひとり親世帯	100	4.0	14.0	77.0	5.0	77	40.3	36.4	5.2	5.2	5.2	7.8	
	中学生	ふたり親世帯	1,341	0.1	0.1	97.0	2.8	1,301	89.9	0.5	0.1	0.1	1.9	7.5	
		ひとり親世帯	114	6.1	7.0	78.1	8.8	89	41.6	22.5	2.2	2.2	22.5	9.0	

(2) 子育て支援サービスの利用状況

5歳児保護者 問31	あなたのご家庭では、これまでに以下の施設や支援制度を利用したことがありますか。(a～eそれぞれについて、1～2のあてはまるもの1つに○) また、「2 利用したことがない」場合、その理由は何ですか。(①～⑤のあてはまるもの1つに○)
------------	--

子育て支援サービスの利用状況を見ると、「現在利用している・以前利用したことがある」と回答した割合については、「a) 子育て広場・児童センター」が 68.4%、「b) 地域子育て支援センター」が 53.7%、「c) 一時預かり」が 23.2%となっている。

地域別に見ると、「a) 子育て広場・児童センター」は JR 以南地域が 77.8%、「b) 地域子育て支援センター」は千里ニュータウン・万博・阪大地域が 60.7%、「c) 一時預かり」は千里ニュータウン・万博・阪大地域が 32.5%、「d) ファミリー・サポート・センター」は片山・岸部地域が 11.4%、「e) 産後家事支援・産後ケア」は JR 以南地域が 8.3%で、それぞれ最も高くなっている。

図 子育て支援サービスの利用状況

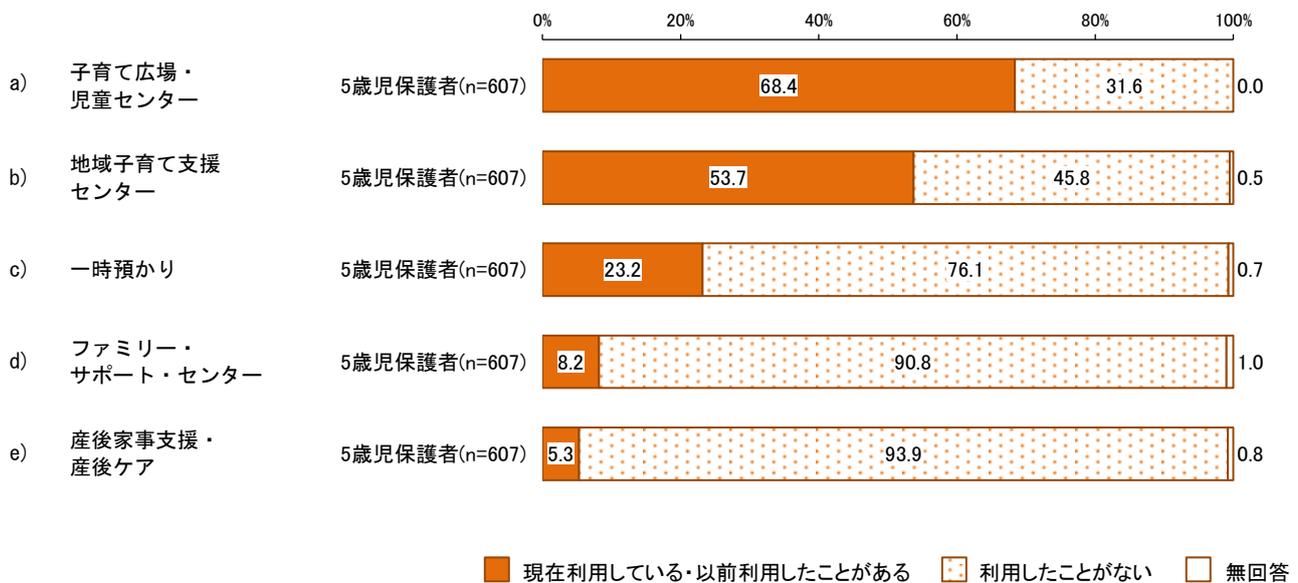
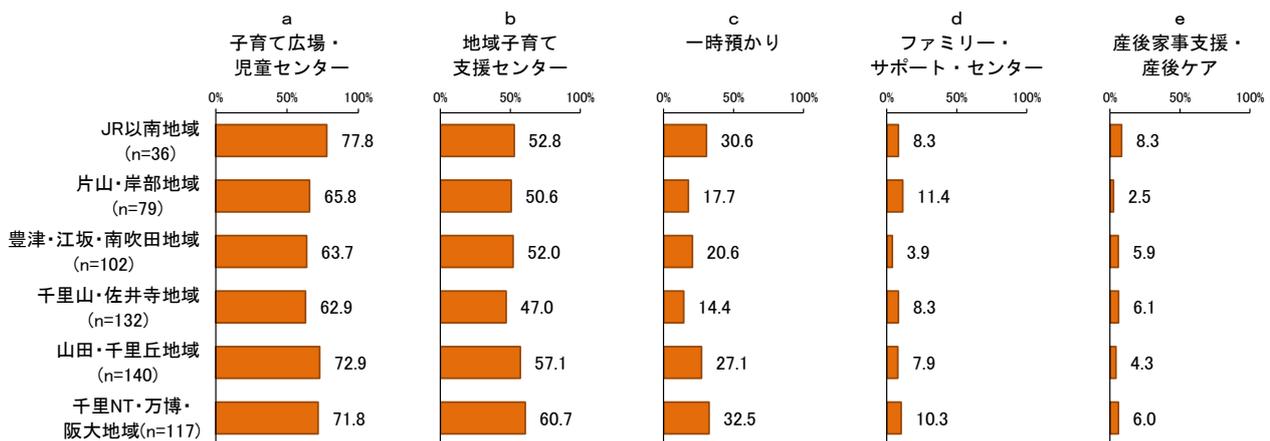


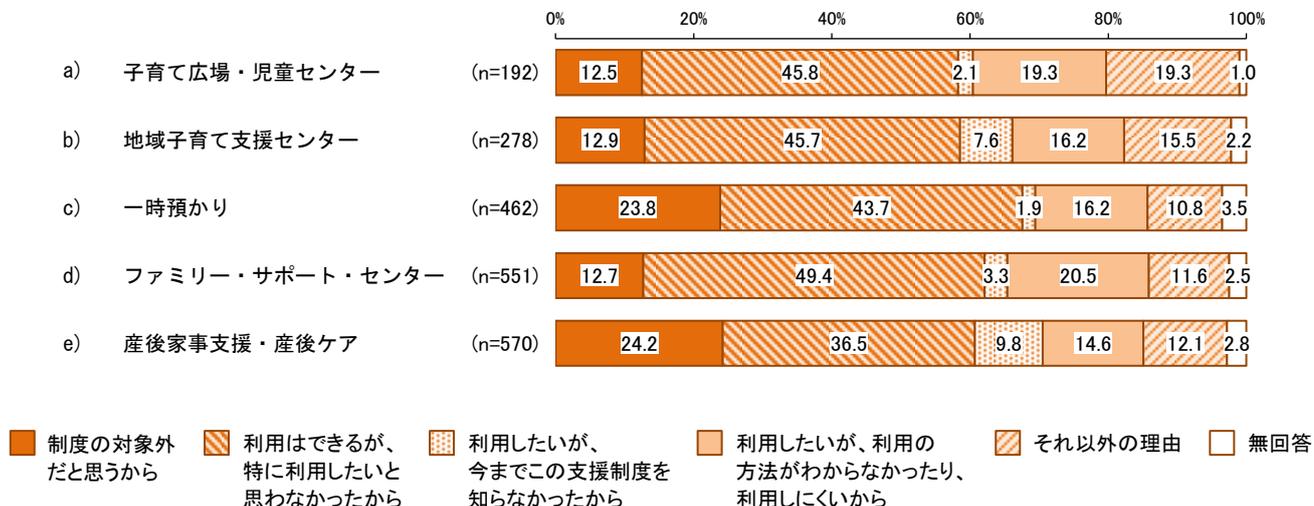
図 地域別 子育て支援サービスの利用状況 — 「現在利用している・以前利用したことがある」の割合



利用したことがない理由

子育て支援サービスを利用したことがない理由を見ると、いずれのサービスも「利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから」が3～4割程度で最も高くなっている。

図 子育て支援サービスを利用したことがない理由



等価世帯収入別に見ると、「a) 子育て広場・児童センター」、「b) 地域子育て支援センター」、「e) 産後家事支援・産後ケア」では、収入が高まるにつれて、「制度の対象外だと思うから」が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、いずれのサービスも、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「制度の対象外だと思うから」が高く、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから」が高くなっている。

表 子育て支援サービスの利用状況と利用したことがない理由 - a) 子育て広場・児童センター

			利用状況				利用したことがない理由						
			回答者数(n)	現在利用している・以前利用したことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外だと思っから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかつたから	援制度を知らなかつたから	利用したいが、今までこの支	利用したいが、利用の方法がわからなかつたり、利用しにくいから	それ以外の理由
収入別	等価世帯 5歳児	中央値以上	257	66.9	33.1	-	85	15.3	50.6	4.7	17.6	10.6	1.2
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	72.5	27.5	-	78	12.8	37.2	-	21.8	26.9	1.3
		中央値の2分の1未満	58	56.9	43.1	-	25	4.0	56.0	-	16.0	24.0	-
状況別	世帯の 5歳児	ふたり親世帯	584	69.2	30.8	-	180	13.3	43.3	2.2	20.6	19.4	1.1
		ひとり親世帯	20	40.0	60.0	-	12	-	83.3	-	-	16.7	-

表 子育て支援サービスの利用状況と利用したことがない理由 - b) 地域子育て支援センター

			利用状況				利用したことがない理由						
			回答者数(n)	現在利用している・以前利用したことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外だと思っから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかつたから	援制度を知らなかつたから	利用したいが、今までこの支	利用したいが、利用の方法がわからなかつたり、利用しにくいから	それ以外の理由
収入別	等価世帯 5歳児	中央値以上	257	51.8	47.5	0.8	122	13.9	46.7	9.0	15.6	11.5	3.3
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	59.2	40.8	-	116	13.8	43.1	6.0	17.2	19.0	0.9
		中央値の2分の1未満	58	37.9	60.3	1.7	35	8.6	51.4	5.7	14.3	17.1	2.9
状況別	世帯の 5歳児	ふたり親世帯	584	54.5	45.0	0.5	263	13.3	43.7	8.0	17.1	15.6	2.3
		ひとり親世帯	20	25.0	75.0	-	15	6.7	80.0	-	-	13.3	-

表 子育て支援サービスの利用状況と利用したことがない理由 - c) 一時預かり

			利用状況				利用したことがない理由						
			回答者数(n)	現在利用している・以前利用したことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外だと思っから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかつたから	援制度を知らなかつたから	利用したいが、今までこの支	利用したいが、利用の方法がわからなかつたり、利用しにくいから	それ以外の理由
収入別	等価世帯 5歳児	中央値以上	257	24.9	74.3	0.8	191	25.1	45.0	1.6	15.2	9.4	3.7
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	23.9	75.7	0.4	215	22.8	41.9	1.9	19.1	11.2	3.3
		中央値の2分の1未満	58	13.8	84.5	1.7	49	24.5	44.9	4.1	8.2	14.3	4.1
状況別	世帯の 5歳児	ふたり親世帯	584	24.0	75.5	0.5	441	24.3	42.9	1.8	16.8	10.9	3.4
		ひとり親世帯	20	5.0	90.0	5.0	18	11.1	72.2	5.6	-	11.1	-

表 子育て支援サービスの利用状況と利用したことがない理由 - d) ファミリー・サポート・センター

			利用状況				利用したことがない理由						
			回答者数(n)	現在利用している・以前利用したことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外だと思うから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	利用したいが、利用の方法がわからなかったり、利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
収入別	等価世帯 5歳児	中央値以上	257	12.5	87.2	0.4	224	12.1	52.7	2.7	22.3	7.6	2.7
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	6.3	92.3	1.4	262	13.4	47.7	3.4	21.0	12.2	2.3
		中央値の2分の1未満	58	-	98.3	1.7	57	12.3	45.6	3.5	10.5	24.6	3.5
状況別	世帯の 5歳児	ふたり親世帯	584	8.6	90.8	0.7	530	13.0	49.1	3.2	20.4	11.7	2.6
		ひとり親世帯	20	-	95.0	5.0	19	5.3	57.9	5.3	21.1	10.5	-

表 子育て支援サービスの利用状況と利用したことがない理由 - e) 産後家事支援・産後ケア

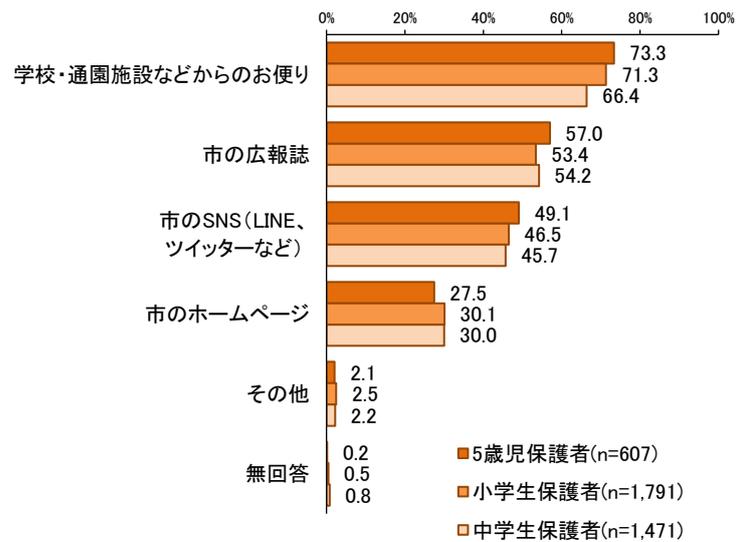
			利用状況				利用したことがない理由						
			回答者数(n)	現在利用している・以前利用したことがある	利用したことがない	無回答	回答者数(n)	制度の対象外だと思うから	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	利用したいが、利用の方法がわからなかったり、利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
収入別	等価世帯 5歳児	中央値以上	257	4.7	94.6	0.8	243	27.2	34.2	11.1	16.9	7.8	2.9
		中央値の2分の1以上中央値未満	284	6.7	92.6	0.7	263	24.0	37.3	8.0	14.8	13.7	2.3
		中央値の2分の1未満	58	1.7	96.6	1.7	56	14.3	42.9	14.3	3.6	19.6	5.4
状況別	世帯の 5歳児	ふたり親世帯	584	5.1	94.2	0.7	550	24.5	35.8	9.8	14.9	12.0	2.9
		ひとり親世帯	20	10.0	85.0	5.0	17	11.8	58.8	11.8	-	17.6	-

(3) 福祉制度や支援策の情報を受け取る方法

小中学生保護者 問 32	あなたは、今後、お子さんに関する福祉制度や支援策の情報をどのような方法で受け取りたいですか。(あてはまるものすべてに○)
5歳児保護者 問 32	

福祉制度や支援策の情報を受け取る方法を見ると、すべての保護者層で「学校・通園施設などからのお便り」が6～7割程度で最も高く、次いで「市の広報誌」が5割台、「市の SNS (LINE、ツイッターなど)」が4割台、「市のホームページ」が3割程度となっている。

図 福祉制度や支援策の情報を受け取る方法



等価世帯収入別に見ると、5歳児保護者の「中央値の2分の1未満」の世帯で「学校・通園施設などからのお便り」が87.9%と、他の世帯層よりも高くなっている。

世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「学校・通園施設などからのお便り」の割合が高くなっている。また、5歳児保護者のひとり親世帯で「市の SNS (LINE、ツイッターなど)」が70.0%と、他の世帯層よりも高くなっている。

図 等価世帯収入別 福祉制度や支援策の情報を受け取る方法

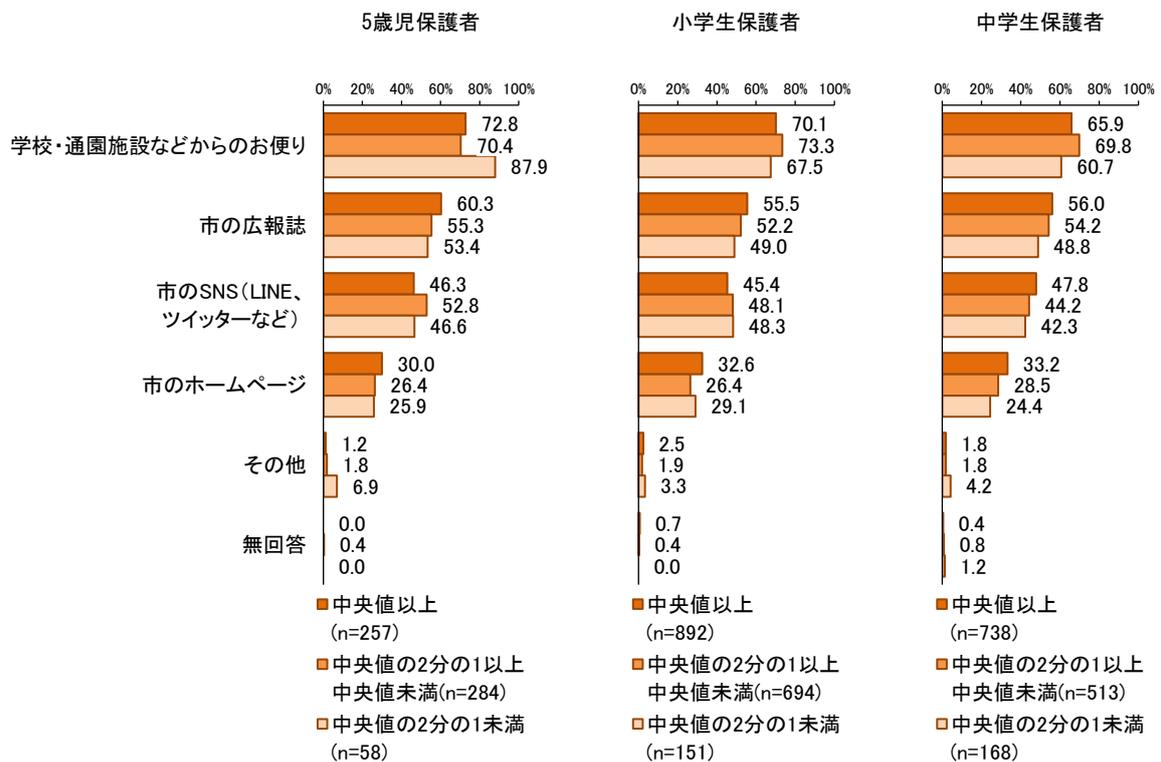
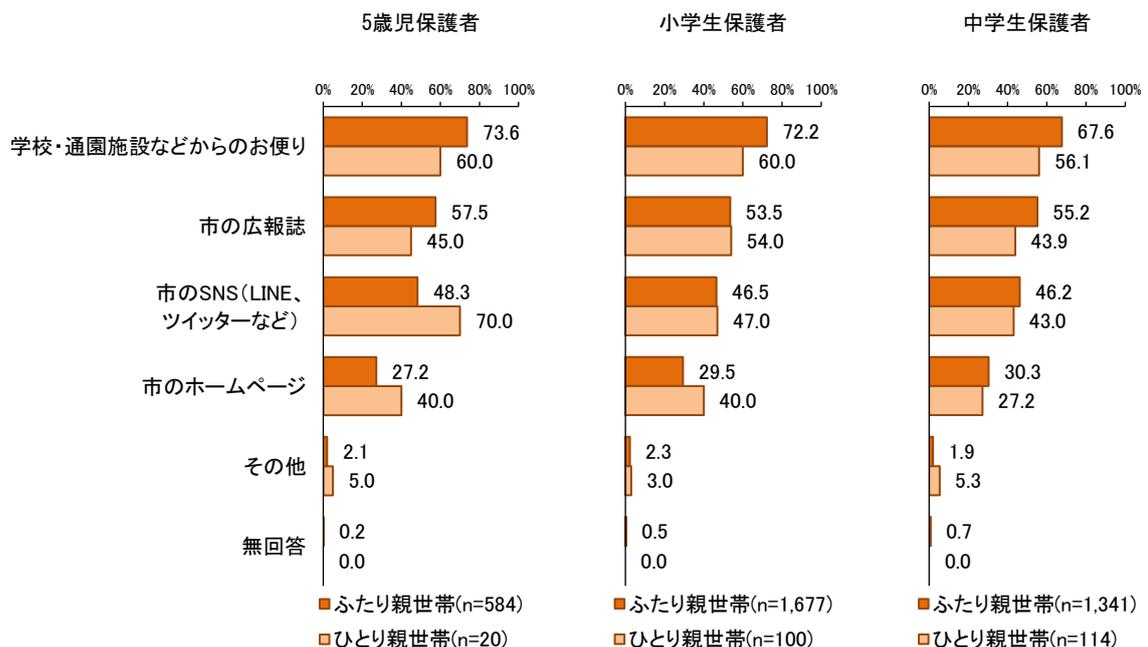


図 世帯の状況別 福祉制度や支援策の情報を受け取る方法

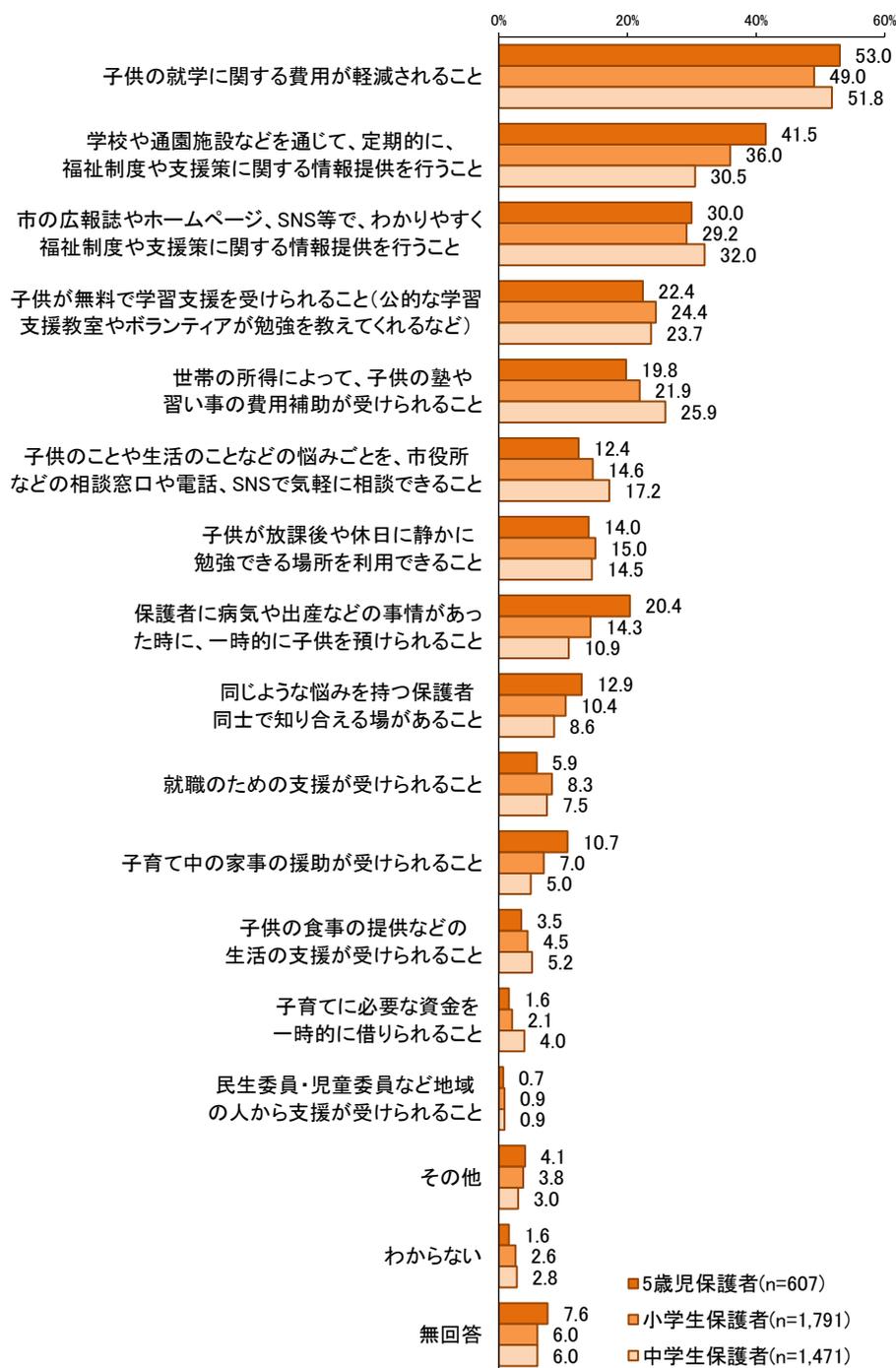


(4) 必要な支援施策

小中学生保護者 問 33	お子さんが安定した生活を送るためには、どのような仕組みや制度が必要だと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)
5歳児保護者 問 33	

必要な支援施策を見ると、すべての保護者層で「子供の就学に関する費用が軽減されること」が5割前後と最も高く、次いで5歳児保護者と小学生保護者は「学校や通園施設などを通じて、定期的に、福祉制度や支援策に関する情報提供を行うこと」(5歳児保護者:41.5%、小学生保護者:36.0%)、中学生保護者は「市の広報誌やホームページ、SNS等で、わかりやすく福祉制度や支援策に関する情報提供を行うこと」(32.0%)が高くなっている。

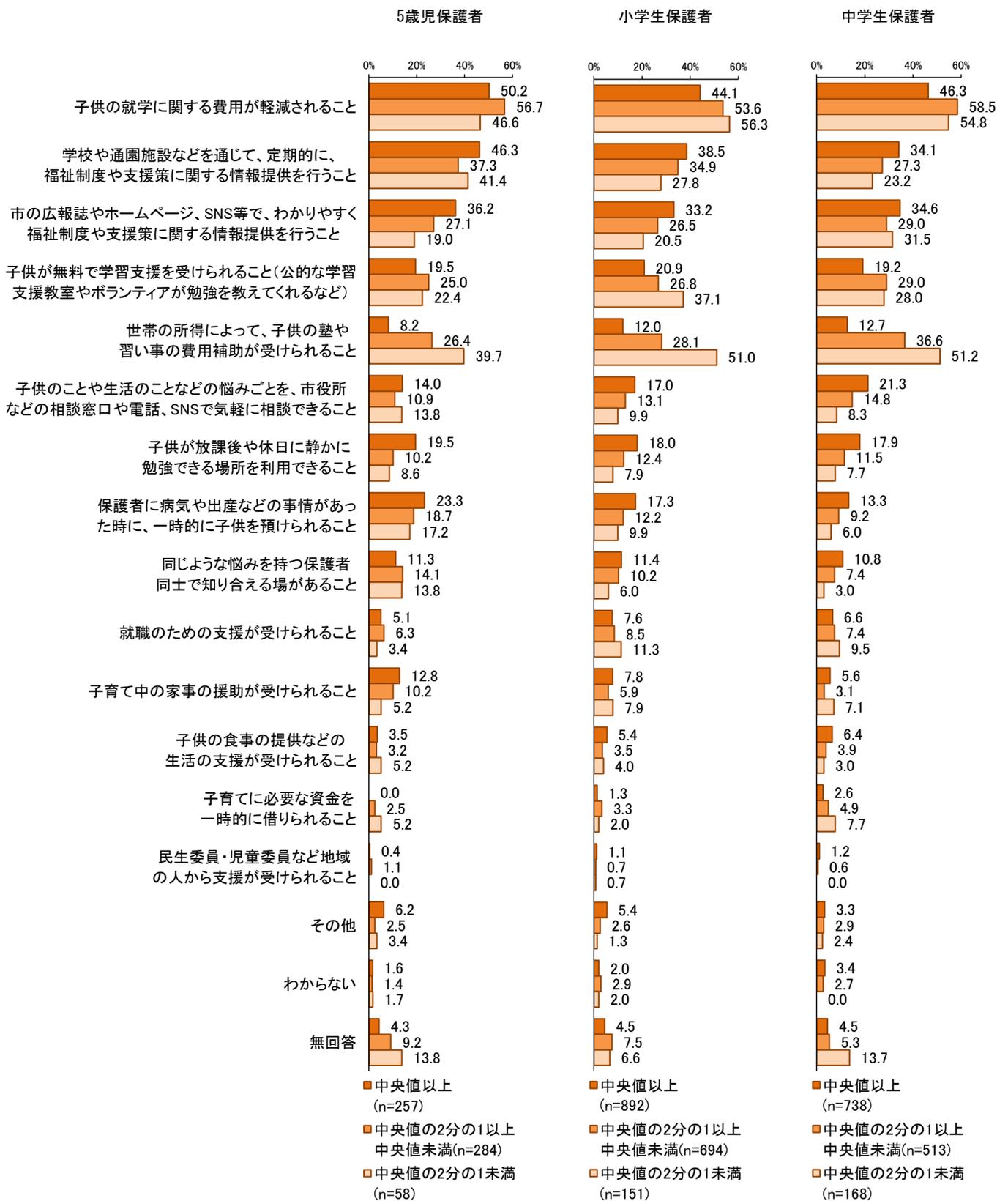
図 必要な支援施策



第1章 II 保護者調査の結果

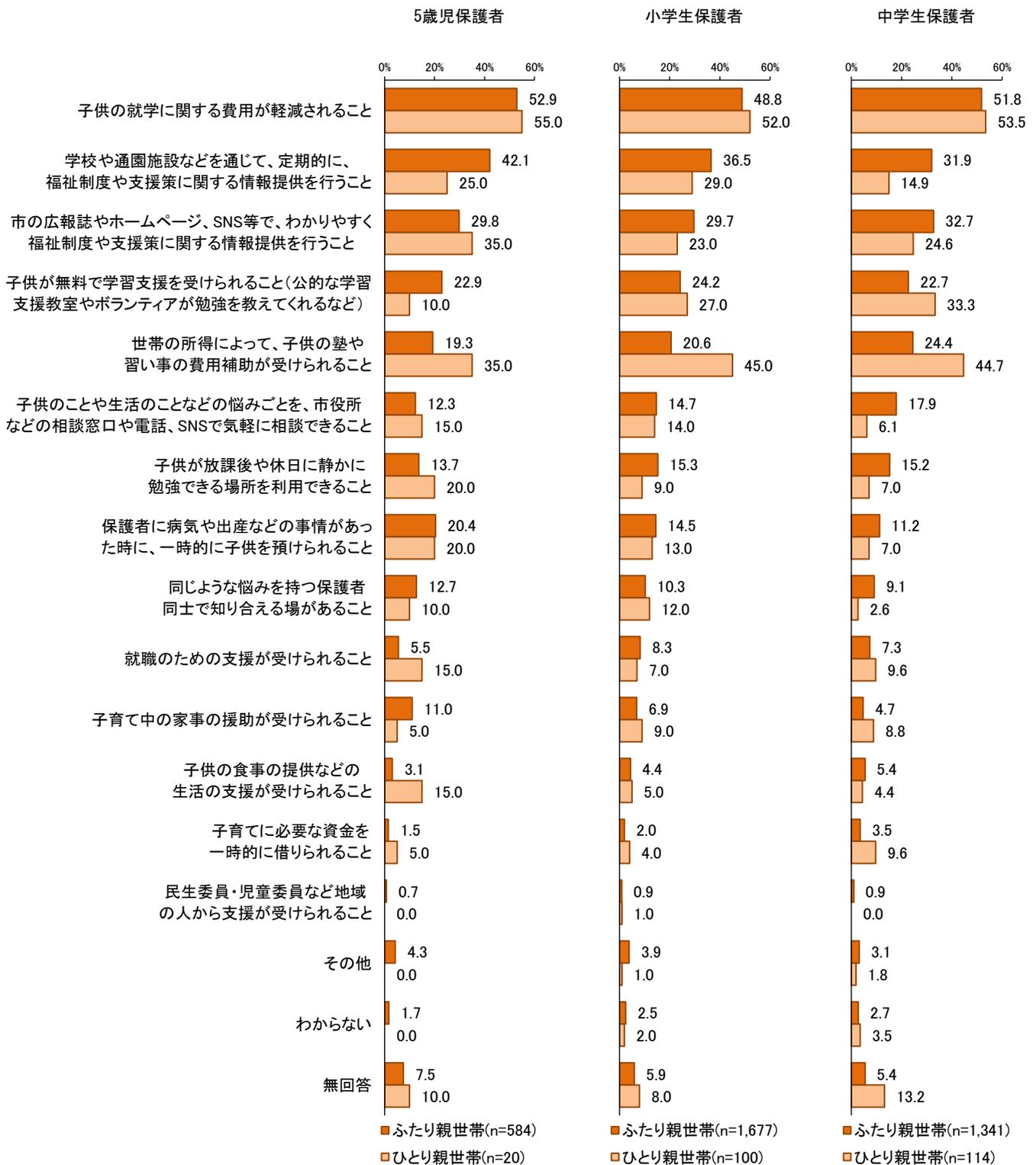
等価世帯収入別に見ると、すべての保護者層の「中央値の2分の1未満」の世帯で、「世帯の所得によって、子供の塾や習い事の費用補助が受けられること」が4～5程度と特に高くなっており、中学生保護者で 51.2% となっている。

図 等価世帯収入別 必要な支援施策



世帯の状況別に見ると、すべての保護者層で、「学校や通園施設などを通じて、定期的に、福祉制度や支援策に関する情報提供を行うこと」は、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも高くなっており、「世帯の所得によって、子供の塾や習い事の実費補助が受けられること」は、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも特に高くなっている。

図 世帯の状況別 必要な支援施策

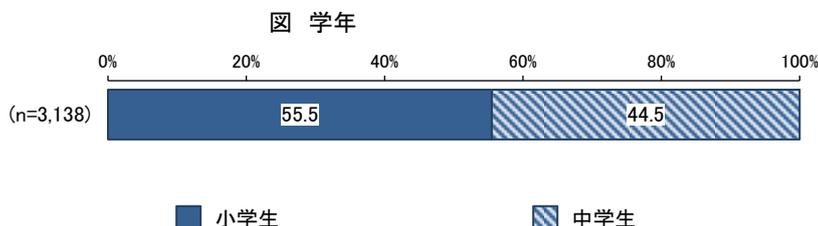


III 子供調査の結果

1. 属性

(1) 学年

学年を見ると、「小学生」が 55.5%、中学生が 44.5%となっている。

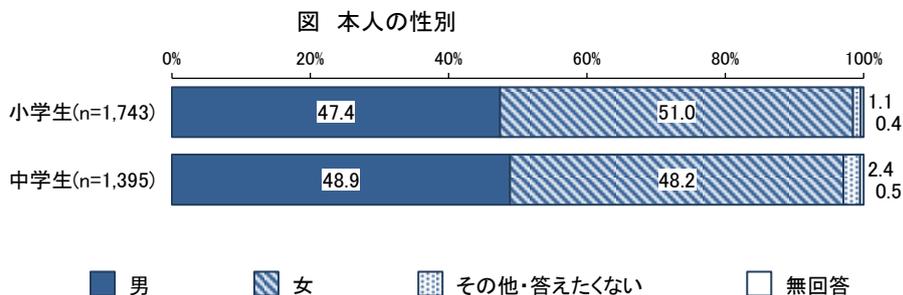


(2) 本人の性別

小中学生 問 1	あなたの性別を教えてください。(あてはまるもの1つに○)
----------	------------------------------

本人の性別を見ると、小学生では「男」が 47.4%、「女」が 51.0%となっている。

中学生では「男」が 48.9%、「女」が 48.2%となっている。



2. 学習状況

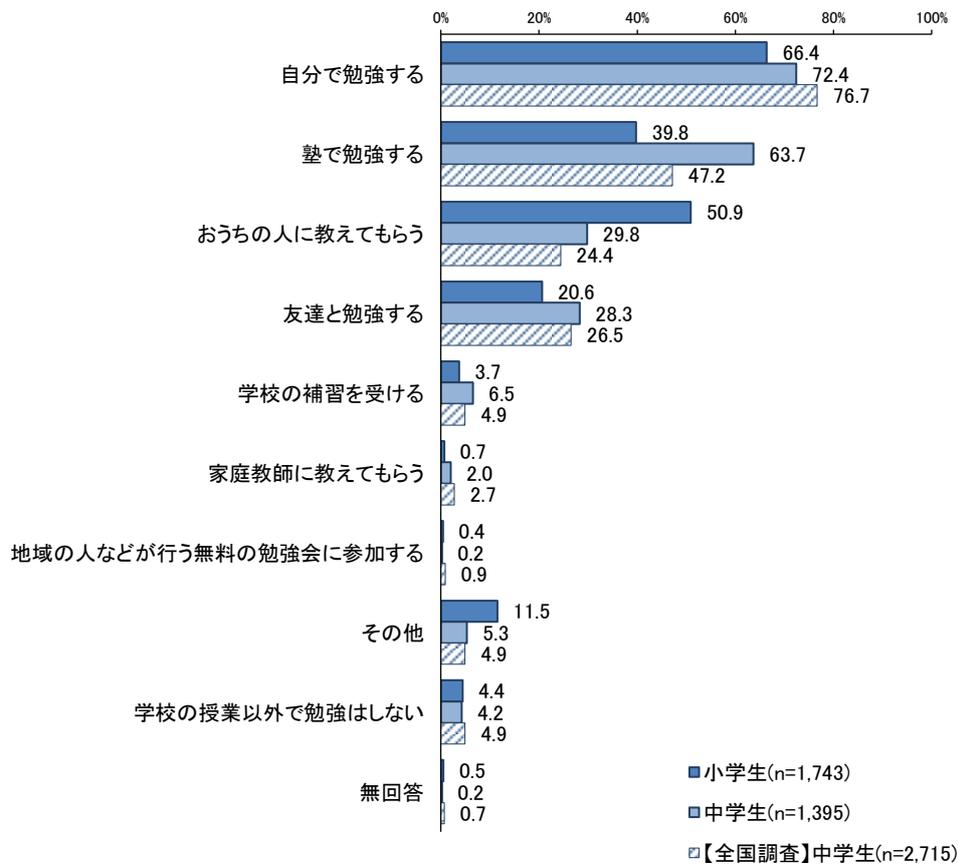
(1) 学習環境

小中学生 問2	あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。 ※勉強には学校の宿題もふくみます。(あてはまるものすべてに○)
---------	---

学習環境を見ると、どちらの学年も「自分で勉強する」が6～7割台で最も高く、次いで小学生は「おうちの人に教えてもらう」、中学生は「塾で勉強する」となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査で「塾で勉強する」が16.5ポイント高くなっている。

図 学習環境



等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も収入が高まるにつれて「自分で勉強する」、「塾で勉強する」、「おうちの人に教えてもらう」の割合が高くなっている。また、中学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「学校の補習を受ける」が12.3%と、他の世帯層よりもやや高くなっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「自分で勉強する」と「おうちの人に教えてもらう」の割合が高くなっている。また、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「学校の授業以外で勉強はしない」の割合がやや高くなっている。

図 等価世帯収入別 学習環境

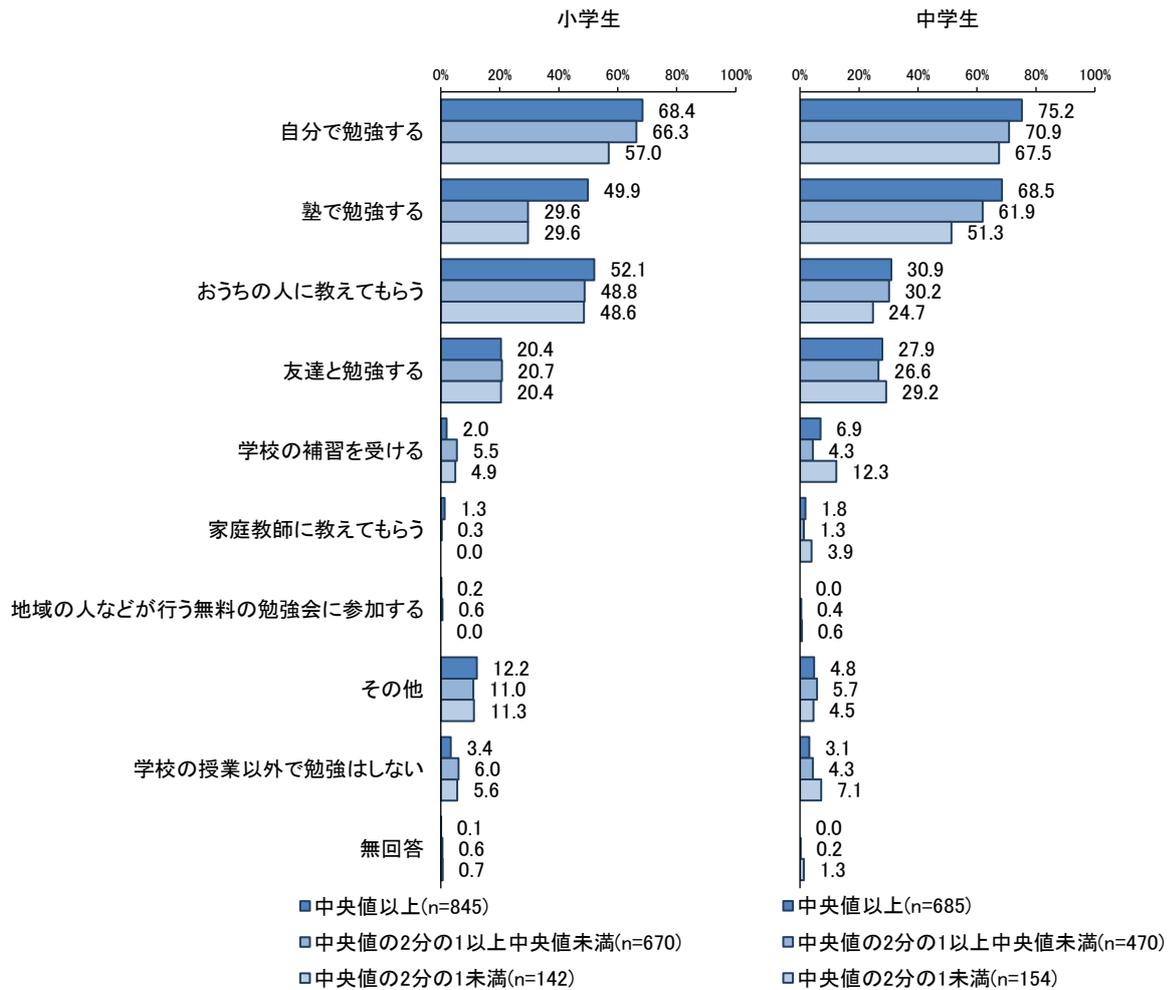
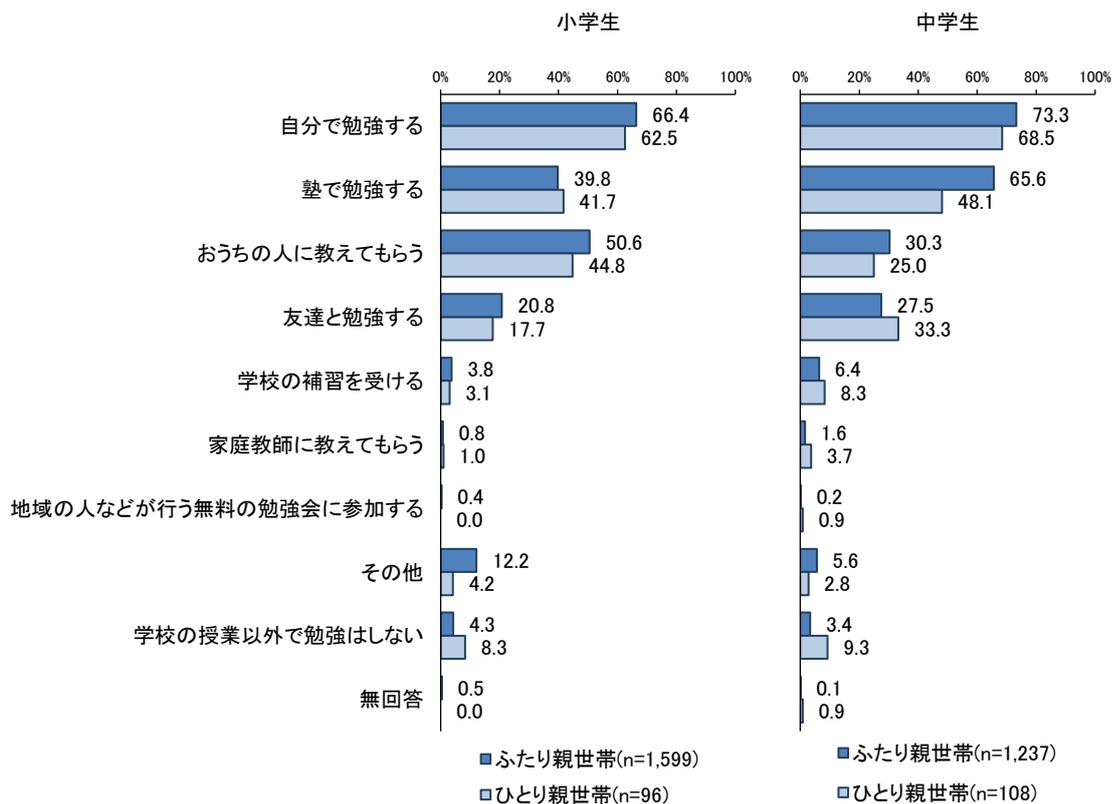


図 世帯の状況別 学習環境



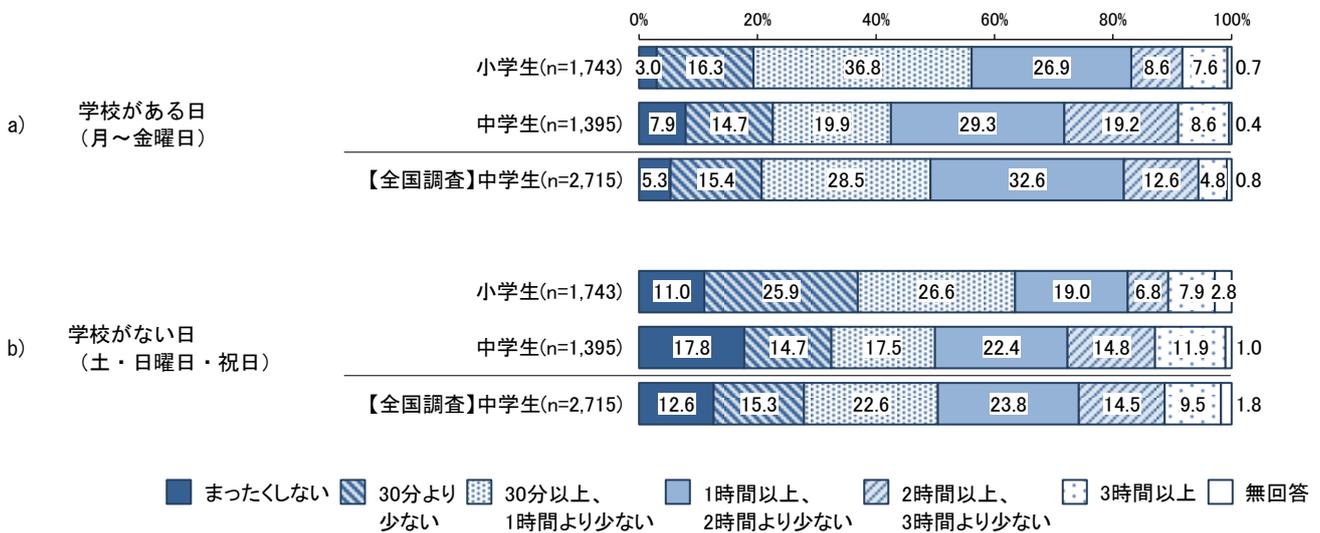
(2) 学習習慣

小中学生 問3	あなたは、ふだん学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。 ※ 学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間もふくみます。 (a,b それぞれについて、あてはまるもの1つに○)
---------	--

学習習慣を見ると、「a) 学校がある日(月～金曜日)」では、小学生は「30分以上、1時間より少ない」が36.8%、中学生は「1時間以上、2時間より少ない」が29.3%で最も高くなっている。全国調査と比較すると、今回調査で「2時間以上、3時間より少ない」が6.6ポイント高くなっている。

「b) 学校がない日(土・日曜日・祝日)」では、小学生は「30分以上、1時間より少ない」が26.6%、中学生は「1時間以上、2時間より少ない」が22.4%で最も高くなっている。全国調査と比較すると、今回調査で「まったくしない」が5.2ポイント高くなっている。

図 学習習慣



等価世帯収入別に見ると、「a) 学校がある日(月～金曜日)」、「b) 学校がない日(土・日曜日・祝日)」ともに、収入が高まるにつれて学習時間が多くなる傾向にある。

図 等価世帯収入別 学習習慣 — a) 学校がある日(月～金曜日)

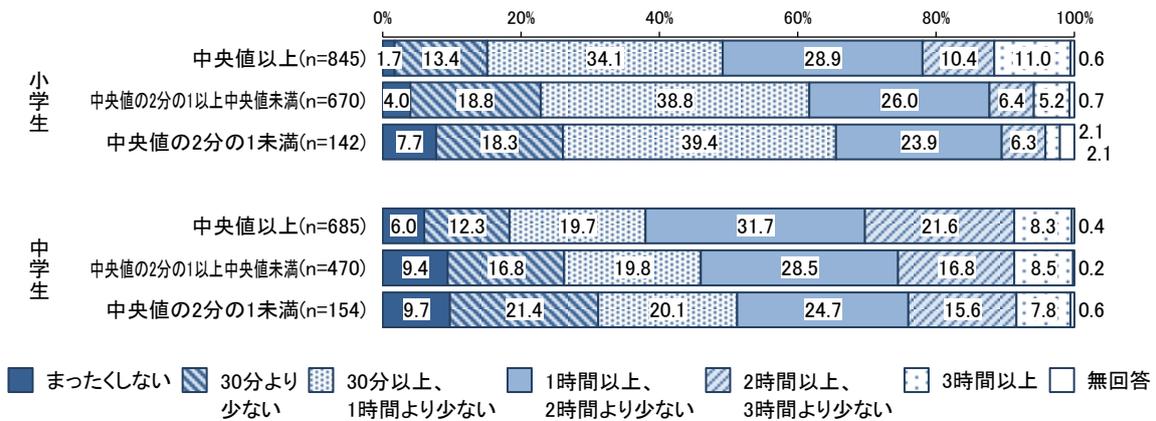
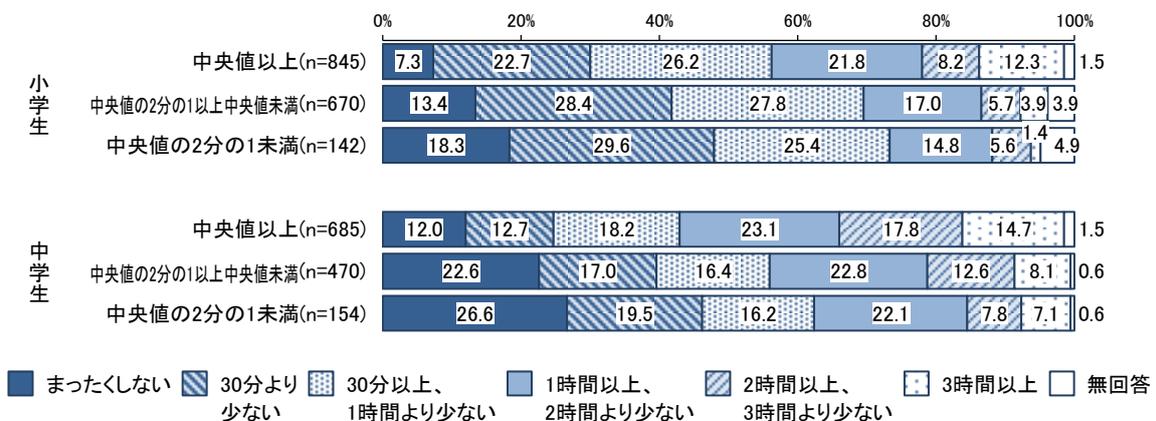


図 等価世帯収入別 学習習慣 — b) 学校がない日(土・日曜日・祝日)



世帯の状況別に見ると、「a) 学校がある日(月～金曜日)」、「b) 学校がない日(土・日曜日・祝日)」ともに、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも学習時間が多くなる傾向にある。

図 世帯の状況別 学習習慣 — a) 学校がある日(月～金曜日)

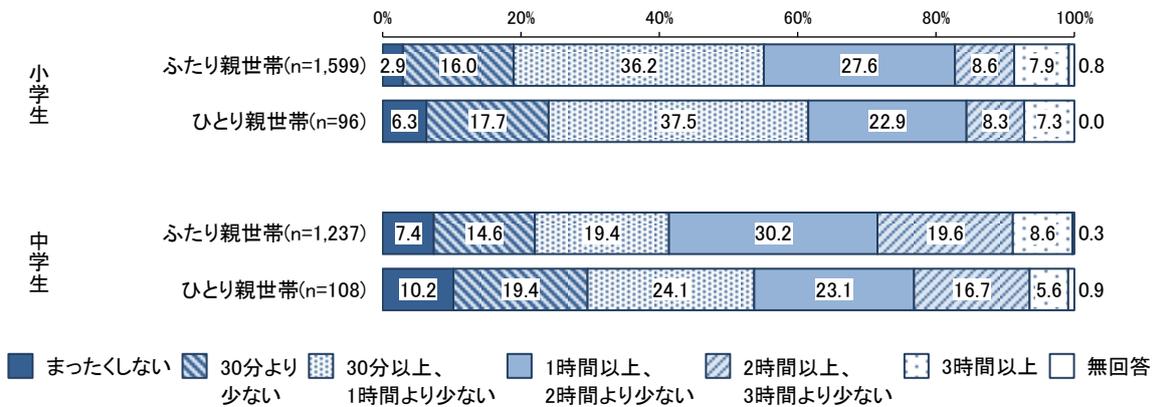
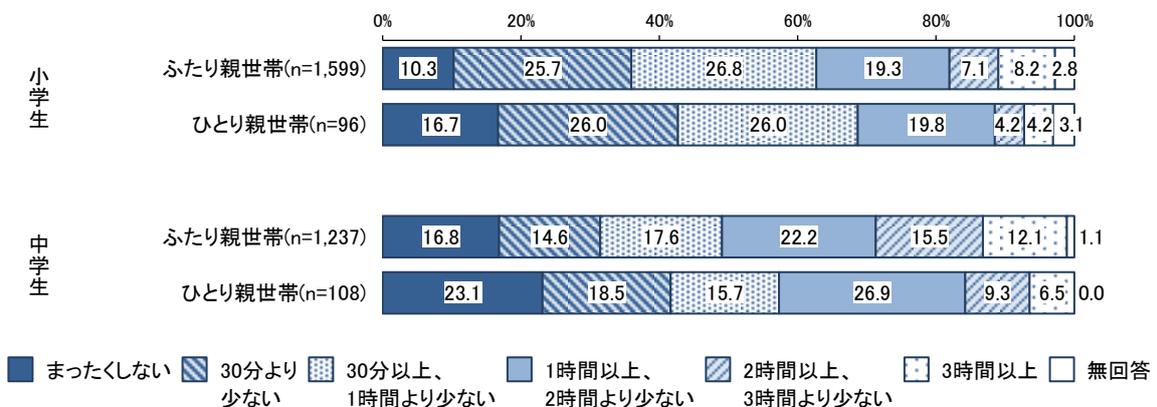


図 世帯の状況別 学習習慣 — b) 学校がない日(土・日曜日・祝日)



お世話の実施状況別に見ると、「a) 学校がある日(月～金曜日)」では、中学生でお世話を3時間以上している場合は「まったくしない」が16.7%と、他よりも高くなっている。

「b) 学校がない日(土・日曜日・祝日)」では、中学生でお世話をしている場合その時間が長くなるにつれて「まったくしない」の割合が高くなっており、3時間以上では25.0%と最も高くなっている。

図 お世話の実施状況別 学習習慣 — a) 学校がある日(月～金曜日)

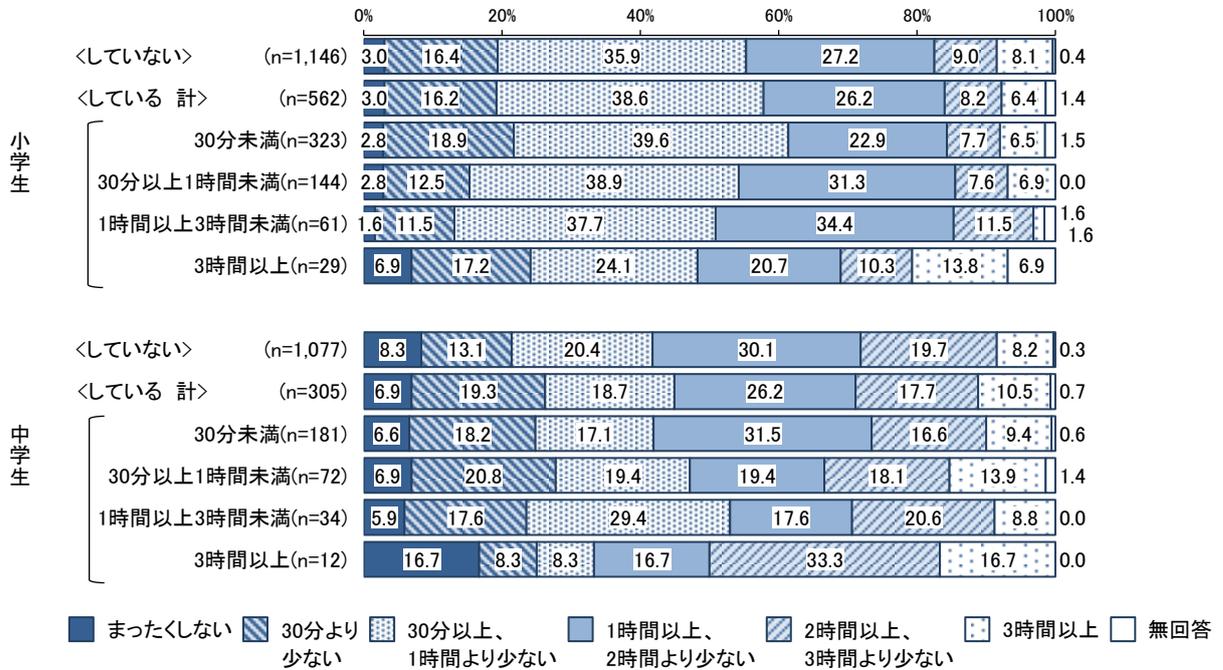
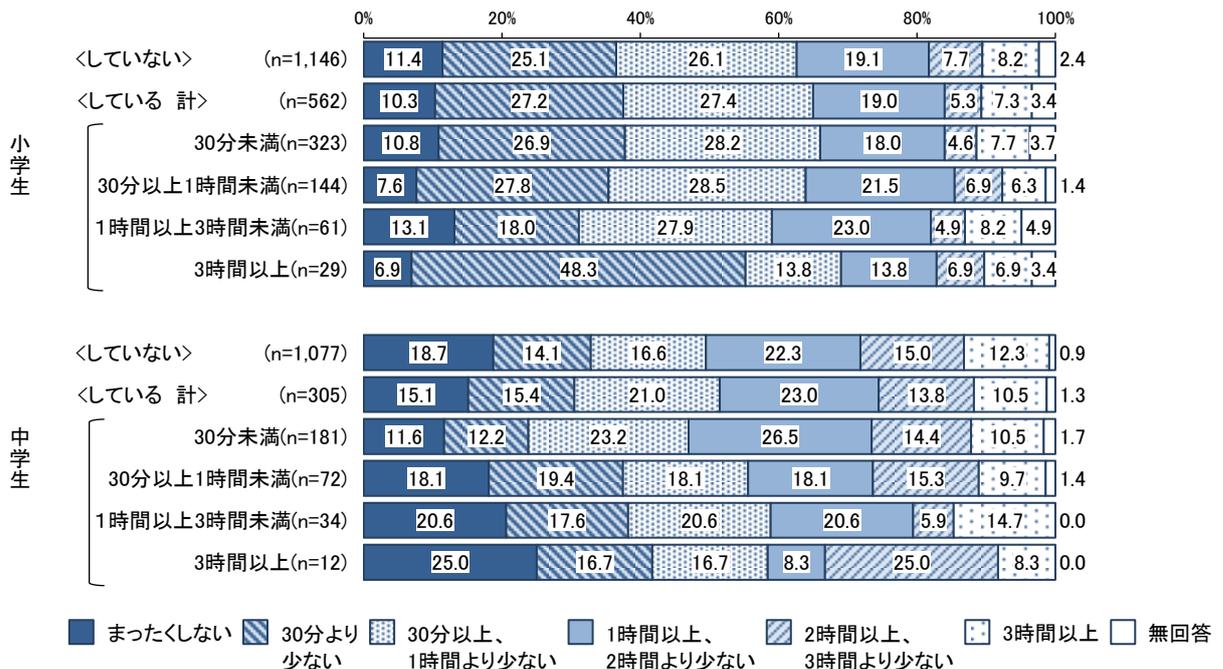


図 お世話の実施状況別 学習習慣 — b) 学校がない日(土・日曜日・祝日)



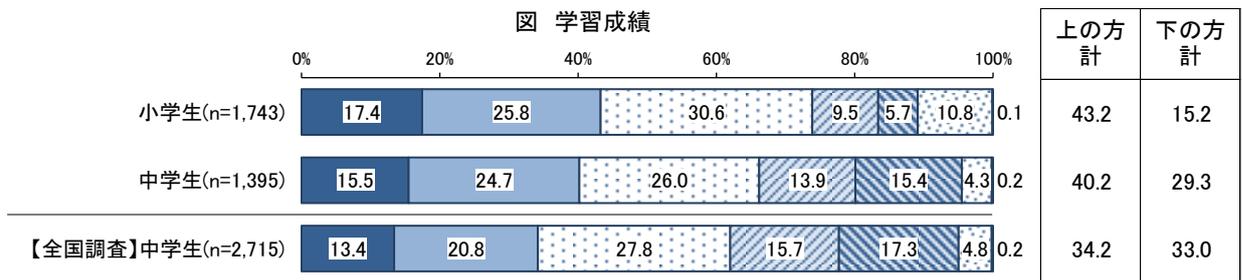
(3) 学習成績

小中学生 問 4	あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。(あてはまるもの1つに○)
----------	--

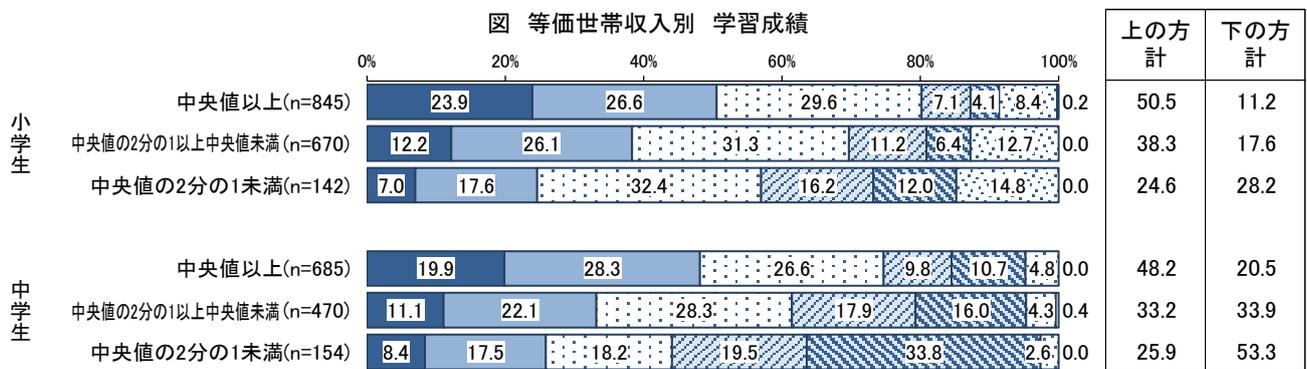
学習成績を見ると、どちらの学年も「まん中あたり」が3割前後で最も高く、次いで「少し上のほう」となっている。中学生は『下の方』（「少し下のほう」と「下のほう」の合計）が約3割となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査は『上の方』（「少し上のほう」と「上のほう」の合計）の割合が高くなっている。

等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も、収入が高まるにつれて『上の方』の割合が高くなっており、小学生の中央値以上の世帯で50.5%と最も高くなっている。



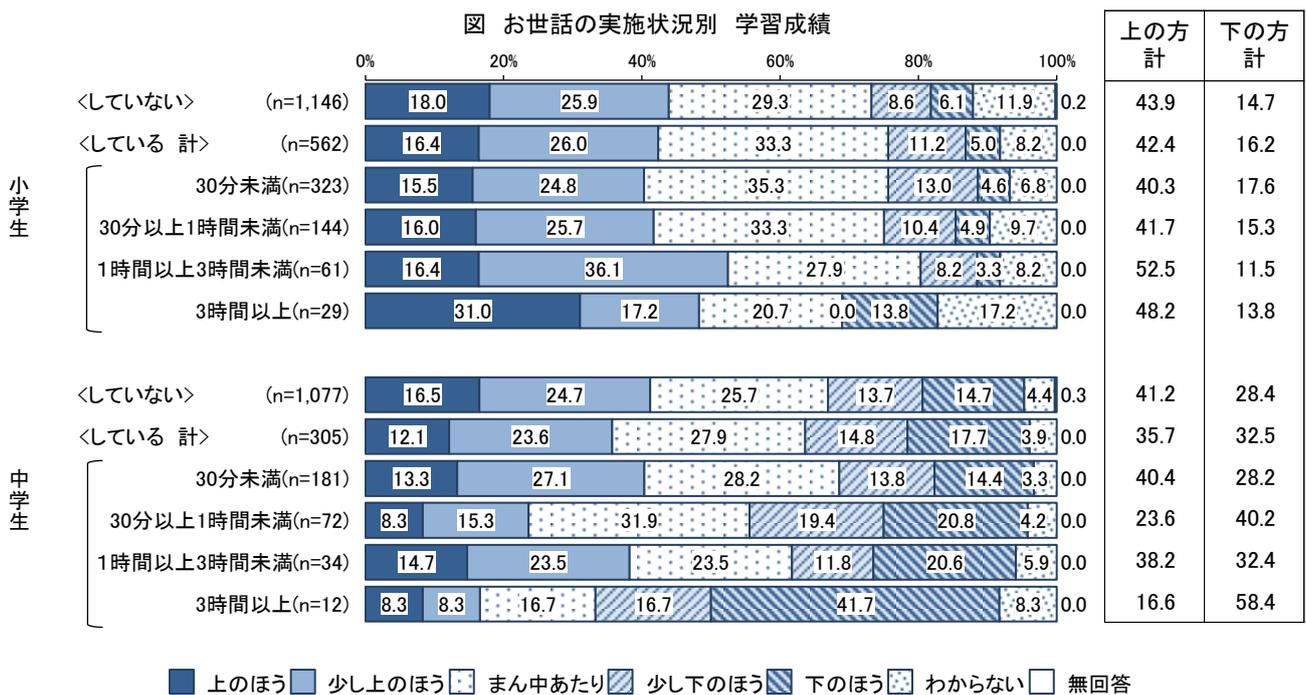
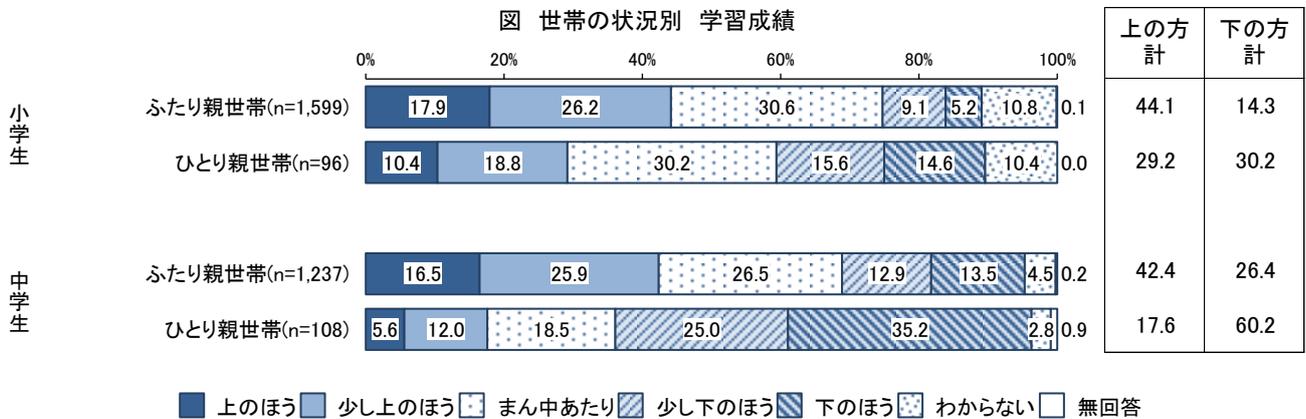
※「少し上のほう」「少し下のほう」は、全国調査では「やや上のほう」「やや下のほう」



第1章 III 子供調査の結果

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『上の方』の割合が高くなっており、小学生のふたり親世帯で44.1%、中学生のふたり親世帯で42.4%となっている。

世話の実施状況に見ると、中学生ではお世話をする時間が増えるにつれて『下の方』の割合が高くなり、3時間以上の世帯で58.4%と6割近くを占めている。



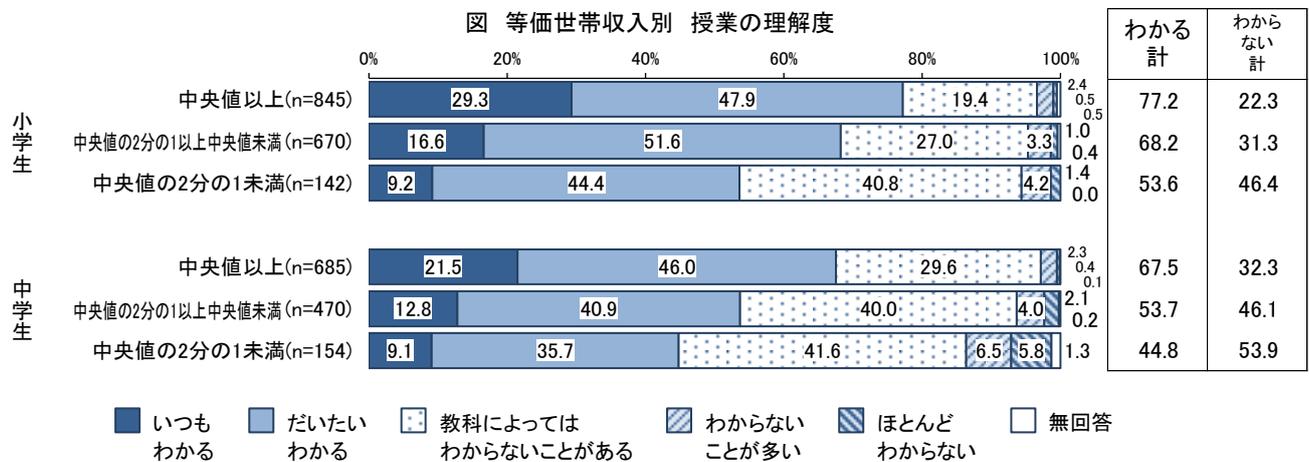
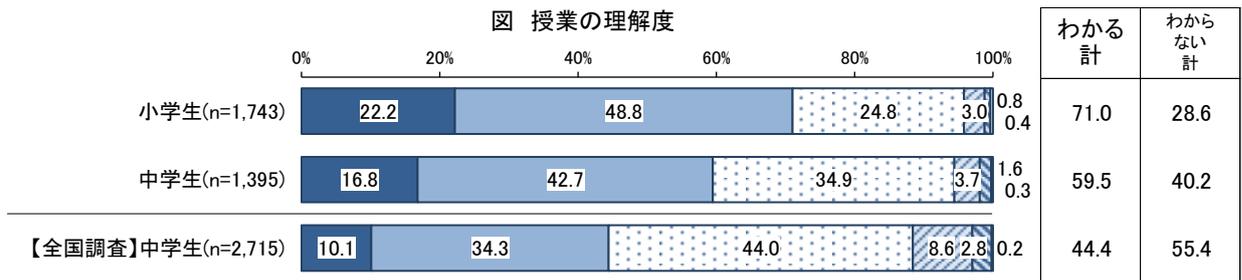
(4) 授業の理解度

小中学生 問5 あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。(あてはまるもの1つに○)

授業の理解度を見ると、『わかる』(「いつもわかる」と「だいたいわかる」の合計)は小学生で71.0%、中学生で59.5%となっている。また、「教科によってはわからないことがある」は、中学生で34.9%と高くなっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査で『わかる』が15.1ポイント高くなっている。

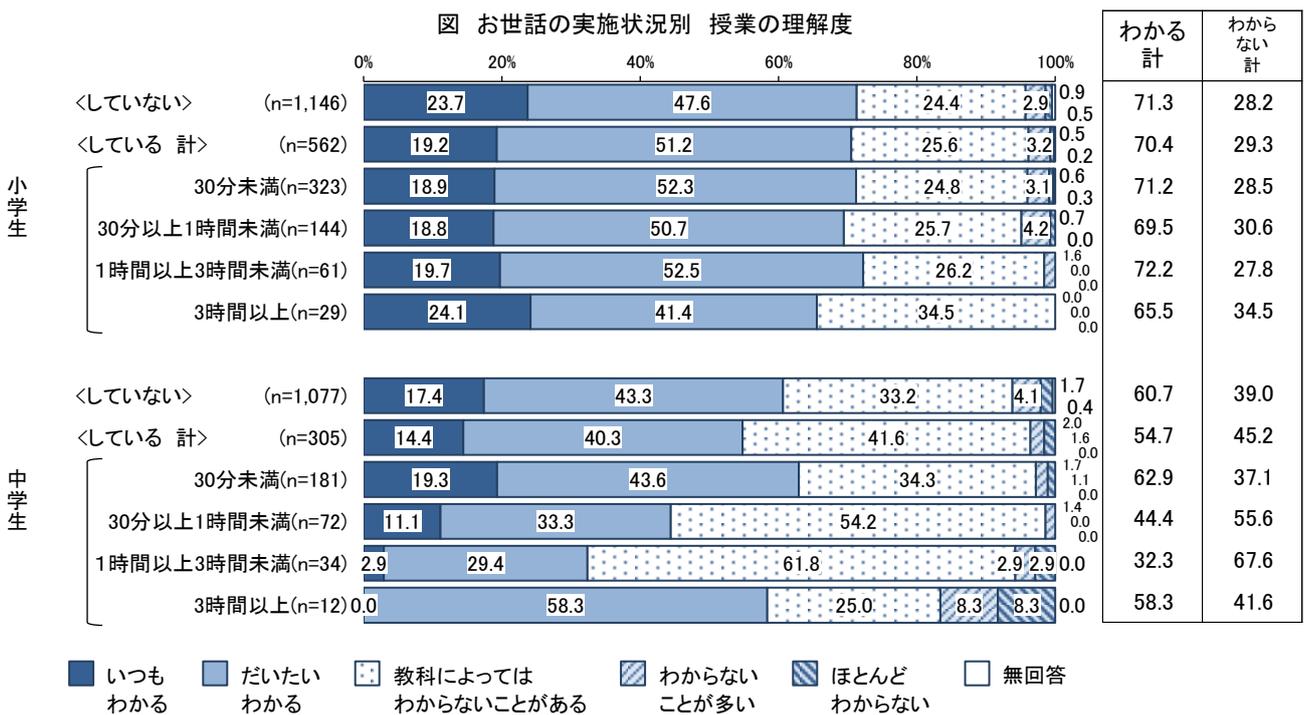
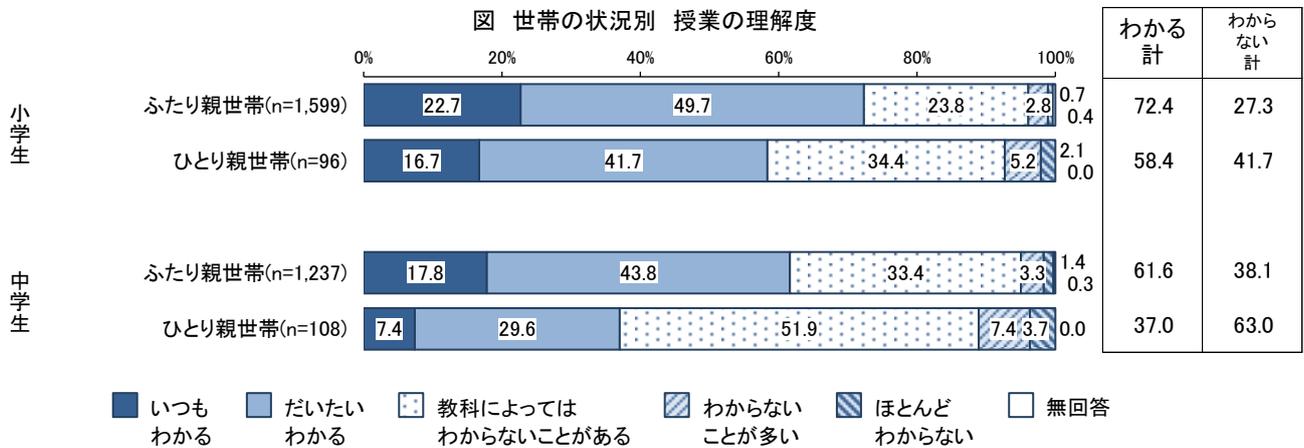
等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も、収入が高まるにつれて『わかる』の割合が高くなっており、小学生の中央値以上の世帯で77.2%、中学生の中央値以上の世帯で67.5%となっている。



第1章 III 子供調査の結果

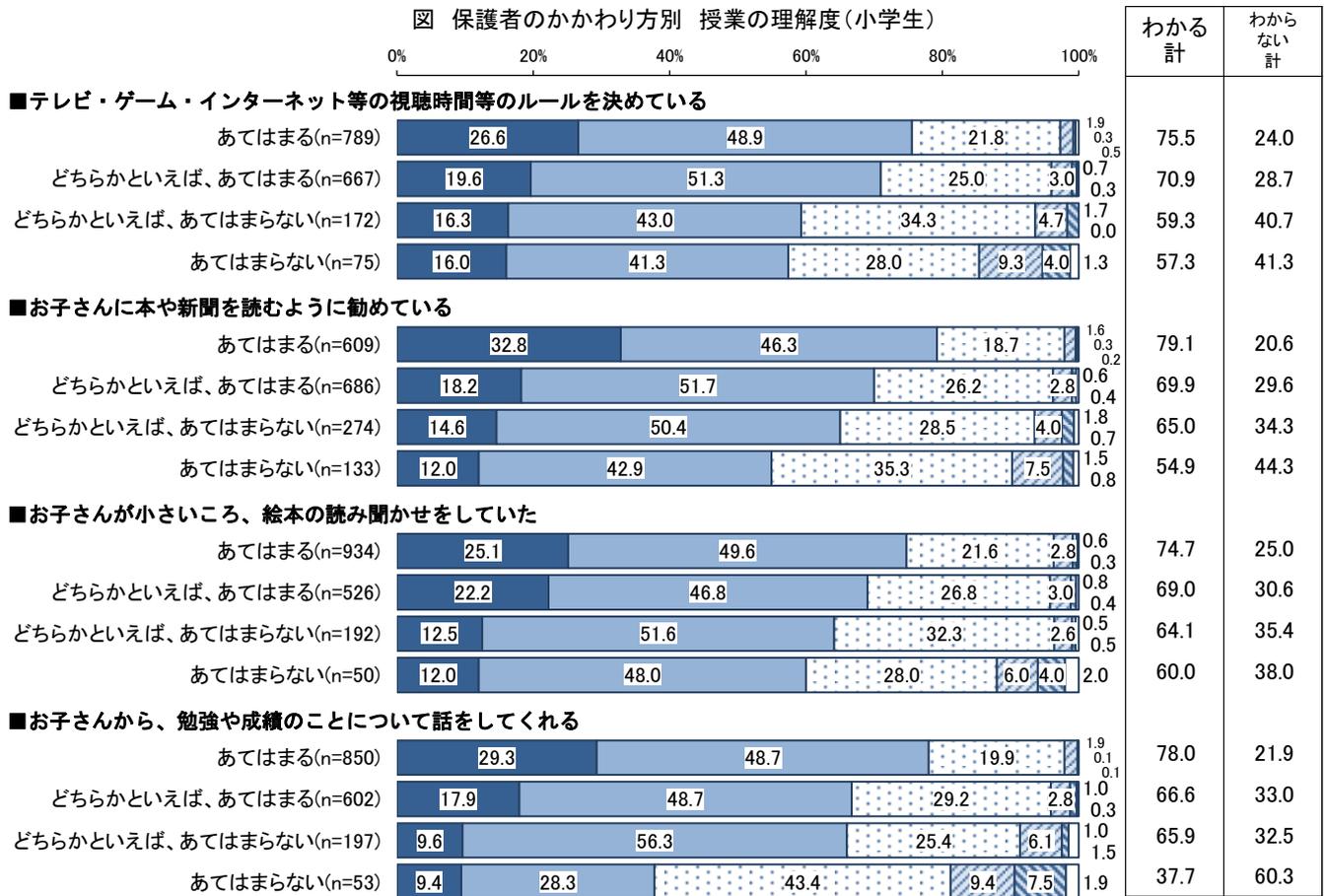
世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『わかる』の割合が高くなっており、小学生のふたり親世帯で72.4%、中学生のふたり親世帯で61.6%となっている。

お世話の実施状況別に見ると、中学生ではお世話をする時間が増えるにつれて「いつもわかる」の割合が低くなり、3時間以上の世帯で0%となっている。



保護者のかかわり方別(小学生)に見ると、いずれの項目も、かかわりが深いほど『わかる』の割合が高くなっており、特に「お子さんに本や新聞を読むように勧めている」の項目で「あてはまる」と回答した世帯は、『わかる』が79.1%と8割近くとなっている。

図 保護者のかかわり方別 授業の理解度(小学生)



いつもわかる
 だいたいわかる
 教科によってはわからないことがある
 わからないことが多い
 ほとんどわからない
 無回答

保護者のかかわり方別(中学生)に見ると、いずれの項目も、かかわりが深いほど『わかる』の割合が高くなっており、特に「お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる」の項目で「あてはまる」と回答した世帯は、『わかる』が69.1%と7割近くとなっている。

保護者の精神状態別に見ると、点数が低い(リスクが低い)ほど、『わかる』の割合が高くなっており、「0~4点」は小学生で74.6%、中学生で65.5%と高くなっている。

図 保護者のかかわり方別 授業の理解度(中学生)

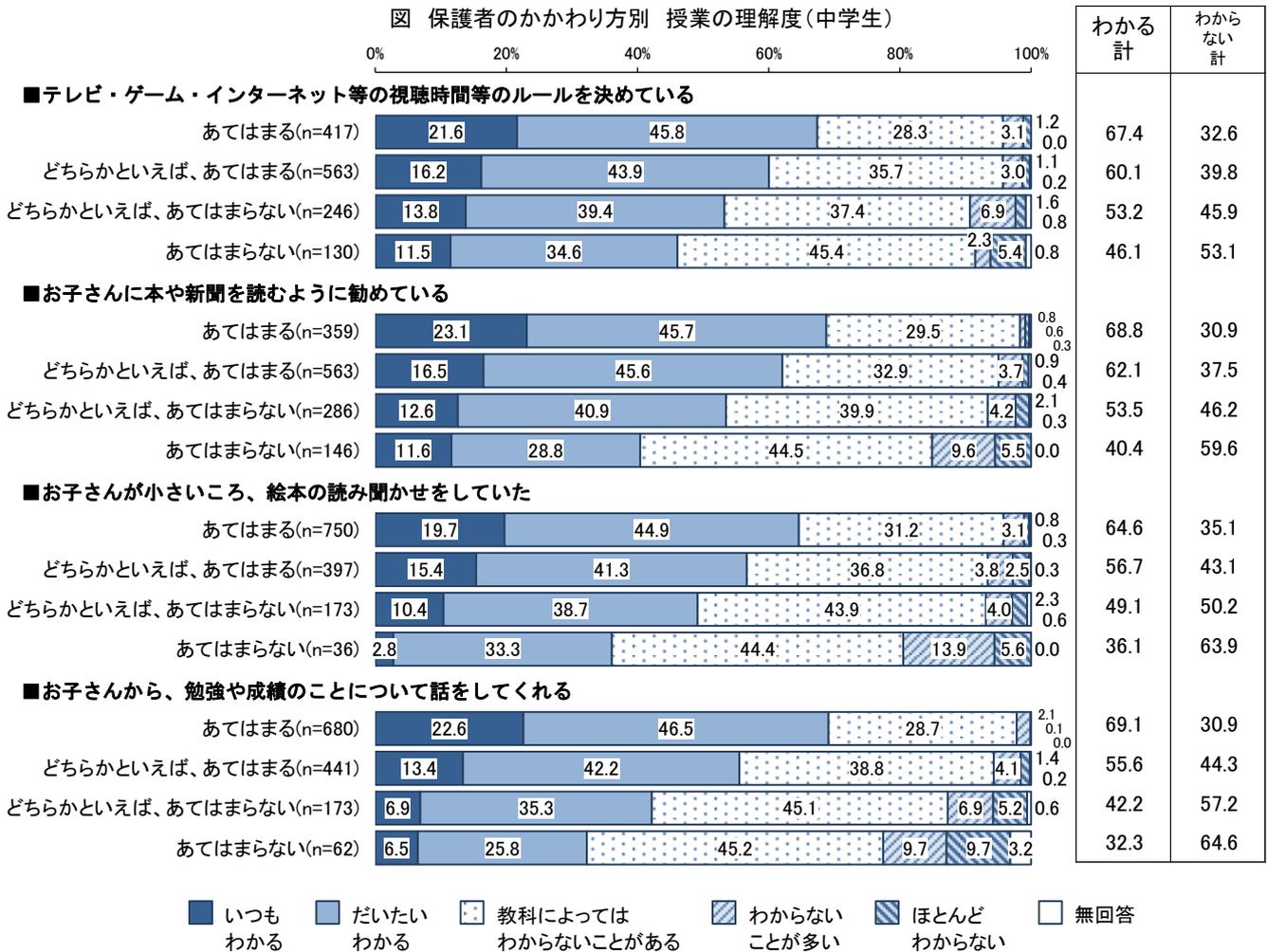
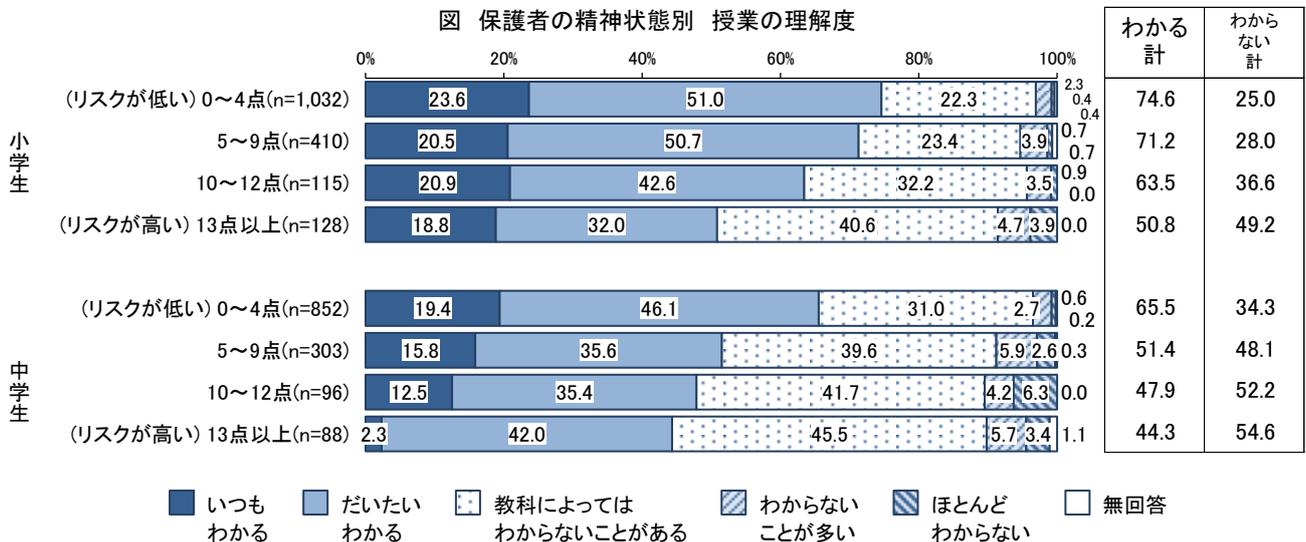


図 保護者の精神状態別 授業の理解度



(5) 授業についていけなくなった時期

小中学生 問6	前の質問で「3 教科によってはわからないことがある」「4 わからないことが多い」「5 ほとんどわからない」と答えた人にお聞きします。 いつごろから、授業がわからないことがあるようになりましたか。(あてはまるもの1つに○)
---------	---

授業についていけなくなった時期を見ると、

小学生は、「4年生のころ」が34.3%で最も高く、次いで「5年生になってから」が30.7%、「3年生のころ」が21.5%となっている。

中学生は、「中学1年生のころ」が50.9%で最も高く、次いで「中学2年生になってから」が23.8%、「小学5・6年生のころ」が14.2%となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査と差異はほとんど見られない。

図 授業についていけなくなった時期(小学生)

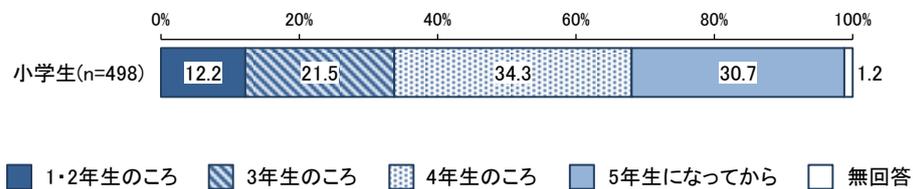
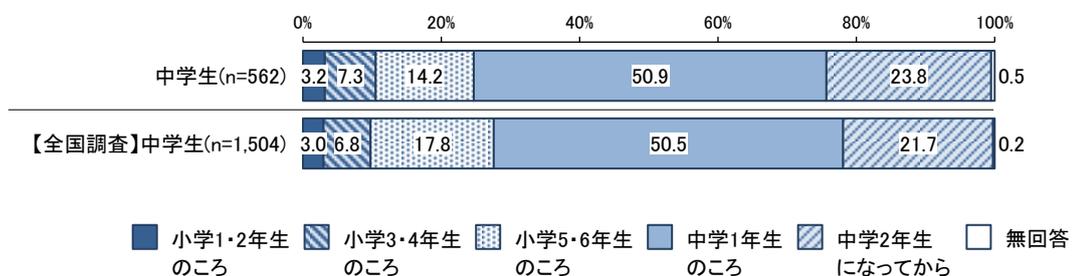


図 授業についていけなくなった時期(中学生)



等価世帯収入別に見ると、収入が低くなるにつれて、早い時期から授業についていけなくなっている子の割合が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも、早い時期から授業についていけなくなっている子の割合がやや高くなっている。

図 等価世帯収入別 授業についていけなくなった時期

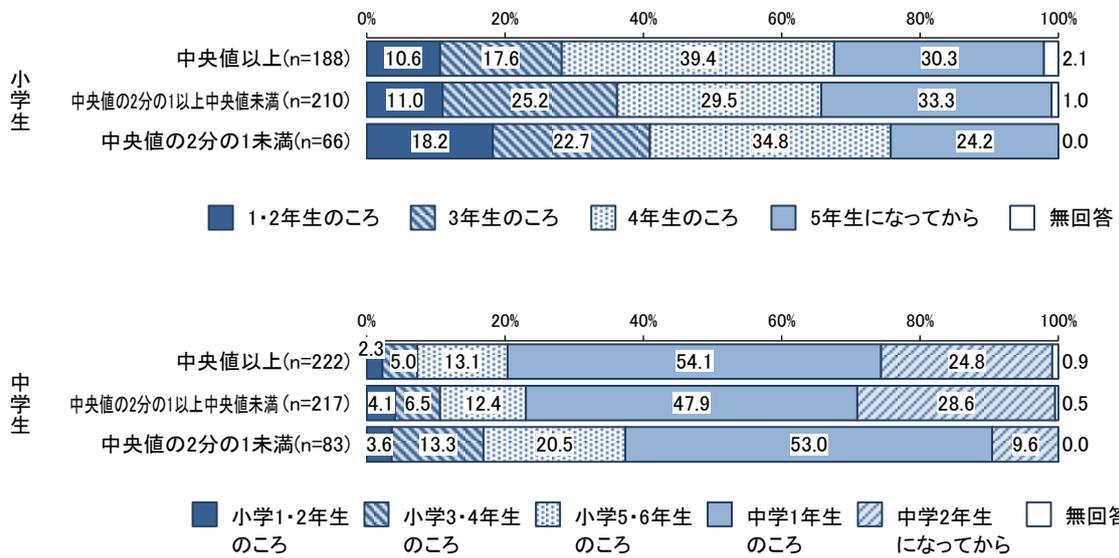
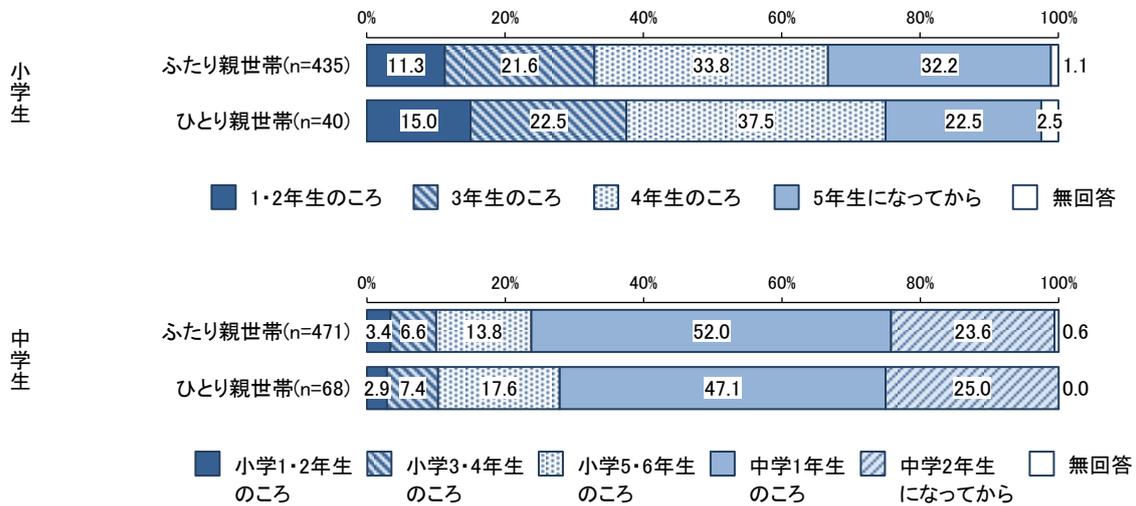


図 世帯の状況別 授業についていけなくなった時期



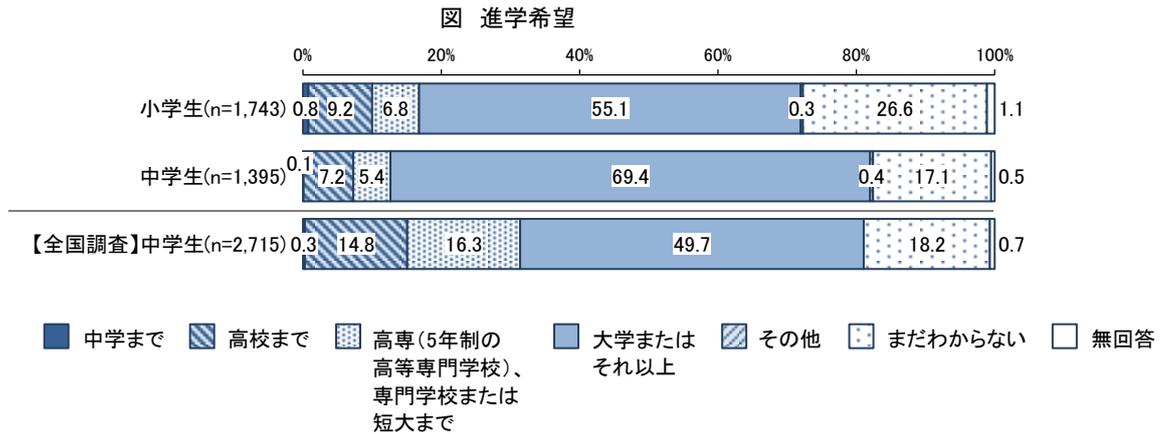
(6)進学希望

小中学生 問7 あなたは、将来、どの学校まで進学したいですか。(あてはまるもの1つに○)

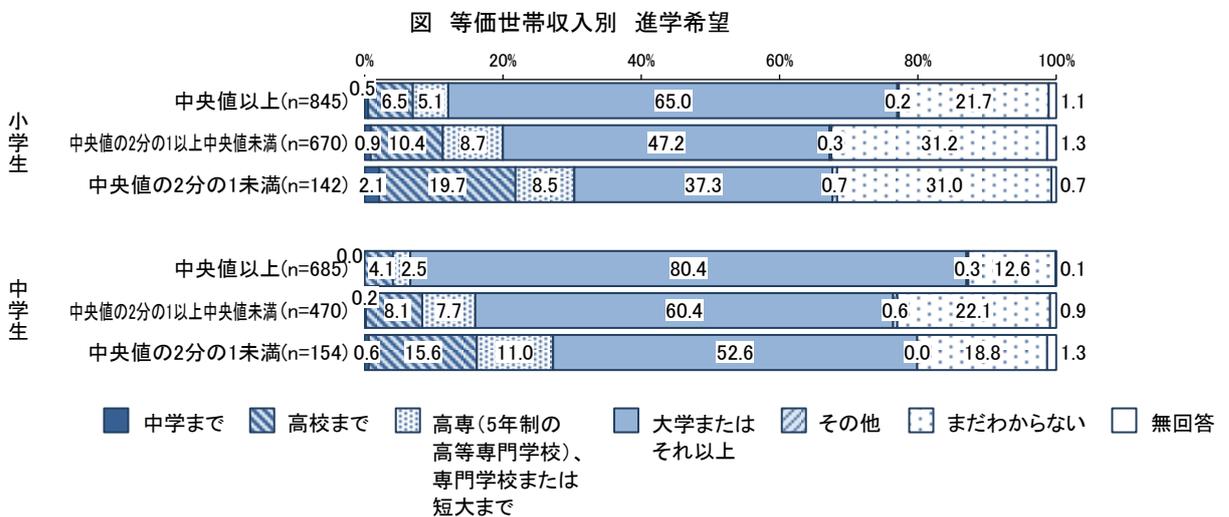
進学希望を見ると、どちらの学年も「大学またはそれ以上」が5～6割台で最も高く、次いで「まだわからない」が1～2割程度、「高校まで」が1割弱となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査で「大学またはそれ以上」が19.7ポイント高くなっている。

等価世帯収入別にみると、収入が高いほど「大学またはそれ以上」の割合が高く、小学生の中央値以上の世帯で65.0%、中学生の中央値以上の世帯で80.4%となっている。



※「その他」は今回調査のみの項目



世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「大学またはそれ以上」の割合が高く、小学生のふたり親世帯で55.7%、中学生のふたり親世帯で71.3%となっている。

クラス内の成績別に見ると、どちらの学年も成績が高まるにつれて、「大学またはそれ以上」の割合が高くなり、小学生の「上のほう」で73.6%、中学生の「上のほう」で85.2%となっている。

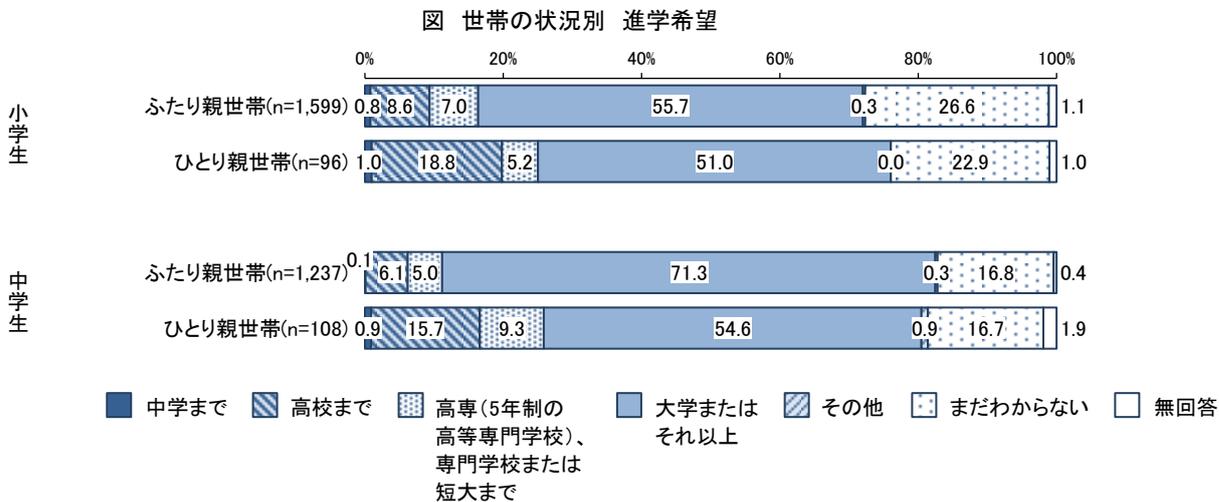


図 クラス内での成績別 進学希望(小学生)

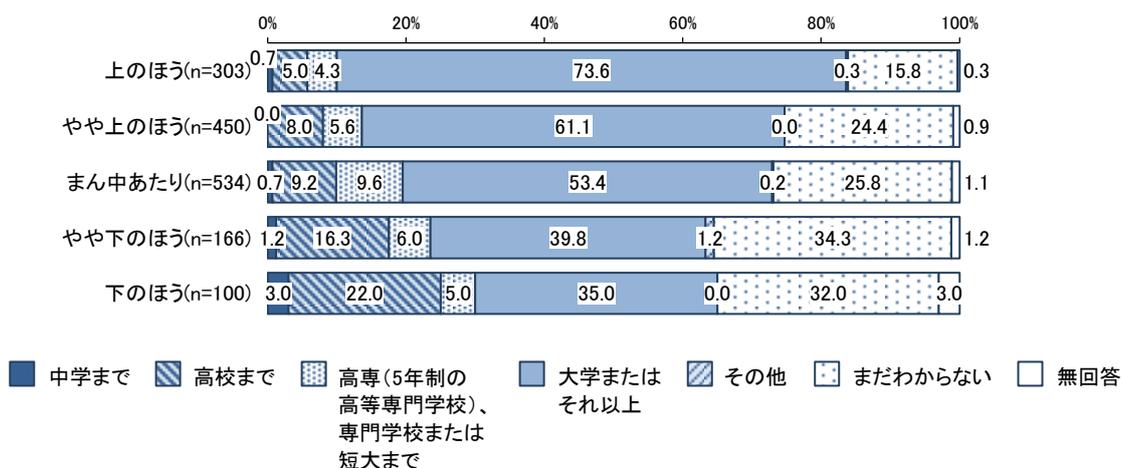
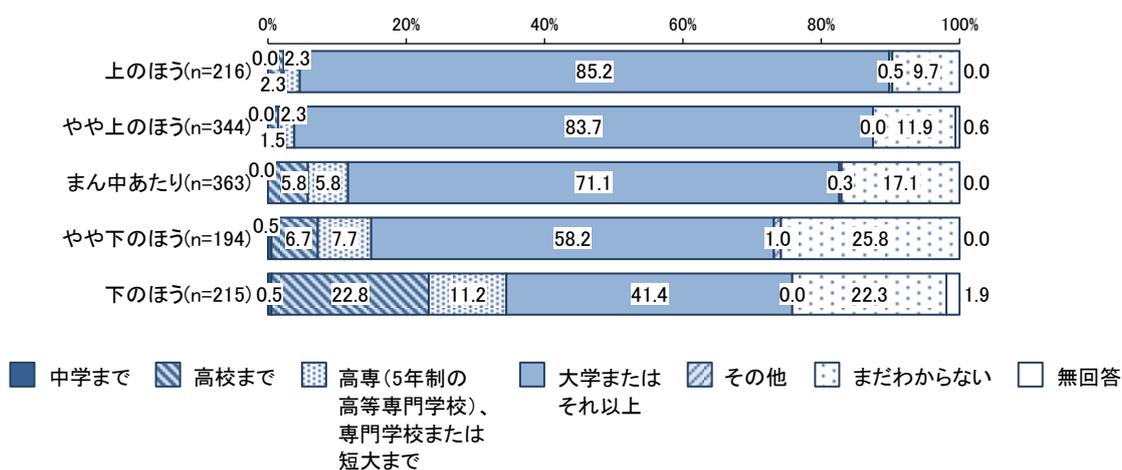


図 クラス内での成績別 進学希望(中学生)



成績・等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も、成績が高く収入が高まるほど、「大学またはそれ以上」の割合が高くなり、小学生の「上のほう」で中央値以上の世帯が 72.8%、中学生の「上のほう」で中央値以上の世帯が 87.6%と最も高くなっている。

図 クラス内での成績・等価世帯収入別 進学希望(小学生)

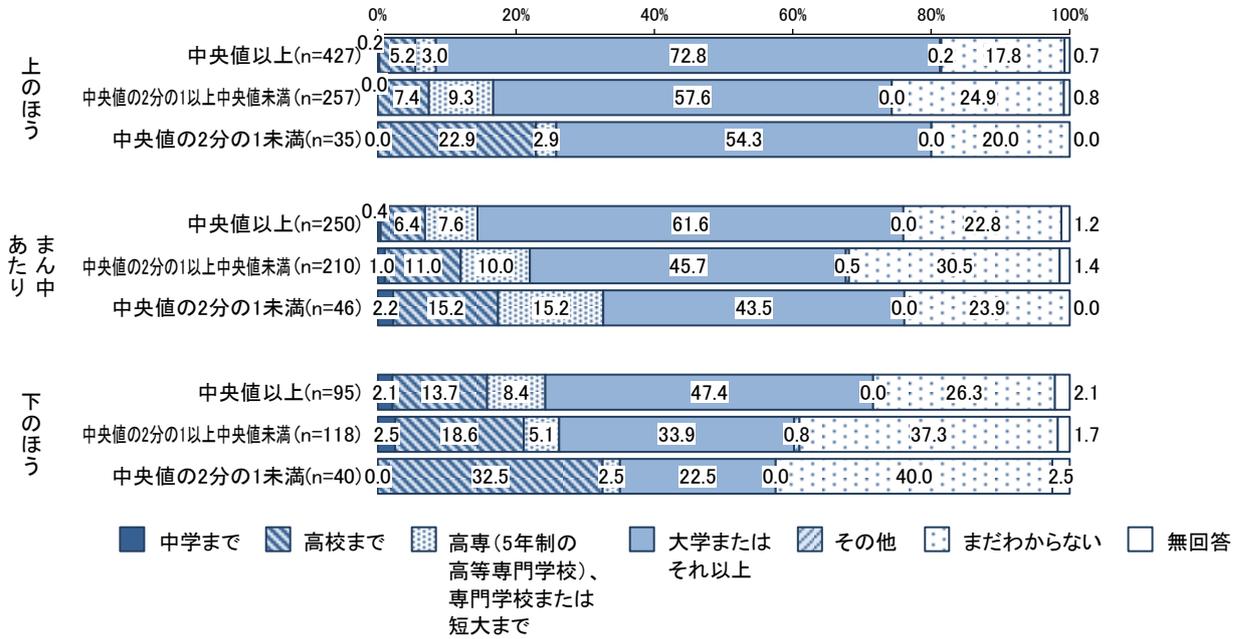
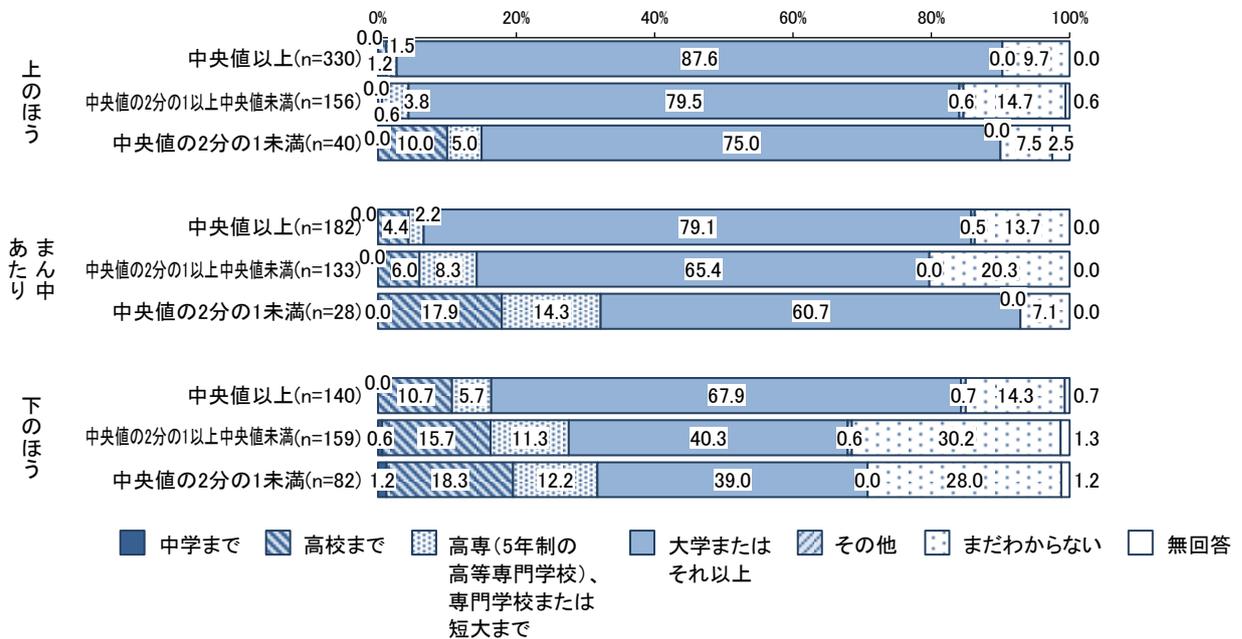


図 クラス内での成績・等価世帯収入別 進学希望(中学生)



第1章 III 子供調査の結果

子供の進学希望と親からみた進学見通しの組み合わせを見ると、いずれの保護者層も、双方が「大学またはそれ以上」を回答する割合が最も高くなっている。一方で親が「大学またはそれ以上」と回答し、子供が「その他・まだわからない・無回答」と回答した割合が1割程度を占めている。等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」のみに限定した場合も、傾向は同様である。

表 子供の進学希望と親からみた進学見通しの組み合わせ

小学生

中学生

		子供の進学希望				
		全体	中学または 高校まで	高専、専門学校 または短大まで	大学または それ以上	その他・まだ わからない・ 無回答
親 から み た 進 学 見 通 し	上段:件数 下段:全体(n=1,709) を100とする割合					
	全体	1,709 100.0%	170 9.9%	118 6.9%	944 55.2%	477 27.9%
	中学または 高校まで	64 3.7%	29 1.7%	2 0.1%	7 0.4%	26 1.5%
	高専、専門学校 または短大まで	134 7.8%	30 1.8%	36 2.1%	36 2.1%	32 1.9%
	大学または それ以上	1,238 72.4%	69 4.0%	59 3.5%	818 47.9%	292 17.1%
	その他・まだわ からない・無回答	273 16.0%	42 2.5%	21 1.2%	83 4.9%	127 7.4%

		子供の進学希望				
		全体	中学または 高校まで	高専、専門学校 または短大まで	大学または それ以上	その他・まだ わからない・ 無回答
親 から み た 進 学 見 通 し	上段:件数 下段:全体(n=1,360) を100とする割合					
	全体	1,360 100.0%	97 7.1%	75 5.5%	947 69.6%	241 17.7%
	中学または 高校まで	69 5.1%	40 2.9%	1 0.1%	10 0.7%	18 1.3%
	高専、専門学校 または短大まで	91 6.7%	15 1.1%	32 2.4%	26 1.9%	18 1.3%
	大学または それ以上	1,019 74.9%	24 1.8%	26 1.9%	826 60.7%	143 10.5%
	その他・まだわ からない・無回答	181 13.3%	18 1.3%	16 1.2%	85 6.3%	62 4.6%

表 子供の進学希望と親からみた進学見通しの組み合わせ(等価世帯収入が中央値の2分の1未満のみ)

小学生

中学生

		子供の進学希望				
		全体	中学または 高校まで	高専、専門学校 または短大まで	大学または それ以上	その他・まだ わからない・ 無回答
親 から み た 進 学 見 通 し	上段:件数 下段:全体(n=142)を 100とする割合					
	全体	142 100.0%	31 21.8%	12 8.5%	53 37.3%	46 32.4%
	中学または 高校まで	20 14.1%	9 6.3%	-	2 1.4%	9 6.3%
	高専、専門学校 または短大まで	26 18.3%	9 6.3%	7 4.9%	3 2.1%	7 4.9%
	大学または それ以上	60 42.3%	2 1.4%	4 2.8%	39 27.5%	15 10.6%
	その他・まだわ からない・無回答	36 25.4%	11 7.7%	1 0.7%	9 6.3%	15 10.6%

		子供の進学希望				
		全体	中学または 高校まで	高専、専門学校 または短大まで	大学または それ以上	その他・まだ わからない・ 無回答
親 から み た 進 学 見 通 し	上段:件数 下段:全体(n=154)を 100とする割合					
	全体	154 100.0%	25 16.2%	17 11.0%	81 52.6%	31 20.1%
	中学または 高校まで	25 16.2%	18 11.7%	-	4 2.6%	3 1.9%
	高専、専門学校 または短大まで	20 13.0%	-	12 7.8%	4 2.6%	4 2.6%
	大学または それ以上	80 51.9%	1 0.6%	2 1.3%	65 42.2%	12 7.8%
	その他・まだわ からない・無回答	29 18.8%	6 3.9%	3 1.9%	8 5.2%	12 7.8%

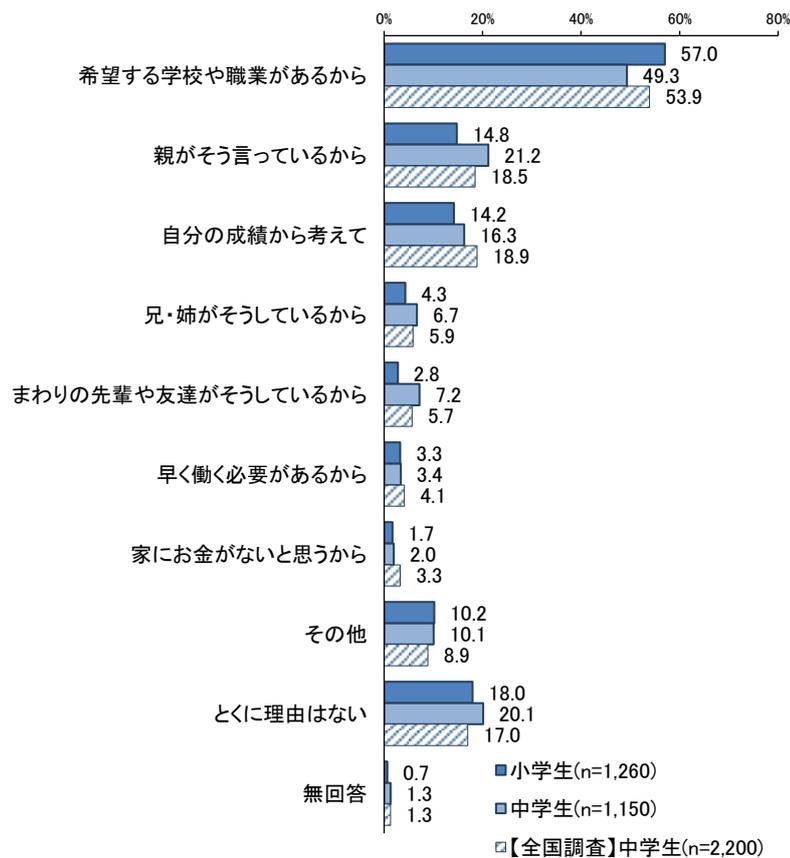
(7) 想定する進学先の理由

小中学生 問8	前の質問で1～5と答えた場合、その理由を教えてください。 (あてはまるものすべてに○)
---------	--

想定する進学先の理由を見ると、どちらの学年も「希望する学校や職業があるから」が5割前後で最も高く、次いで小学生は「とくに理由はない」、中学生は「親がそう言っているから」となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査と差異はほとんど見られない。

図 想定する進学先の理由



等価世帯収入別に見ると、小学生の中央値以上の世帯で「希望する学校や職業があるから」が60.6%と高くなっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「希望する学校や職業があるから」、「自分の成績から考えて」が高くなっている。また中学生で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「とくに理由はない」が8.5ポイント高くなっている。

図 等価世帯収入別 想定する進学先の理由

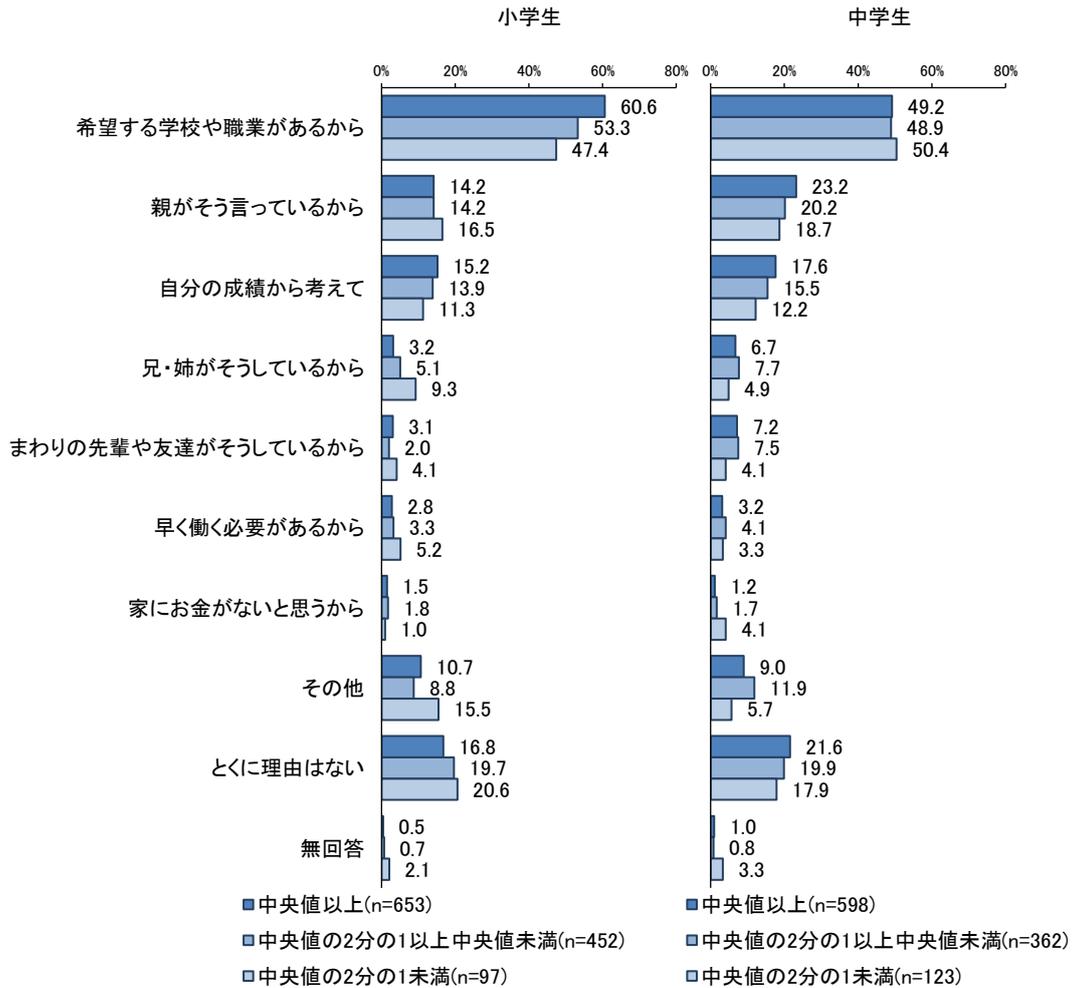
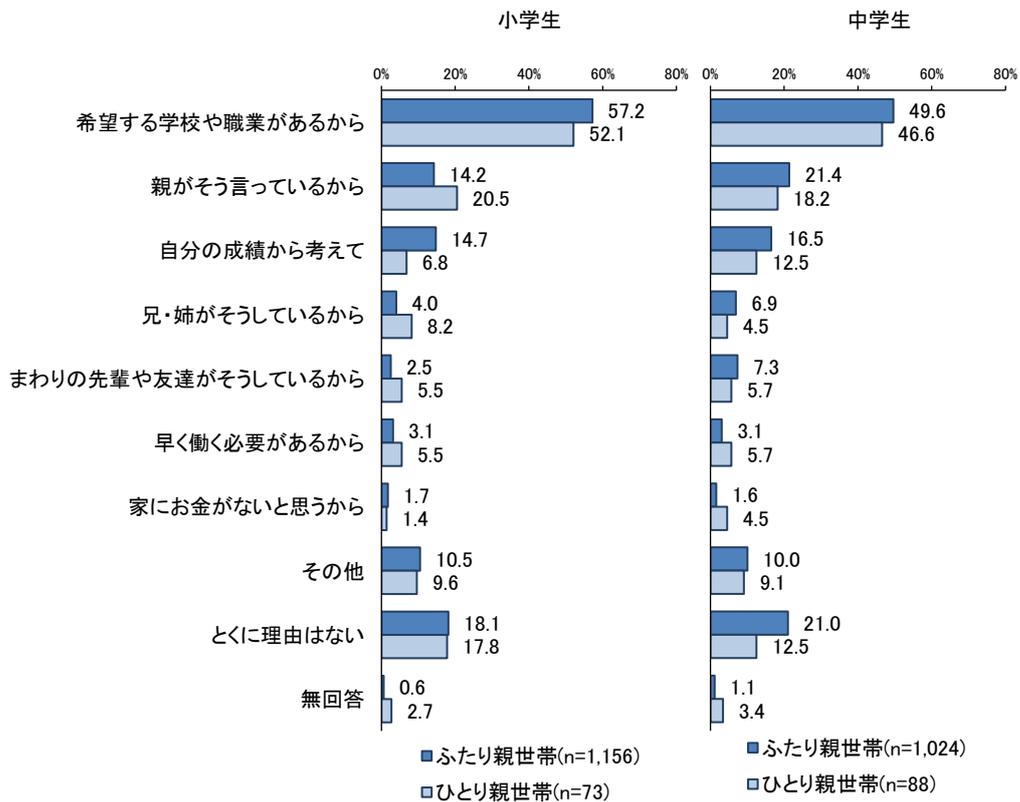
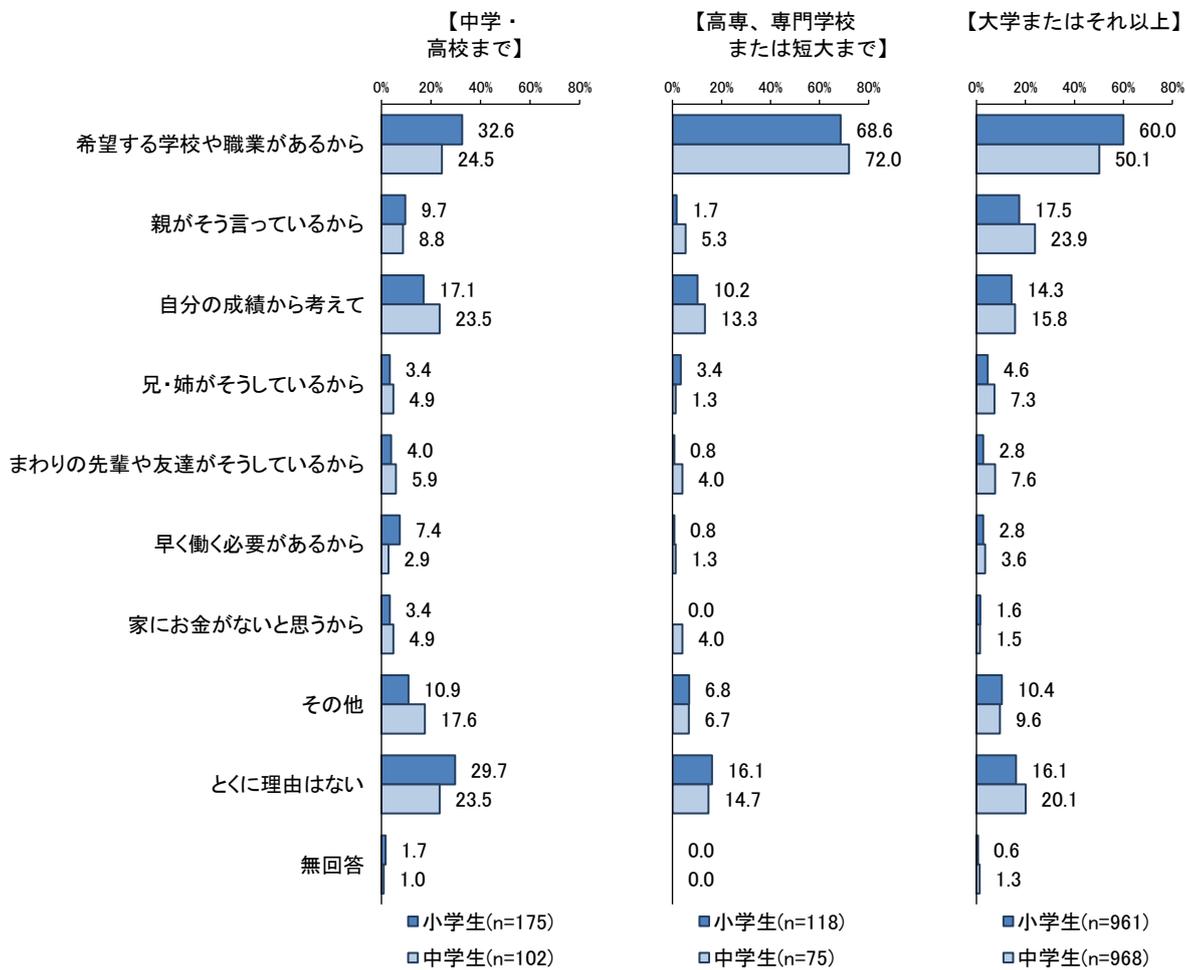


図 世帯の状況別 想定する進学先の理由



進学希望別に見ると、いずれの進学希望層でも「希望する学校や職業があるから」が最も高くなっている。また、「中学・高校まで」と回答した層で「自分の成績から考えて」が1～2割台、「とくに理由はない」が2割台とやや高くなっている。

図 進学希望別 想定する進学先の理由



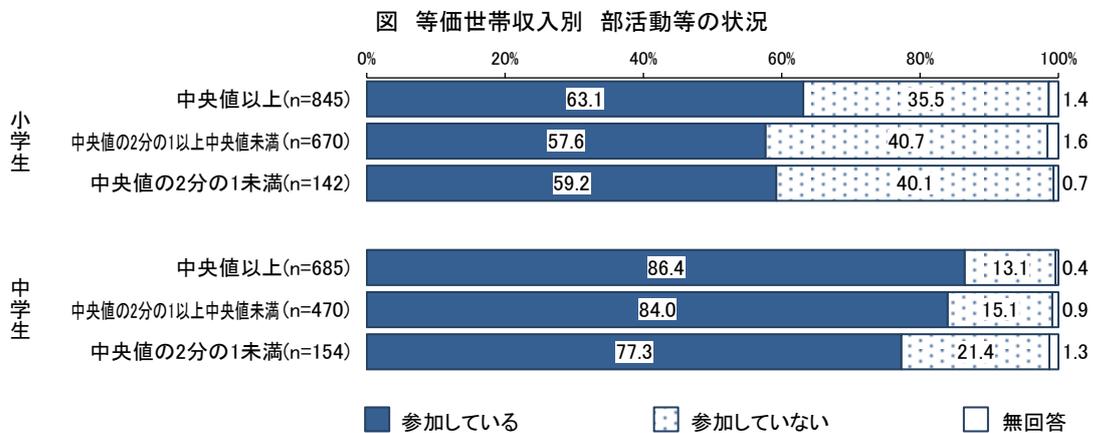
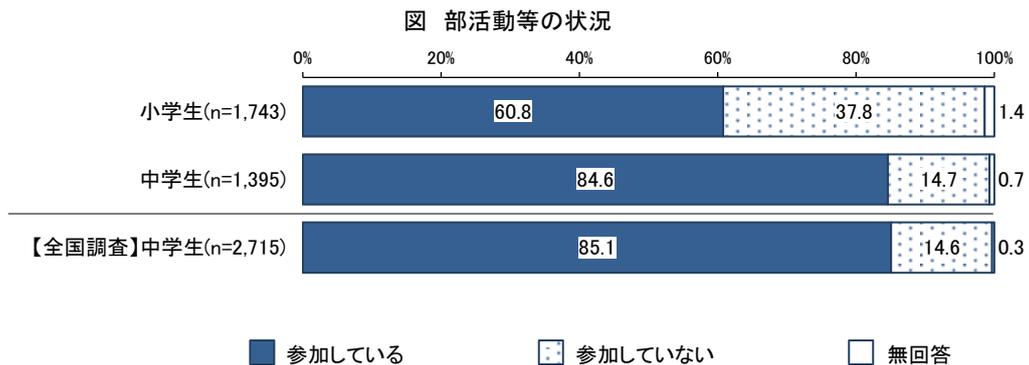
(8) 部活動等の状況

小中学生 問9	あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。(あてはまるもの1つに○)
---------	---

部活動等の状況を見ると、どちらの学年も「参加している」が小学生で60.8%、中学生で84.6%と最も高く、次いで「参加していない」が小学生で37.8%、中学生で14.7%となっている。

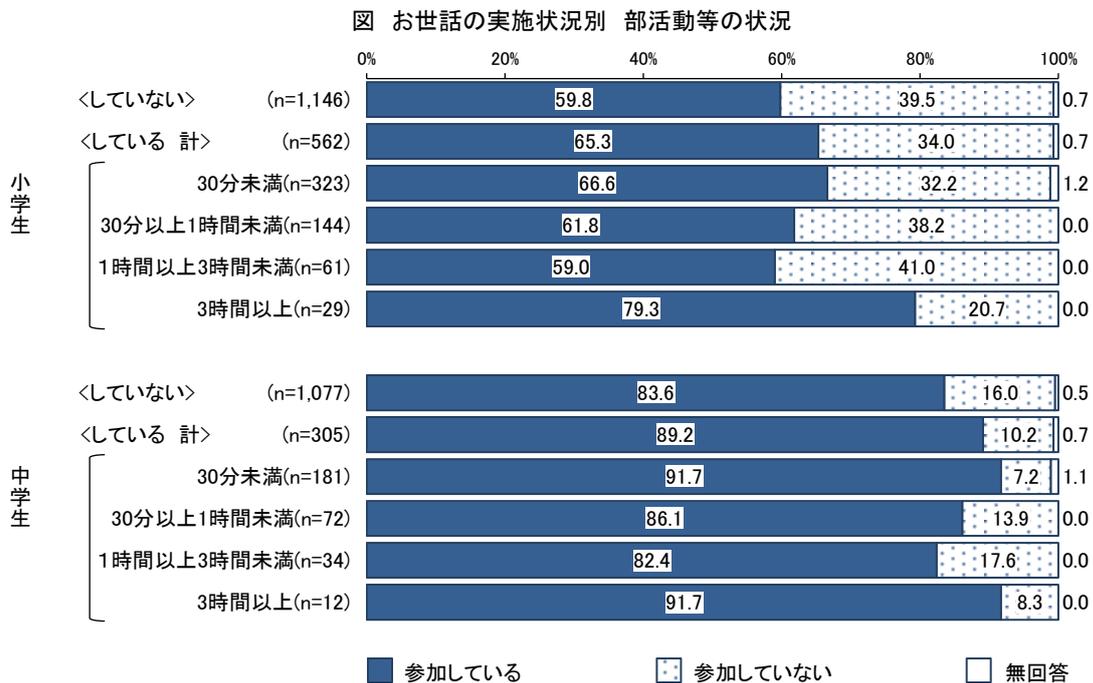
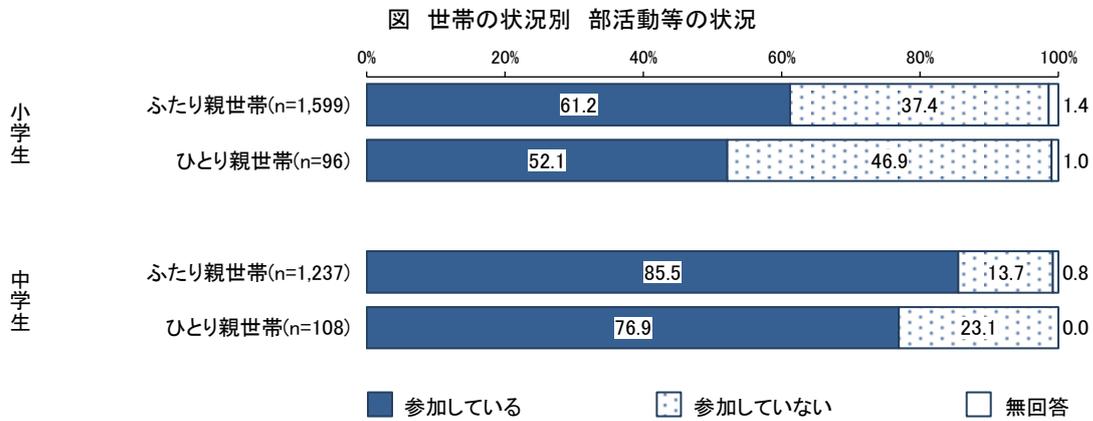
全国調査(中学生)と比較すると、今回調査と差異はほとんど見られない。

等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も、収入が高まるにつれて、「参加している」の割合が高くなり、中学生の中央値以上の世帯で86.4%となっている。



世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「参加している」の割合が高くなり、中学生のふたり親世帯で85.5%となっている。

お世話の実施状況別に見ると、小学生では3時間以上の世帯で「参加している」が79.3%と、他の世帯層よりも大幅に高くなっている。中学生ではお世話をしている世帯の方が「参加している」の割合が高く、89.2%と9割近くとなっている。



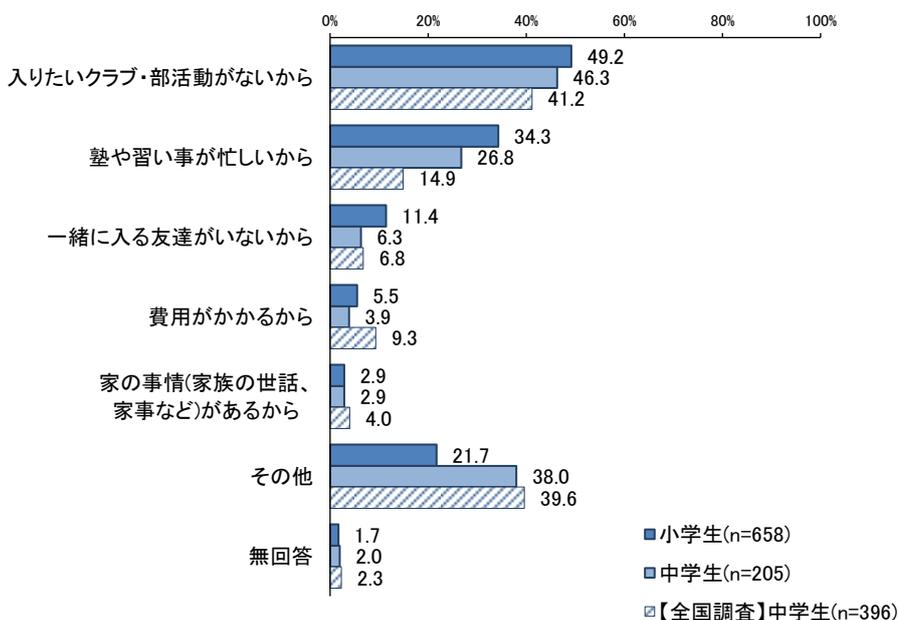
(9) 部活動等を行わない理由

小中学生 問 10	前の質問で「2 参加していない」と答えた人にお聞きします。 参加していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)
-----------	--

部活動等を行わない理由を見ると、どちらの学年も「入りたいクラブ・部活動がないから」が4割台で最も高く、次いで小学生は「塾や習い事が忙しいから」が34.3%、中学生は「その他」が38.0%となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査で「入りたいクラブ・部活動がないから」が5.1ポイント高くなっている。

図 部活動等を行わない理由



等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も、収入が高まるにつれて、「塾や習い事が忙しいから」の割合が高くなり、小学生の中央値以上の世帯で45.0%となっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「入りたいクラブ・部活動がないから」、「塾や習い事が忙しいから」の割合が高くなっている。

図 等価世帯収入別 部活動等を行わない理由

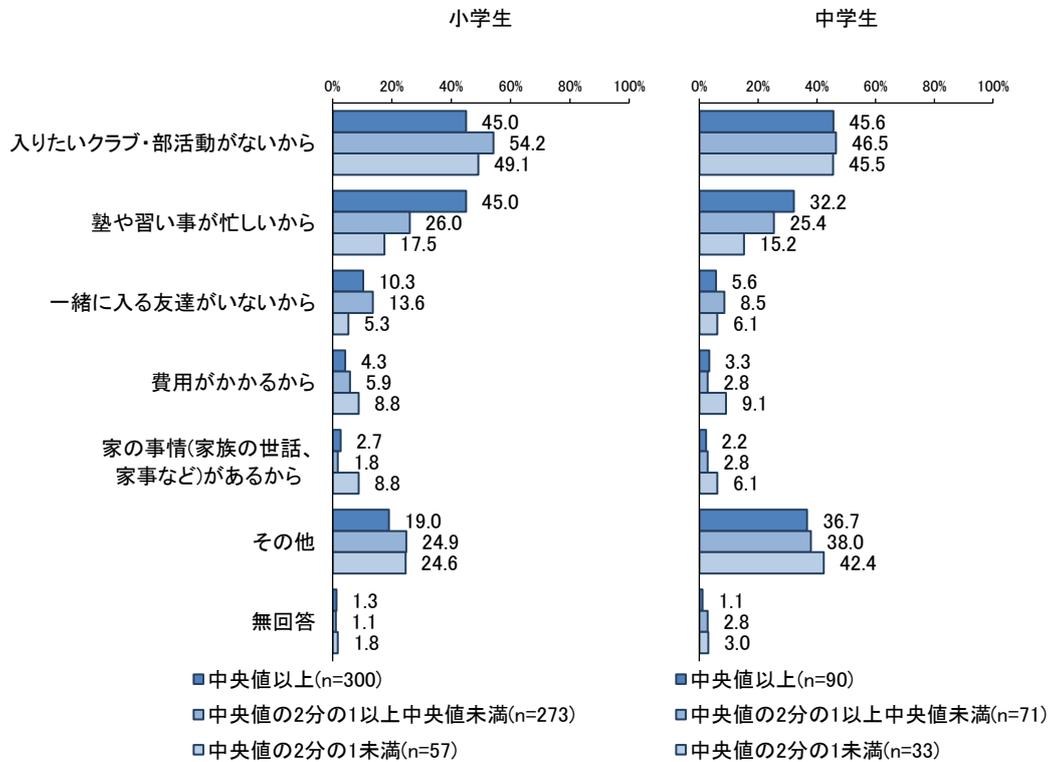
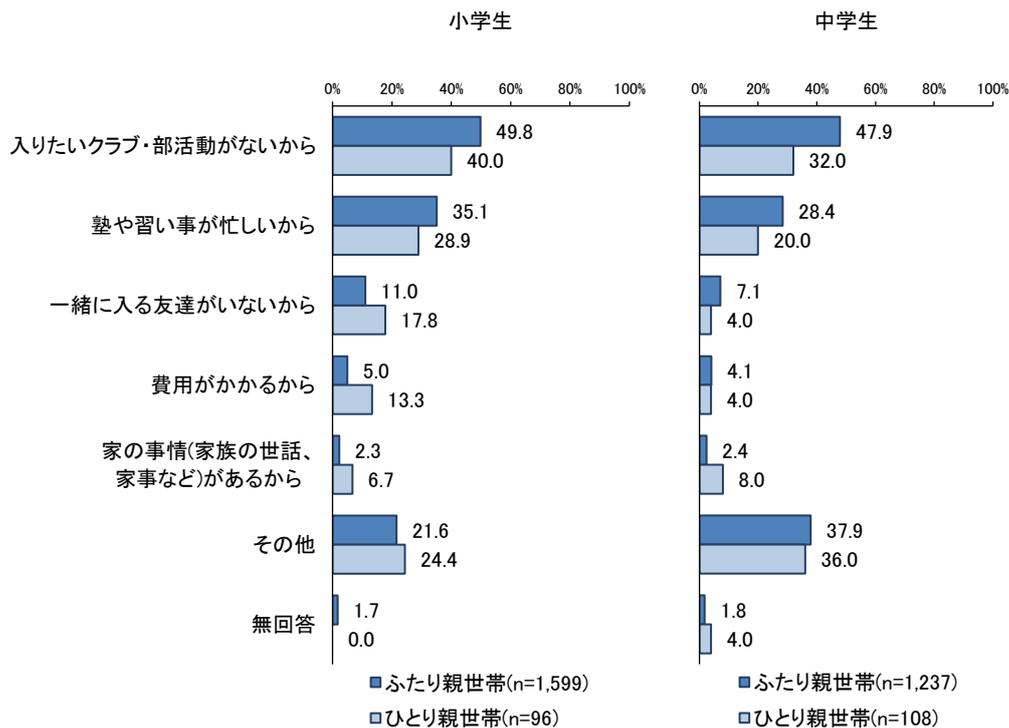
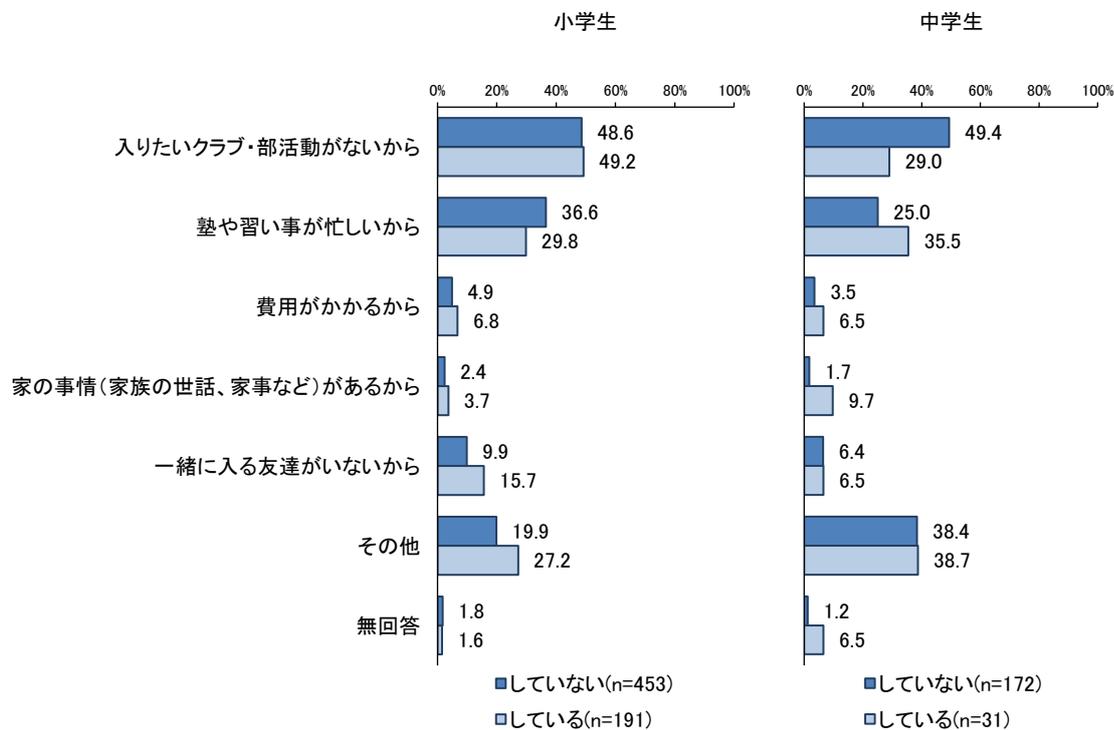


図 世帯の状況別 部活動等を行わない理由



お世話の実施状況別に見ると、中学生で「入りたいクラブ・部活動がないから」は、お世話をしていない世帯の方が、お世話をしている世帯よりも約20ポイント高くなっている。

図 お世話の実施状況別 部活動等を行わない理由



3. 家族のお世話

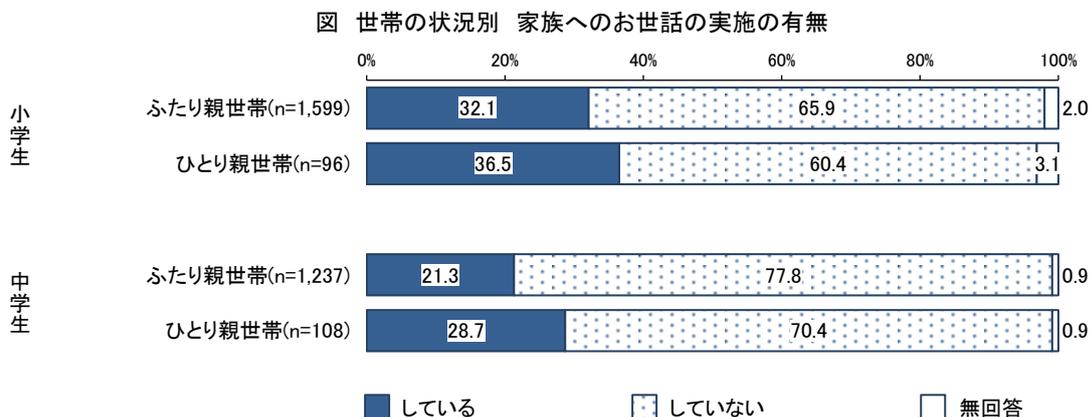
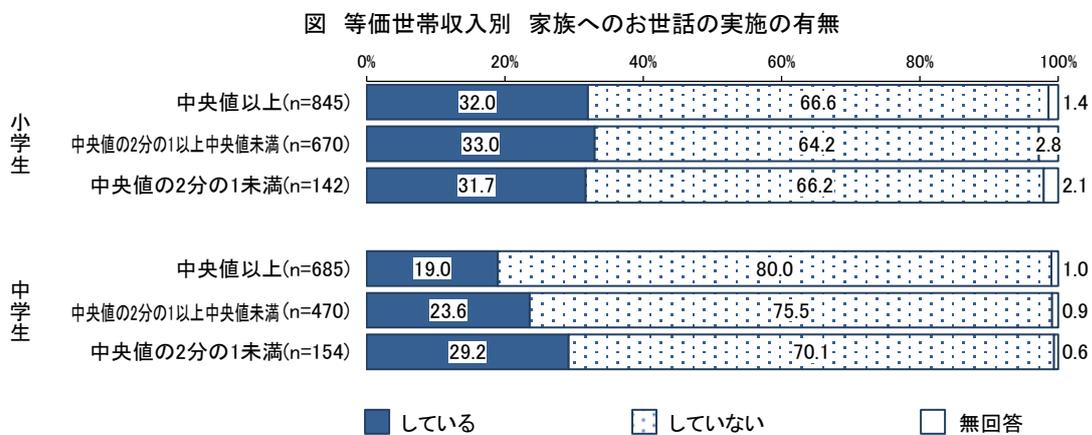
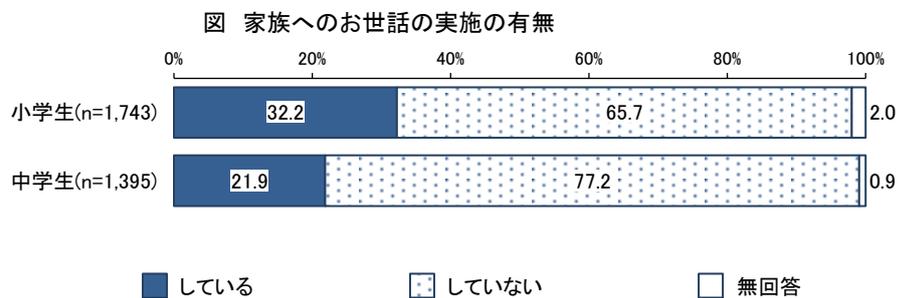
(1) 家族のお世話

小中学生 問 11a	あなたは家族のお世話をしていますか。(ここでいう「お世話」とはもともと大人がするような家事や家族の世話などをすることです。)(あてはまるもの1つに○)
------------	---

家族のお世話を見ると、「している」は小学生で32.2%、中学生で21.9%となっている。

等価世帯収入別に見ると、中学生では収入が低くなるにつれて、「している」の割合が高くなり、「中央値の2分の1未満」の世帯で29.2%となっている。

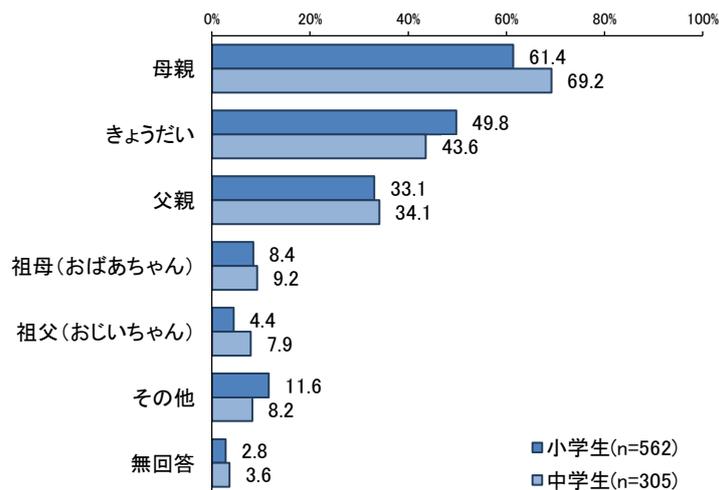
世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「している」の割合が高くなり、小学生のひとり親世帯で36.5%となっている。



小中学生 問 11b	前の質問で「1 している」と答えた人にお聞きします。 あなたのお世話を必要としている人を教えてください。(あてはまるものすべてに○)
------------	---

お世話を必要としている人を見ると、どちらの学年も「母親」が6割台で最も高く、次いで「きょうだい」が4割台となっている。

図 お世話を必要としている人



等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も収入が高まるにつれて、「母親」と「父親」の割合が高くなり、中学生の中央値以上の世帯で「母親」が71.5%と最も高くなっている。また、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「その他」が15.6%と高くなっている。

世帯状況別に見ると、小学生のふたり親世帯で「きょうだい」が52.2%、「父親」が34.5%と、ひとり親世帯と比較して大幅に高くなっている。

図 等価世帯収入別 お世話を必要としている人

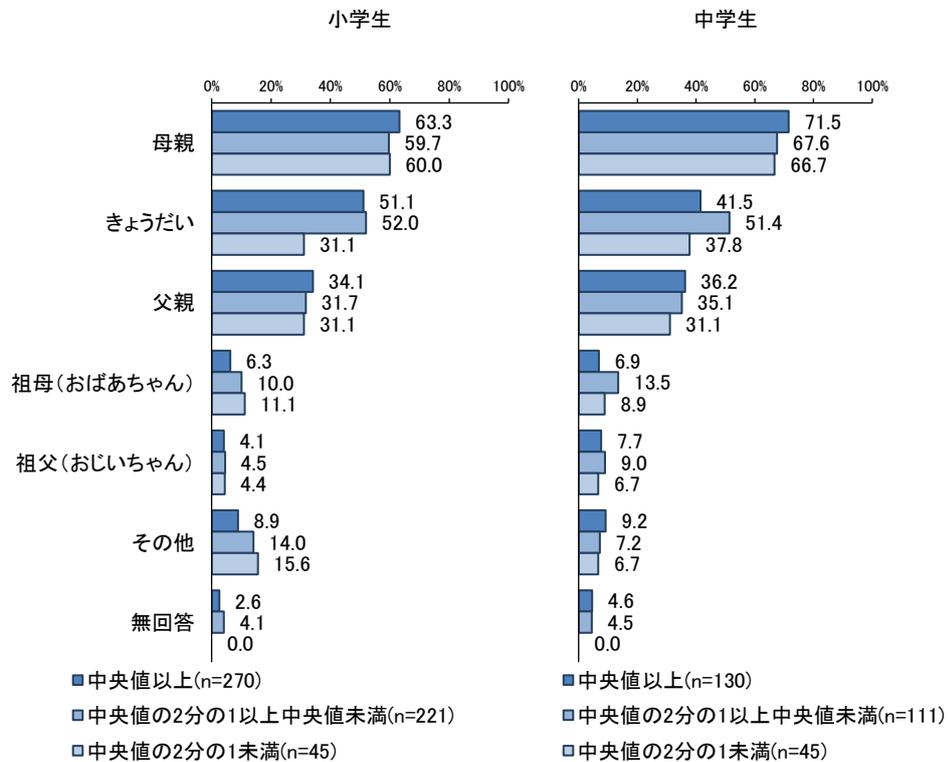
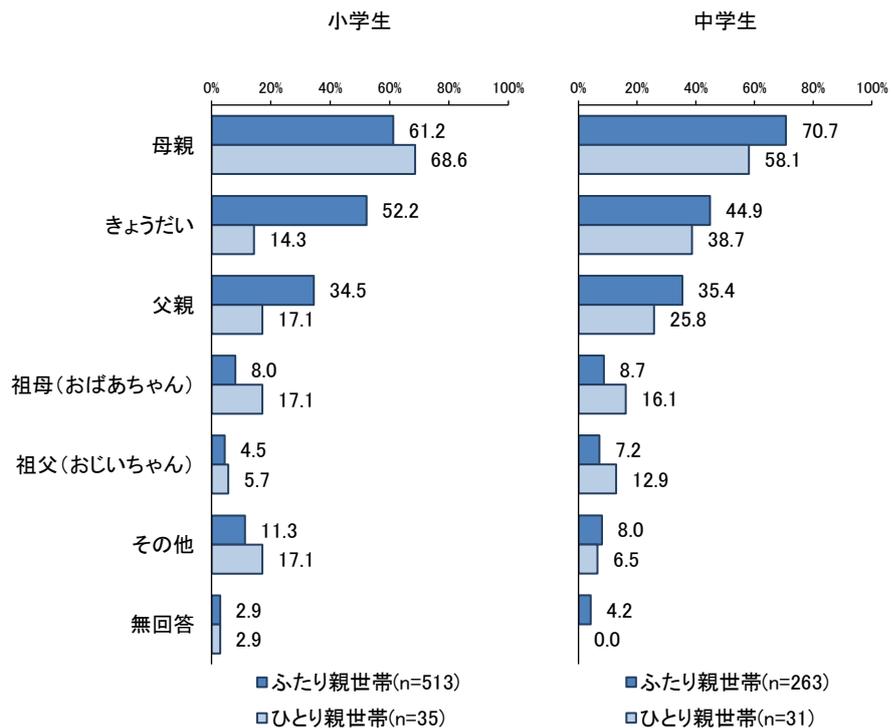


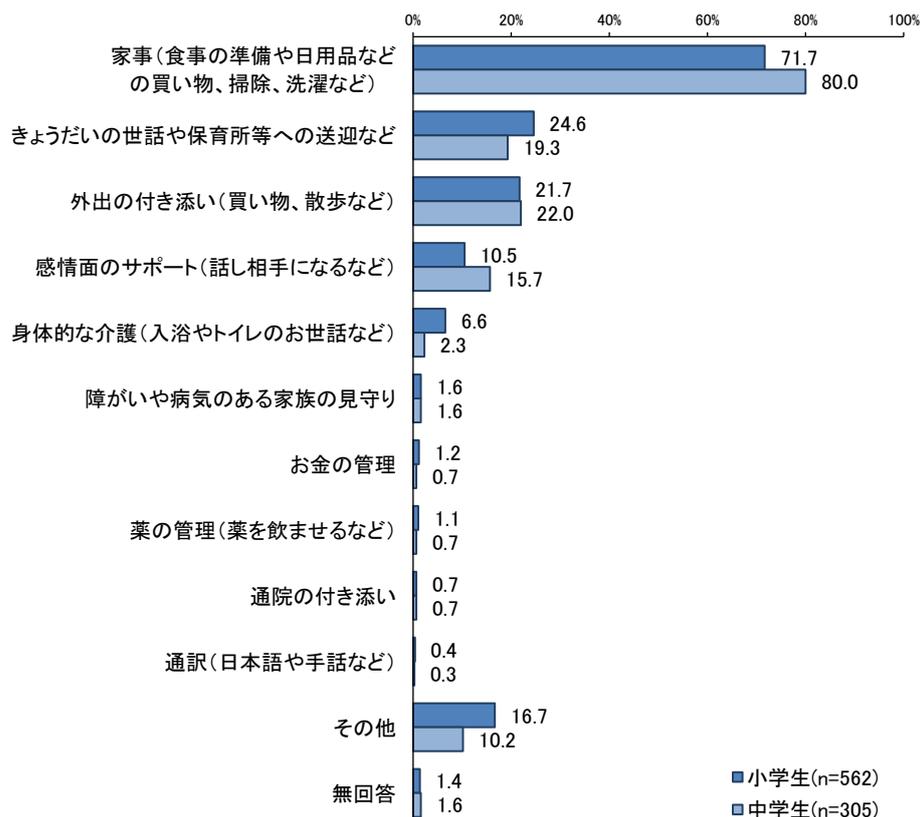
図 世帯の状況別 お世話を必要としている人



小中学生 問 11c	あなたが行っているお世話の内容を教えてください。(あてはまるものすべてに○)
------------	--

お世話の内容を見ると、どちらの学年も「家事(食事の準備や日用品などの買い物、掃除、洗濯など)」が7～8割程度で最も高く、次いで小学生は「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」、中学生は「外出の付き添い(買い物、散歩など)」となっている。

図 お世話の内容

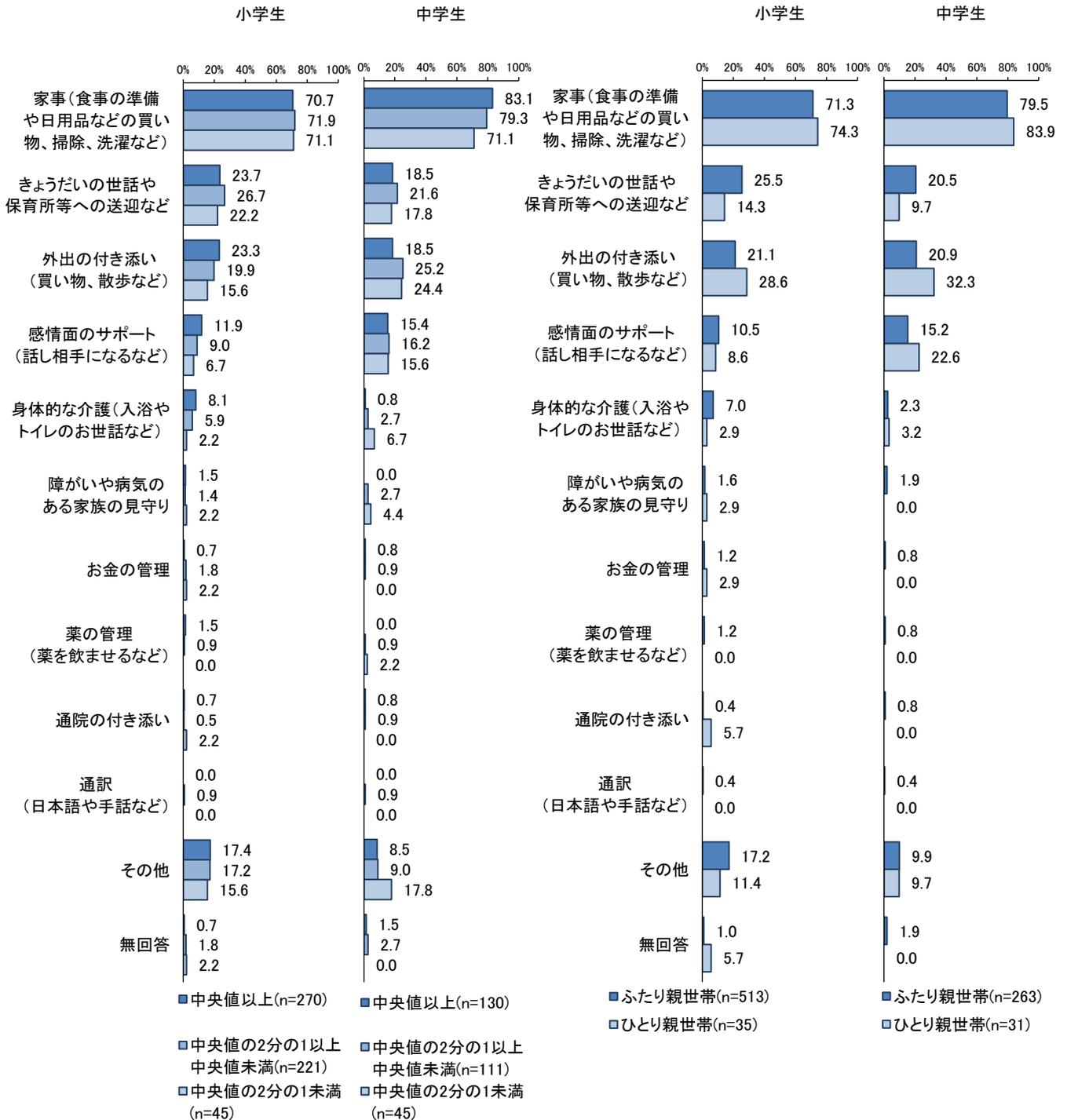


等価世帯収入別に見ると、小学生の「外出の付き添い(買い物、散歩など)」や「感情面のサポート(話し相手になるなど)」、中学生の「家事(食事の準備や日用品などの買い物、掃除、洗濯など)」が、収入が高まるにつれて、割合が高くなっている。また、中学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「その他」が17.8%と、他の世帯層よりも高くなっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ひとり親世帯で「家事(食事の準備や日用品などの買い物、掃除、洗濯など)」と「外出の付き添い(買い物、散歩など)」、ふたり親世帯で「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」が、それぞれ高くなっている。

図 等価世帯収入別 お世話の内容

図 世帯の状況別 お世話の内容

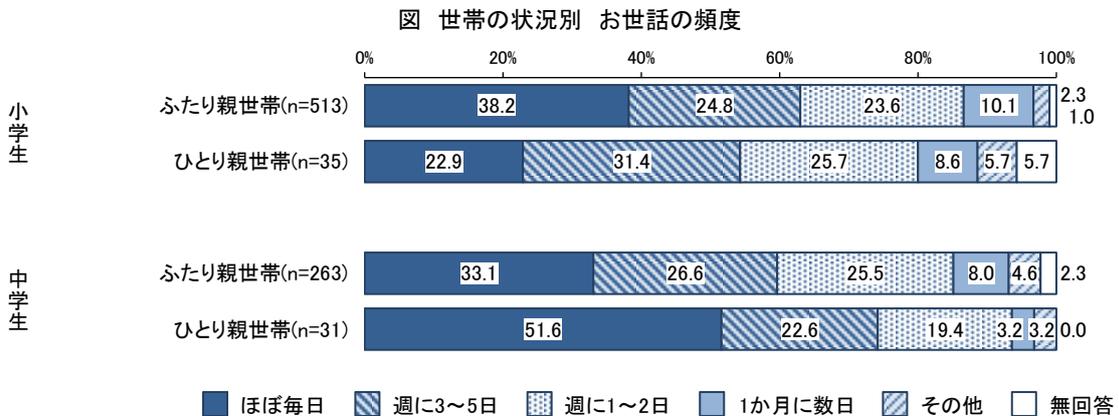
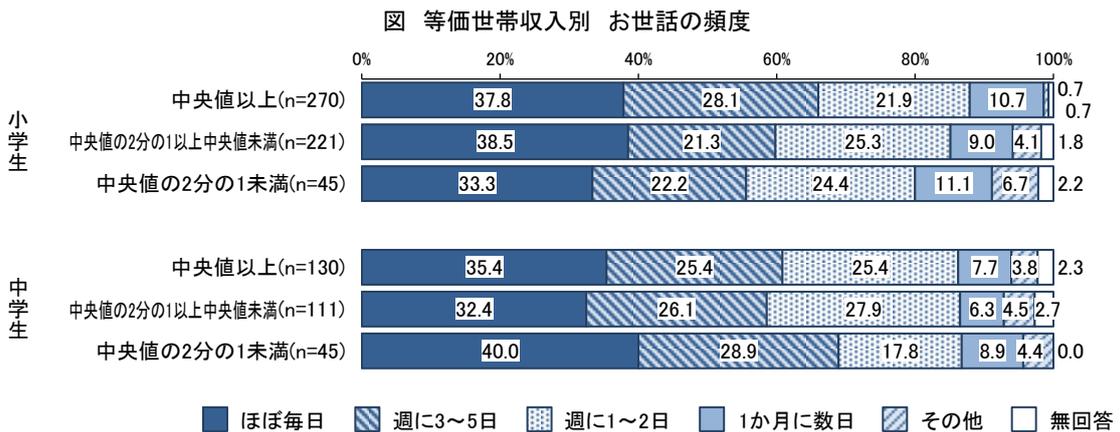
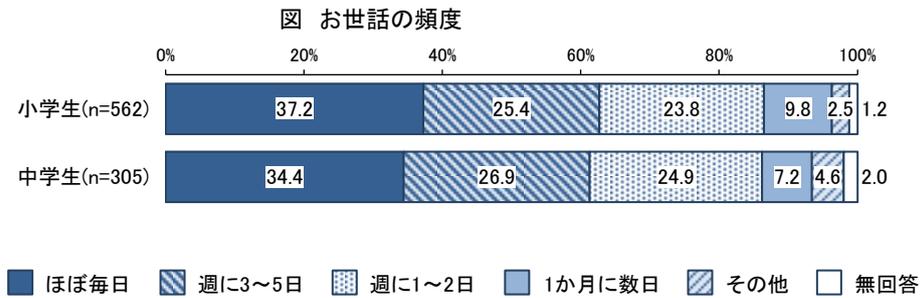


小中学生 問 11d あなたがお世話をするのはどのくらいですか。(あてはまるもの1つに○)

お世話の頻度を見ると、どちらの学年も「ほぼ毎日」が3割台で最も高く、「週に3～5日」と「週に1～2日」が、それぞれ2割台となっている。

等価世帯収入別に見ると、小学生は収入が高まるにつれて、全体的にお世話の頻度が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、小学生ではふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも、中学生ではひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも、全体的にお世話の頻度が高くなっている。

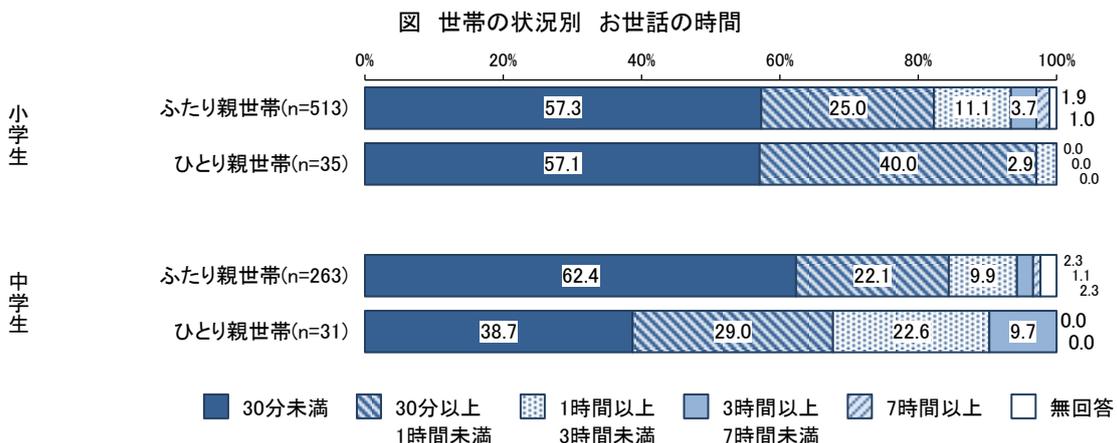
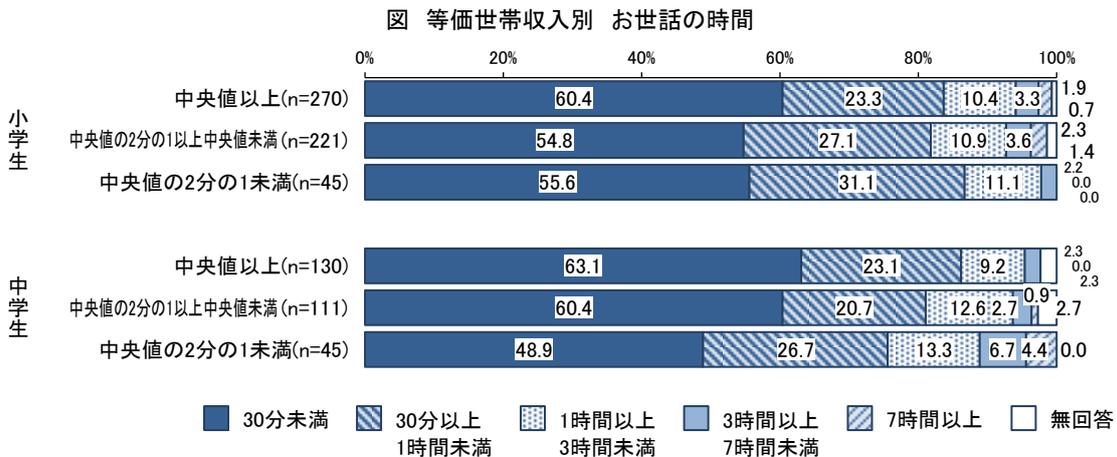
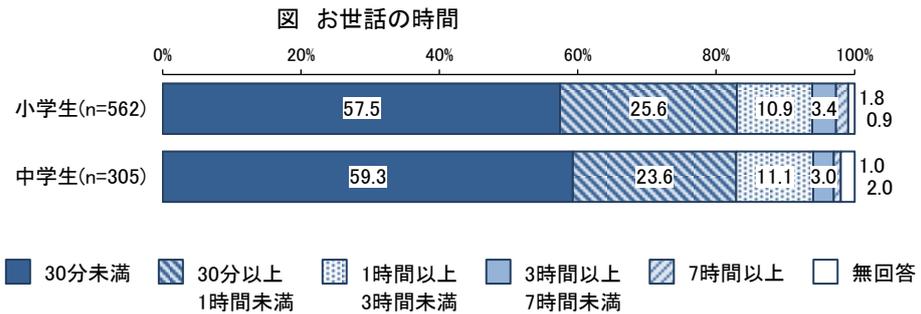


小中学生 問 11e	平日にお世話はどれくらい行っていますか。1日あたりの時間を教えてください。（日によって違う場合は、この1か月の中で最も長かった日の時間を教えてください。）（あてはまるもの1つに○）
------------	--

お世話の時間を見ると、どちらの学年も、「30分未満」が5割台で最も高く、次いで「30分以上1時間未満」が2割台、「1時間以上3時間未満」が1割台となっている。

等価世帯収入別に見ると、中学生では収入が高まるにつれて、「30分未満」の割合が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、中学生ではひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも、全体的にお世話の時間が長くなっている。



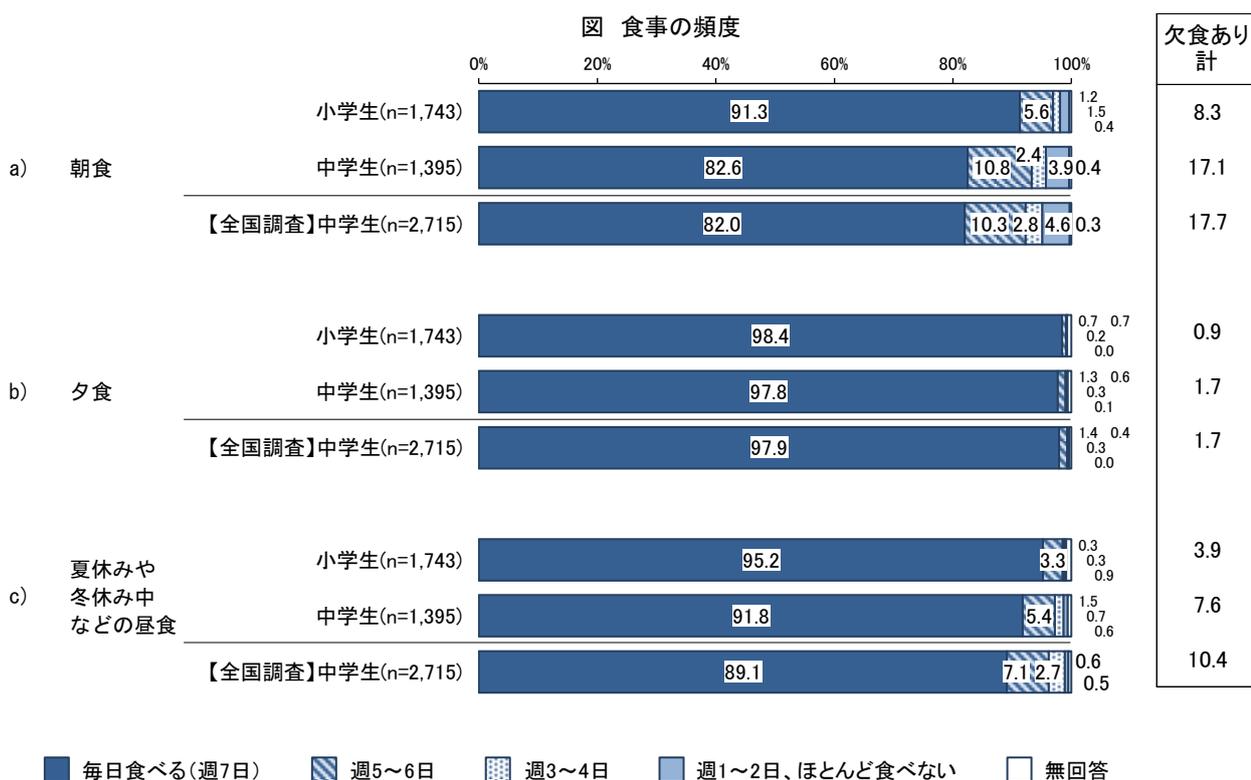
4. 生活習慣

(1) 食事の頻度

小中学生 問 12	あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。 (a~c それぞれについて、あてはまるもの1つに○)
-----------	--

食事の頻度を見ると、中学生の「a) 朝食」を除き、すべての項目でどちらの学年も「毎日食べる(週7日)」が9割以上となっている。一方で中学生の「a) 朝食」は「毎日食べる(週7日)」が8割程度となり、『欠食あり』(「週5~6日」と「週3~4日」と「週1~2日、ほとんど食べない」の合計)が17.1%となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査と差異はほとんど見られない。

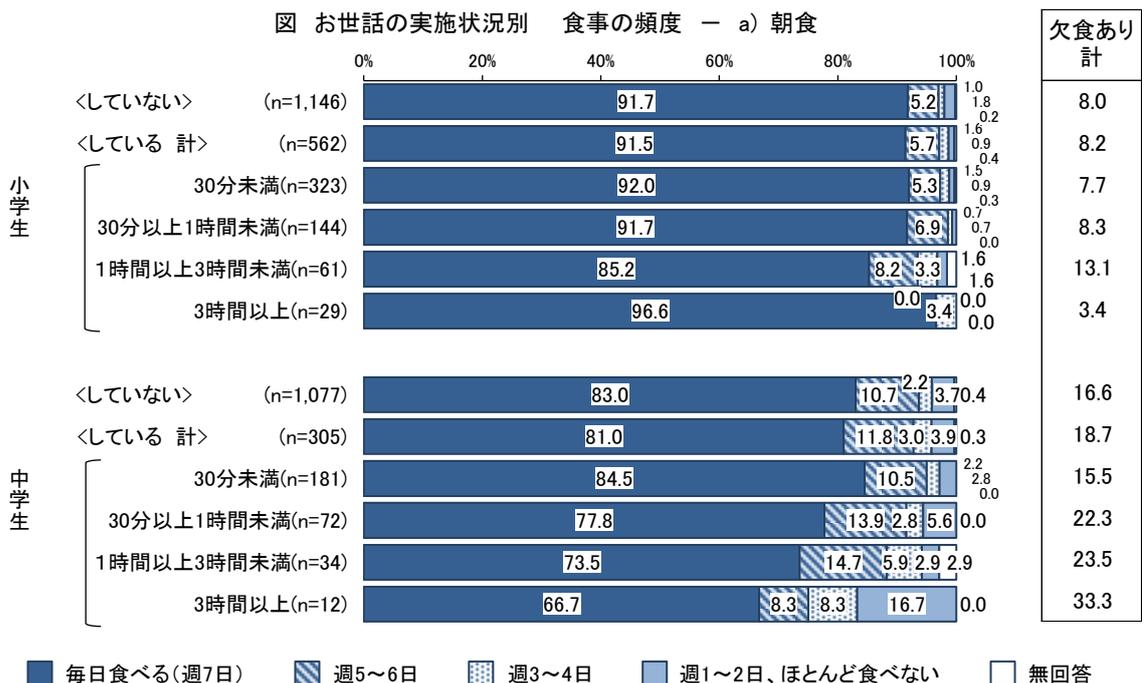
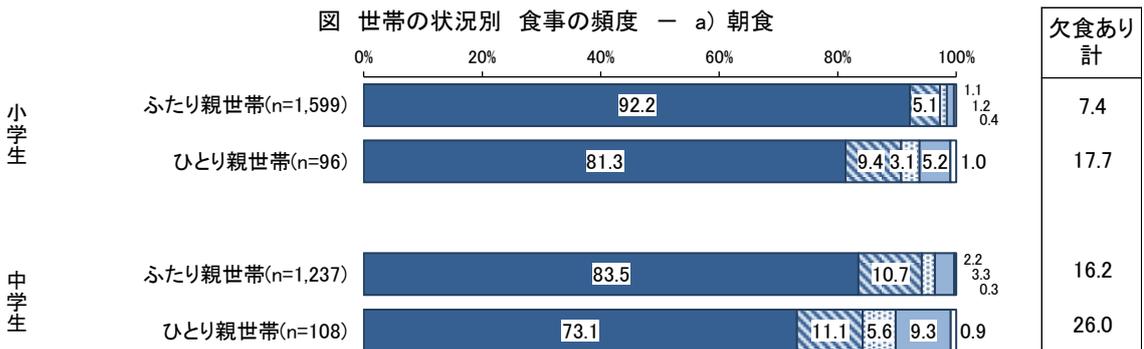
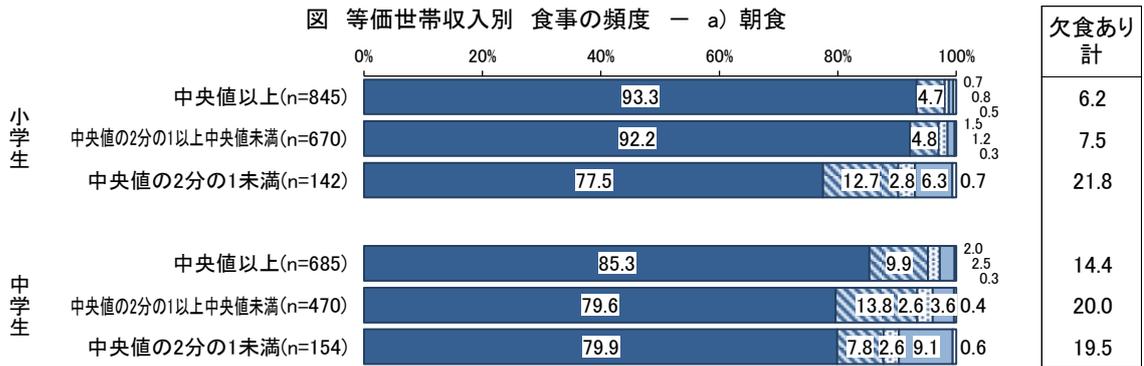


a) 朝食

等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も収入が低くなるにつれて、『欠食あり』の割合が高くなり、「中央値の2分の1未満」の世帯で2割前後となっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも、『欠食あり』の割合が高くなっている。

お世話の実施状況別に見ると、中学生ではお世話の時間が増えるにつれて、『欠食あり』の割合が高くなり、3時間以上お世話をしている世帯で33.3%と高くなっている。

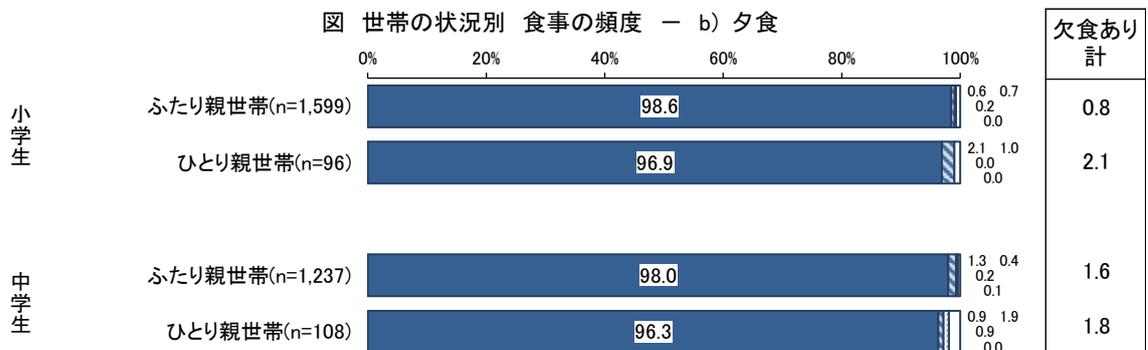
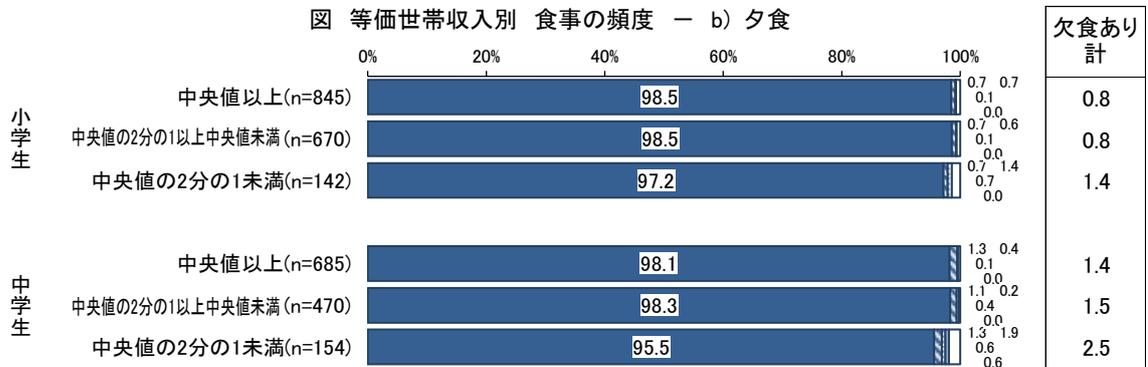


b) 夕食

等価世帯収入別に見ると、収入別で差異はほとんど見られない。

世帯の状況別に見ると、世帯状況で差異はほとんど見られない。

お世話の実施状況別に見ると、中学生で3時間以上お世話をしている世帯で『欠食あり』が 8.3%と、他の世帯層よりも高くなっている。



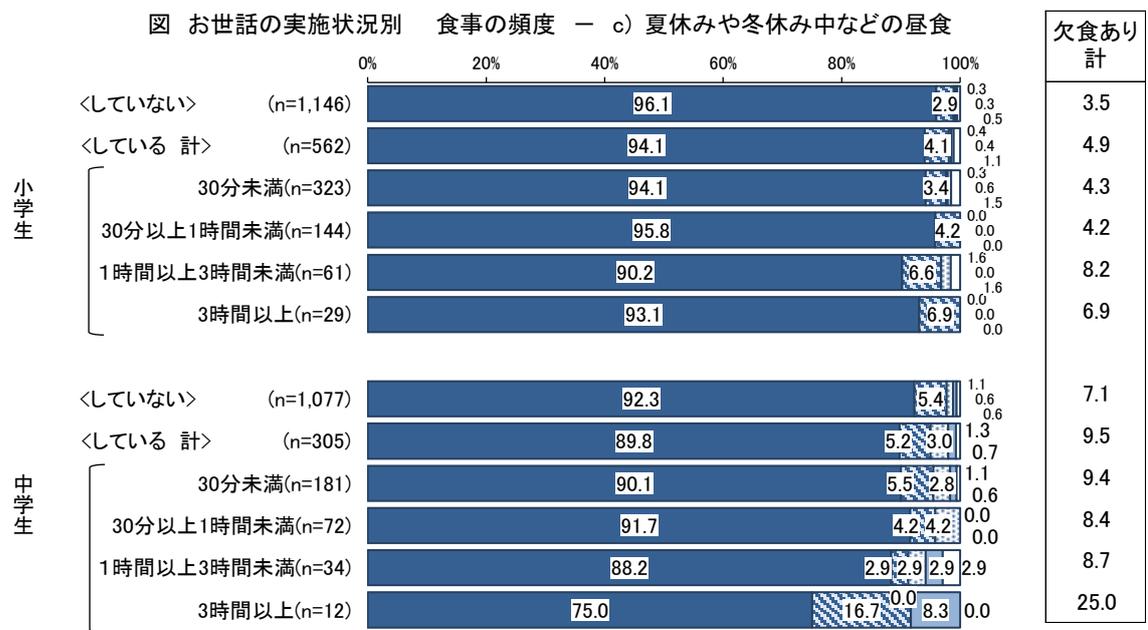
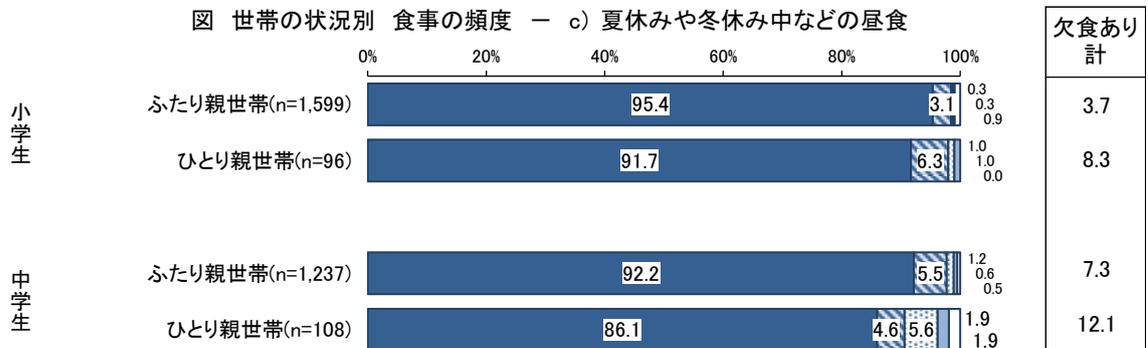
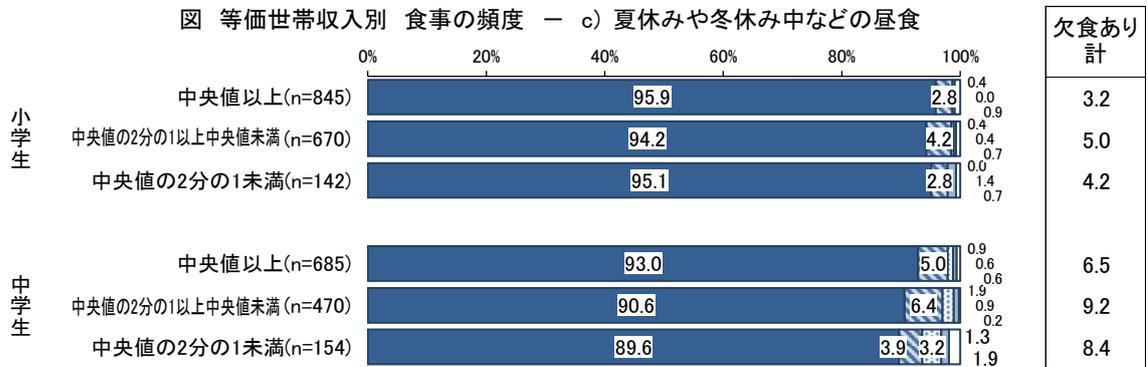
■ 毎日食べる(週7日) ▨ 週5~6日 ▩ 週3~4日 □ 週1~2日、ほとんど食べない ◻ 無回答

c) 夏休みや冬休み中などの昼食

等価世帯収入別に見ると、収入別で差異はほとんど見られない。

世帯の状況別に見ると、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも『欠食あり』が、やや高くなっている。

お世話の実施状況別に見ると、中学生で3時間以上お世話をしている世帯で『欠食あり』が 25.0%と、他の世帯層よりも高くなっている。



■ 毎日食べる(週7日) ▨ 週5~6日 ▩ 週3~4日 □ 週1~2日、ほとんど食べない □ 無回答

(2) 欠食理由

小中学生 問 13	前の質問で 1 つでも 2~4 と答えた人にお聞きします。その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)
-----------	--

欠食理由を見ると、どちらの学年も「食べたくないから(お腹がすいていないから)」が5~6割程度最も高く、次いで「食べる時間がないから」が3割程度となっている。

等価世帯収入別に見ると、小学生では収入が高まるにつれて、「食べる時間がないから」の割合が高くなっている。

図 欠食理由

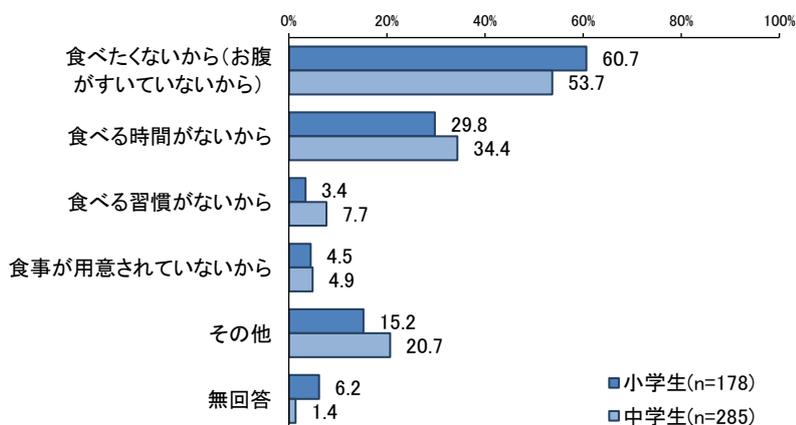
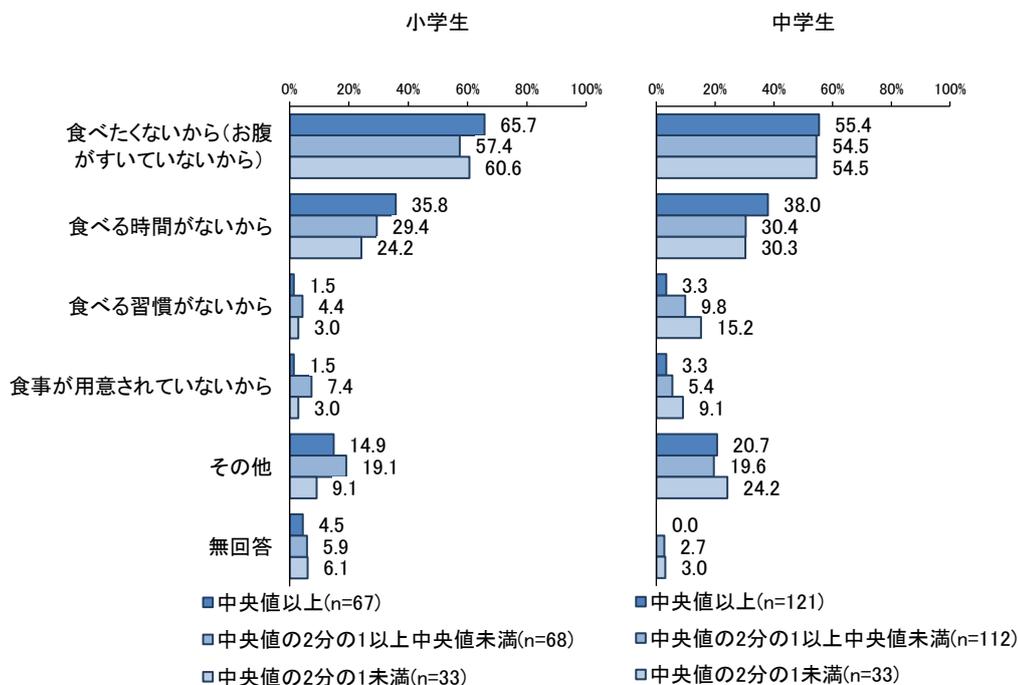
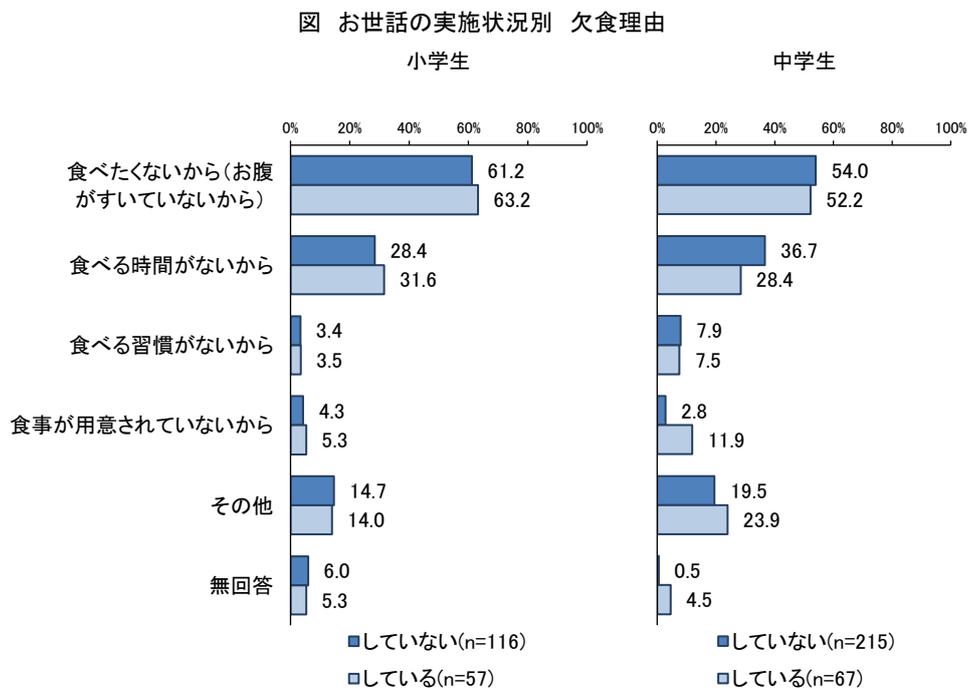
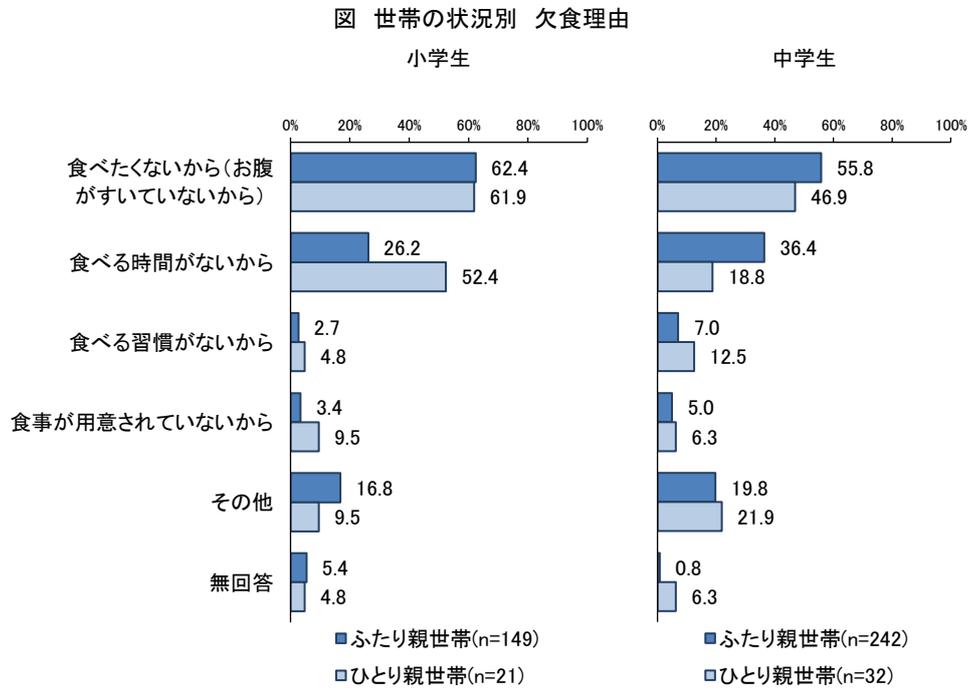


図 等価世帯収入別 欠食理由



世帯の状況別に見ると、小学生でひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「食べる時間がないから」が20ポイント以上高くなっている。

お世話の実施状況別に見ると、中学生でお世話をしている世帯の「食事が用意されていないから」が、お世話をしていない世帯よりも9.1ポイント高くなっている。

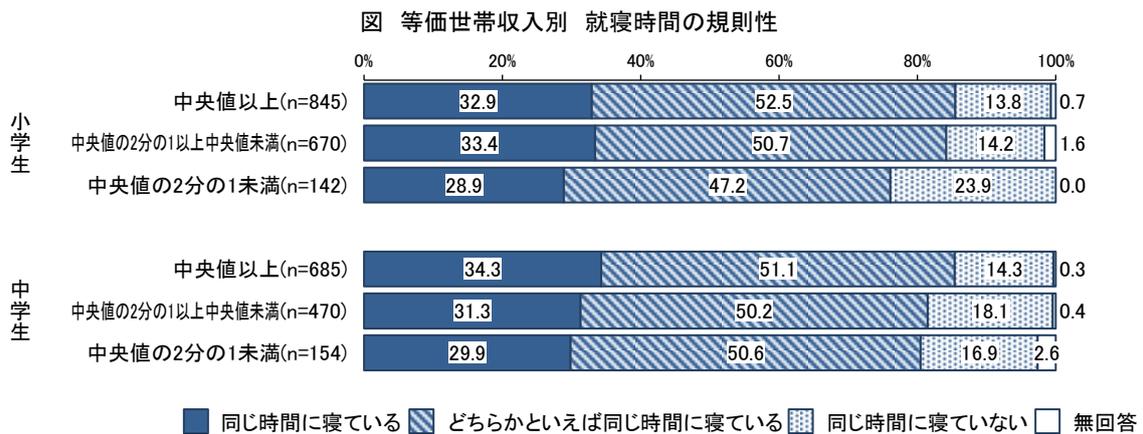
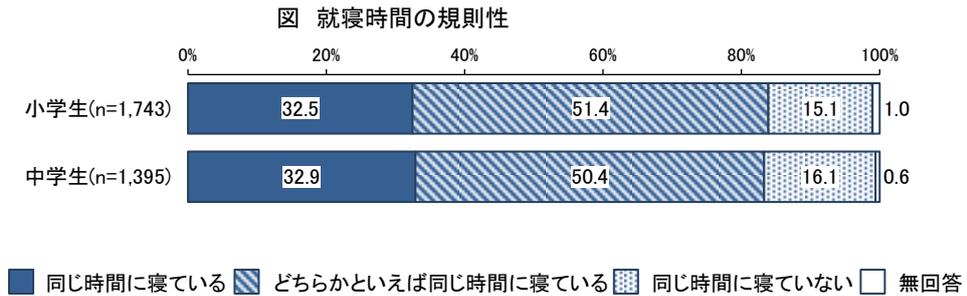


(3) 就寝時間の規則性

小中学生 問 14	あなたは、ふだん(月～金曜日)、ほぼ同じ時間に寝ていますか。(あてはまるもの1つに○)
-----------	---

就寝時間の規則性を見ると、どちらの学年も「どちらかといえば同じ時間に寝ている」が約5割で最も高く、次いで「同じ時間に寝ている」が3割台、「同じ時間に寝ていない」が1割台となっている。

等価世帯収入別に見ると、小学生では収入が低くなるにつれて、「同じ時間に寝ていない」の割合が高くなっている。



世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「同じ時間に寝ていない」の割合が高くなっている。

お世話の実施状況別に見ると、どちらの学年も、お世話の時間が増えるにつれて「同じ時間に寝ている」の割合が低くなり、中学生の3時間以上お世話をしている世帯で8.3%と最も低くなっている。

図 世帯の状況別 就寝時間の規則性

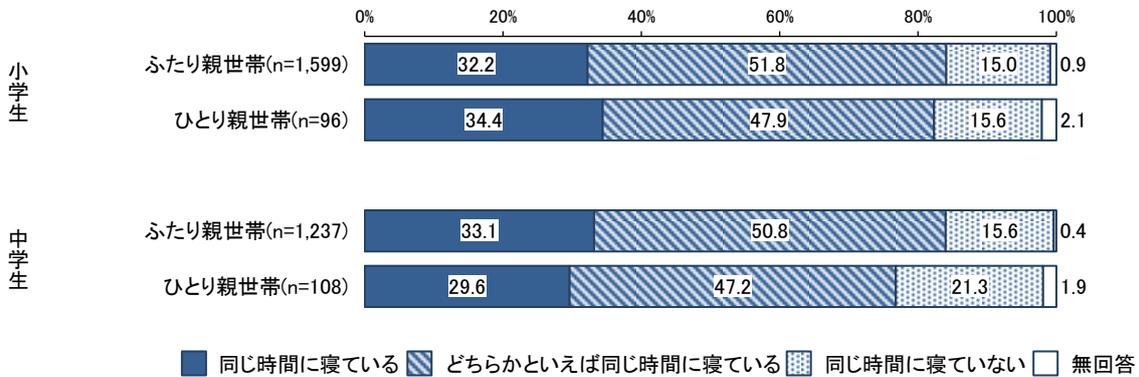
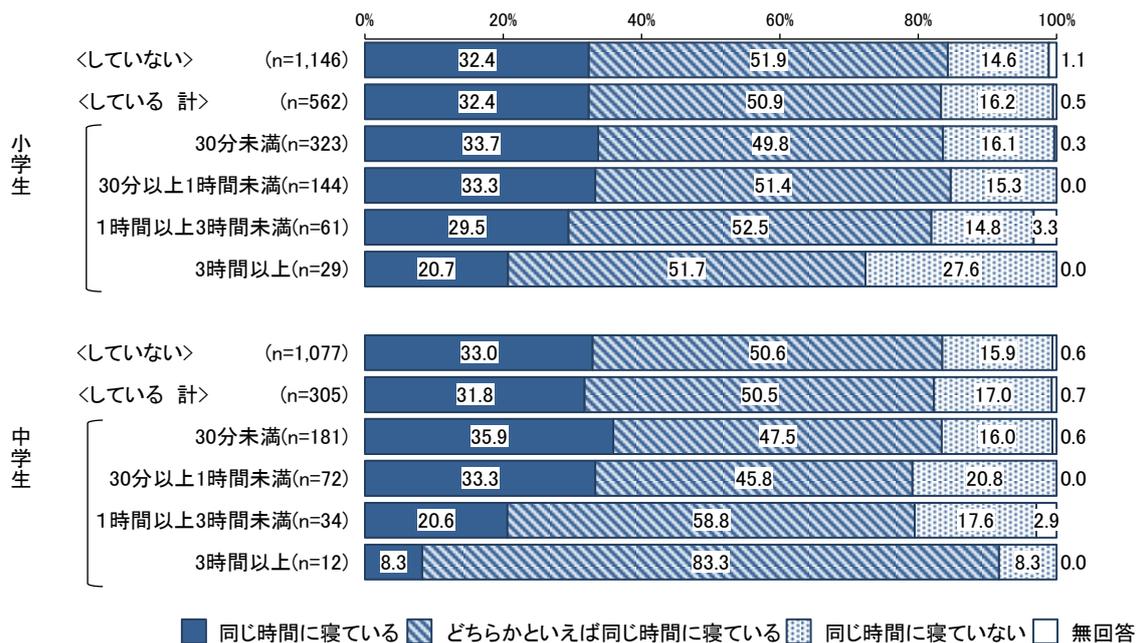


図 お世話の実施状況別 就寝時間の規則性

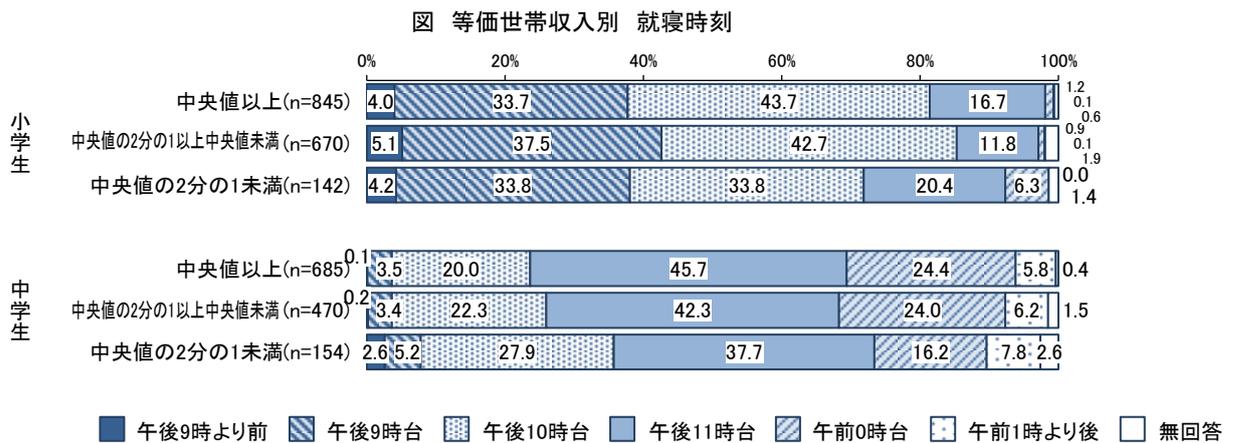
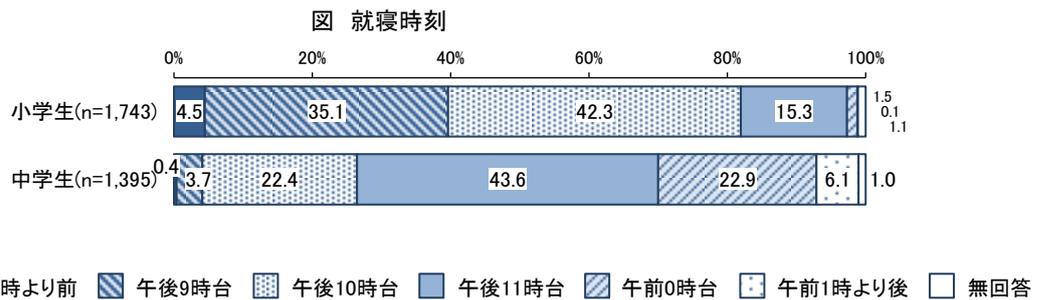


(4) 就寝時刻

小中学生 問 15	あなたは、ふだん(月～金曜日)、何時ごろに寝ていますか。 (日によって違う場合も、一番よくあてはまるもの1つに○)
-----------	--

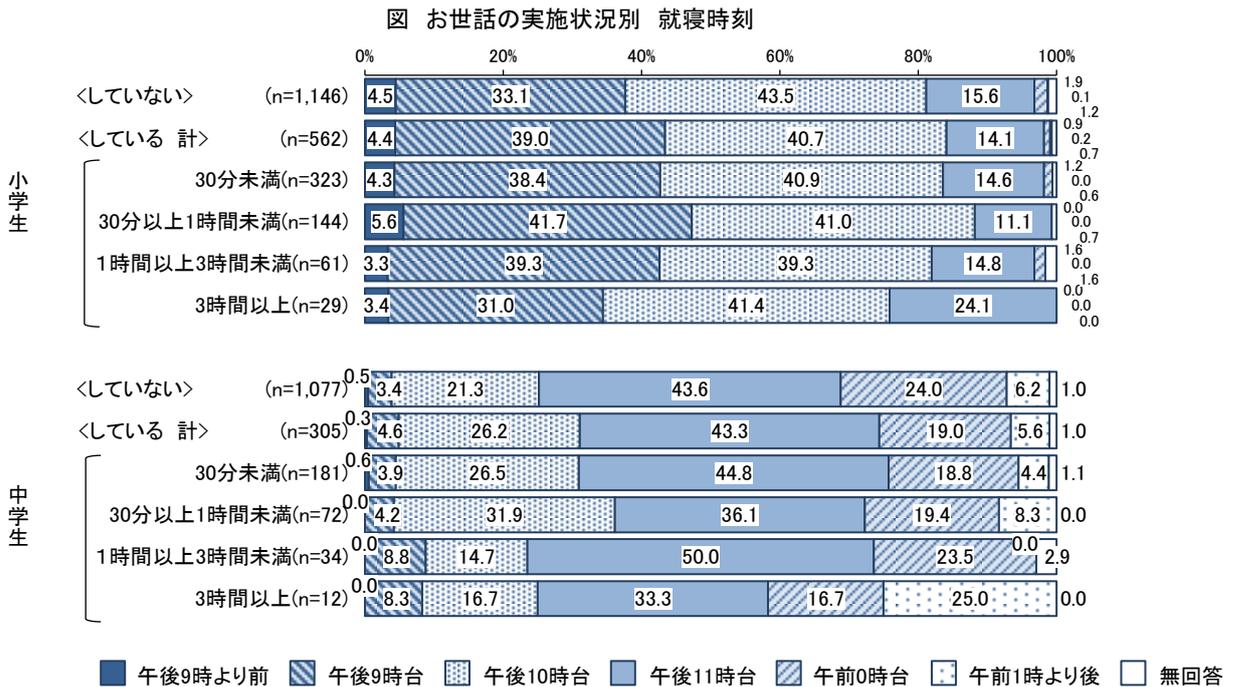
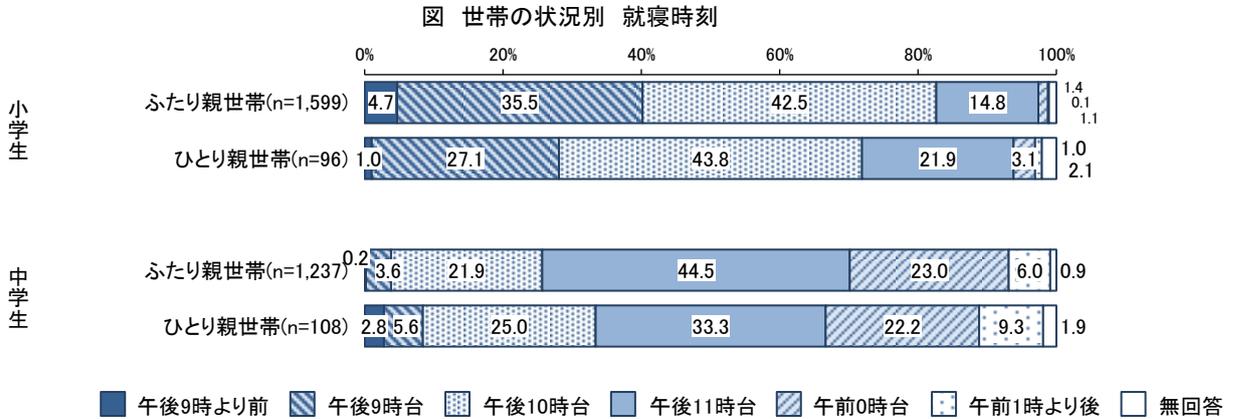
就寝時刻を見ると、小学生は「午後10時台」、中学生は「午後11時台」が、それぞれ4割台で最も高くなっている。

等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も収入が低くなるにつれて、就寝時刻が遅くなる傾向にあり、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「午前0時台」が6.3%、中学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「午前1時より後」が7.8%となっている。



世帯の状況別に見ると、どちらの学年もひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも就寝時刻が遅くなる傾向にあり、中学生のひとり親世帯で「午前1時より後」が9.3%と1割弱を占めている。

お世話の実施状況別に見ると、どちらの学年もお世話の時間が増えるにつれて、就寝時刻が遅くなる傾向にある。



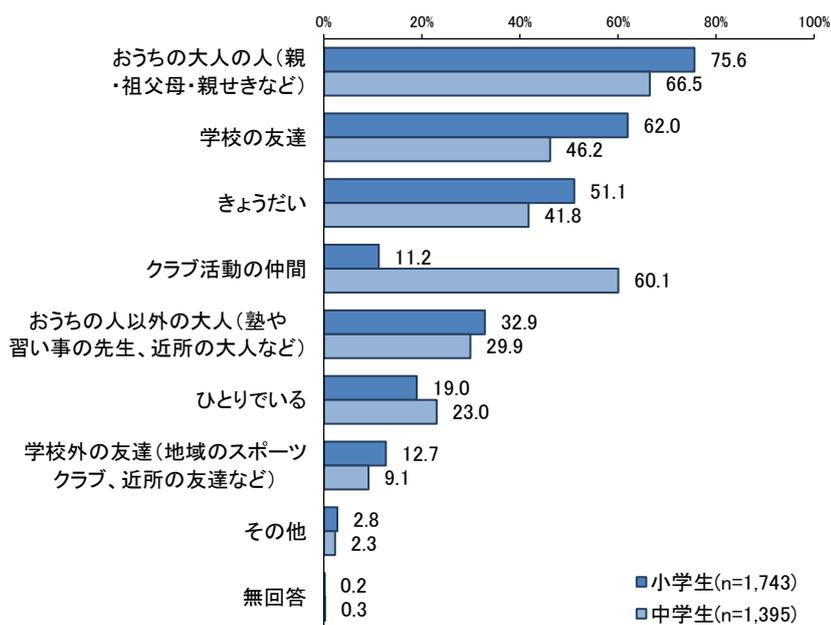
5. 放課後の過ごし方

(1) 放課後過ごしている人

小中学生 問 16	あなたは、ふだん(月～金曜日)の放課後、だれと過ごしますか。 (あてはまるものすべてに○)
-----------	--

放課後過ごしている人を見ると、どちらの学年も「おうちの大人の人(親・祖父母・親せきなど)」が6～7割台で最も高く、次いで小学生は「学校の友達」、中学生は「クラブ活動の仲間」となっている。

図 放課後過ごしている人



等価世帯収入別に見ると、中学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「クラブ活動の仲間」が、他の世帯層よりも低くなっている。

世帯の状況別に見ると、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも、どちらの学年も「ひとりである」の割合が高くなっている。それ以外の項目の殆どは、ふたり親世帯の方が高くなっている。

図 等価世帯収入別 放課後過ごしている人

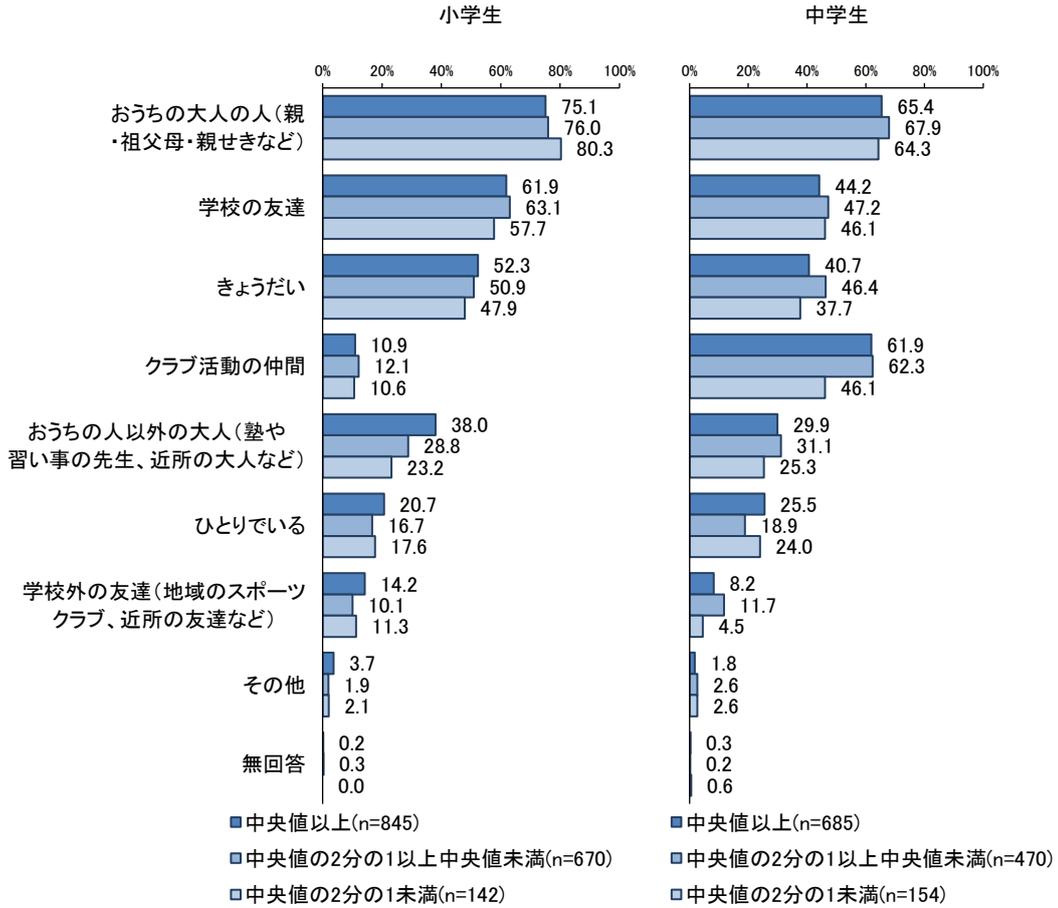
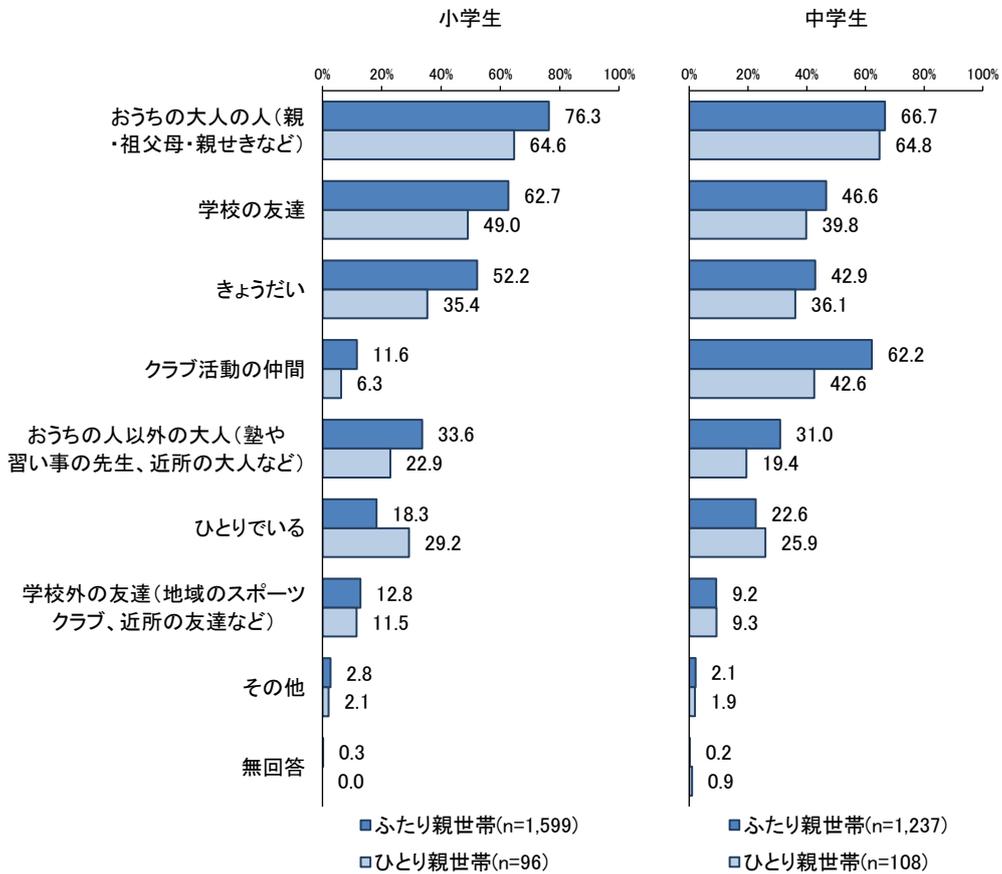


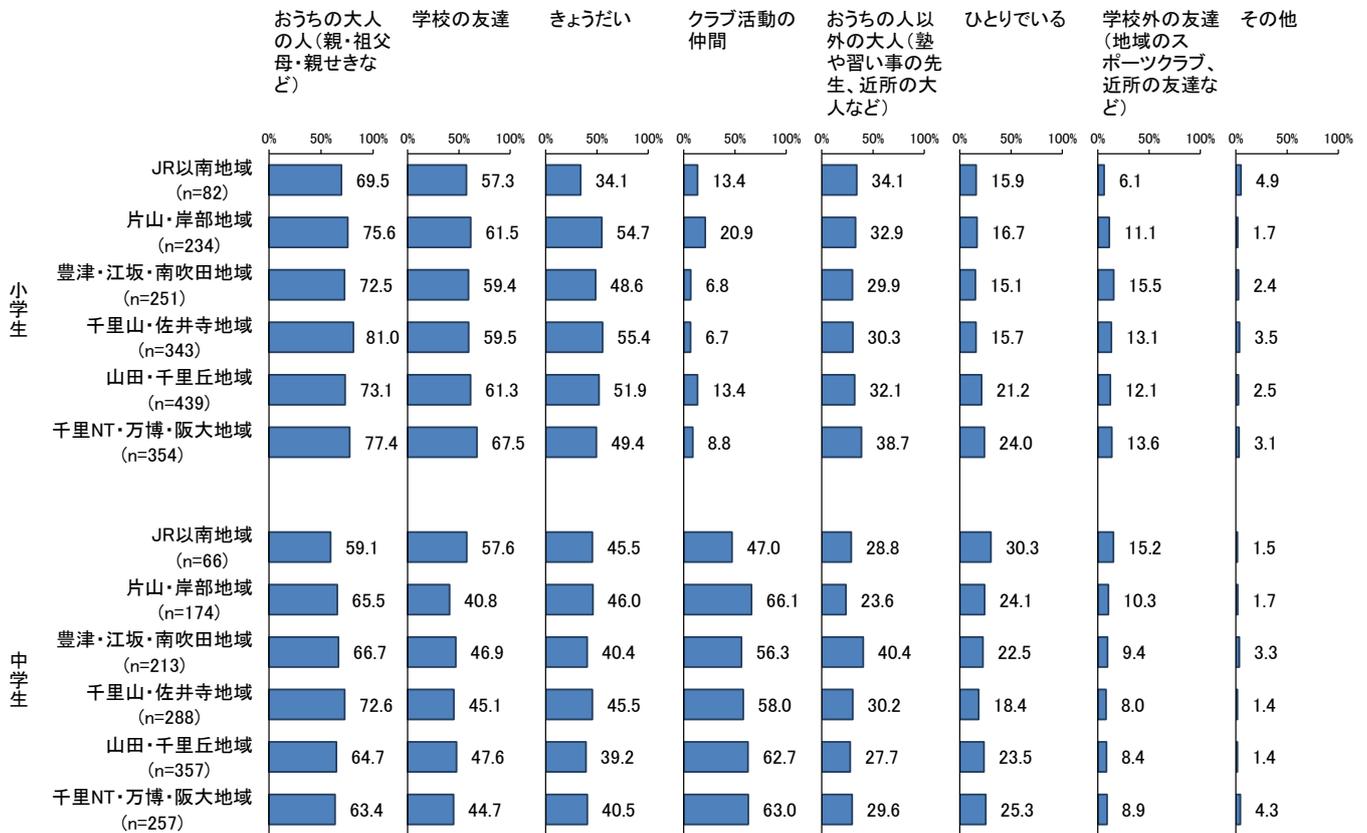
図 世帯の状況別 放課後過ごしている人



第1章 III 子供調査の結果

地域別に見ると、小学生では片山・岸部地域の「クラブ活動の仲間」が 20.9%、中学生では豊津・江坂・南吹田地域の「おうちの人以外の大人(塾や習い事の先生、近所の大人など)」が 40.4%と、他の地域よりも大幅に高くなっている。

図 地域別 放課後過ごしている人

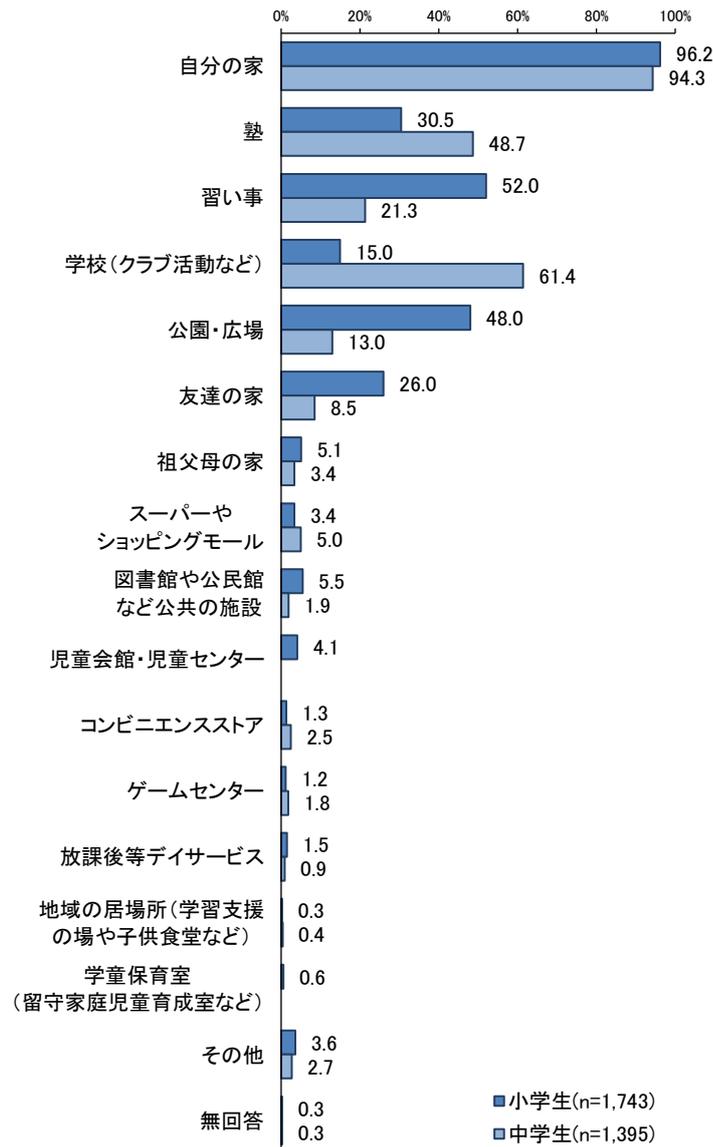


(2)放課後過ごしている場所

小中学生 問 17	あなたは、ふだん(月～金曜日)の放課後、どこで過ごしますか。 (あてはまるものすべてに○)
-----------	--

放課後過ごしている場所を見ると、どちらの学年も「自分の家」が9割以上で最も高く、次いで小学生は「習い事」が5割程度、中学生は「学校(クラブ活動など)」が6割程度となっている。

図 放課後過ごしている場所



※「児童会館・児童センター」「学童保育室(留守家庭児童育成室など)」は小学生調査のみの項目

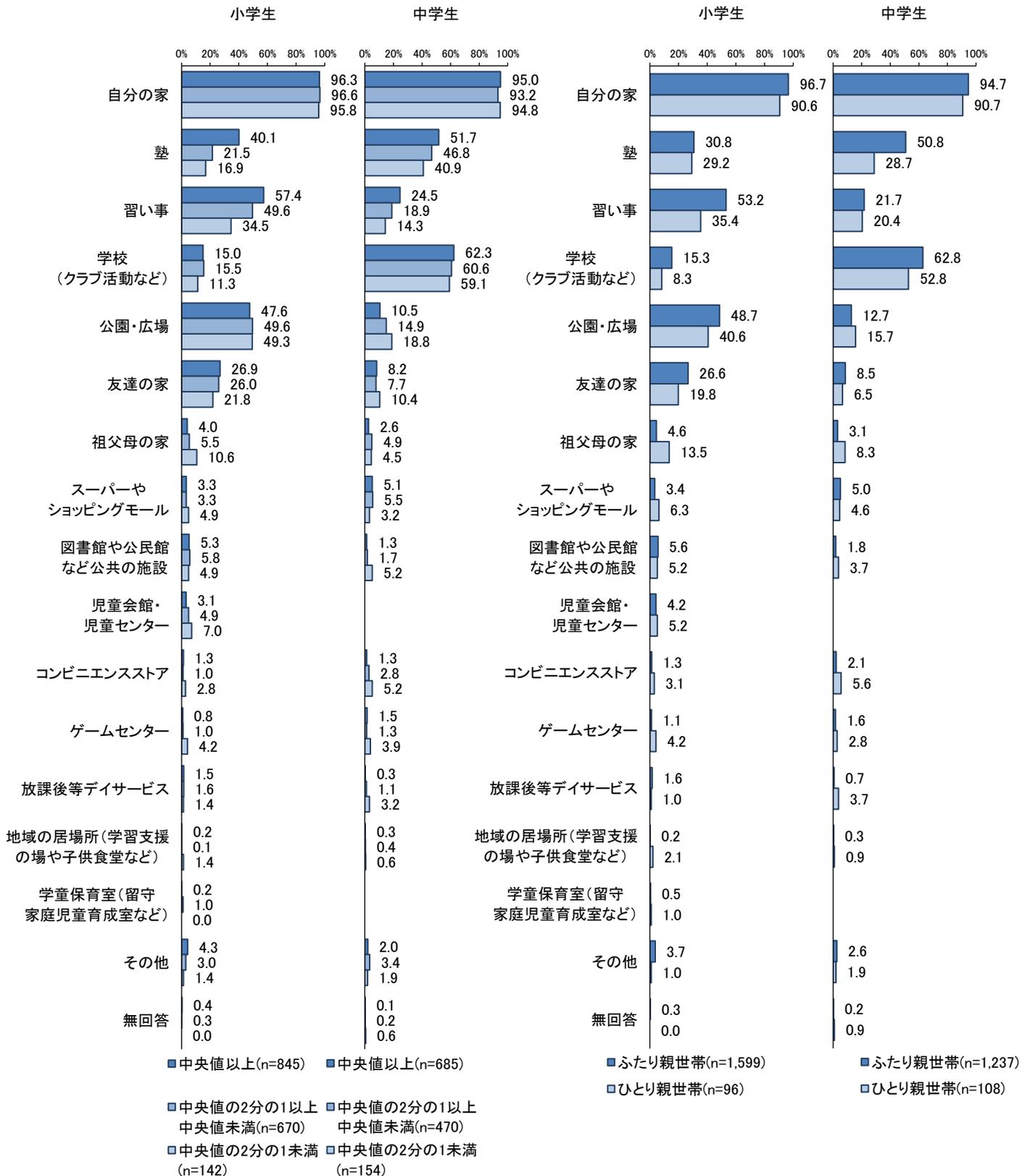
第1章 III 子供調査の結果

等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も「塾」と「習い事」が、収入が高まるにつれて割合が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も「自分の家」、「塾」、「習い事」、「学校(クラブ活動など)」で、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも割合が高くなっている。

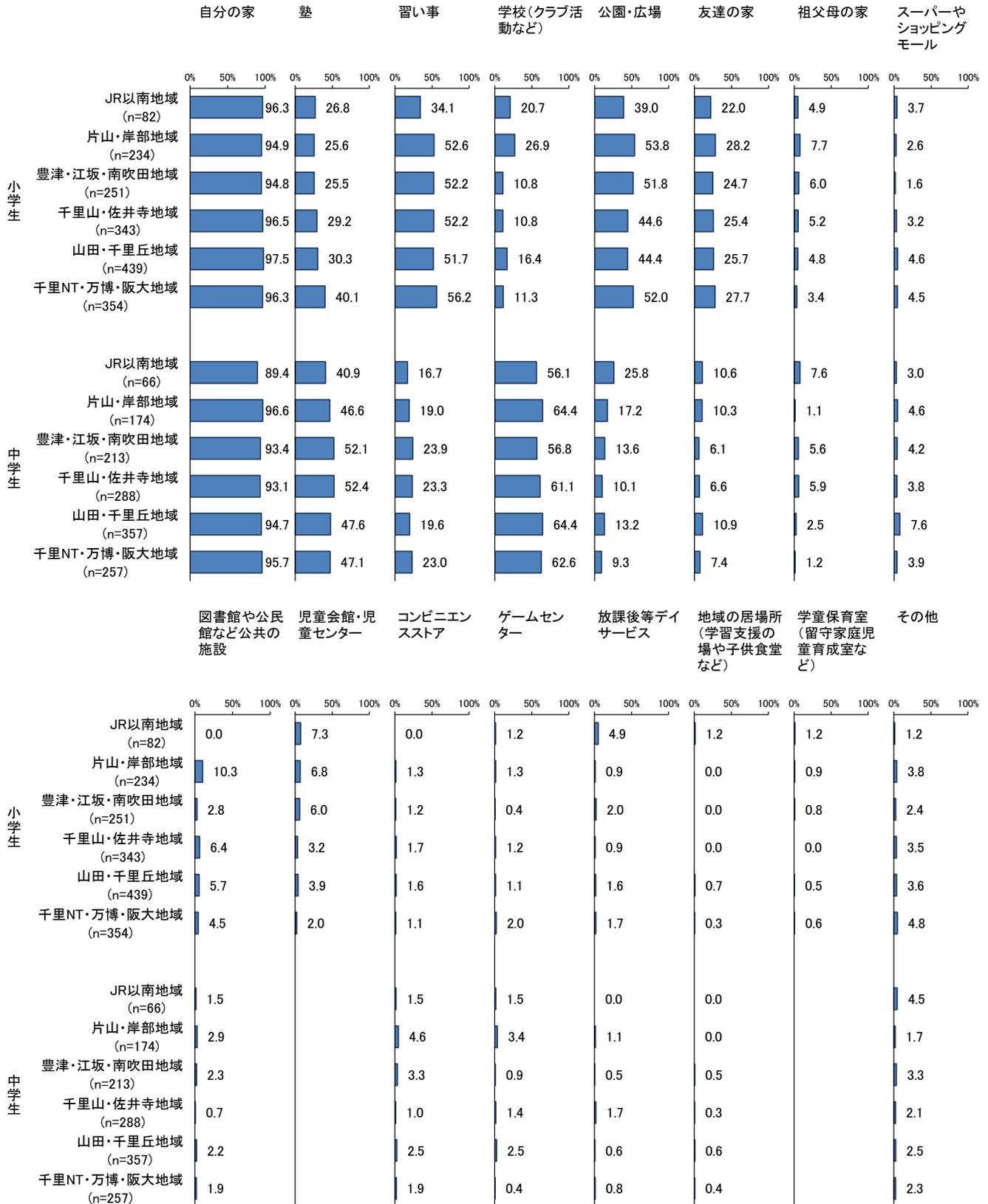
図 等価世帯収入別
放課後過ごしている場所

図 世帯の状況別
放課後過ごしている場所



地域別に見ると、小学生では千里ニュータウン・万博・阪大地域の「塾」が40.1%、片山・岸部地域の「学校(クラブ活動など)」が26.9%、中学生では豊津・江坂・南吹田地域と千里山・佐井寺地域の「塾」がそれぞれ5割台と、他の地域よりも高くなっている。

図 地域別 放課後過ごしている場所



(3) ほっとできる場所(居心地のよい場所)の有無

小中学生 問 18	前の質問で答えた中に、ほっとできる場所(居心地のよい場所)はありますか。 (あてはまるもの1つに○) また、「1 ほっとできる場所がある」場合、その場所はどこですか。(前の質問の1～16の中から、一番ほっとできる場所の番号を1つだけ書いてください。)
-----------	---

ほっとできる場所(居心地のよい場所)の有無を見ると、どちらの学年も「ほっとできる場所がある」が9割以上でとなっている。

等価世帯収入別に見ると、収入別で差異はほとんど見られない。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも「ほっとできる場所がある」の割合がやや高くなっている。

図 ほっとできる場所(居心地のよい場所)の有無

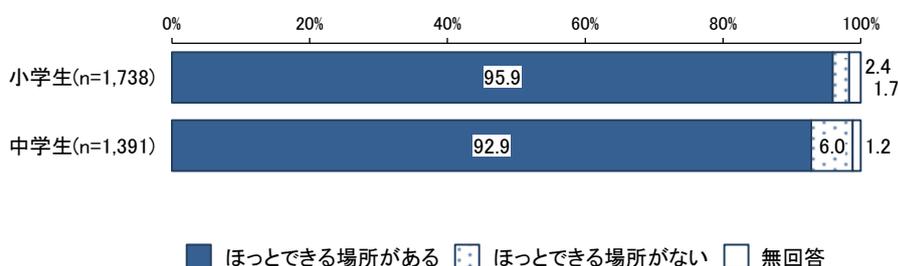


図 等価世帯収入別 ほっとできる場所(居心地のよい場所)の有無

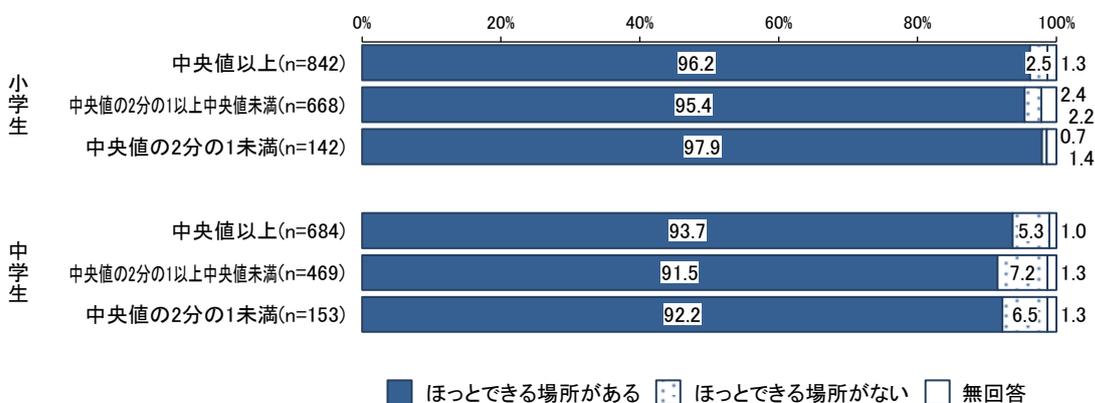
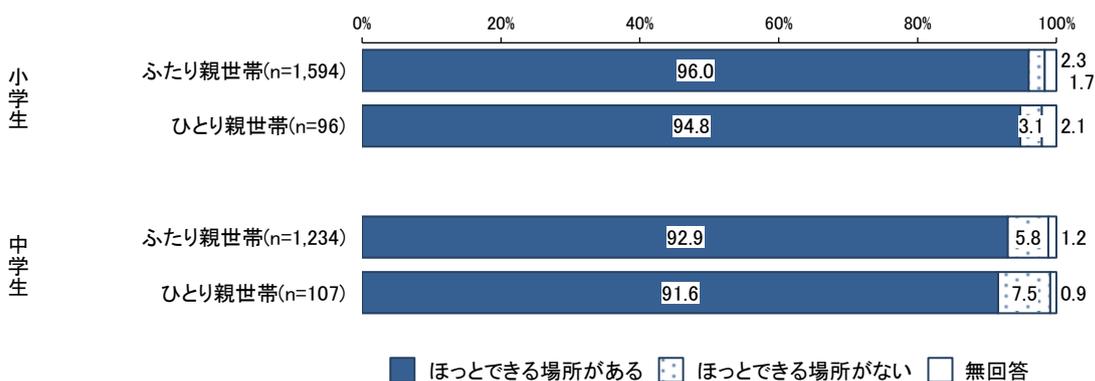


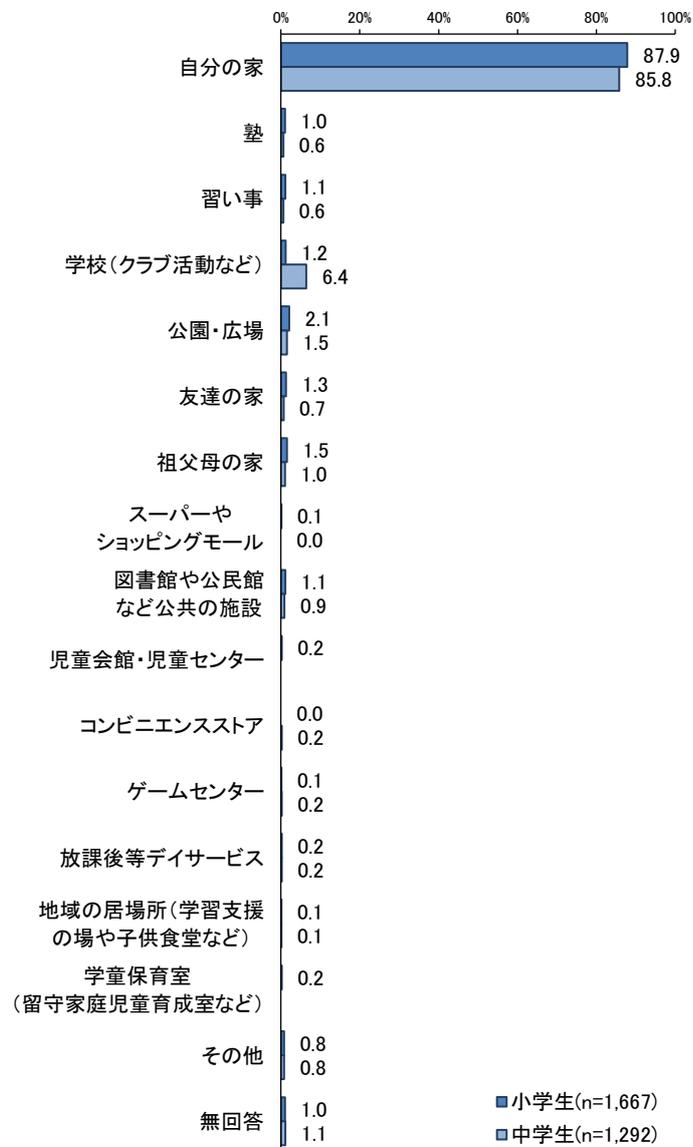
図 世帯の状況別 ほっとできる場所(居心地のよい場所)の有無



一番ほっとできる場所

一番ほっとできる場所を見ると、どちらの学年も「自分の家」が8割台で最も高くなっている。

図 一番ほっとできる場所



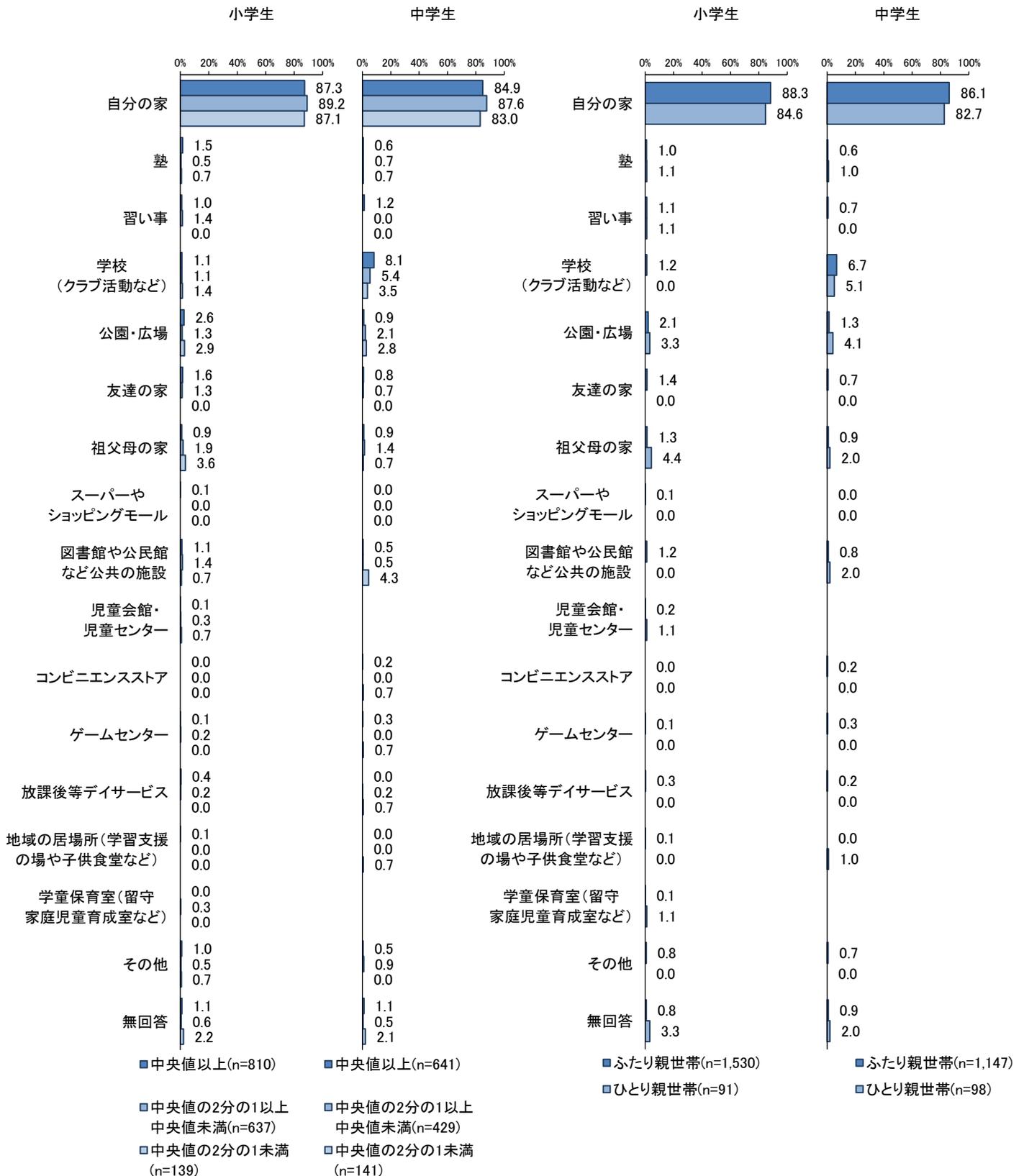
※「児童会館・児童センター」「学童保育室(留守家庭児童育成室など)」は小学生調査のみの項目

等価世帯収入別に見ると、中学生で収入が高まるにつれて、「学校(クラブ活動など)」の割合がやや高くなっている。

世帯の状況別に見ると、世帯状況で差異はほとんど見られない。

図 等価世帯収入別 一番ほっとできる場所

図 世帯の状況別 一番ほっとできる場所



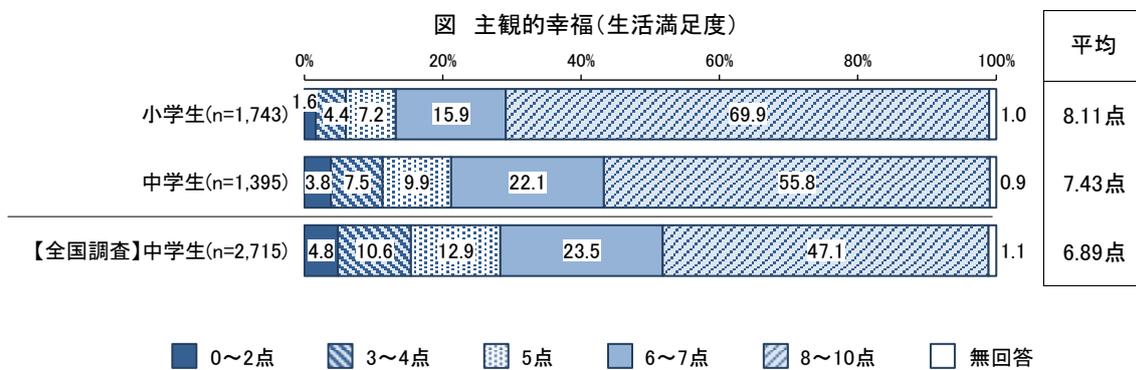
6. 心理的な状態

(1) 主観的幸福(生活満足度)

小中学生 問 19	全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。 「まったく満足していない」を0点、「十分に満足している」を10点とすると、何点くらいになりますか。0～10の数字から1つを選んでください。(あてはまるもの1つに○)
-----------	---

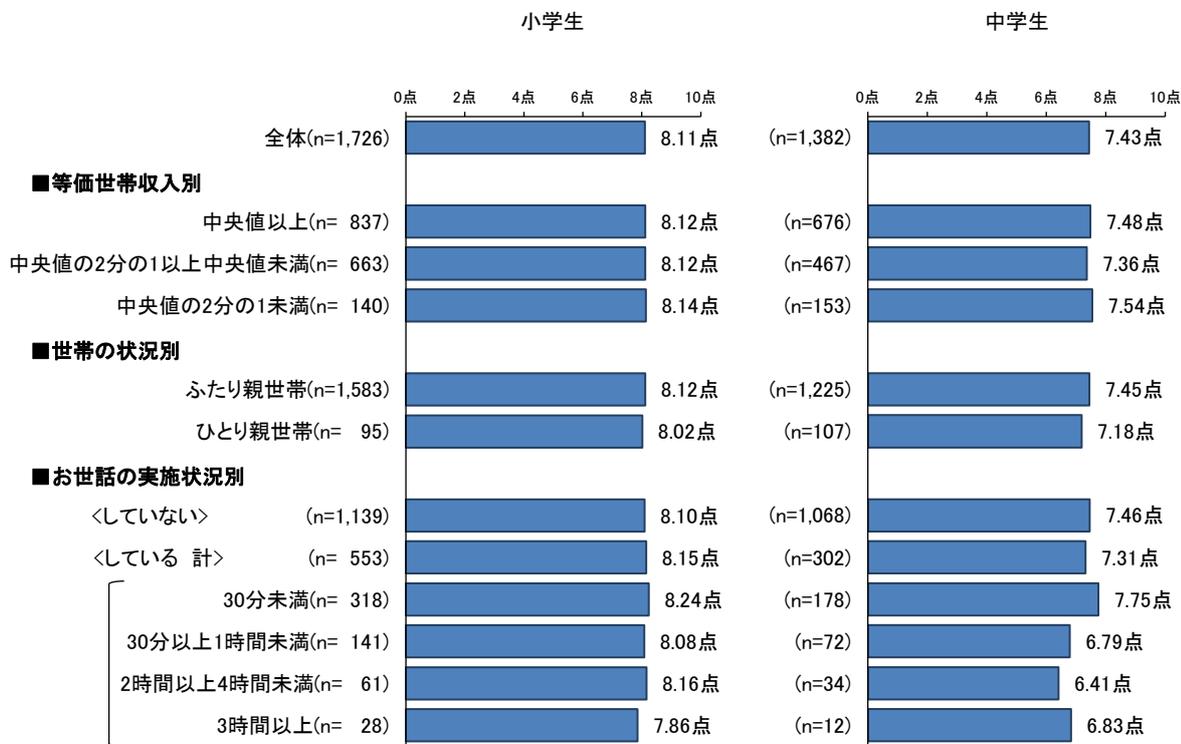
主観的幸福(生活満足度)を見ると、どちらの学年も「8～10点」は小学生で69.9%、中学生で55.8%となっており、年齢が上がるほど全体的な満足度は低くなる傾向になっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査で「8～10点」は8.7ポイント高く、全体的な満足度は全国調査よりも高くなっている。



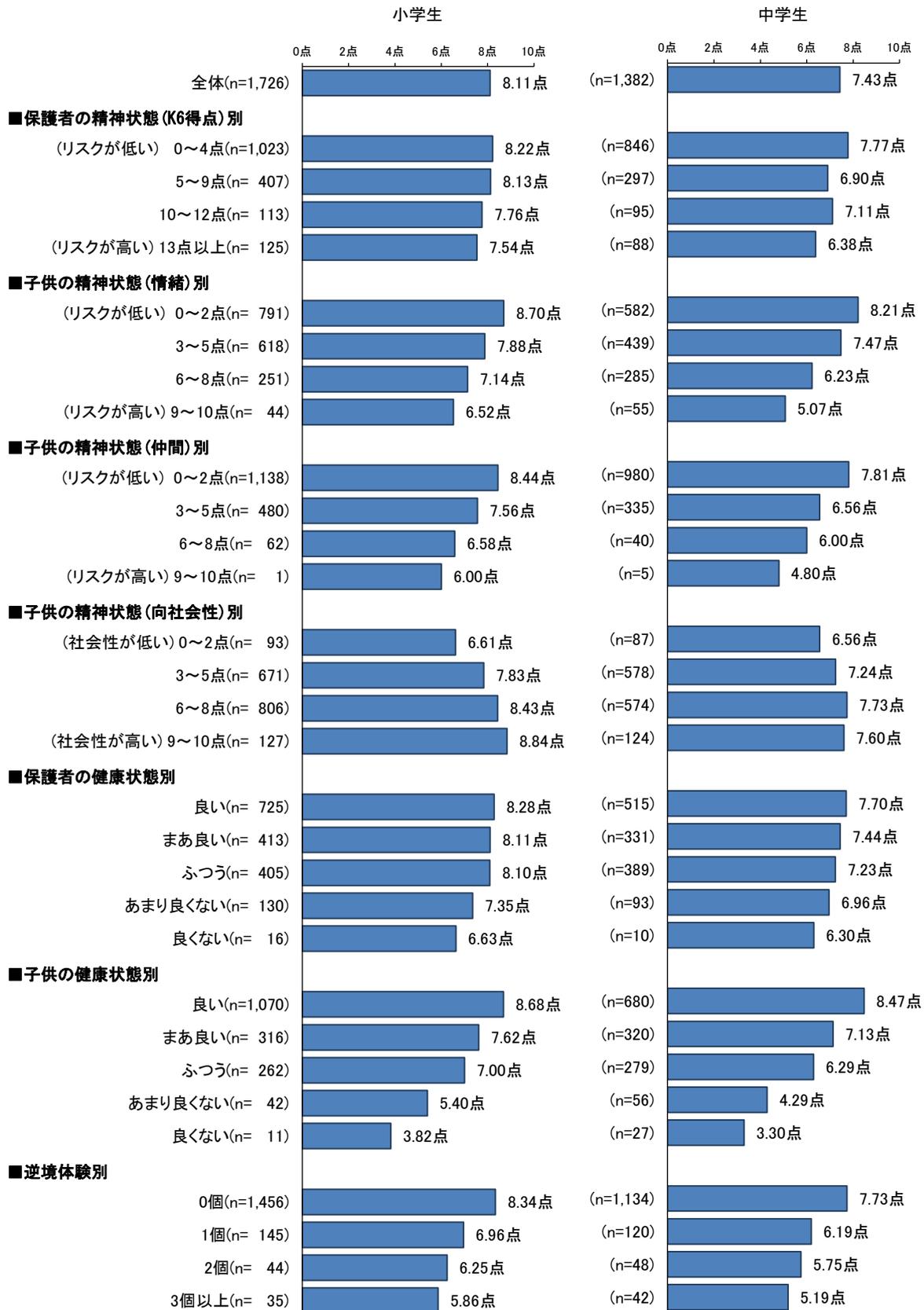
等価世帯収入別に見ると、収入別で差異はほとんど見られない。
 世帯の状況別に見ると、どちらの学年もふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも、平均点が高くなっている。
 お世話の実施状況別に見ると、お世話をしている時間が長い世帯で、平均点が低くなっている。

図 等価世帯収入別、世帯の状況別、お世話の実施状況別 主観的幸福(生活満足度) — 平均点



その他の集計では、子供の精神状態(情緒)の点数が高いほど、子供の精神状態(仲間)の点数が高いほど、子供の健康状態が悪いほど、平均点は低くなっている。

図 精神状態別、健康状態別、逆境体験別 主観的幸福(生活満足度) — 平均点



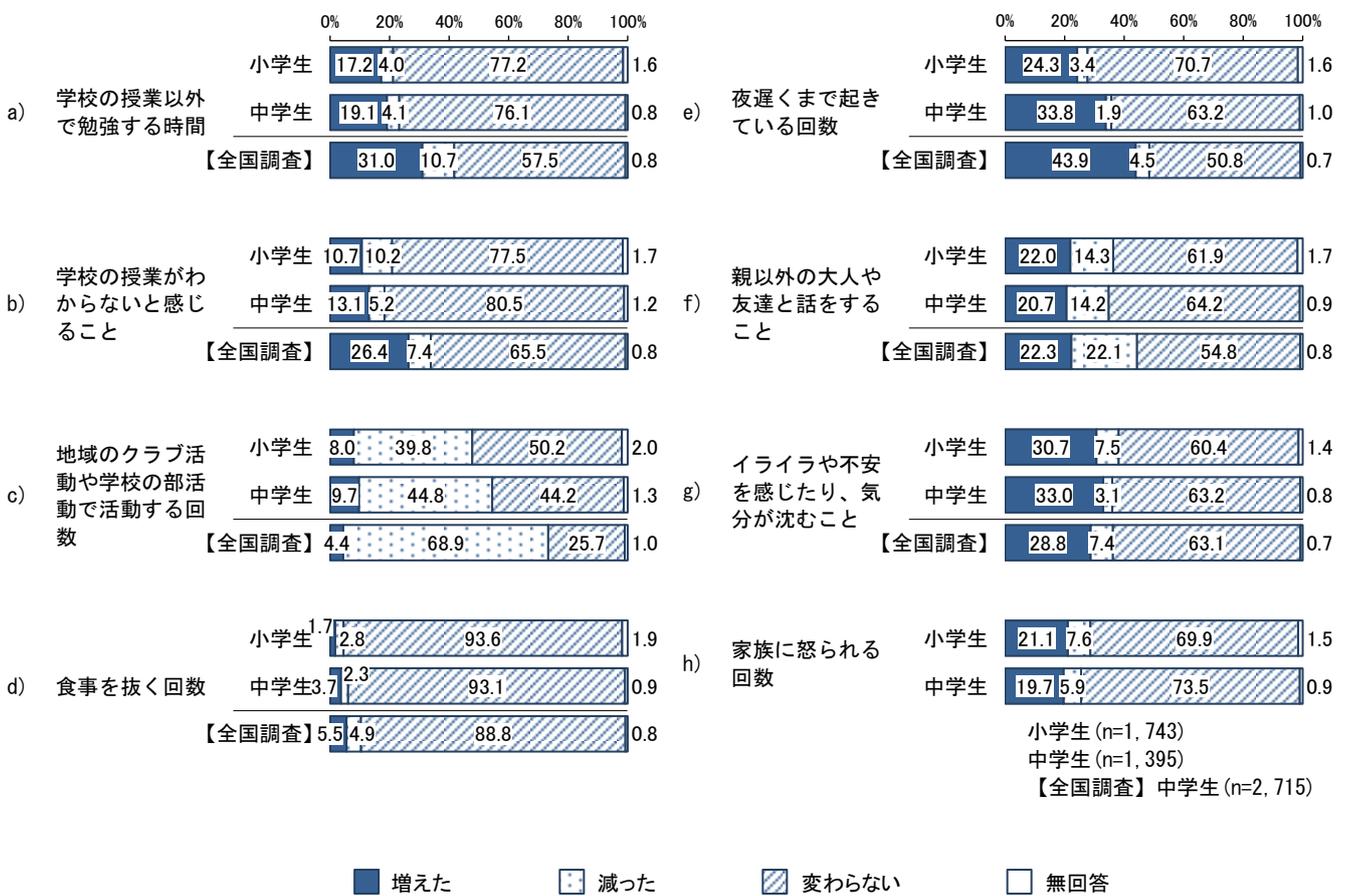
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

小中学生 問 20	あなたの現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の影響で変わったことはありませんか。(a~hそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)
-----------	--

新型コロナウイルス感染症の影響を見ると、どちらの学年も「c) 地域のクラブ活動や学校の部活動で活動する回数」で「減った」が4割前後、「g) イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」で「増えた」が3割台となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査で「a) 学校の授業以外で勉強する時間」と「b) 学校の授業がわからないと感じること」と「e) 夜遅くまで起きている回数」の「増えた」が、いずれも10ポイント以上低くなっている。

図 新型コロナウイルス感染症の影響



a) 学校の授業以外で勉強する時間

等価世帯収入別に見ると、小学生では、収入が高くなるにつれて「増えた」の割合が高くなっており、小学生の中央値以上の世帯で19.6%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、世帯状況で差異はほとんど見られない。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — a) 学校の授業以外で勉強する時間

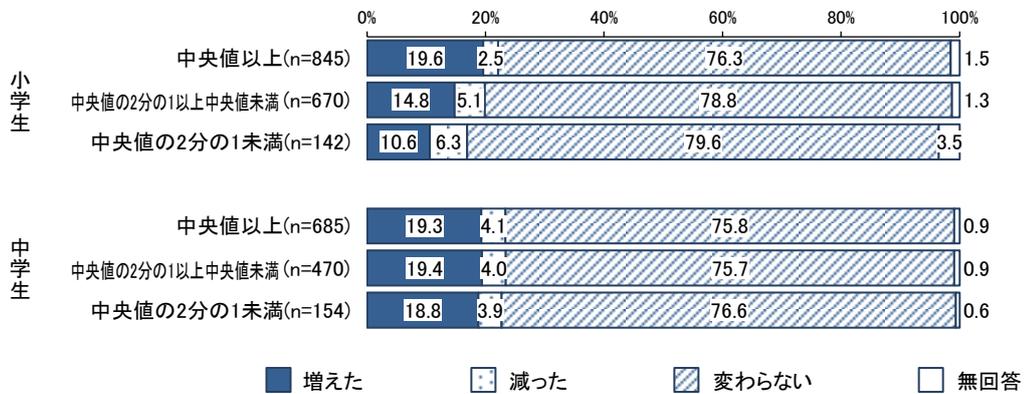
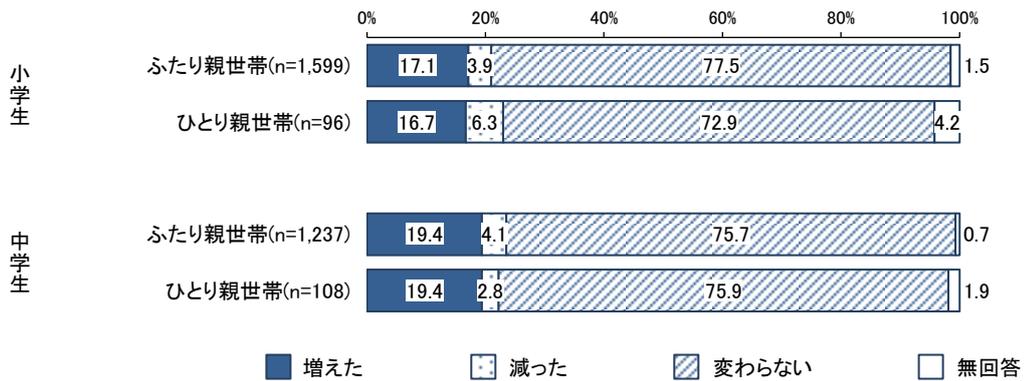


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — a) 学校の授業以外で勉強する時間



b) 学校の授業がわからないと感じること

等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も、収入が低くなるにつれて「増えた」の割合が高くなっており、中学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で17.5%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「増えた」の割合が高くなっており、中学生のひとり親世帯で24.1%と最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — b) 学校の授業がわからないと感じること

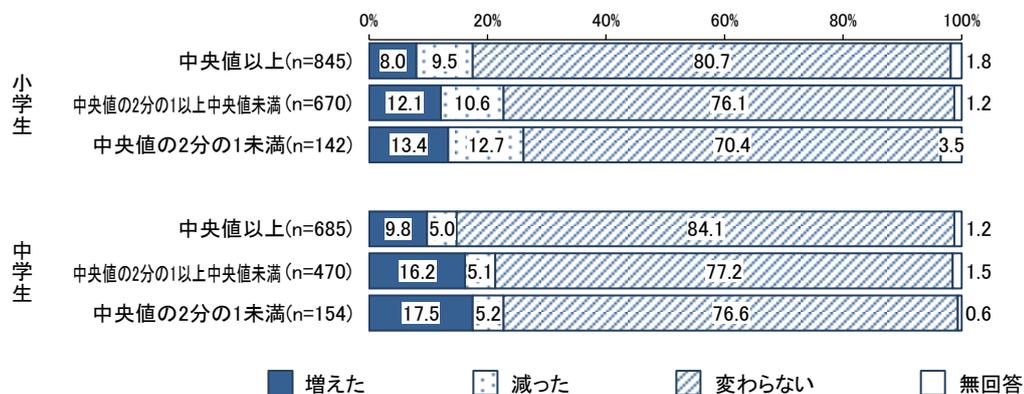
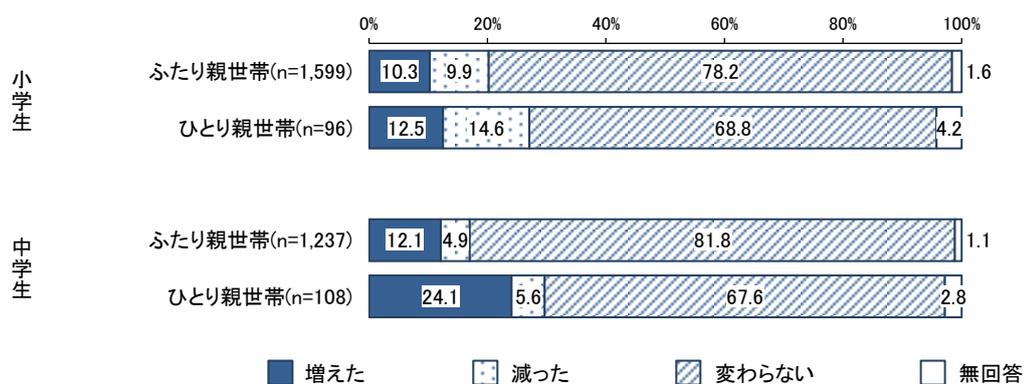


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — b) 学校の授業がわからないと感じること



c) 地域のクラブ活動や学校の部活動で活動する回数

等価世帯収入別に見ると、収入別で差異はほとんど見られない。

世帯の状況別に見ると、中学生のひとり親世帯で「増えた」が13.0%と、ふたり親世帯よりもやや高くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — c) 地域のクラブ活動や学校の部活動で活動する回数

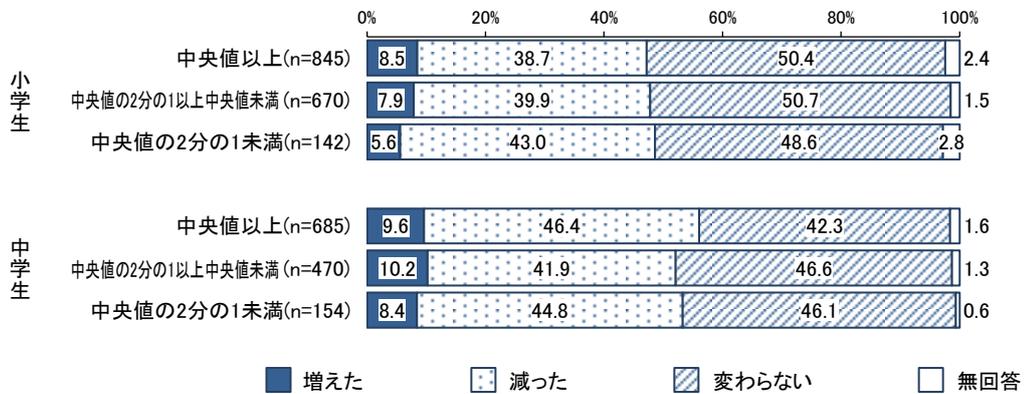
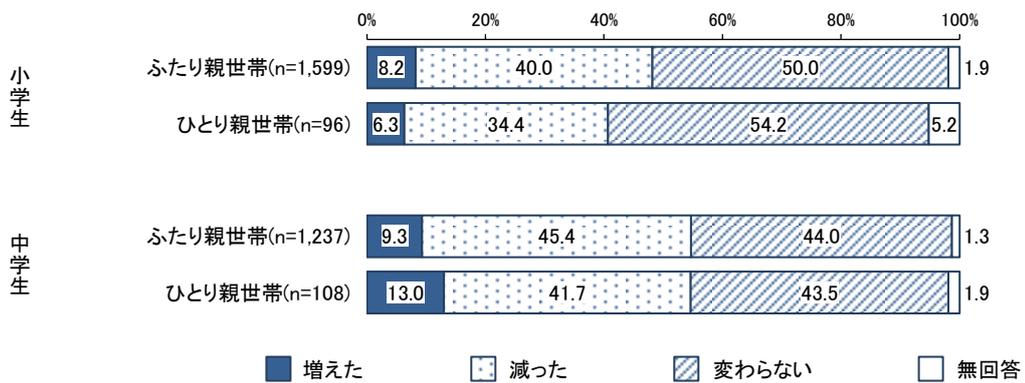


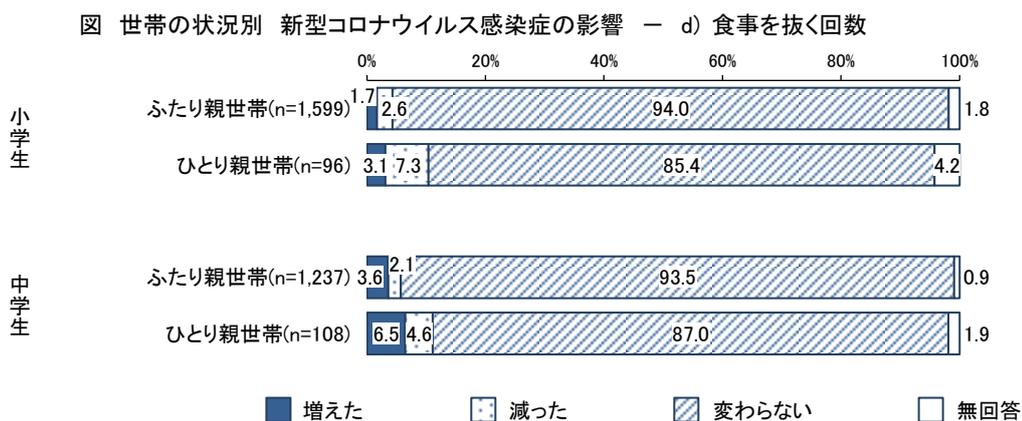
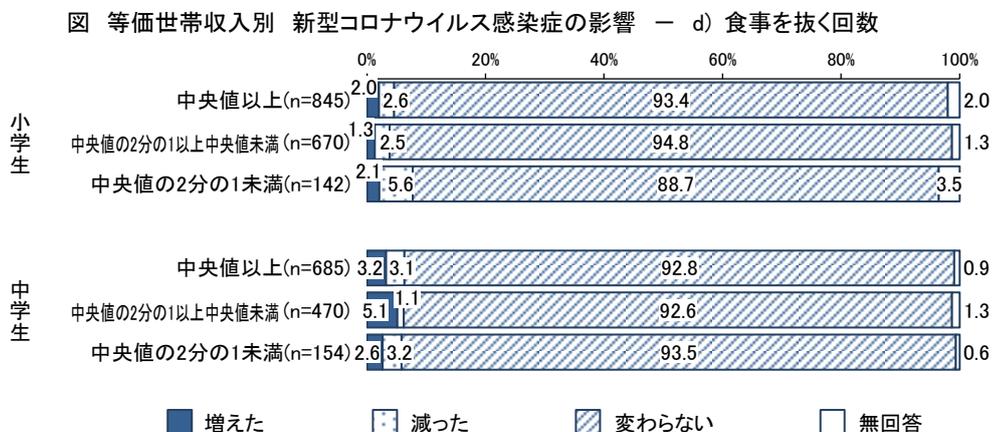
図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — c) 地域のクラブ活動や学校の部活動で活動する回数



d) 食事を抜く回数

等価世帯収入別に見ると、収入別で差異はほとんど見られない。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「増えた」と「減った」の割合がそれぞれ高くなっている。



e) 夜遅くまで起きている回数

等価世帯収入別に見ると、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「増えた」が31.7%と、他の世帯層よりも高くなっている。

世帯の状況別に見ると、小学生のふたり親世帯で「増えた」が23.6%と、ひとり親世帯よりも6.6ポイント低くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — e) 夜遅くまで起きている回数

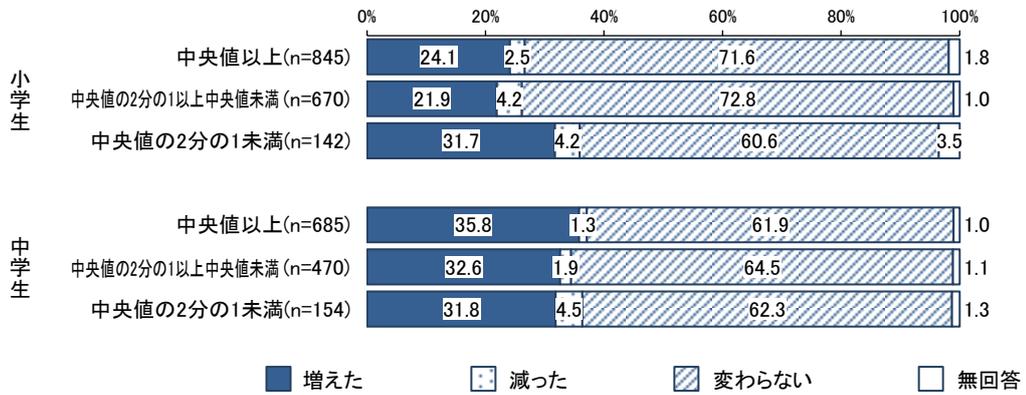
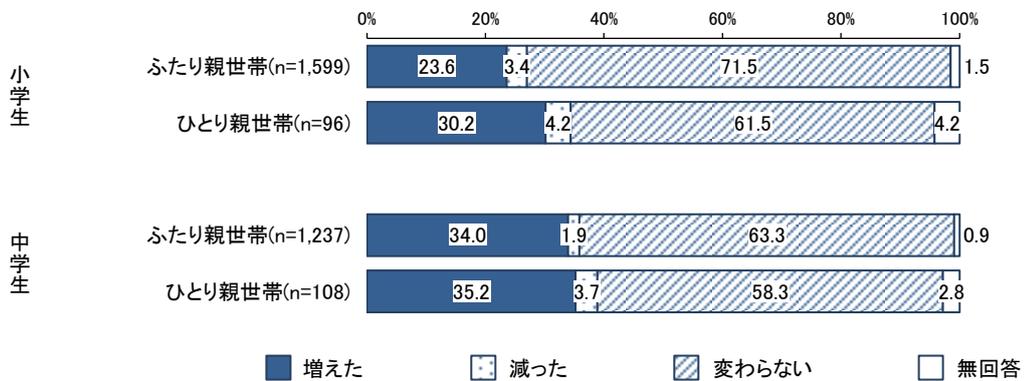


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — e) 夜遅くまで起きている回数



f) 親以外の大人や友達と話をすること

等価世帯収入別に見ると、小学生では収入が低いほど、「増えた」の割合が高くなり、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で25.4%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、世帯状況で差異はほとんど見られない。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — f) 親以外の大人や友達と話をすること

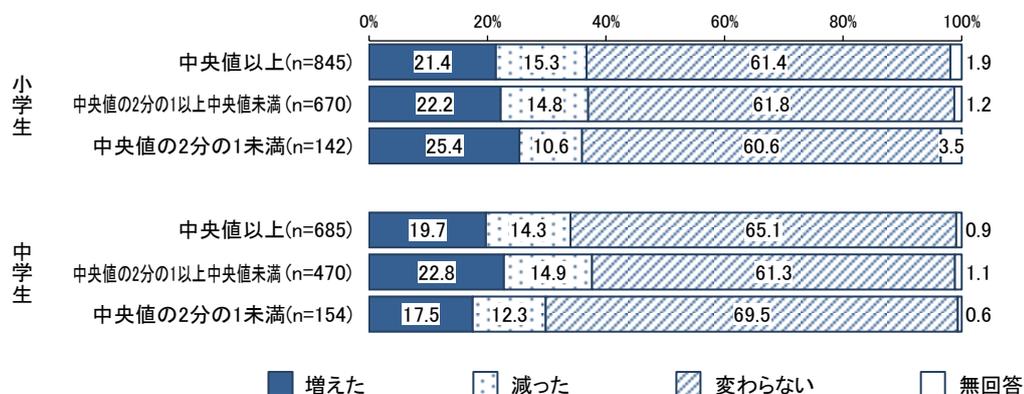
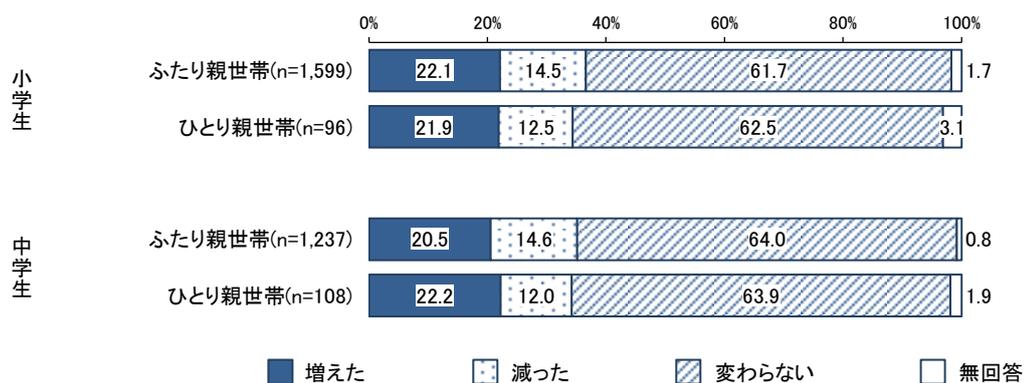


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — f) 親以外の大人や友達と話をすること



g) イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと

等価世帯収入別に見ると、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「変わらない」が48.6%と、他の世帯層よりも大幅に低くなっており、「減った」が13.4%と他の世帯層よりも高くなっている。

世帯の状況別に見ると、中学生のひとり親世帯で「増えた」が38.0%と、ひとり親世帯を比べて高くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — g) イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと

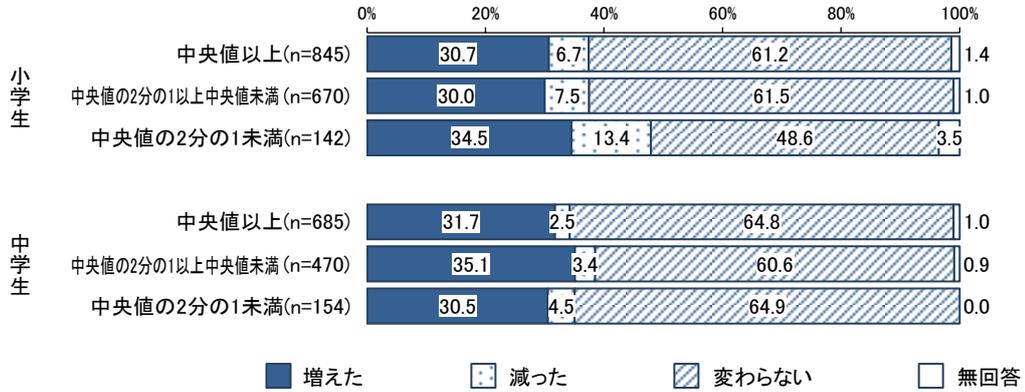
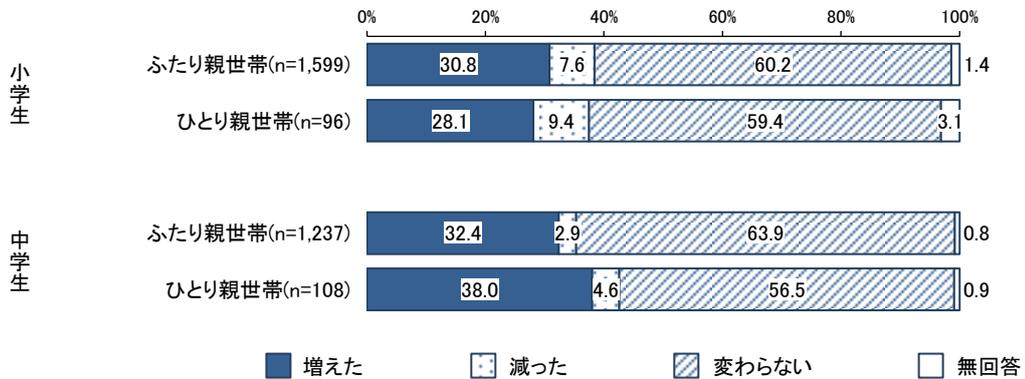


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — g) イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと



h) 家族に怒られる回数

等価世帯収入別に見ると、小学生では収入が低いほど、「増えた」の割合が高くなり、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で28.2%と最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも「増えた」の割合が高くなっている。

図 等価世帯収入別 新型コロナウイルス感染症の影響 — h) 家族に怒られる回数

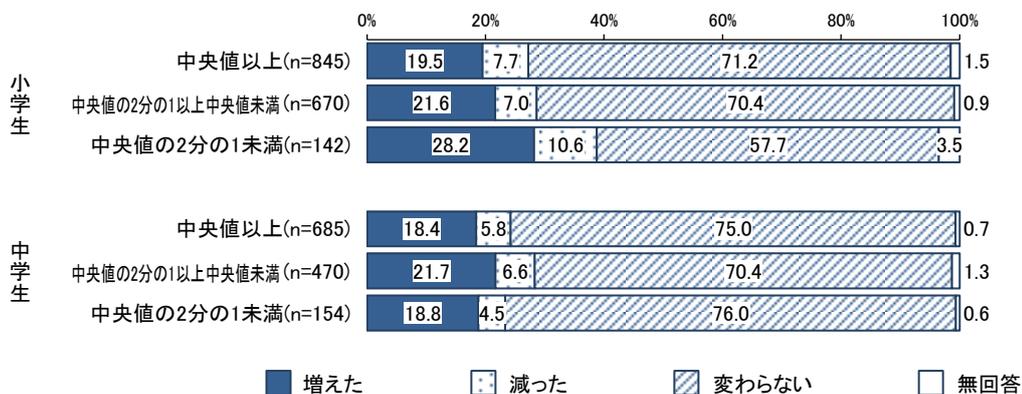
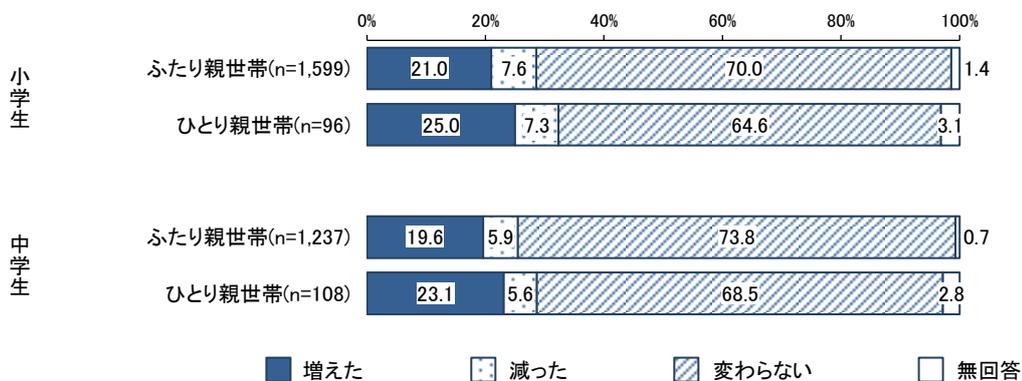


図 世帯の状況別 新型コロナウイルス感染症の影響 — h) 家族に怒られる回数



(3)精神状態

小中学生 問 21	以下のそれぞれの質問について、「1 あてはまらない」「2 まああてはまる」「3 あてはまる」のどれかから回答してください。答えに自信がなくても、その質問がばからしいと思えたとしても、できるだけ全部の質問に答えてください。あなたのここ半年くらいのことを考えて答えてください。(a～o それぞれについて、あてはまるもの1つに○)
-----------	--

今回の調査では、子供の心理的な状態を把握するために、SDQ(強さと困難さアンケート)の調査項目 25 項目のうち、情緒(不安や抑うつなど)の問題、仲間関係の問題、向社会性についての 15 項目を設定している。

情緒の問題

SDQ の「情緒の問題」は 5 つの設問項目について「あてはまらない」=0 点、「まああてはまる」=1 点、「あてはまる」=2 点として点数化(合計 0～10 点)したもので、点数が高いほど問題性が高いと考えられる。

情緒の問題を見ると、小学生は「1 点」(16.5%)、中学生では「1 点」と「2 点」(それぞれ 14.8%)が最も高くなっている。また、中学生の「6 点」が 8.2%、「7 点」が 6.9%と、小学生よりもやや割合が高くなっている。

情緒の問題に関する項目を見ると、「j) 私は、新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい」で「あてはまる」が、小学生で 23.6%、中学生で 32.0%と、他の項目に比べて高くなっている。

図 情緒の問題

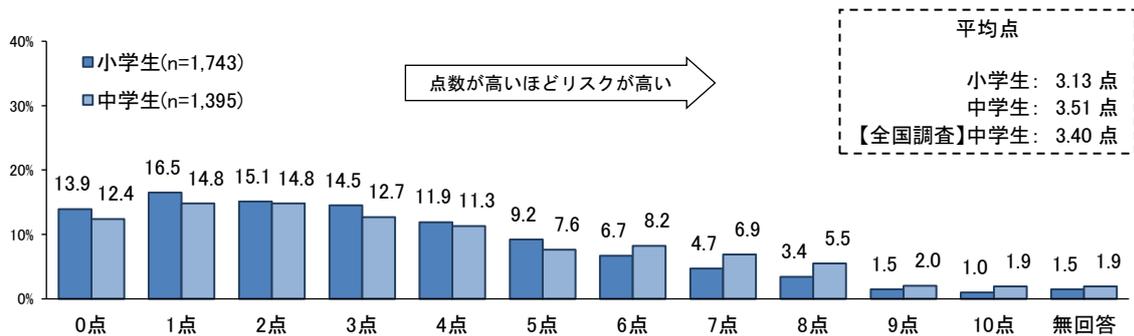


表 情緒の問題に関する設問項目

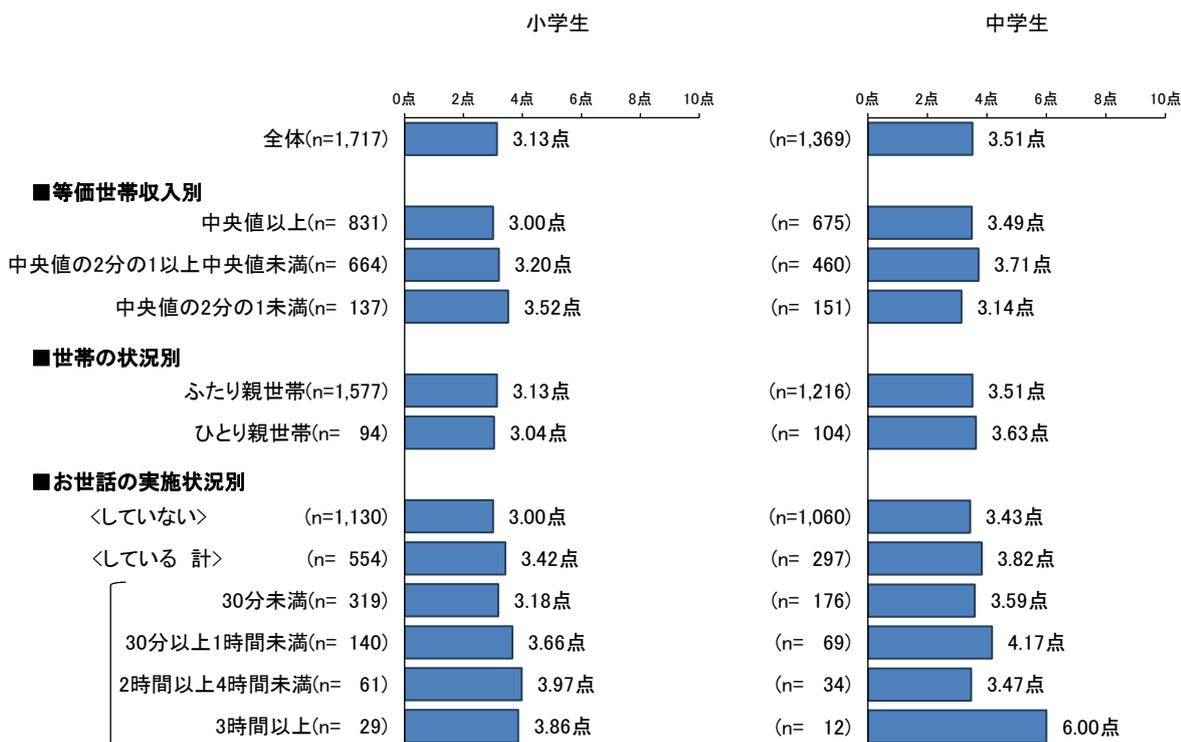
項目	対象	回答者数(n)	回答割合 (%)			無回答 (%)
			(0点) あてはまらない	(1点) まああてはまる	(2点) あてはまる	
b) 私は、よく頭やお腹が痛くなったり、気持ちが悪くなったりする	小学生	1,743	61.2	23.2	14.9	0.7
	中学生	1,395	51.5	27.2	20.7	0.5
e) 私は、心配ごとが多く、いつも不安だ	小学生	1,743	63.9	23.2	12.2	0.7
	中学生	1,395	53.3	29.8	16.0	0.9
h) 私は、落ち込んで沈んでいたり、涙ぐんだりすることがよくある	小学生	1,743	56.7	26.2	16.2	0.9
	中学生	1,395	57.5	24.3	17.3	0.9
j) 私は、新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい	小学生	1,743	37.8	37.5	23.6	1.1
	中学生	1,395	30.6	36.4	32.0	1.0
o) 私は、こわがりで、すぐにおびえたりする	小学生	1,743	52.6	27.0	19.9	0.6
	中学生	1,395	56.1	28.2	15.0	0.7

等価世帯収入別に見ると、小学生では「中央値の2分の1未満」の世帯で平均点が 3.52 点、中学生では「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯で平均点が 3.71 点と、それぞれ最も高くなっている。

世帯の状況別に見ると、世帯状況で差異はほとんど見られない。

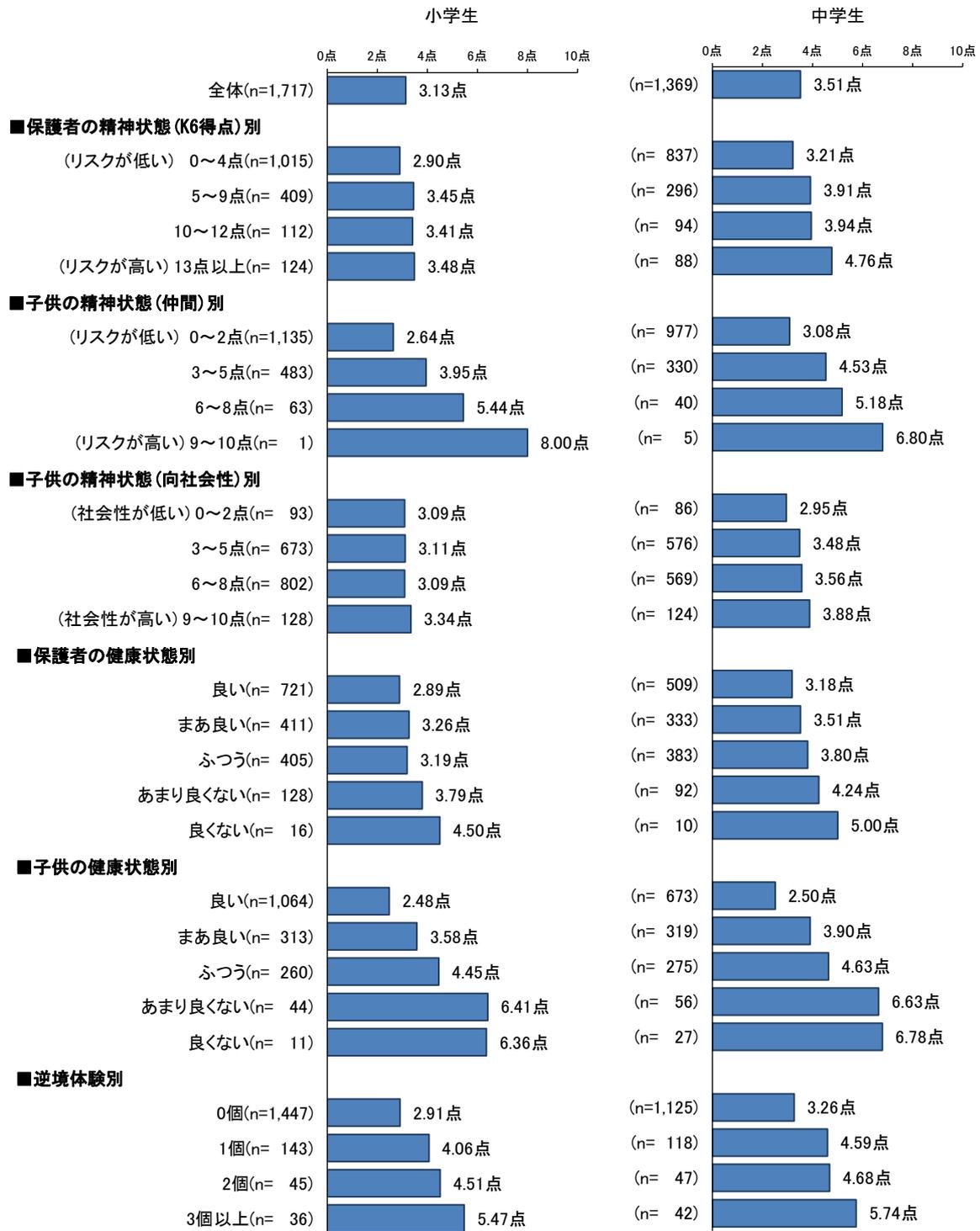
お世話の実施状況別に見ると、どちらの学年も、お世話をしている時間が長い世帯ほど平均点が高く、中学生の3時間以上の世帯で 6.00 点となっている。

図 等価世帯収入別、世帯の状況別、お世話の実施状況別 情緒の問題 — 平均点



その他の集計では、子供の精神状態(仲間)の点数が高いほど、保護者の健康状態が悪いほど、子供の健康状態が悪いほど、逆境体験の個数が多いほど、平均点は高くなっている。

図 精神状態別、健康状態別、逆境体験別 情緒の問題 — 平均点



仲間関係の問題

SDQ の「仲間関係の問題」は 5 つの設問項目について「あてはまらない」=0 点、「まああてはまる」=1 点、「あてはまる」=2 点として点数化(合計 0~10 点、g、i は逆転項目)したもので、点数が高いほど問題性が高いと考えられる。

仲間関係の問題を見ると、どちらの学年も「1 点」(小学生:28.6%、中学生:34.3%)が最も高くなっている。また、平均点は小学生が 2.06 点、中学生が 1.87 点と、小学生の方が仲間関係の問題性がやや高い傾向である。

仲間関係の問題に関する項目を見ると、「n) 私は、他の子供たちより、大人というほうがうまくいく」では、小学生の方が「まああてはまる」「あてはまる」の回答割合が高くなっている。

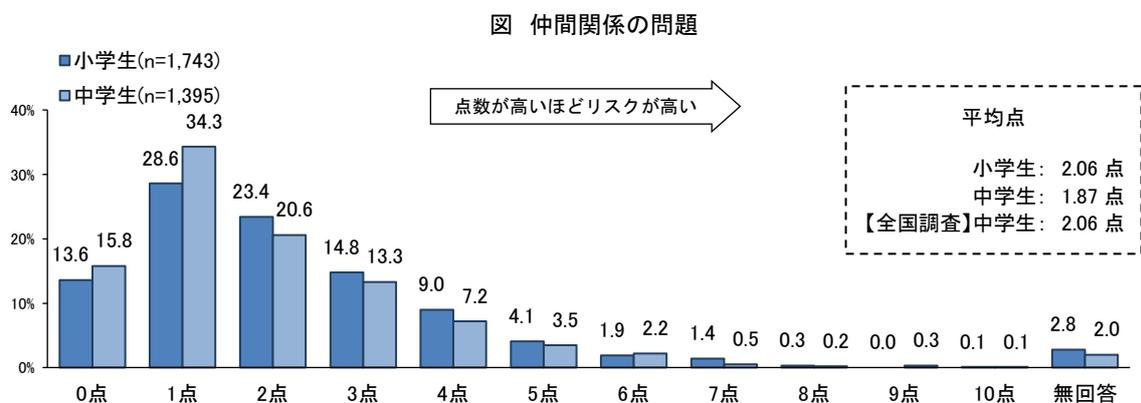


表 仲間の問題に関する設問項目

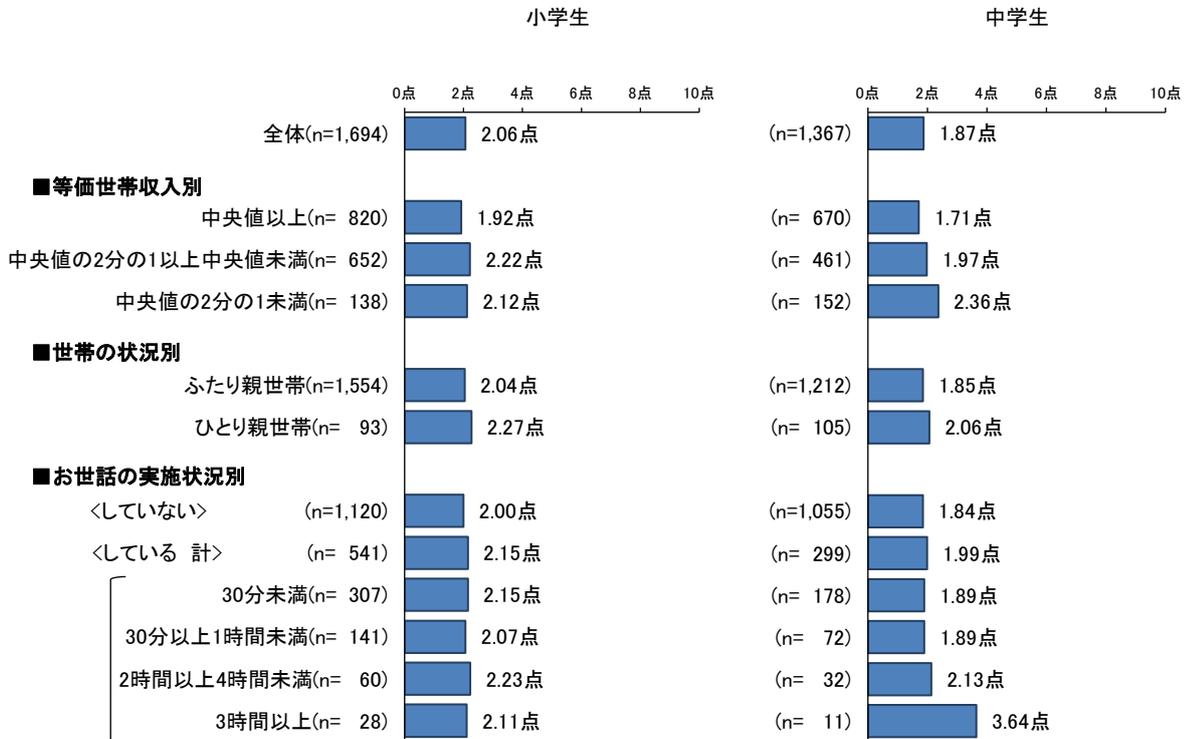
設問項目		回答者数(n)	あてはまらない(0点)	まああてはまる(1点)	あてはまる(2点)	無回答
			(%)	(%)	(%)	
d) 私は、たいてい一人である。だいたいいつも一人で遊ぶか、人と付き合うことを避ける	小学生	1,743	82.8	12.2	4.2	0.7
	中学生	1,395	76.8	15.8	6.7	0.7
g) 私は、仲の良い友達が少なくとも一人はいる	小学生	1,743	8.3	5.1	85.7	0.9
	中学生	1,395	3.4	7.2	88.7	0.6
i) 私は、同じくらいの年齢の子供からは、だいたいは好かれている	小学生	1,743	16.4	52.8	29.5	1.4
	中学生	1,395	12.9	59.1	26.7	1.3
l) 私は、他の子供から、いじめられたり、からかわれたりする	小学生	1,743	80.4	13.4	4.9	1.2
	中学生	1,395	84.2	12.3	2.9	0.6
n) 私は、他の子供たちより、大人というほうがうまくいく	小学生	1,743	57.0	31.0	10.7	1.3
	中学生	1,395	68.2	21.8	8.5	1.4

※ g、i は逆転項目(あてはまらない=2 点、まああてはまる=1点、あてはまる=0 点)

等価世帯収入別に見ると、小学生では「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯で平均点が2.22点、中学生では「中央値の2分の1未満」の世帯で平均点が2.36点と、それぞれ最も高くなっている。

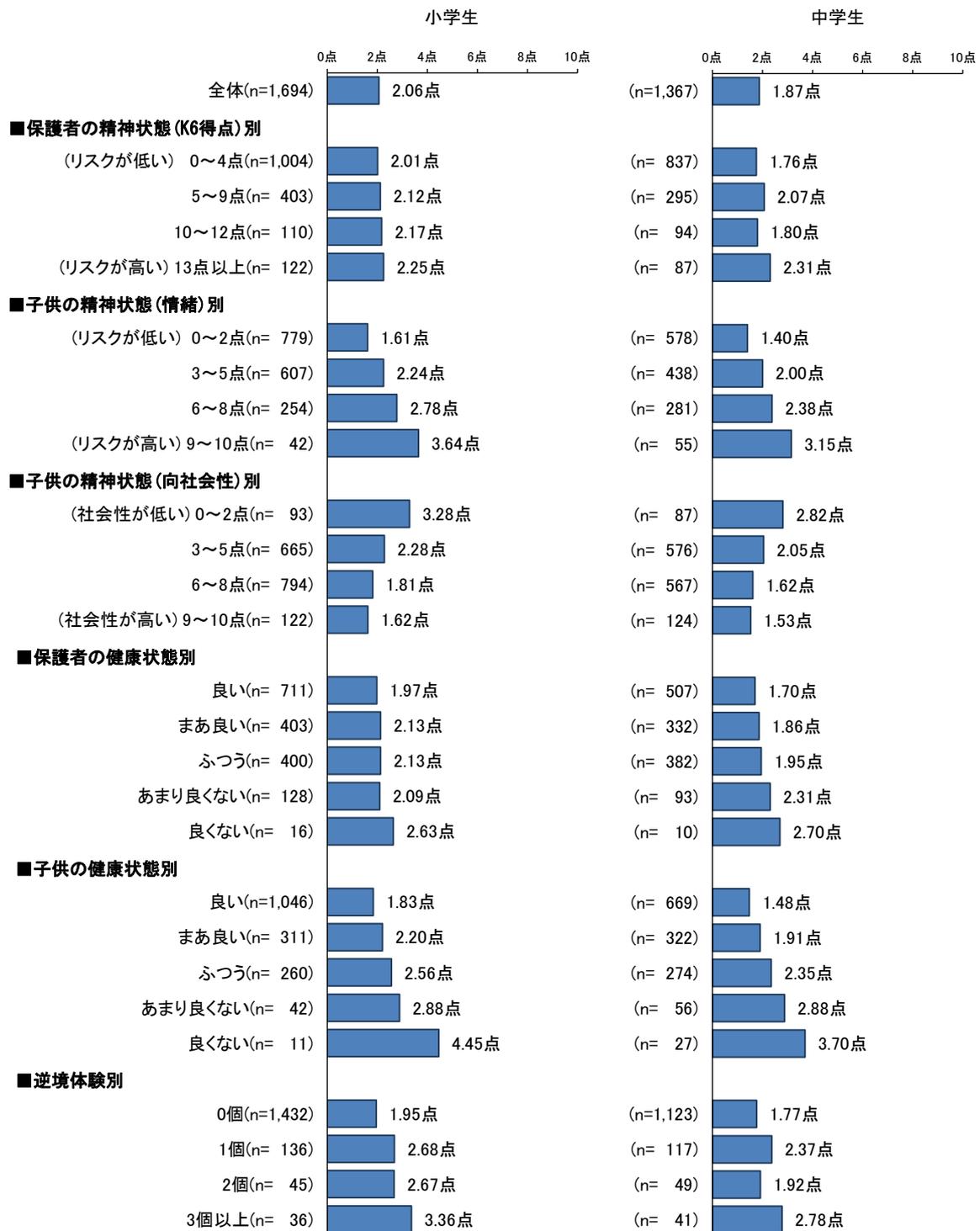
世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも平均点が高くなっている。お世話の実施状況別に見ると、中学生の3時間以上の世帯で3.64点と、他の世帯層よりも高くなっている。

図 等価世帯収入別、世帯の状況別、お世話の実施状況別 仲間関係の問題 — 平均点



その他の集計では、子供の精神状態(情緒)の点数が高いほど、子供の健康状態が悪いほど、逆境体験の個数が多いほど、平均点は高くなっている。

図 精神状態別、健康状態別、逆境体験別 仲間関係の問題 — 平均点



向社会性

SDQの「向社会性」は5つの設問項目について「あてはまらない」=0点、「まああてはまる」=1点、「あてはまる」=2点として点数化(合計0~10点)したもので、点数が高いほど社会性が高いと考えられる。

向社会性を見ると、どちらの学年も「5点」(小学生:19.0%、中学生:19.0%)が最も高くなっている。また、平均点は中学生が5.61点となっており、全国調査(6.05点)と比較すると低くなっている。

向社会性に関する項目を見ると、「f) 私は、だれかが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける」や「m) 私は、自分からすすんでよくお手伝いをする(親・先生・他の子供たちなど)」で「あてはまる」が、小学生の方が中学生よりも5~6ポイント高くなっている。

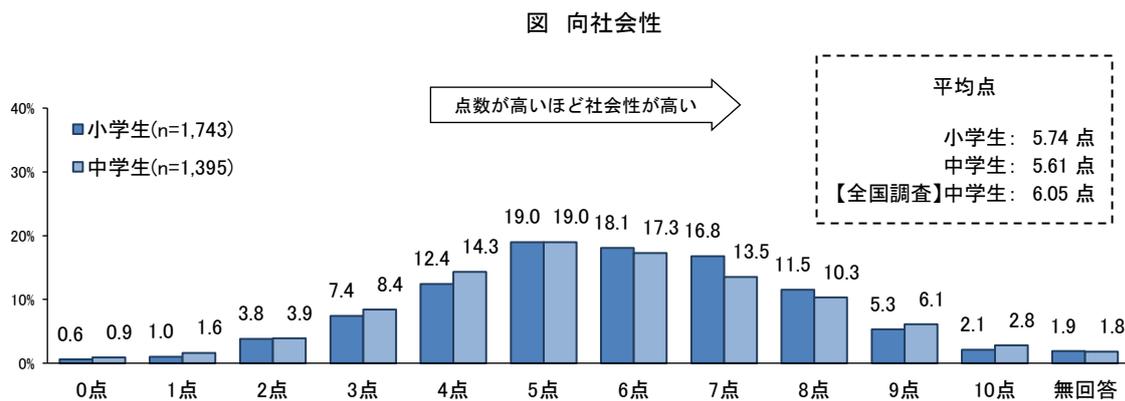


表 向社会性に関する設問項目

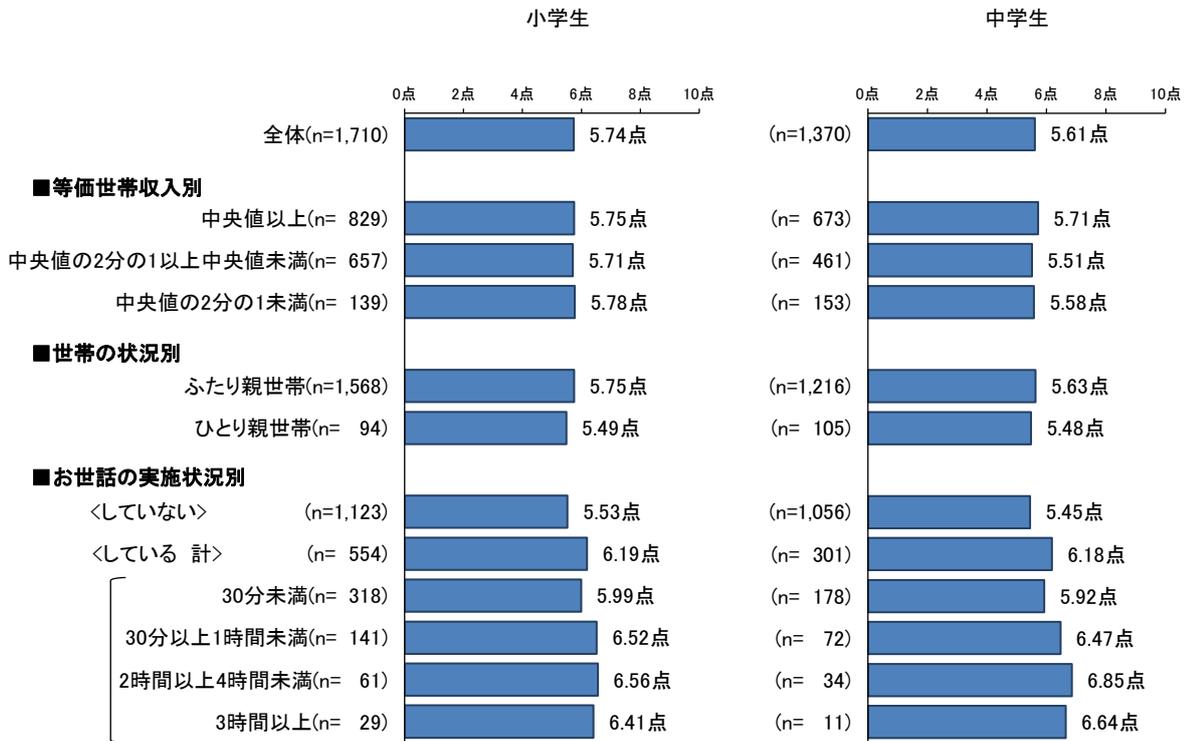
項目	学年	回答者数(n)	回答			無回答
			あてはまらない(0点)	まああてはまる(1点)	あてはまる(2点)	
a) 私は、他人に対して親切にしている。私は、他人の気持ちをよく考える	小学生	1,743	6.2	54.0	39.2	0.6
	中学生	1,395	4.9	48.5	46.0	0.5
c) 私は、他の子供たちと、よく分け合う(食べ物・ゲーム・ペンなど)	小学生	1,743	45.0	36.1	17.9	1.0
	中学生	1,395	37.7	39.1	22.3	0.9
f) 私は、だれかが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける	小学生	1,743	11.5	54.2	33.6	0.7
	中学生	1,395	13.9	58.4	27.0	0.7
k) 私は、年下の子供たちに対してやさしくしている	小学生	1,743	5.5	37.2	56.1	1.3
	中学生	1,395	7.5	39.1	52.3	1.0
m) 私は、自分からすすんでよくお手伝いをする(親・先生・他の子供たちなど)	小学生	1,743	27.3	51.3	20.7	0.7
	中学生	1,395	37.6	46.4	15.2	0.8

等価世帯収入別に見ると、収入別で差異はほとんど見られない。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも平均点がやや高くなっている。

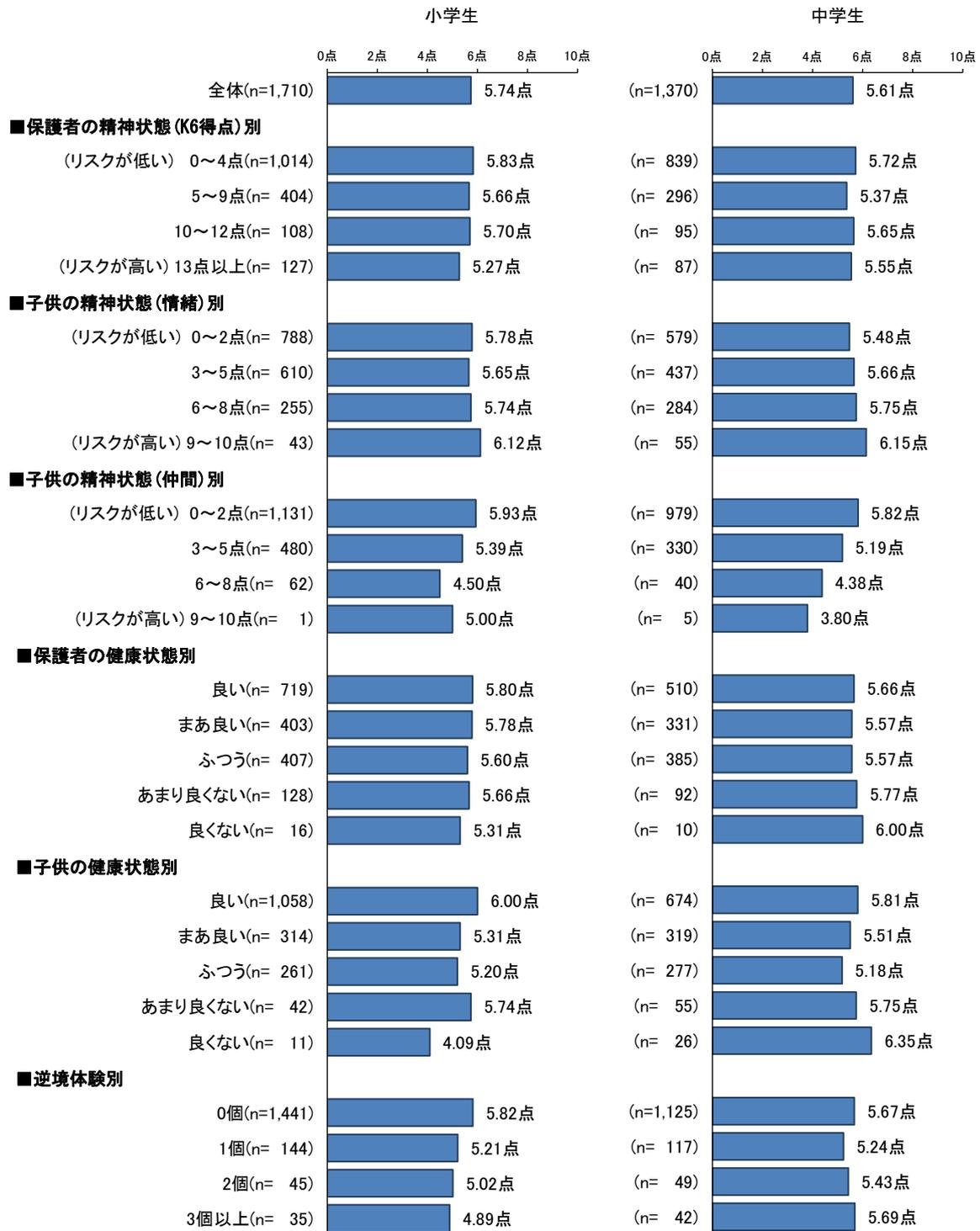
お世話の実施状況別に見ると、お世話をしている世帯の方が、していない世帯よりも平均点が高くなっている。

図 等価世帯収入別、世帯の状況別、お世話の実施状況別 向社会性 — 平均点



その他の集計では、子供の精神状態(情緒)の点数が高いほど、平均点は高くなっている。一方で、子供の精神状態(仲間)の点数が高いほど、平均点は低くなっている。

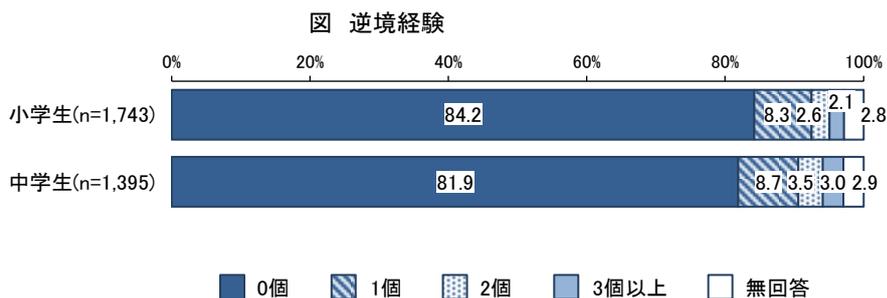
図 精神状態別、健康状態別、逆境体験別 向社会性 — 平均点



(4) 逆境経験

小中学生 問 22	<p>あなたは今までに、以下のa～gのようなことがありましたか。あてはまる個数を答えてください。(あてはまるもの1つに○)</p> <p>a 一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある</p> <p>b 一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがをするほど強くなぐられたことが一度でもある</p> <p>c 家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある</p> <p>d 必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある</p> <p>e 一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある。または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある</p> <p>f 一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる</p> <p>g 一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる</p>
-----------	--

逆境経験を見ると、どちらの学年も「0個」が8割台で最も高く、次いで「1個」が1割弱となっている。



等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も、収入が低くなるにつれて逆境経験をした割合が高くなっている
 おり、中学生の「中央値の2分の1未満」の世帯では『1個以上』（「1個」と「2個」と「3個以上」の合計）が
 22.7%と他の世帯層よりも高くなっている

世帯の状況別に見ると、中学生のひとり親世帯で『1個以上』が 26.9%と高くなっている。

保護者の精神状態別に見ると、リスクが高くなるほど『1個以上』の割合が高くなり、中学生の 13 点以上の
 世帯で 34.1%と最も高くなっている。

図 等価世帯収入別 逆境経験

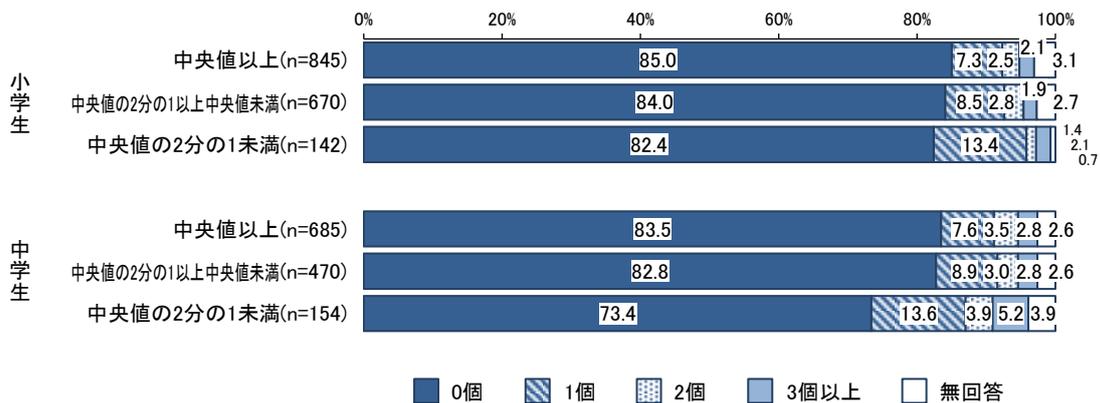


図 世帯の状況別 逆境経験

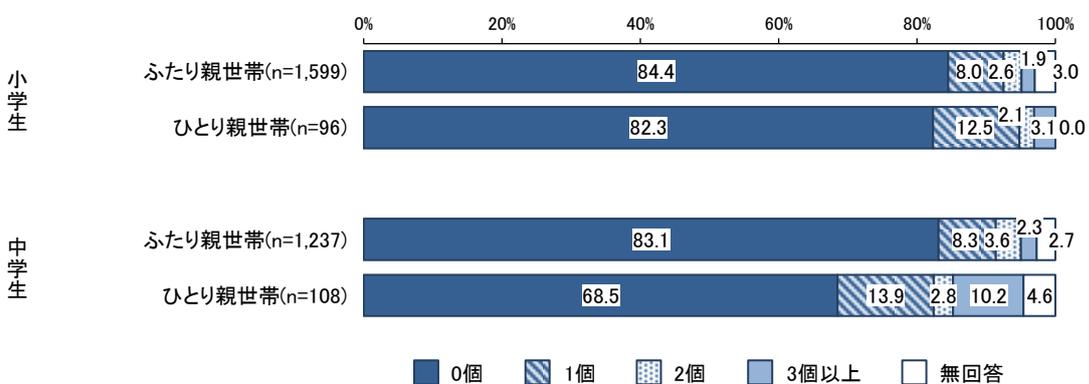
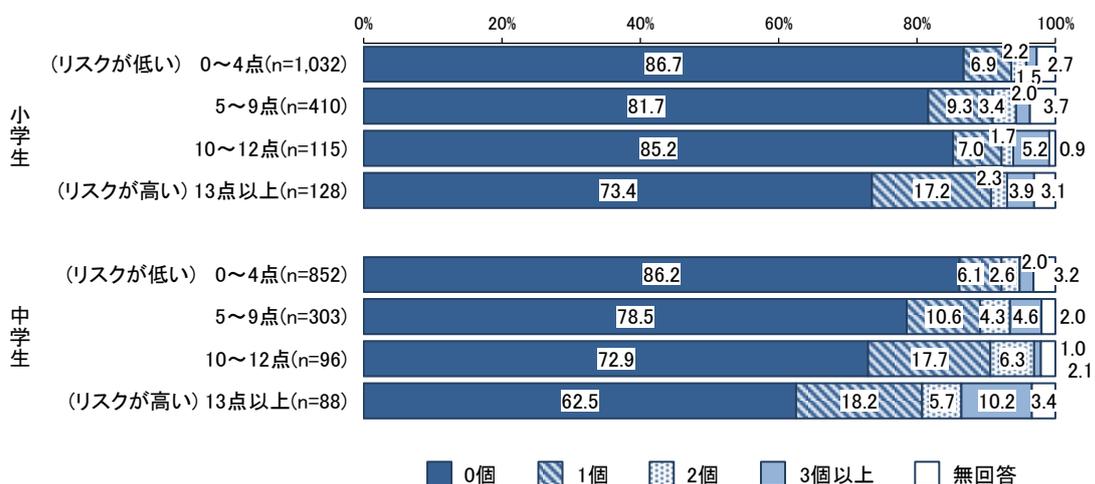


図 保護者の精神状態別 逆境経験



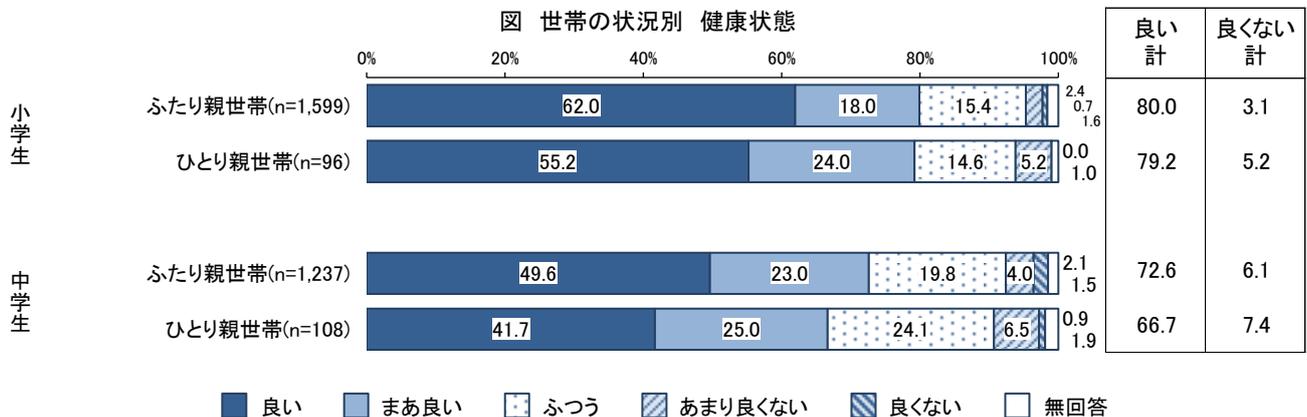
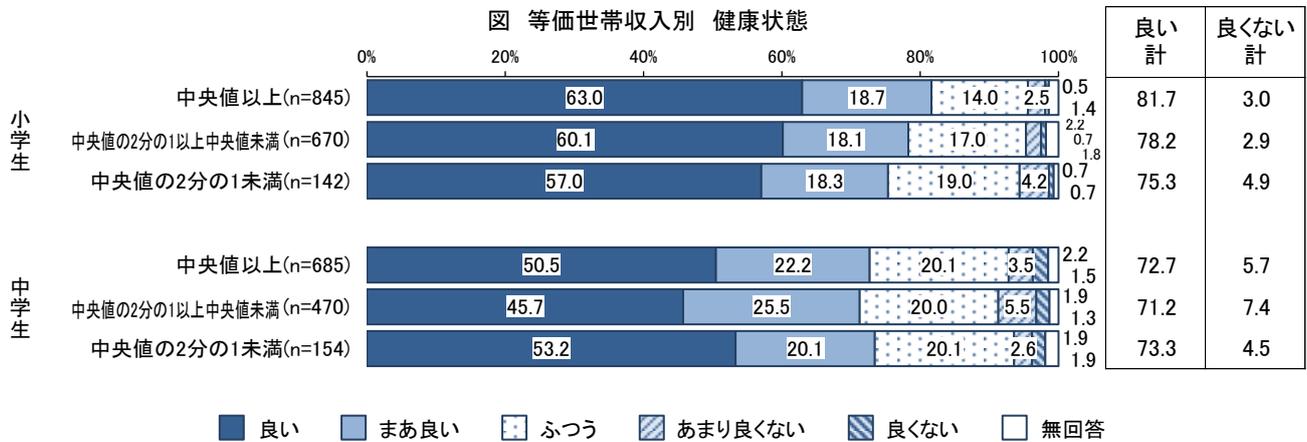
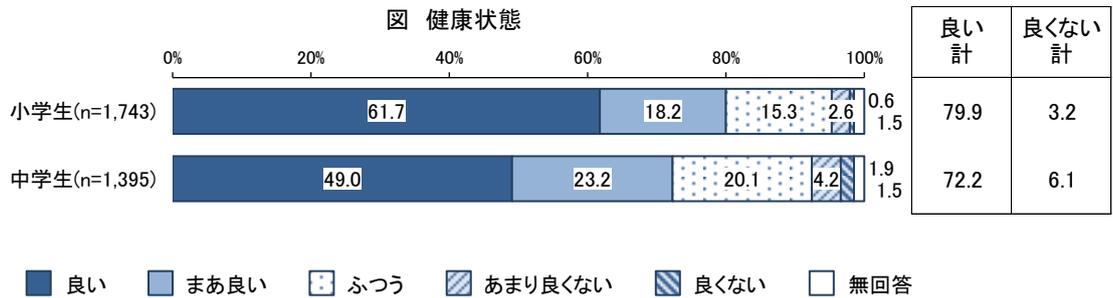
(5)健康状態

小中学生 問 23 あなたの健康状態はいかがですか。(あてはまるもの1つに○)

健康状態を見ると、どちらの学年も、『良い』(「良い」と「まあ良い」の合計)が7割台、「ふつう」が1~2割程度、『良くない』(「あまり良くない」と「良くない」の合計)が1割以下となっている。

等価世帯収入別に見ると、小学生では収入が高まるにつれて、『良い』の割合が高くなり、小学生の中央値以上の世帯で81.7%と最も高くなっている。中学生では、『良い』と『良くない』の割合に差異はほとんど見られない。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも『良い』の割合が高くなっており、小学生のふたり親世帯で80.0%と高くなっている。



7. 支援サービスの利用状況

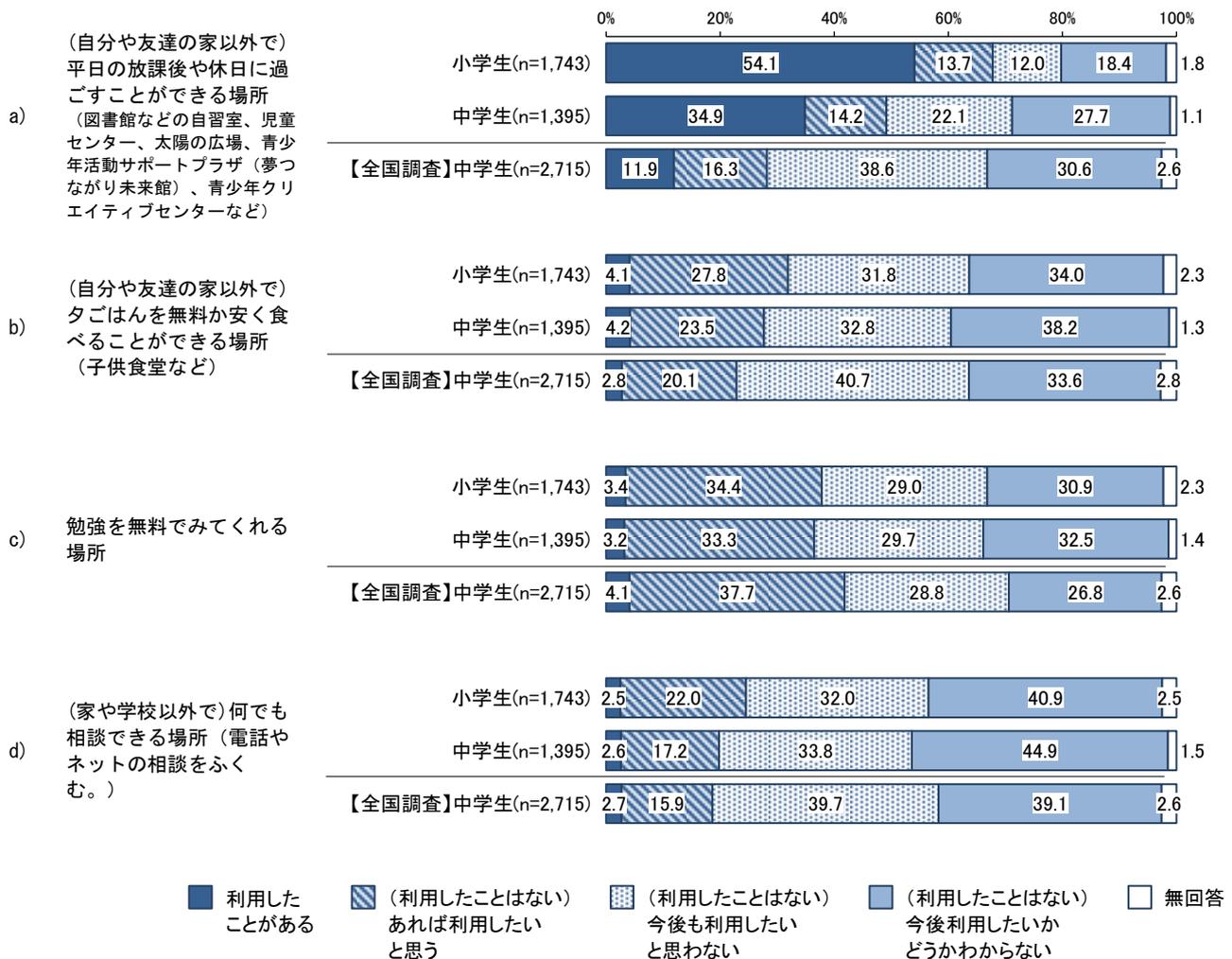
(1) 支援の利用状況

小中学生 問 24	あなたは、次の a~d のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか。(a~d それぞれについて、あてはまるもの1つに○)
-----------	---

支援の利用状況を見ると、「a) (自分や友達の家以外で)平日の放課後や休日に過ごすことができる場所(図書館などの自習室、児童センター、太陽の広場、青少年活動サポートプラザ(夢つながり未来館)、青少年クリエイティブセンターなど)」で「利用したことがある」が小学生で半数以上、中学生で3割台と高くなっている。それ以外の支援はどちらの学年も「利用したことがある」が、5%以下となっている。

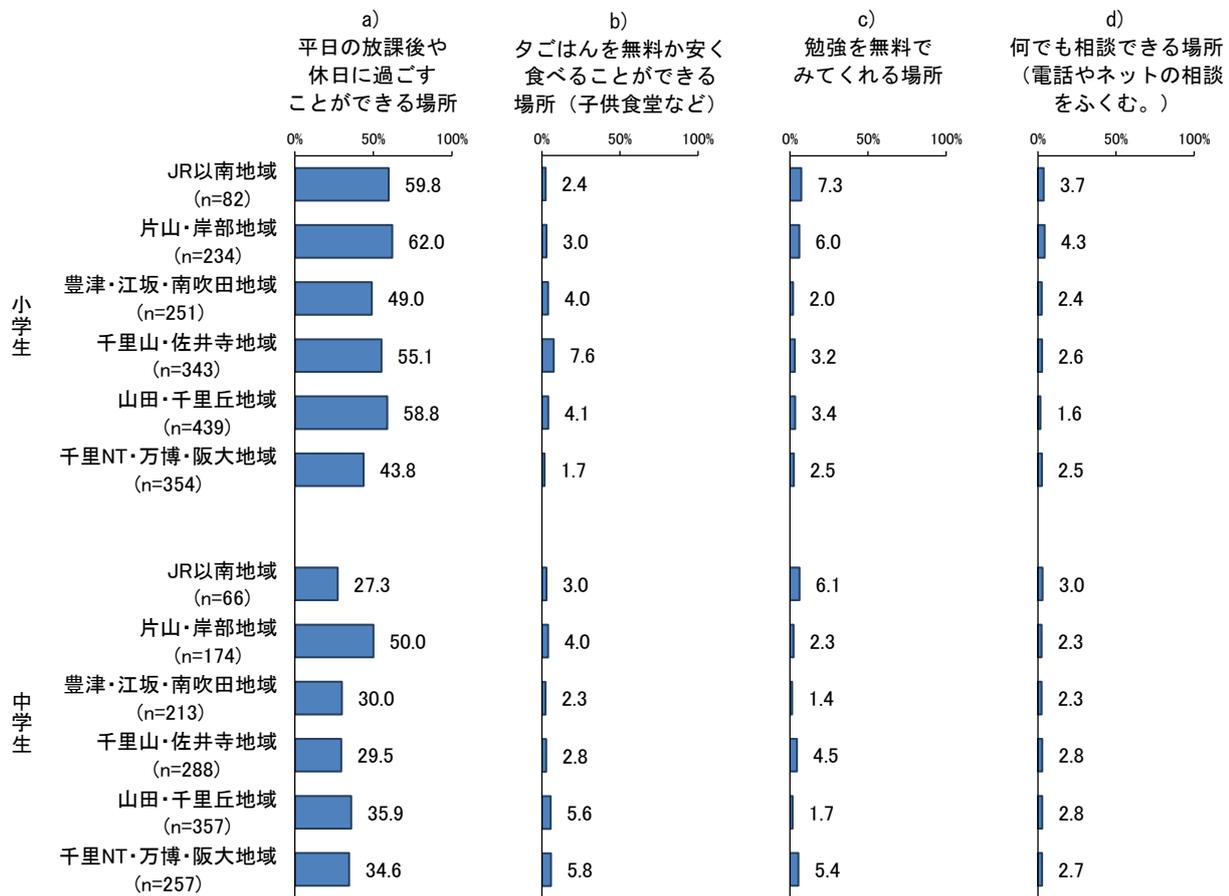
全国調査(中学生)と比較すると、「a) (自分や友達の家以外で)平日の放課後や休日に過ごすことができる場所(図書館などの自習室、児童センター、太陽の広場、青少年活動サポートプラザ(夢つながり未来館)、青少年クリエイティブセンターなど)」で「利用したことがある」が、今回調査の方が20ポイント以上高くなっている。

図 支援の利用状況



地域別に見ると、「a) (自分や友達の家以外で)平日の放課後や休日に過ごすことができる場所(図書館などの自習室、児童センター、太陽の広場、青少年活動サポートプラザ(夢つながり未来館)、青少年クリエイティブセンターなど)」を「利用したことがある」は、片山・岸部地域が小学生で62.0%、中学生で50.0%と他地域よりも高くなっている。その他の項目は、いずれの地域も1割以下となっている。

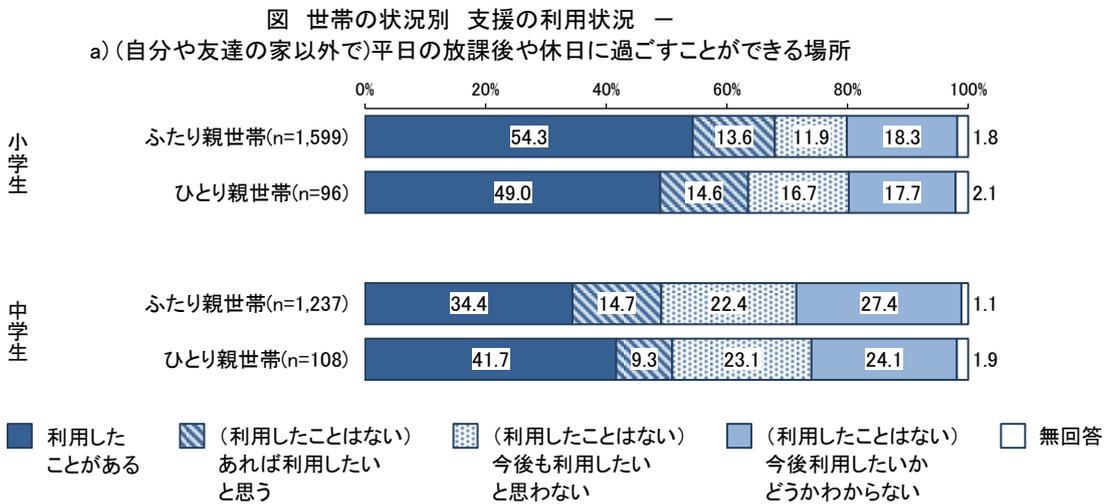
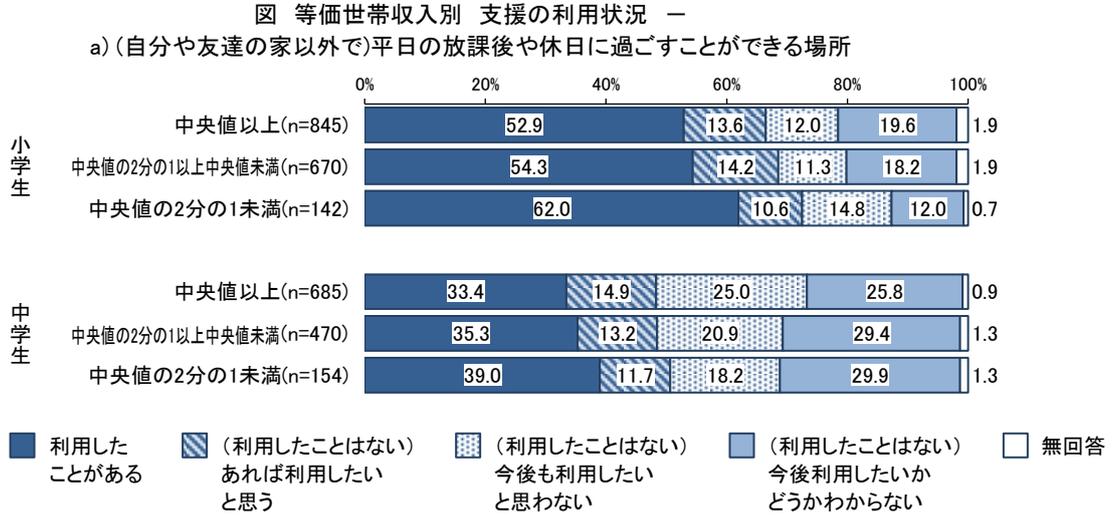
図 地域別 支援の利用状況 — 「利用したことがある」の割合



a) (自分や友達の家以外で)平日の放課後や休日に過ごすことができる場所

等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も、収入が低くなるにつれて、「利用したことがある」の割合が高くなり、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で62.0%と最も高くなっている。

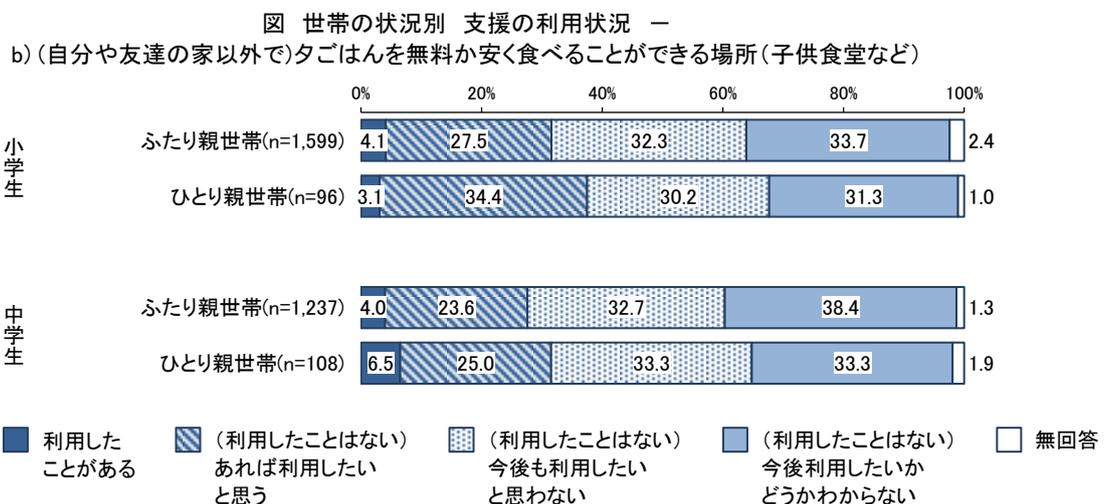
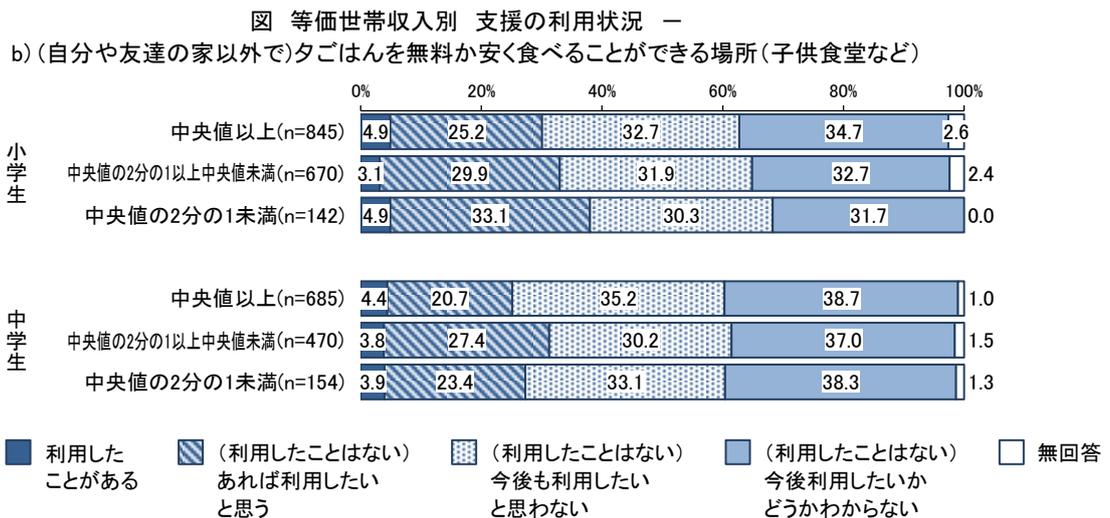
世帯の状況別に見ると、「利用したことがある」は小学生ではふたり親世帯が54.3%、中学生ではひとり親世帯が41.7%とそれぞれ高くなっている。



b) (自分や友達の家以外で)夕ごはんを無料か安く食べることができる場所(子供食堂など)

等価世帯収入別に見ると、「(利用したことはない)あれば利用したいと思う」が、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で33.1%、中学生の「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯で27.4%と、全体と比べてやや高くなっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も、ひとり親世帯の方が「(利用したことはない)あれば利用したいと思う」、ふたり親世帯の方が「(利用したことはない)今後利用したいかどうかわからない」がそれぞれ高くなっている。



c) 勉強を無料でみてくれる場所

等価世帯収入別に見ると、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「(利用したことはない)あれば利用したいと思う」が38.7%、「(利用したことはない)今後も利用したいと思わない」が35.2%と、全体と比べてやや高くなっている。

世帯の状況別に見ると、「(利用したことはない)あれば利用したいと思う」が小学生のひとり親世帯で39.6%、中学生のひとり親世帯で38.9%と、ひとり親世帯の利用のニーズが高くなっている。

図 等価世帯収入別 支援の利用状況 — c) 勉強を無料でみてくれる場所

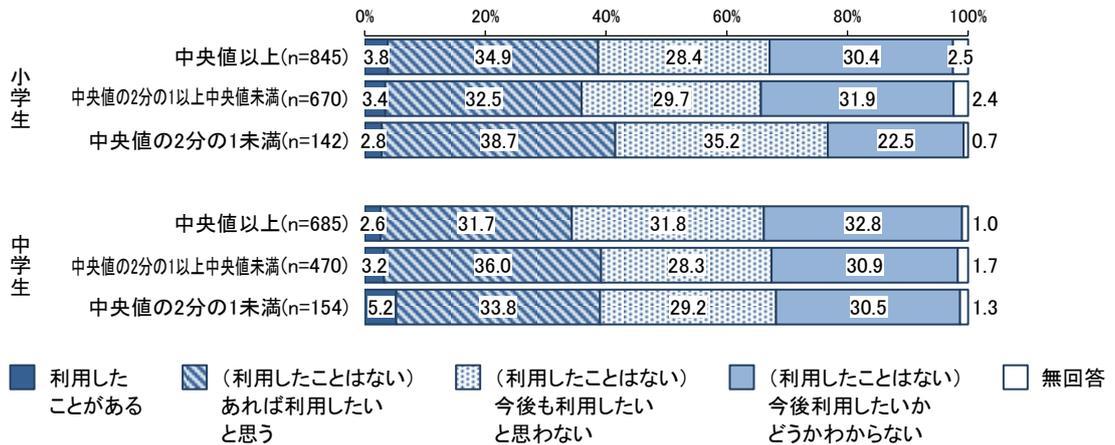
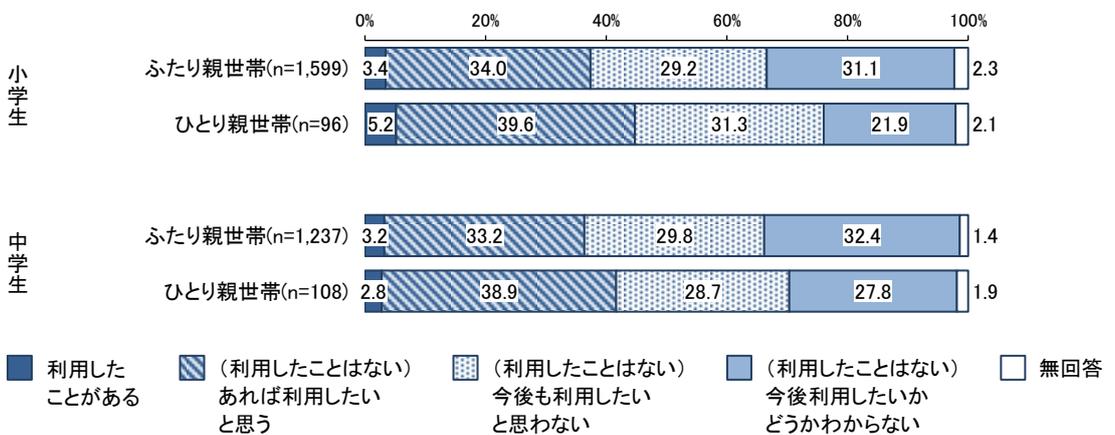


図 世帯の状況別 支援の利用状況 — c) 勉強を無料でみてくれる場所



d) (家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やネットの相談をふくむ。)

等価世帯収入別に見ると、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「(利用したことはない)今後もしも利用したいと思わない」が41.5%と、全体と比べてやや高くなっている。

世帯の状況別に見ると、「(利用したことはない)今後利用したいかどうかわからない」が小学生のひとり親世帯で35.4%と、全体と比べて低くなっている。

図 等価世帯収入別 支援の利用状況 —
d) (家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やネットの相談をふくむ。)

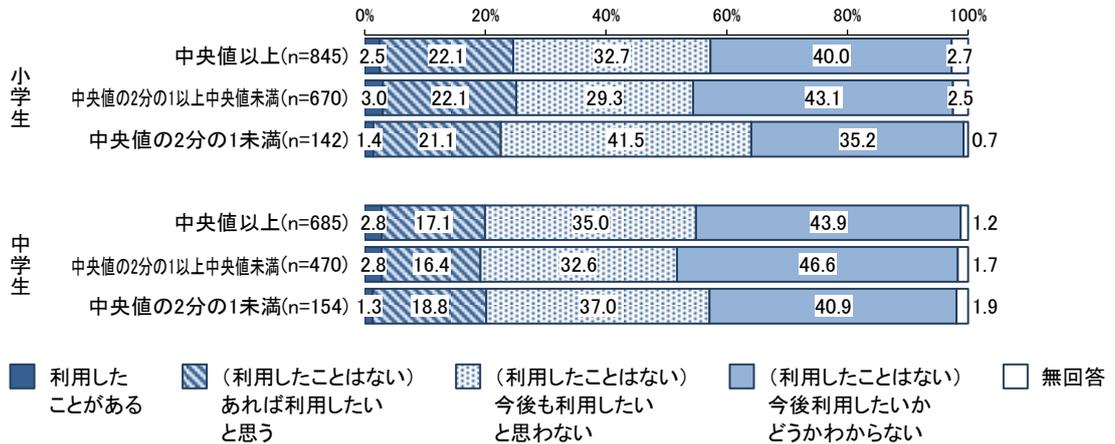
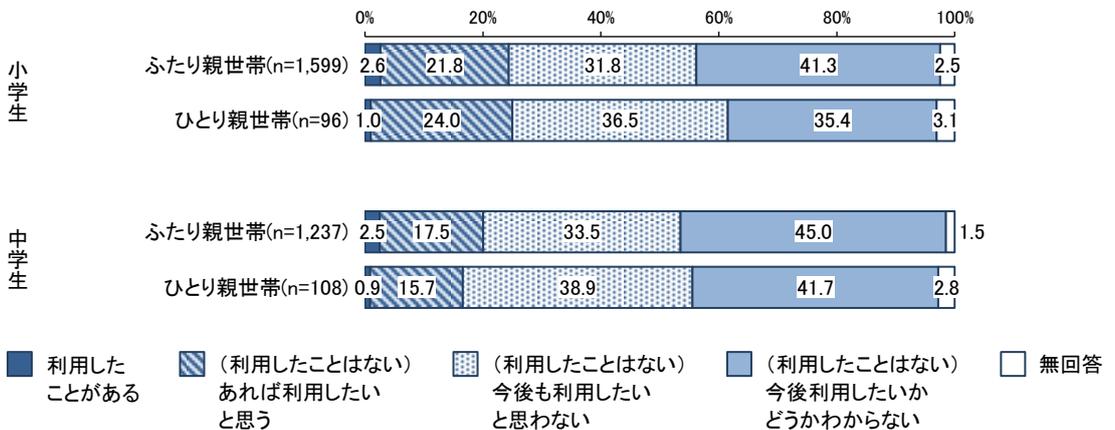


図 世帯の状況別 支援の利用状況 —
d) (家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やネットの相談をふくむ。)



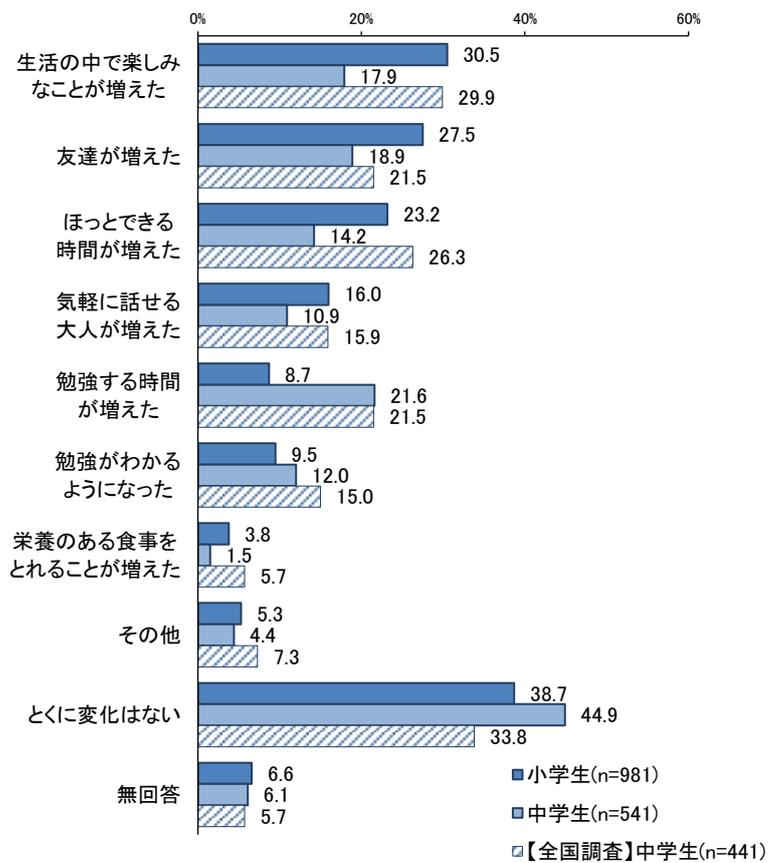
(2) 支援の効果

小中学生 問 25	前の質問で、1つでも「1 利用したことがある」と答えた人にお聞きします。そこを利用したことで、以下のような変化がありましたか。(あてはまるものすべてに○)
-----------	---

支援の効果を見ると、どちらの学年も「とくに変化はない」が3～4割台で最も高く、次いで小学生は「生活の中で楽しみなことが増えた」、中学生は「勉強する時間が増えた」となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査で「とくに変化はない」が 11.1 ポイント高くなっている。

図 支援の効果



等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も上位3項目(「生活の中で楽しみなことが増えた」、「友達が増えた」、「ほっとできる時間が増えた」)は「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯で、それぞれ最も高くなっている。また、「とくに変化はない」は収入が高まるにつれて割合が高くなっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も上位3項目は、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも高くなっており、中学生の「生活の中で楽しみなことが増えた」で7.9ポイントの差がある。

図 等価世帯収入別 支援の効果

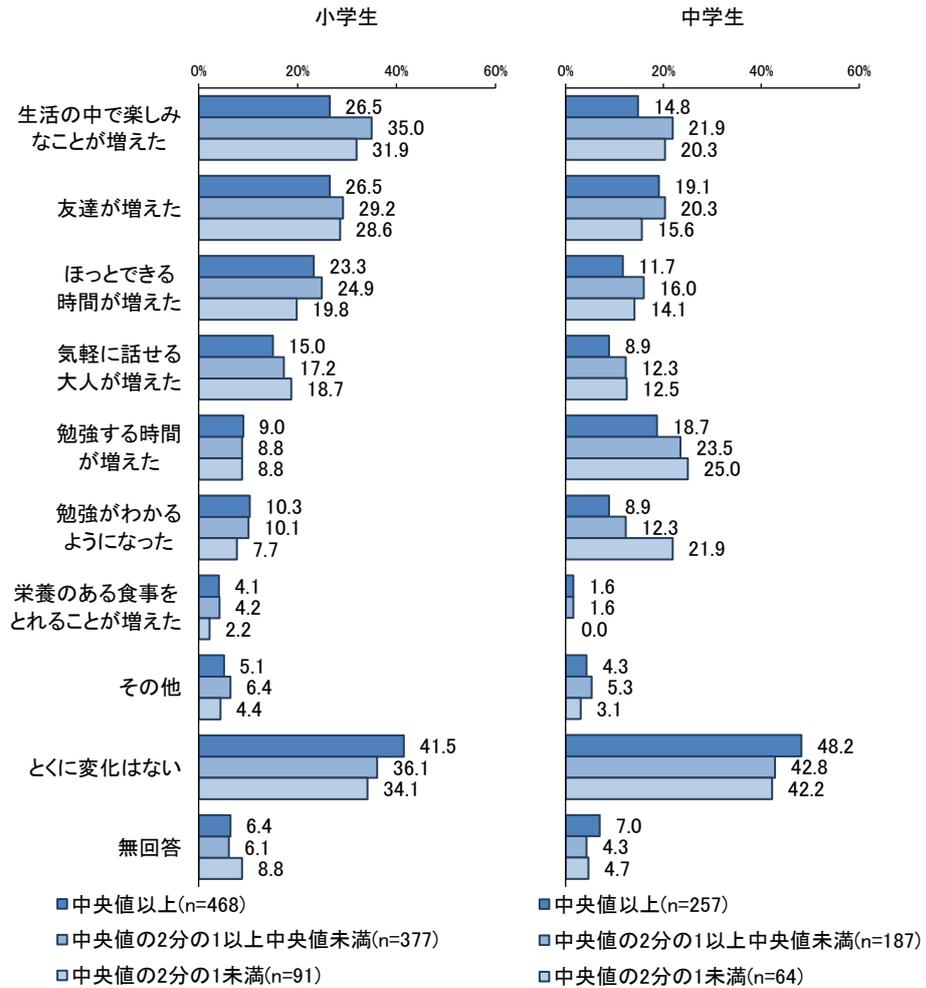
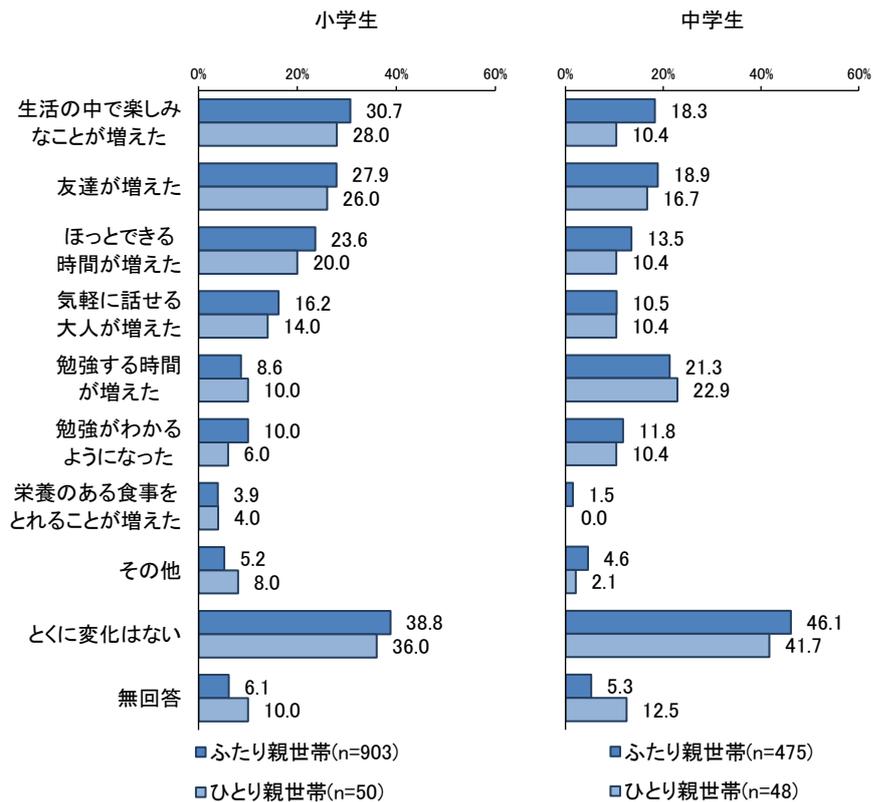


図 世帯の状況別 支援の効果



8. 困りごとや悩みごとの相談相手

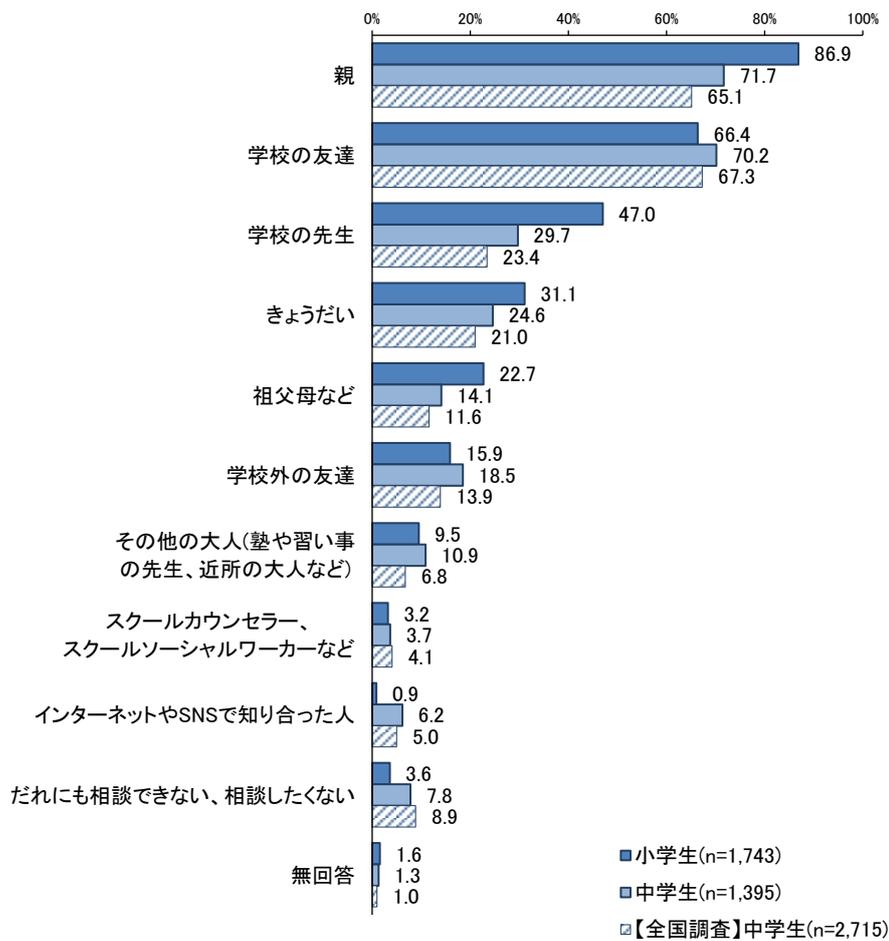
(1) 困りごとや悩みごとの相談相手

小中学生 問 26	あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。(あてはまるものすべてに○)
-----------	--

困りごとや悩みごとの相談相手を見ると、どちらの学年も「親」が7～8割台で最も高く、次いで「学校の友達」が6～7割程度、「学校の先生」が3～4割程度となっている。

全国調査(中学生)と比較すると、今回調査で「親」が6.6ポイント高くなっている。

図 困りごとや悩みごとの相談相手

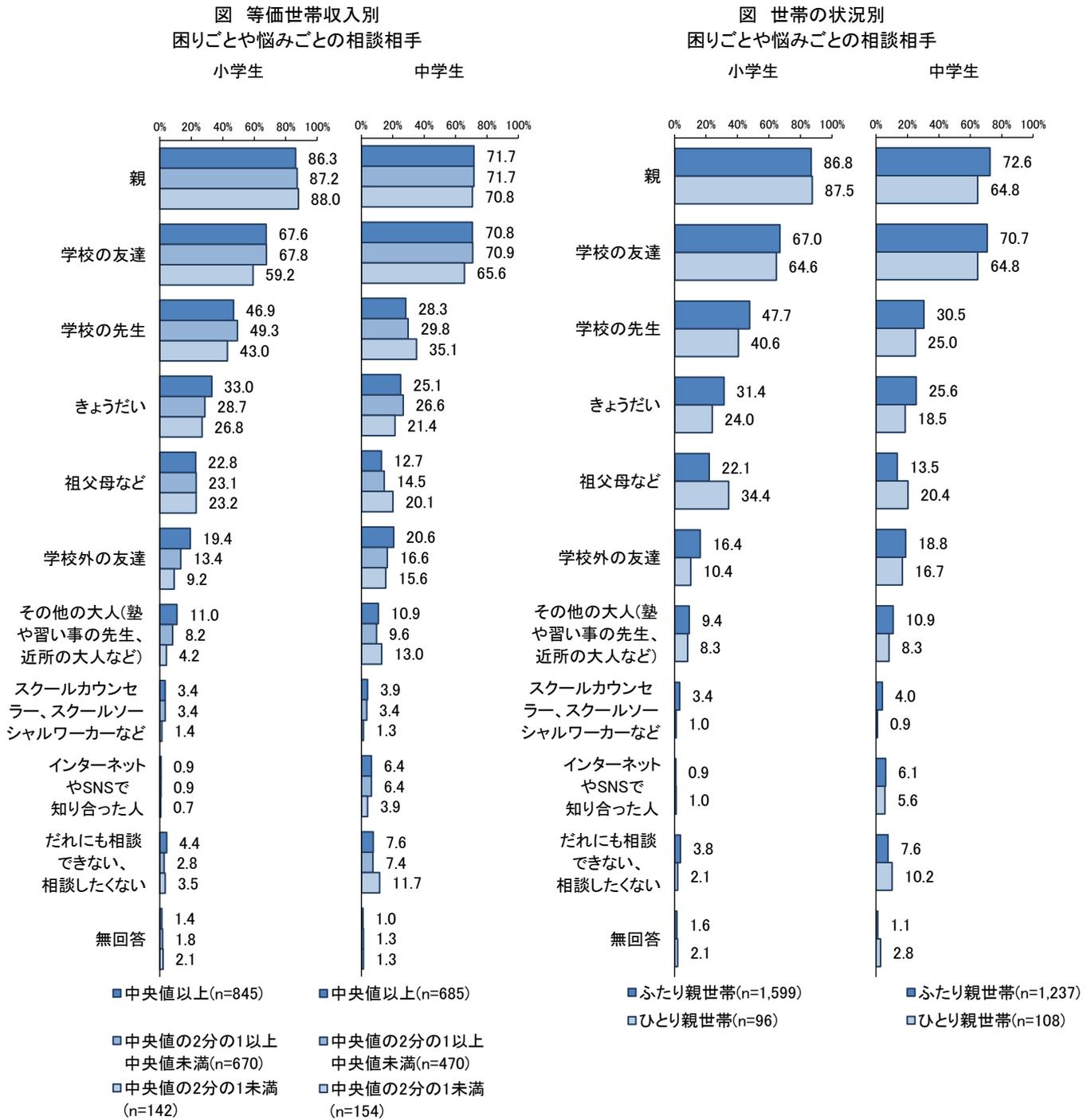


※「インターネットや SNS で知り合った人」は、全国調査では「ネットで知り合った人」

第1章 III 子供調査の結果

等価世帯収入別に見ると、小学生の「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯で「学校の先生」が49.3%、小学生の「中央値の2分の1未満」の世帯で「親」が88.0%と、他の世帯層よりもやや高くなっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も「学校の友達」、「学校の先生」、「きょうだい」はふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも割合が高くなっている。

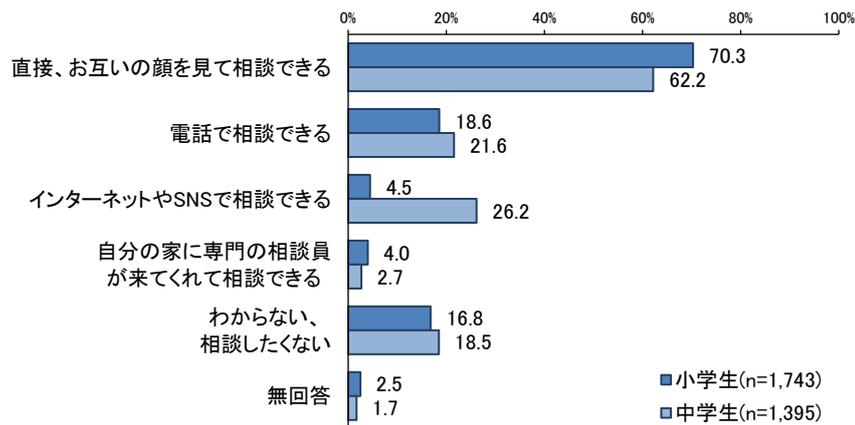


(2) 利用しやすい困りごとや悩みごとの相談方法

小中学生 問 27	あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、どんな方法であれば相談しやすいですか。(あてはまるものすべてに○)
-----------	---

利用しやすい困りごとや悩みごとの相談方法を見ると、どちらの学年も「直接、お互いの顔を見て相談できる」が6～7割程度で最も高く、次いで小学生は「電話で相談できる」、中学生は「インターネットや SNS で相談できる」となっている。

図 利用しやすい困りごとや悩みごとの相談方法



等価世帯収入別に見ると、どちらの学年も、収入が低くなるにつれて、「電話で相談できる」の割合が高くなっている。また、中学生では収入が高まるにつれて、「インターネットや SNS で相談できる」の割合が高くなり、中央値以上の世帯で 28.3%となっている。

世帯の状況別に見ると、どちらの学年も「直接、お互いの顔を見て相談できる」と「インターネットや SNS で相談できる」が、ふたり親世帯の方がひとり親世帯より割合が高くなっている。一方で、「わからない、相談したくない」は、ひとり親世帯の方が高くなっている。

図 等価世帯収入別 利用しやすい困りごとや悩みごとの相談方法

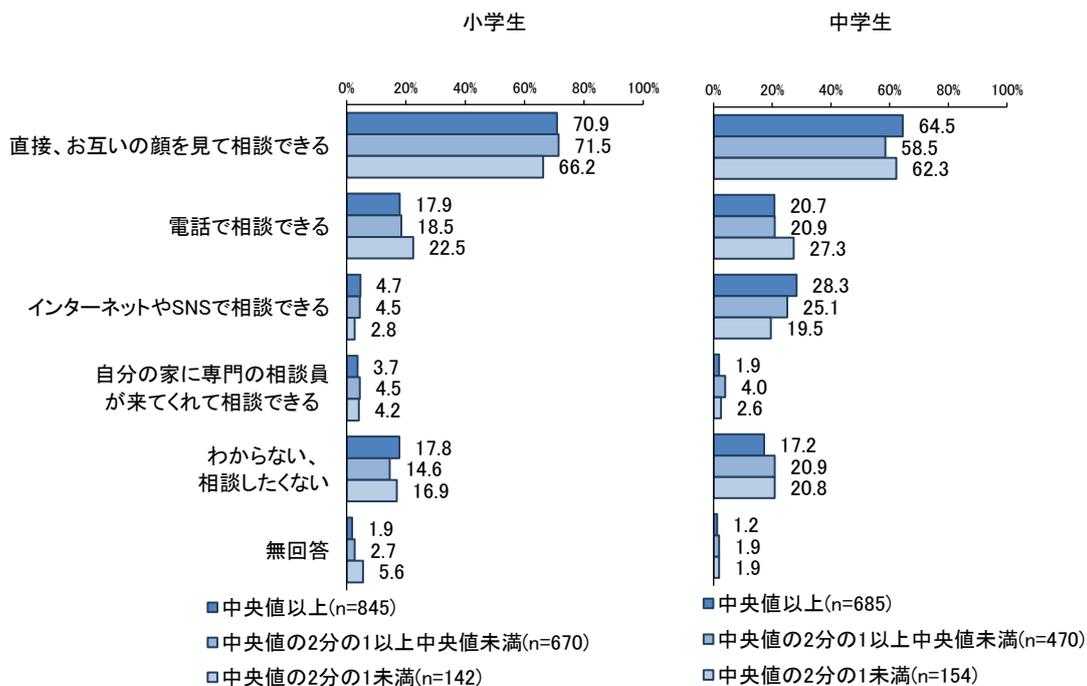
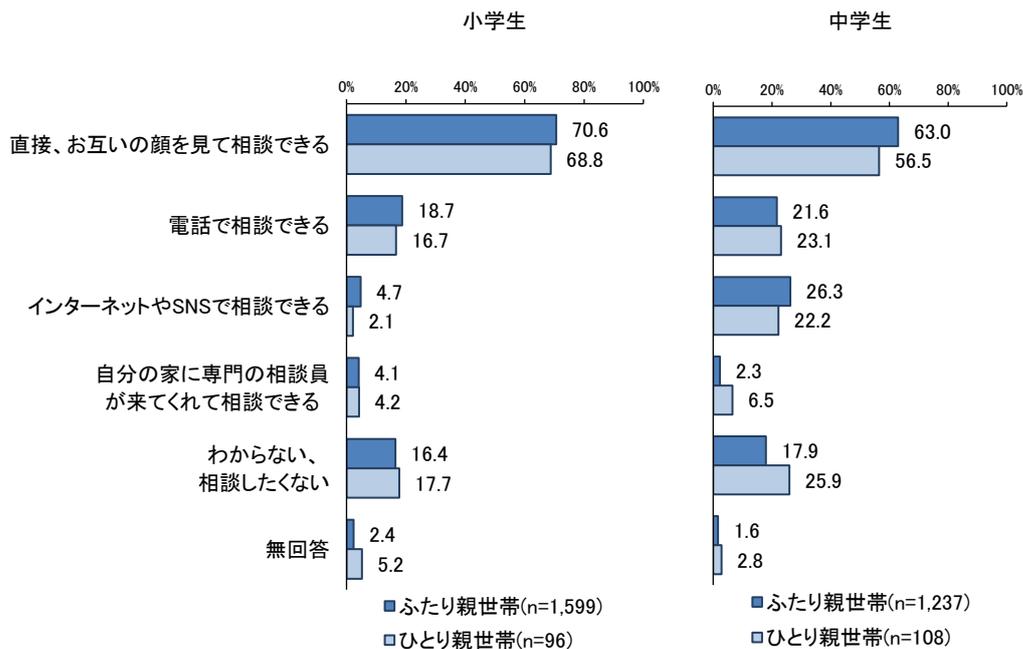


図 世帯の状況別 利用しやすい困りごとや悩みごとの相談方法



IV 調査票

1. 小学生・中学生保護者用

この調査で「お子さん」とは、調査対象となるある名のお子さんのことをいいます。「親」「母親」「父親」とは、継母や継父、母親や父親に代わる保護者の方を含みます。

問1 お子さんとおなたとの関係は、次のどれにあたりますか。お子さんからみられた続柄でお答えください。
(あてはまるもの1つに○)

- 1 母親
- 2 父親
- 3 祖父母
- 4 その他

問2 あなびが住まいる地域の地域を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1 J R以南地域	寿町・中の島町・西御旅町・東御旅町・内本町・元町・朝白町・川岸町・清和園町・南清和園町・高浜町・南高浜町・昭和町・高城町・末広町・日の出町・川園町・吹東町・幸町・南正春・平松町・自蔭町
2 片山・岸部地域	片山町・原町・出口町・西の庄町・藤が丘町・朝白が丘町・山手町・上山手町・天道町・岸部北・岸部南・岸部中・岸部新町・芝田町・泉町・穂波町・南吹田・金田町・南金田・垂水町・豊津町
3 豊津・江坂・南吹田地域	江の木町・芳野町・広芝町・江坂町 1～4丁目
4 千里山・佐井寺地域	佐井寺・佐井寺南が丘・竹谷町・五月が丘東・五月が丘西・五月が丘南・五月が丘北・千里山霧が丘・千里山星が丘・千里山虹が丘・千里山月が丘・千里山松が丘・千里山高塚・千里山西・千里山東・春日・千里山竹園・円山町・江坂町 5丁目
5 山田・千里丘地域	山田東・山田西・山田南・山田北・山田市場・櫻切山・兵谷・清水・青葉丘北・青葉丘南・長野東・長野西・半里丘上・半里丘中・半里丘下・半里丘西・半里丘北・新葛屋上・新葛屋下
6 千里ニュータウン・万博・阪大地域	津雲台・桃山台・竹見台・佐竹台・高野台・古江台・青山台・藤白台・上山田・半里万博公園・山田丘
お住まいの地域がわからない場合は住所をお書きください。	

すいたし こども せいかつじやまじやうちやうさ 吹田市 子供の生活状況調査

【小中学生の保護者票】

この調査は、保護者の方に、生活の状況やお子さんのことなどについて伺うため、吹田市が実施するものです。調査の結果は、子育て世帯等への取組に役立てることを目的としています。

この調査票は、あて名のお子さんの保護者の方がお答えください。
この調査は無記名です。名前を書く必要はありません。
下記のID番号は、個人を特定するものではありません。
ごきょうだいななどで、この調査用紙が複数届いた場合も、お手数ですが、それぞれのお子さんについて回答してください。

回答するときには、お子さんとは別々に、お互い見ないように入力してください。
ご回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1」つすべて指定しています。

ご記入いただいた保護者用の調査票は、お子さんのご記入済みの調査票を入れて封じた水色の封筒と一緒に、茶色の大きな封筒に入れ、封をしてください。
封をした返信用封筒は、切手を貼らずにそのまま郵便ポストに入れてください。

お忙しいところ大変恐れますが、令和4年7月6日(水)までに郵便ポストに入れていただきますようお願いいたします。

この調査票は、調査の目的以外には使用しません。ご回答は統計的に処理され、個人が特定されることはありません。

調査に関するお問い合わせは、
吹田市役所 子育て政策室 (計画担当) へご連絡ください。
電話：06-6384-1491 (9:00~17:30 土・日・曜日・祝日を除く)
FAX：06-6368-7349

この調査(アンケート)は、WEBによる回答もできます。

- 以下のWEBサイトからアンケート回答ページにアクセスすることができます。
<https://ai-form.tank.jp/survey/suita40/>
- 回答ページに、下記のID番号を入力したら、【回答を始める】を押しください。
ID番号
- WEBでの回答は1回限りです。回答を送信すると、そのあとの修正はできません。保護者かお子さんの一方がWEBで回答し、もう一方が紙の用紙に回答した場合は、回答された紙のアンケート用紙のみを送送してください。



問 3 お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の構成と人数をお答えください。単身赴任中の方や学業のために世帯を離れているお子さんがいる場合には、その方もご家族の人数に含めてください。(a~h それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

a) 祖母	b) 祖父	c) 母親	d) 父親	h) 合計 (あがたや別居のお子さんを含む)
0 いない 1 1人 2 2人	0 いない 1 1人 2 2人	0 いない 1 1人	0 いない 1 1人	2 2人 3 3人 4 4人 5 5人 6 6人 7 7人 8 8人 9 9人 10 10人以上
e) 姉・兄	f) 姉・弟	g) その他		
0 いない 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人以上	0 いない 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人以上	0 いない 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人以上		

問 4 お子さんの親の現在の年齢についてお答えください。
(母親・父親それぞれについて数字で回答、いない場合やわからない場合は「-」と記入)

母親 歳

父親 歳

問 5 お子さんのご家族のうち、現在単身赴任中の方はいらっしゃるでしょうか。
(あてはまるものすべてに○)

1 お子さんの母親が単身赴任中

2 お子さんの父親が単身赴任中

3 その他

4 単身赴任中の者はいない

問 6 お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。
(あてはまるもの 1 つに○)

1 結婚している
(再婚や事実婚を含む) 4 未婚

2 離婚 5 わからない

3 死別 6 いない

問 7 前の質問で「2 離婚」を選んだ場合、離婚相手と子供の養育費の取決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1 取決めしており、受け取っている

2 特に取決めはしていないが、受け取っている

3 取決めをしているが、受け取っていない

4 取決めをしておらず、受け取っていない

問 8 ご家庭ではどれくらい、日本語以外の言語を使用していますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1 日本語のみを使用している

2 日本語以外の言語も使用しているが、日本語のほうが多い

3 日本語以外の言語を使うことが多い

問 9 お子さんの親が最後に卒業・修了した学校をお答えください。
(a, b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	a) 母親	b) 父親
中学まで	1	1
高校まで	2	2
高専 (5年制の高等専門学校)、専門学校	3	3
または短大まで	4	4
大学またはそれ以上	5	5
その他	6	6
わからない	7	7
いない		

問 10 お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。

(a,b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	a) 母親	b) 父親
正社員・正社員職・会社役員	1	1
嘱託・契約社員・派遣職員	2	2
パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	3	3
自営業(家族従業員、内職、自由業、フリーランスを含む。)	4	4
働いていない(専業主婦/主夫を含む。)	5	5
わからない	6	6
いない	7	7

問 11 前の質問で「5 働いていない」と答えた場合、働いていない主な理由を教えてください。

(a,b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	a) 母親	b) 父親
働きたいが、希望する条件の仕事がないため	1	1
子育てを優先したいため	2	2
家族の介護・介助のため	3	3
自分の病気や障がいのため	4	4
通学しているため	5	5
経済的に働く必要がないため	6	6
その他の理由	7	7

問 12 お子さんが 0～2 歳の間と 3～5 歳の間に通っていた教育・保育施設や面倒を見ていた方などで主なもの(期間が長いもの)を教えてください。

(a,b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	a) 0～2 歳	b) 3～5 歳
幼稚園・認可保育所・認定こども園	1	1
その他の教育・保育等の施設(療育施設を含む。)	2	2
親・親族以外の個人に預けていた	3	3
もっぱら親・親族が面倒を見ていた	4	4

問 13 あなたとお子さんの関わり方について、次のようなことにどれくらいあてはまりますか。

(a~d それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	あてはまる	あてはまる 2	あてはまる 3	あてはまる 4
a) テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている	1	2	3	4
b) お子さんに本や新聞を読むように勧めている	1	2	3	4
c) お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた	1	2	3	4
d) お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる	1	2	3	4

問 14 あなたは、次のようなことをどの程度していますか。

(a,b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

※新型コロナウイルス感染症拡大後(2020年2月以降)、学校行事などが休止している場合は、それ以前の状況をお答えください。

	よく参加している	ときどき参加している	あまり参加していない	まったく参加していない
a) 投票参加や運動会などの学校行事への参加	1	2	3	4
b) PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加	1	2	3	4

問 15 お子さんは将来、どの学校まで進学すると思いますか。(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 中学まで
- 2 高校まで
- 3 高専 (5 年制の高等専門学校)、専門学校または短大まで
- 4 大学またはそれ以上
- 5 その他
- 6 まだわからない → 問 17 に進んでください。

問 16 前の問で 1～5 と答えた場合、その理由は何か。(あてはまるものすべてに○)

- 1 お子さんがそう希望しているから
- 2 一般的な連絡だと恐うから
- 3 お子さんの学力から考えて
- 4 家庭の経済的な状況から考えて
- 5 その他
- 6 特に理由はない

問 17 お子さんの通学状況について、最も近いものはどれですか。(あてはまるもの 1 つに○)
(新型コロナウイルス感染症拡大に関係する欠席は含みません。)

- 1 ほほ毎日通っている
- 2 欠席は年間 30 日未満である
- 3 欠席は年間 30 日以上 60 日未満である
- 4 欠席は年間 60 日以上 1 年未満である
- 5 欠席が 1 年以上続いている
- 6 わからない

問 18 あなたは次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。

(a～c それぞれについて、1～3 のあてはまるもの 1 つに○)
また、「1 頼れる人がいる」場合、それはどれですか。(①～⑩のあてはまるものすべてに○)

頼れる人がいる	a) 子育てに関与する相談	b) 重要な事柄の相談	c) いざという時のお金の援助
家族・親族	1 ①	1 ①	1 ①
友人・知人	②	②	②
近所の人	③	③	③
職場の人	④	④	④
民生委員・児童委員、社会福祉協議会の相談員 (CSW)	⑤	⑤	⑤
学校の先生やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー	⑥	⑥	⑥
市役所など行政の相談員	⑦	⑦	⑦
民間の支援団体	⑧	⑧	⑧
医療機関の医師や看護師	⑨	⑨	⑨
その他	⑩	⑩	⑩
いない	2	2	2
そのことでは人に頼らない	3	3	3

問 19 お子さんや生活などの悩みごとについて、学校や行政機関 (市役所など) に相談する場合、どのような方法が相談しやすいですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 施設窓口での対面相談
- 2 電話での相談
- 3 インターネットや SNS での相談
- 4 自宅への訪問による相談
- 5 相談したくない、わからない

問 20 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 大変ゆとりがある
- 2 ややゆとりがある
- 3 ぶつう
- 4 やや苦しい
- 5 大変苦しい

問 21 世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。(あてはまるもの 1 つに○)

- ※令和 3 年(2021 年)の年間収入についてお答えください。
- ※収入には、同居し、生計を同一にしている家族全員の以下の収入が含まれます。
- ・勤め先収入(定期収入、賞与等)
- ・事業収入(原材料費、人件費、営業上の諸経費等を除く)、内職収入(材料費等を除く)
- ・公的年金・恩給、その他の社会保障給付金(生活保護、児童手当、児童扶養手当等)
- ・農林漁業収入(農機具等の材料費、営業上の諸経費等を除く)
- ・資産収入(贈付金、利息収入等。家・土地などの資産売却代金や生命保険・損害保険からの受取金等を除く)
- ・その他の収入(仕送り、養育費、個人年金、各種祝い金等)

- 1 50万円未満
- 2 50～100万円未満
- 3 100～150万円未満
- 4 150～200万円未満
- 5 200～250万円未満
- 6 250～300万円未満
- 7 300～350万円未満
- 8 350～400万円未満
- 9 400～450万円未満
- 10 450～500万円未満
- 11 500～600万円未満
- 12 600～700万円未満
- 13 700～800万円未満
- 14 800～900万円未満
- 15 900～1000万円未満
- 16 1000万円以上

問 22 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないとかがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 よくあつた
- 2 ときどきあつた
- 3 まれにあつた
- 4 まったくあつた

問 23 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないとかがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 よくあつた
- 2 ときどきあつた
- 3 まれにあつた
- 4 まったくあつた

問 24 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、以下の料金等について、経済的な理由で未払いになつたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 電気料金 | 4 電話などの通信料金 |
| 2 ガス料金 | 5 家賃または住宅ローン |
| 3 水道料金 | |
| 6 1～5 のどれにも、あてはまらない | |

問 25 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 1 子供を医療機関に受診させることができなかつた | 8 子供を学習塾に通わせることができなかつた |
| 2 子供のための本や絵本が買えなかつた | 9 子供の誕生日を祝えなかつた |
| 3 子供におごつかいを渡すことができなかつた | 10 子供にお年玉をあげることができなかつた |
| 4 子供に新しい服や靴を買うことができなかつた | 11 子供の学校行事などに参加することができなかつた |
| 5 子供を選定へ参加させることができなかつた | 12 子供会、地域の行事(祭りなど)の活動に参加することができなかつた |
| 6 子供を習い事に通わせることができなかつた | 13 家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかつた |
| 7 子供をクラブに参加させられなかつた | |
| 14 1～13 のどれにも、あてはまらない | |

問 26 次の a～f の質問について、この 1 か月間のあなたの気持ちではどのようなか。
(a～f それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	まったくない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも	
a) 神経過敏に感じた		1	2	3	4	5
b) 絶望的だと感じた		1	2	3	4	5
c) そわそわ、落ち着かなく感じた		1	2	3	4	5
d) 気分が沈み込んで、何か起こっても気が晴れないように感じた		1	2	3	4	5
e) 何をすることも面倒だと感じた		1	2	3	4	5
f) 自分は価値のない人間だと感じた		1	2	3	4	5

問 27 あなたとお子さんの健康状態はいかがですか。
(a、b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	良い	まあ良い	ふつう	あまり良くない	良くない
a) あなた	1	2	3	4	5
b) お子さん	1	2	3	4	5

問 28 他のご家族の健康状態はいかがですか。(あてはまるものすべてに○)

1	他の家族はいない	5	通院していないか体調が悪い家族がいる
2	みんな健康である	6	障がいのある家族がいる(難病を除く)
3	通院している家族がいる	7	難病の指定を受けた家族がいる
4	入院している家族がいる	8	介護が必要な家族がいる
		9	その他

問 29 全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。
「まったく満足していない」を 0 点、「十分に満足している」を 10 点とすると、何点くらいになりますか。0 から 10 の数字から 1 つを選んでください。(あてはまるもの 1 つに○)

0 : まったく満足していない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 :十分に満足している

問 30 あなたのご家庭の現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の影響で変わったことはありますか。(a～f それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	増えた	減った	変わらない
a) 世帯全体の収入の変化	1	2	3
b) 生活に必要な支出の変化	1	2	3
c) お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと	1	2	3
d) お子さんと話をすること	1	2	3
e) 家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること	1	2	3
f) あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと	1	2	3

問 3 1 あなたの家庭では、これまでに以下の支援制度を利用したことがありますか。
 (a～e それぞれについて、1～3 のあてはまるもの 1 つに○)
 また、「3 利用したことがない」場合、その理由は何か。(①～⑤のあてはまるもの 1 つに○)

	a 就学援助 ※ 1	b 生活保護 ※ 2	c 生活困窮者の自立支援相談窓口 ※ 3	d 児童扶養手当 ※ 4	e ひとり親の自立支援相談窓口 ※ 5
現在利用している	1	1	1	1	1
現在利用していないが、以前利用したことがある	2	2	2	2	2
利用したことがない	3	3	3	3	3
利用した理由	①	①	①	①	①
利用した理由	②	②	②	②	②
利用した理由	③	③	③	③	③
利用した理由	④	④	④	④	④
利用した理由	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤

3 に○をつけた場合、
 ①～⑤のあてはまるもの 1 つに○

(参考)

- ※ 1 就学援助：経済的理由により子供の就学が困難な場合に、学用品費等を補助する制度。
- ※ 2 生活保護：病気や失業などにより生活費等に困り、他に方法がないときに一定の援助が受けられる制度。
- ※ 3 生活困窮者の自立支援相談窓口：お金、仕事、住宅など、様々な課題を抱えた生活に困難を感じる方のための相談窓口。専門の支援員が具体的な支援プランを作成し、課題の解決に向けた支援を行う。
- ※ 4 児童扶養手当：所得が一定水準以下のひとり親世帯の生活支援のための手当。(児童手当とは異なります。)
- ※ 5 ひとり親の自立支援相談窓口：ひとり親の方の生活上の相談、就労支援の相談、自立に向けての助言などを行っています。

問 3 2 あなたは、今後、お子さんに関する福祉制度や支援策の情報をどういう方法で受け取りたいですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 市の広報誌
- 2 市のホームページ
- 3 市の SNS (LINE、Twitter など)
- 4 学校などからのお便り
- 5 その他

問 3 3 お子さんや安定した生活を送るためには、どのような仕組みや制度が必要だと思いますか。(あてはまるもの 3 つまでに○)

- 1 市の広報誌やホームページ、SNS 等で、わかりやすく福祉制度や支援策に関する情報提供を行うこと
- 2 学校や通園施設などを通じて、定期的に、福祉制度や支援策に関する情報提供を行うこと
- 3 子供のことや生活のことなどの悩みごとを、市役所などの相談窓口や電話、SNS で気軽に相談できること
- 4 同じような悩みを持つ保護者同士で知り合える場があること
- 5 就職のための支援が受けられること
- 6 民生委員・児童委員など地域の人から支援が受けられること
- 7 保護者に病気や出産などの事情があった時に、一時的に子供を預けられること
- 8 子供の就学に関する費用が軽減されること
- 9 子育て中の家事の援助が受けられること
- 10 子育てに必要な資金を一時的に借りられること
- 11 子供が放課後や休日に静かに勉強できる場所を利用できること
- 12 子供が無料で学習支援を受けられること(公的な学習支援教室やボランティアが勉強を教えてくれるなど)
- 13 世帯の所得によって、子供の塾や習い事の費用補助が受けられること
- 14 子供の食事の提供などの生活の支援が受けられること
- 15 その他(→次ページの問 3 4 の自由記載欄に内容を記載ください。)
- 16 わからない

問 3 お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の構成と人数をお答えください。単身赴任中の方や学業のために世帯を離れているお子さんがいる場合には、その方もご家族の人数に含めてください。(a~h それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

a) 祖母	b) 祖父	c) 母親	d) 父親	h) 合計 あなただけのお子さんを含め。
0 いない 1 1人 2 2人	0 いない 1 1人 2 2人	0 いない 1 1人	0 いない 1 1人	2 2人 3 3人 4 4人 5 5人 6 6人 7 7人 8 8人 9 9人 10 10人以上
e) 姉・兄	対象のお子さん (本人)	f) 妹・弟	g) その他	
0 いない 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人以上	1 1人	0 いない 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人以上	0 いない 1 1人 2 2人 3 3人 4 4人以上	

問 4 お子さんの親の現在の年齢についてお答えください。
(母親・父親それぞれについて数字で回答、いない場合やわからない場合は「-」と記入)

母親 歳

父親 歳

問 5 お子さんのご家族のうち、現在単身赴任中の方はいらっしゃるでしょうか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 お子さんの母親が単身赴任中
- 2 お子さんの父親が単身赴任中
- 3 その他
- 4 単身赴任中の者はいない

問 6 お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。
(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 結婚している
(再婚や事実婚を含む。)
- 2 離婚
- 3 死別
- 4 未婚
- 5 わからない
- 6 いない

問 7 前の質問で「2 離婚」を選んだ場合、離婚相手と子供の養育費の取決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 取決めしており、受け取っている
- 2 特に取決めはしていないが、受け取っている
- 3 取決めをしているが、受け取っていない
- 4 取決めをしておらず、受け取っていない

問 8 ご家庭ではどれくらい、日本語以外の言語を使用していますか。(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 日本語のみを使用している
- 2 日本語以外の言語も使用しているが、日本語のほうが多い
- 3 日本語以外の言語を使うことが多い

問 9 お子さんの親が最後に卒業・修了した学校をお答えください。
(a, b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	a) 母親	b) 父親
中学まで	1	1
高校まで	2	2
高専 (5年制の高専専門学校)、専門学校 または短大まで	3	3
大学またはそれ以上	4	4
その他	5	5
わからない	6	6
いない	7	7

問 10 お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。

(a,b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	a) 母親	b) 父親
正社員・正社員職、会社役員	1	1
嘱託・契約社員・派遣職員	2	2
パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	3	3
自営業(家族従業員、内職、自営業、フリーランスを含む。)	4	4
働いていない(専業主婦/主夫を含む。)	5	5
わからない	6	6
いない	7	7

問 11 前の質問で「5 働いていない」と答えた場合、働いていない主な理由を教えてください。

(a,b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	a) 母親	b) 父親
働きたいが、希望する条件の仕事がないため	1	1
子育てを優先したため	2	2
家族の介護・介助のため	3	3
自分の病気や障がいのため	4	4
通字しているため	5	5
経済的に働く必要がないため	6	6
その他の理由	7	7

問 12 お子さんが 0～2 歳の間と 3～5 歳の間に通っていた(通っている)教育・保育施設や面倒を見ていた方(見ていた方)などで主なもの(期間が長いもの)を教えてください。

(a,b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	a) 0～2 歳	b) 3～5 歳
幼稚園・認可保育所・認定こども園	1	1
その他の教育・保育等の施設(療育施設含む。)	2	2
親・親族以外の個人に預けていた(預けていた)	3	3
もっぱら親・親族が面倒を見ていた(見ている)	4	4

問 13 あなたとお子さんの関わり方について、次のようなことにごくりくはいあてはまりますか。

(a～c それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	あてはまる	どちらかといえば、あてはまる	どちらかといえば、あてはまらない	あてはまらない
a) テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている	1	2	3	4
b) お子さんに、絵本の読み聞かせをしている	1	2	3	4
c) お子さんから、通園している施設の出来事について話をしてくれる	1	2	3	4

問 14 あなたは、次のようなことをごどの程度していますか。

(a,b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	参加している	ときどき参加している	あまり参加していない	まったく参加していない
a) お子さんの通園施設の行事への参加	1	2	3	4
b) お子さんの通園施設の PTA 活動や保護者会などへの参加	1	2	3	4

問15 幼児教育・保育・療育の無償化についてお聞きします。無償化によって、生活に影響がありましたか。(あてはまるものすべてに○)

1	子育ての費用や教育費を充実にできた	3	ローンの返済や貯蓄にあてた
2	生活費にゆとりができた	4	特に影響はなかった
		5	その他

問16 あなたは、お子さんの進学について、どこまで希望されていますか。(あてはまるもの1つに○)

1	中学まで
2	高校まで
3	高専(5年制の高等専門学校)、専門学校または短大まで
4	大学またはそれ以上
5	その他
6	まだわからない

問17 あなたは次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。

(a～cそれぞれについて、1～3のあてはまるもの1つに○)

また、「1 頼れる人がいる」場合、それはだれですか。(①～⑩のあてはまるものすべてに○)

頼れる人がいる	a) 子育てに関与する相談	b) 重要な事柄の相談	c) いざという時のお金の援助
家族・親族	1	1	1
友人・知人	①	①	①
近所の人	②	②	②
職場の人	③	③	③
民生委員・児童委員、社会福祉協議会の相談員(CSW)	④	④	④
お子さんの通園施設の先生	⑤	⑤	⑤
市役所など行政の相談員	⑥	⑥	⑥
民間の支援団体	⑦	⑦	⑦
医療機関の医師や看護師	⑧	⑧	⑧
その他	⑨	⑨	⑨
いない	⑩	⑩	⑩
そのことでは人に頼らない	2	2	2
	3	3	3

1に○をつけた場合 ①～⑩のあてはまるものすべてに○

問18 お子さんや生活などの悩みごとについて、お子さんの通園施設や行政機関(市役所など)に相談する場合は、どのような方法が相談しやすいですか。(あてはまるものすべてに○)

1	施設の窓口での対面相談
2	電話での相談
3	インターネットやSNSでの相談
4	自宅への訪問による相談
5	相談したくない、わからない

問 19 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 大変ゆとりがある
- 2 ややゆとりがある
- 3 ぶつう
- 4 やや苦しい
- 5 大変苦しい

問 20 世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。(あてはまるもの 1 つに○)

- ※令和 3 年(2021 年)の年間収入についてお答えください。
- ※収入には、同居し、生計を同一にしている家族全員の以下の収入が含まれます。
- ・勤め先収入(定期収入、賞与等)
 - ・事業収入(原材料費、人件費、営業上の諸経費等を除く)、内職収入(材料費等を除く)
 - ・公的年金・恩給、その他の社会保障給付金(生活保障、児童手当、児童扶養手当等)
 - ・農林漁業収入(農機具等の材料費、営業上の諸経費等を除く)
 - ・資産収入(贈与金、利息収入等。家・土地などの資産売却代金や生命保険・損害保険からの受取金等を除く)
 - ・その他の収入(仕送り、養育費、個人年金、各種祝い金等)

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 50万円未満 | 9 400～450万円未満 |
| 2 50～100万円未満 | 10 450～500万円未満 |
| 3 100～150万円未満 | 11 500～600万円未満 |
| 4 150～200万円未満 | 12 600～700万円未満 |
| 5 200～250万円未満 | 13 700～800万円未満 |
| 6 250～300万円未満 | 14 800～900万円未満 |
| 7 300～350万円未満 | 15 900～1000万円未満 |
| 8 350～400万円未満 | 16 1000万円以上 |

問 21 あなたは、現在の世帯では、過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないとかがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 よくあった
- 2 ときどきあった
- 3 まれにあった
- 4 まったくなかった

問 22 あなたは、現在の世帯では、過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないとかがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。(あてはまるもの 1 つに○)

- 1 よくあった
- 2 ときどきあった
- 3 まれにあった
- 4 まったくなかった

問 23 あなたは、現在の世帯では、過去 1 年の間に、以下の料金等について、経済的な理由で未払いになったことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 電気料金 | 4 電話などの通信料金 |
| 2 ガス料金 | 5 家賃または住宅ローン |
| 3 水道料金 | |
| 6 1～5 のどれにも、あてはまらない | |

問 24 あなたは、現在の世帯では、過去 1 年の間に、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 1 子供を医療機関に受診させることができなかった | 8 子供を学習塾に通わせることができなかった(通信制の幼児教育教材を含む) |
| 2 子供のための本や絵本が買えなかった | 9 子供の誕生日を祝えなかった |
| 3 子供におこづかいを渡すことができなかった | 10 子供にお年玉をあげることができなかった |
| 4 子供に新しい服や靴を買うことができなかった | 11 子供の通園施設の手事などに参加することができなかった |
| 5 子供を遠足へ参加させることができなかった | 12 子供会、地域の行事(祭りなど)の活動に参加することができなかった |
| 6 子供を習い事に通わせることができなかった | 13 家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができませんでした |
| 7 子供をクラブに参加させられなかった | |
| 14 1～13 のどれにも、あてはまらない | |

問 25 次の a～f の質問について、この 1 か月間のあなたの気持ちはどうでしたか。
(a～f それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	まったくない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも
a) 神経過敏に感じた	5	4	3	2	1
b) 絶望的だと感じた	5	4	3	2	1
c) そわそわ、落ち着かなく感じた	5	4	3	2	1
d) 気分が沈み込んで、何か起こっても気が晴れないように感じた	5	4	3	2	1
e) 何をすることも面倒だと感じた	5	4	3	2	1
f) 自分は価値のない人間だと感じた	5	4	3	2	1

問 26 あなたとお子さんの健康状態はいかがですか。
(a、b それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	良い	まあ良い	ふつう	あまり良くない	良くない
a) あなた	1	2	3	4	5
b) お子さん	1	2	3	4	5

問 27 他のご家族の健康状態はいかがですか。(あてはまるものすべてに○)

1	他の家族はいない	5	通院していないか体調が悪い家族がいる
2	みんな健康である	6	障がいのある家族がいる(難病を除く)
3	通院している家族がいる	7	難病の指定を受けた家族がいる
4	入院している家族がいる	8	介護が必要な家族がいる
9	その他	9	

問 28 全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。
「まったく満足していない」を 0 点、「十分に満足している」を 10 点とすると、何点くらいになりますか。0 から 10 の数字から 1 つを選んでください。(あてはまるもの 1 つに○)

0 : まったく満足していない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

問 29 あなたのご家庭の現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の影響で変わったことはありませんか。(a～f それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	増えた	減った	変わらない
a) 世帯全体の収入の変化	1	2	3
b) 生活に必要な支出の変化	1	2	3
c) お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと	1	2	3
d) お子さんと話をすること	1	2	3
e) 家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること	1	2	3
f) あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと	1	2	3

問30 あなたの家庭では、これまでに以下の支援制度を利用したことがありますか。
 (a～eそれぞれについて、1～3のあてはまるもの1つに○)
 また、「3 利用したことがない」場合、その理由は何か。(①～⑤のあてはまるもの1つに○)

	a 就学援助 ※1	b 生活保護 ※2	c 生活困窮者の自立支援相談窓口 ※3	d 児童扶養手当 ※4	e ひとり親の自立支援相談窓口 ※5
現在利用している	1	1	1	1	1
現在利用していないが、以前利用したことがある	2	2	2	2	2
利用したことがない	3	3	3	3	3
利用したことがない理由	①	①	①	①	①
利用したいが、特に利用したいと 思わなかったから	②	②	②	②	②
利用したいが、今までの支援 制度を知らなかったから	③	③	③	③	③
利用したいが、手続がわからなかつた り、利用しにくいため	④	④	④	④	④
それ以外の理由	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤

- (参考)
- ※1 就学援助：経済的理由により子供の就学が困難な場合に、学用品費等を補助する制度。
 - ※2 生活保護：病気や失業などにより生活費等に困り、他に方法がないときに一定の援助が受けられる制度。
 - ※3 生活困窮者の自立支援相談窓口：お金、仕事、住宅など、様々な課題を抱えた生活に困難を感じる方のための相談窓口。専門の支援員が具体的な支援プランを作成し、課題の解決に向けた支援を行う。
 - ※4 児童扶養手当：所得が一定水準以下のひとり親世帯の生活支援のための手当。(児童手当とは異なります。)
 - ※5 ひとり親の自立支援相談窓口：ひとり親の方の生活上の相談、就労支援の相談、自立に向けたの助言などを行っています。

問31 あなたの家庭では、これまでに以下の施設や支援制度を利用したことがありますか。
 (a～eそれぞれについて、1～2のあてはまるもの1つに○)
 また、「2 利用したことがない」場合、その理由は何か。(①～⑤のあてはまるもの1つに○)

	a 子育て広場・児童センター ※1	b 地域子育て支援センター ※2	c 一時預かり ※3	d ファミリー・サポート・センター ※4	e 産後家事支援・産後ケア ※5
現在利用している	1	1	1	1	1
以前利用したことがある	2	2	2	2	2
利用したことがない	①	①	①	①	①
制度の対象外だと思っ たから	②	②	②	②	②
利用したいが、特に利用したいと 思わなかったから	③	③	③	③	③
利用したいが、今までの支援制度 を知らなかったから	④	④	④	④	④
利用したいが、利用の方法がわから なかつたり、利用しにくいため	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
それ以外の理由					

- (参考)
- ※1 子育て広場：乳幼児とその保護者が、子育ての相談や交流ができる場。市内8カ所。児童センター：乳幼児から小学生までの子供達が安心して遊べる施設。また、乳幼児とその保護者を対象とした幼児教室も開催。市内11カ所。
 - ※2 地域子育て支援センター：地域の親子を対象に、保育所等で育児教室やイベントを開催。
 - ※3 一時預かり：やむを得ない理由で家庭での保育が困難になった場合などに、保育園などで一時的に子供を保育するサービス。
 - ※4 ファミリー・サポートセンター：センターに登録している近所の方が子供をみてくれるサービス。産後家事支援事業：吹田市が委託している市内や近隣市にある事業者のサポーターが訪問し、家事や育児の支援を実施。(利用については条件があります。)
 - ※5 産後ケア事業：吹田市が委託している市内や近隣市の協力医療機関、助産院などで、助産師などの専門スタッフが産後による相談など、産後の心身のケアを実施。(利用については条件があります。)

問 34 毎日の生活で感じていることや、吹田市に望む仕組みや制度など自由に書いてください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいたこの調査票は、茶色の大きな封筒に入れ封をし、令和 4 年 7 月 6 日 (水) までに郵便ポストに入れてください。

問 32 あなたは、今後、お子さんに関する福祉制度や支援策の情報をどういう方法で受け取りたいですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 市の広報誌
- 2 市のホームページ
- 3 市の SNS (LINE、ツイッターなど)
- 4 お子さんの通園施設からのお便り
- 5 その他

問 33 お子さんが安定した生活を送るためには、どのような仕組みや制度が必要だと思いますか。(あてはまるもの 3 つまでに○)

- 1 市の広報誌やホームページ、SNS等で、わかりやすく福祉制度や支援策に関する情報提供を行うこと
- 2 学校や通園施設などを通じて、定期的に、福祉制度や支援策に関する情報提供を行うこと
- 3 子供のことや生活のことなどの悩みごとを、市役所などの相談窓口や電話、SNS で気軽に相談できること
- 4 同じような悩みを持つ保護者同士で知り合える場があること
- 5 就職のための支援が受けられること
- 6 民生委員・児童委員など地域の人がから支援が受けられること
- 7 保護者に病気や出産などの事情があった時に、一時的に子供を預けられること
- 8 子供の就学に関する費用が軽減されること
- 9 子育て中の家事の援助が受けられること
- 10 子育てに必要な資金を一時的に借りられること
- 11 子供が放課後や休日に静かに勉強できる場所を利用できること
- 12 子供が無料で学習支援を受けられること (公的な学習支援教室やボランティアが勉強を教えてくれるなど)
- 13 世帯の所得によって、子供の塾や習い事の費用補助が受けられること
- 14 子供の食事の提供などの生活の支援が受けられること
- 15 その他 (→次のページの問 34 の自由記載欄に内容を記載ください。)
- 16 わからない

3. 小学生用



すいたし こども せいかつじょうきょうちようさ
吹田市 子供の生活状況調査
しょうがくせいひょう
【小学生票】

- これは、吹田市が行う子供の生活についての調査です。
- この調査票の回答は、あなたが自分で書いてください。安心して答えられるよう、おうちの方には見せないてください。
- 名前を書かないでください。名前を書かないので、あなたがどのように答えたいかはだれにもわかりません。
- 下記のID番号は、個人を特定するものではありません。
- 全部書き終わったら、自分で水色の封筒に入れて、封をじておうちの方に渡してください。
- この調査票は調査の目的以外には使用しません。
- この調査についての質問は、次のところへ連絡してください。

すいたし けいご ことば せいせきしつ けいかくはんごう
吹田市役所 子育て政策室 (計画担当)

でん 話 : 06-6384-1491 (9:00~17:30 土・日曜日・祝日を除く)

FAX : 06-6368-7349

質問の回答方法について

◆ それぞれの質問について次のように答えてください。
(例) あなたの好きな色は何色ですか。(あてはまるもの1つに○)

1	赤色	3	緑色
2	黄色	4	その他の色

- 答えは、あてはまる番号に○をつけてください。
- のつけかたは、質問文の終わりに「あてはまるもの1つに○」や「あてはまるものすべてに○」などと書いてありますので、それにしたがってください。
- 自分の思う答えを書いてください。まちがった答えや、正しい答えはありません。
- 答えたくない質問は、とばして次に進んでください。

この調査(アンケート)は、WEBによる回答もできます。

- 以下のWEBサイトからアンケート回答ページにアクセスすることができます。
<https://al-form.tank.jp/survey/suita10/>
- 回答ページに、下記のID番号を入力したら、【回答を始める】を押しください。
ID番号
- WEBでの回答は1回限りです。回答を送信すると、そのあとの修正はできません。
あなたがおうちの方の方がWEBで回答し、もう一方が紙の角紙に回答した場合は、回答された紙のアンケート角紙のみ送ってください。



問1 あなたの性別を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1	男
2	女
3	その他・答えたくない

問2 あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。
※勉強には学校の宿題もふくみます。(あてはまるものすべてに○)

1	自分で勉強する
2	塾で勉強する
3	学校の補習を受ける
4	家庭教師に教えてもらう
5	地域のひとなどが行う無料の勉強会に参加する
6	おうちのひとに教えてもらう
7	友達と勉強する
8	その他
9	学校の授業以外で勉強はしない

問3 あなたは、ふだん学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。
※学校の宿題をする時間や、塾などでの勉強時間もふくみます。
(a,b それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	まったくしない		30分以上、1時間より少ない		1時間以上、2時間より少ない		3時間以上
a)	学校がある日(月～金曜日)	1	2	3	4	5	6
b)	学校がない日(土・日曜日・祝日)	1	2	3	4	5	6

問 4 あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1	上のほう
2	少し上のほう
3	まん中あたり
4	少し下のほう
5	下のほう
6	わからない

問 5 あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1	いつもわかる
2	だいたいわかる
3	教科によってはわからないことがある
4	わからないことが多い
5	ほとんどわからない

問 6 前の質問で「3 教科によってはわからないことが多い」「5 (ほとんど) わからない」と答えた人にお聞します。
いっごころから、授業がわからないことがあるようになりましたか。(あてはまるもの 1 つに○)

1	1・2 年生のころ
2	3 年生のころ
3	4 年生のころ
4	5 年生になってから



問 7 あなたは、将来、どの学校まで進学したいですか。(あてはまるもの 1 つに○)

1	中学まで
2	高校まで
3	高专 (5 年制の高等専門学校)、専門学校または短大まで
4	大学またはそれ以上
5	その他
6	まだわからない → 問 9 に進んでください。

問 8 前の質問で 1～5 と答えた場合、その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1	希望する学校や職業があるから	6	家にお金がないと思うから
2	自分の成績から考えて	7	早く働く必要があるから
3	親がそう言っているから	8	その他
4	兄・姉がそうしているから	9	とくに理由はない
5	まわりの先輩や友達がそうしているから		

問 9 あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1	参加している → 次のページの問 11 に進んでください。
2	参加していない

問 10 前の質問で「2 参加していない」と答えた人にお聞します。
参加していない理由は何かですか。(あてはまるものすべてに○)

1	入りたいクラブ・部活動がないから	4	家の事情(家族の世話、家事などがあふれるから)
2	塾や習い事が忙しいから	5	一緒に入る友達がいらないから
3	費用がかかるから	6	その他



問 1 1 家庭や家族について教えてください。

a. あなたは家族のお世話をしていますか。(ここでいう「お世話」とはもとと大人がするような家事や家族のお世話をすることを指します。) (あてはまるもの 1 つに○)

..... 1 している
 2 していない → 次のページの問12に進んでください。

前の質問で「1」している「と答えた人」にお聞きします。

b. あなたのお世話を必要としている人を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1 母親	4 祖父 (おじいちゃん)
2 父親	5 きょうだい
3 祖母 (おばあちゃん)	6 その他

c. あなたが行っているお世話の内容を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1 家事 (食事の準備や日用品などの買い物、掃除、洗濯など)	6 感情面のサポート (話し相手になるなど)
2 きょうだいの世話や保育所等への送迎など	7 障がいや病気のある家族の見守り
3 身体的な介護 (入浴やトイレのお世話など)	8 通訳 (日本語や手話など)
4 外出の付き添い (買い物、散歩など)	9 お金の管理
5 通院の付き添い	10 薬の管理 (薬を飲ませるなど)
	11 その他

d. あなたがお世話をするのはどのくらいですか。(あてはまるもの 1 つに○)

1 ほぼ毎日	4 1 か月に数日
2 週に 3 ～ 5 日	5 その他
3 週に 1 ～ 2 日	

e. 平日にお世話はどれくらい行っていますか。1日あたりの時間を教えてください。(日によって違う場合は、この1か月の中で最も長かった日の時間を教えてください。)(日によって違うあてはまるもの 1 つに○)

1 30分未満	4 3時間以上 7時間未満
2 30分以上 1時間未満	5 7時間以上
3 1時間以上 3時間未満	

問 1 2 あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。(a～cそれぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	毎日食べる (週 7 日)	週 5 ～ 6 日	週 3 ～ 4 日	週 1 ～ 2 日、ほとんど食べない
a) 朝食	1	2	3	4
b) 夕食	1	2	3	4
c) 夏休みや冬休み中などの昼食	1	2	3	4

前の質問で「1」でも「2～4」と答えた人にお聞きします。その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1 食べる時間がないから	3 食事が用意されていないから
2 食べたくないから (お腹がすいていないから)	4 食べる習慣がないから
	5 その他

問 1 4 あなたは、ふだん(月～金曜日)、ほぼ同じ時間に寝ていますか。(あてはまるもの 1 つに○)

1 同じ時間に寝ている
2 どちらかといえば同じ時間に寝ている
3 同じ時間に寝ていない

問 1 5 あなたは、ふだん(月～金曜日)、何時ごろに寝ていますか。(日によって違う場合も、一番よくあてはまるもの 1 つに○)

1 午後 9 時より前	4 午後 11 時台
2 午後 9 時台	5 午前 0 時台
3 午後 10 時台	6 午前 1 時より後

問16 あなたは、ふだん(月～金曜日)の放課後、だれと過ごしますか。
(あてはまるものすべてに○)

1	おうちの大人の人 (親・祖父母・親せきなど)	4	学校の友達
2	きょうだい	5	クラブ活動の仲間
3	おうちの人以上の大人 (塾や習い事の先生、 近所の大人など)	6	学校外の友達 (地域のスポーツクラブ、近所の友達など)
7	ひとりである	7	
8	その他	8	

問17 あなたは、ふだん(月～金曜日)の放課後、どこで過ごしますか。
(あてはまるものすべてに○)

1	自分の家	10	ゲームセンター
2	祖父母の家	11	図書館や公民館など公共の施設
3	友達の家	12	地域の居場所 (学習支援の場や子供食堂など)
4	塾	13	放課後等デイサービス
5	習い事	14	児童会館・児童センター
6	学校(クラブ活動など)	15	学童保育室 (留守家庭児童育成室など)
7	公園・広場	16	その他
8	スーパーやショッピングモール		
9	コンビニストア		

問18 前の質問で答えた中に、ほっとできる場所(居心地のよい場所)はありますか。
(あてはまるもの1つに○)

また、「1 ほっとできる場所がある」場合、その場所はどこですか。(前の質問の1～16の中から、一番ほっとできる場所の番号を1つだけ書いてください。)

1	ほっとできる場所がある ↓ 一番ほっとできる場所の番号を 問17の質問の1～16の中から 1つだけ書いてください。→【 】番	2	ほっとできる場所がない
---	---	---	-------------

問19 全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。
「まったく満足していない」を0点、「十分に満足している」を10点とすると、何点くらいになりますか。0～10の数字から1つを選んでください。(あてはまるもの1つに○)

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

問20 あなたの現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の影響で変わったことはありますか。
(a～hそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	増えた	減った	変わらない
a) 学校の授業以外で勉強する時間	1	2	3
b) 学校の授業がわからなさと感じる回数	1	2	3
c) 地域のクラブ活動や学校の部活動で活動する回数	1	2	3
d) 食事を抜く回数	1	2	3
e) 夜遅くまで起きている回数	1	2	3
f) 親以外の大人や友達と話をすること	1	2	3
g) イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと	1	2	3
h) 家族に怒られる回数	1	2	3



問 21 以下のそれぞれの質問について、「1 あてはまらない」「2 まああてはまる」「3 あてはまる」のどれから回答してください。答えに自信がなくても、その質問がばからしいと思えたとしても、できるだけ全部の質問に答えてください。あなたのここ半年くらいのことを考えて答えてください。
(a~o それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	あてはまらない	まああてはまる	あてはまる
a) 私は、他人に対して親切にするようにしている。私は、他人の気持ちをよく考える	1	2	3
b) 私は、よく頭やお腹が痛くなったり、気持ちが悪くなったりする	1	2	3
c) 私は、他の子供たちと、よく分け合う（食べ物・ゲーム・ペンなど）	1	2	3
d) 私は、たいいてい一人である。だいたいいつも一人で遊ぶが、人と付き合うことを避ける	1	2	3
e) 私は、心配ごとが多く、いつも不安だ	1	2	3
f) 私は、だれかか心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける	1	2	3
g) 私は、仲の良い友達が少ないとも一人はいる	1	2	3
h) 私は、落ち込んで沈んでいたり、涙ぐんだりすることがよくある	1	2	3
i) 私は、同じくらいの年齢の子供からは、だいたい好かれている	1	2	3
j) 私は、新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい	1	2	3
k) 私は、年下の子供たちに対してやさしくしている	1	2	3
l) 私は、他の子供から、いじめられたり、からかわれたりする	1	2	3
m) 私は、自分からすすんでよく手伝いをする（親・先生・他の子供たちなど）	1	2	3
n) 私は、他の子供たちより、大人というほうがうまくいく	1	2	3
o) 私は、こわがり、すぐにおびえたりする	1	2	3

問 22 あなたは今までに、以下の a ~ g のようなことがありましたか。あてはまる個数を答えてください。

a 一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることよくある

b 一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがをするほど強くなられたことが一度でもある

c 家族のどれからも愛されていない、大切にされていない、支えられていないと感じることがある

d 必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある

e 一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある。または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある

f 一緒に住んでいる人にお酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる

g 一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人が、または自殺しようとした人がいる

(あてはまるもの 1 つに○)

0	ひとつもあてはまらない (0 個)	4	4 個あてはまる
1	1 個あてはまる	5	5 個あてはまる
2	2 個あてはまる	6	6 個あてはまる
3	3 個あてはまる	7	すべてあてはまる (7 個)

※ 上のようなどで、つらい気持ちの場合は、学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、大阪府の子どもの悩み相談ダイヤル (0120-7285-25) に話してみてください。

問 23 あなたの健康状態はいかがですか。(あてはまるもの 1 つに○)

1	良い	4	あまり良くない
2	まあ良い	5	良くない
3	ふつう		

問 2 4 あなたは、次の a～d のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか。(a～d それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	利用したことがある	利用したことは	
		あてはまると思う	あてはまらないと思う
a) (自分や友達の家以外)平日の放課後や休日に過ごすことができる場所 (図書館などの自習室、児童センター、太極の広場、青少年活動サポートプラザ(夢つながり未来館)、青少年クリエイティブセンターなど)	1	2	3
b) (自分や友達の家以外)夕ごはんを無料か安く食べることができる場所(子供食堂など)	1	2	3
c) 勉強を無料でみてくれる場所	1	2	3
d) (家や学校以外)何でも相談できる場所(電話やネットの相談をふくむ。)	1	2	3

1 つでも「1」を選択した場合は、問 2 5 へ。

問 2 5 前の質問で、1 つでも「1」利用したことがあると答えた人にお聞きします。そこを利用したこと
で、以下のような変化がありましたか。(あてはまるものすべてに○)

1 友達が増えた	6 勉強がわかるようになった
2 気軽に話せる大人が増えた	7 勉強する時間が増えた
3 生活の中で楽しみが増えた	8 その他
4 ほっとできる時間が増えた	9 ともに変化はない
5 未曽のある良事とれることが増えた	

問 2 6 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。
(あてはまるものすべてに○)

1 親	7 スクールカウンセラー、
2 きょうだい	スクールソーシャルワーカーなど
3 相父母など	8 その他の大人 (塾や習い事の先生、近所の大人など)
4 学校の先生	9 インターネットや SNS で知り合った人
5 学校の友達	10 だれにも相談できない、相談したくない
6 学校外の友達	

問 2 7 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、どんな方法であれば相談しやすいですか。
(あてはまるものすべてに○)

1 直接、お互いの顔を見て相談できる
2 電話で相談できる
3 インターネットや SNS で相談できる
4 自分の家に専門の相談員が来てくれて相談できる
5 わからず、相談したくない

問 2 8 毎日の生活で感じていることを自由に書いてください。



質問は以上です。ご協力ありがとうございます。
書き終わったこの調査票(アンケート用紙)は、自分で水色の封筒に入れて、封をじておうちの方に渡してください。

4. 中学生用



すいたし ちどりこども せいかつじぶおきょうちようさ
吹田市子供の生活状況調査

ちゅうがくせいひょう
【中学生票】

- これは、吹田市が行う子供の生活についての調査です。
- この調査票の回答は、あなたが自分で書いてください。安心して答えられるよう、おうちの方には見せないでください。
- 各前には書かないでください。名前を書かないので、あなたがどのように答えたかはだれにもわかりません。
- 下記の ID 番号は、個人を特定するものではありません。
- 全部書き終わったら、自分で、水色の封筒に入れて、封をどじておうちの方に送ってください。
- この調査票は調査の目的以外には使用しません。
- この調査についての質問は、次のところへ連絡してください。

すいたし やくしょ こども せいかつ せいさくしつ
吹田市役所 子育て政策室 (計画担当)

でん 話 : 06-6384-1491 (9:00~17:30 土・日曜日・祝日を除く)

FAX : 06-6368-7349

質問の回答方法について

◆ それぞれの質問について次のように答えてください。

(例) あなたの好きな色は何色ですか。(あてはまるもの1つに○)

1	赤色	3	緑色
2	黄色	4	その他の色

- 答えは、あてはまる番号に○をつけてください。
- のつけかたは、質問文の終わりに「あてはまるもの1つに○」や「あてはまるものすべてに○」などと書いてありますので、それにしたがってください。
- 自分の思う答えを書いてください。まちがった答えや、正しい答えはありません。
- 答えたくない質問は、とばして次に進んでください。

この調査 (アンケート) は、WEB による回答もできます。

- 以下の WEB サイトからアンケート回答ページにアクセスすることができます。
<https://ai-form.tank.jp/survey/suita20/>
- 回答ページに、下記の ID 番号を入力したら、【回答を始める】を押しください。
ID 番号
- WEB での回答は1回限りです。回答を送信すると、そのあとの修正はできません。
あなたがおうちの方の一方が WEB で回答し、もう一方が紙の用紙に回答した場合は、回答された紙のアンケート用紙のみ送ってください。



問1 あなたの性別を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1	男
2	女
3	その他・答えたくない

問2 あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。
※勉強には学校の宿題もふくみます。(あてはまるものすべてに○)

1	自分で勉強する
2	塾で勉強する
3	学校の補習を受ける
4	家庭教師に教えてもらう
5	地域のひとなどが行う無料の勉強会に参加する
6	おうちのひとに教えてもらう
7	友達と勉強する
8	その他
9	学校の授業以外で勉強はしない

問3 あなたは、ふだん学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。
※学校の宿題をする時間や、塾などの勉強時間もふくみます。
(a,b それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

ま	まったくしない	1	2	3	4	5	6
30	分以上、1時間より少ない	1	2	3	4	5	6
1	時間以上、2時間より少ない	1	2	3	4	5	6
2	時間以上、3時間より少ない	1	2	3	4	5	6
3	時間以上	1	2	3	4	5	6

a) 学校がある日 (月～金曜日)

b) 学校がない日 (土・日曜日・祝日)

問4 あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 上のほう
- 2 少し上のほう
- 3 まん中あたり
- 4 少し下のほう
- 5 下のほう
- 6 わからない

問5 あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 いつもわかる
- 2 だいたいわかる
- 3 教科によってはわからないことがある
- 4 わからないことが多い
- 5 ほとんどわからない

問6 前の質問で「3 教科によってはわからないことがある」「4 わからないことが多い」「5 ほとんどわからない」と答えた人にお聞きます。
 1つどころから、授業がわからないことがあるようになりましたか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 小学1・2年生のころ
- 2 小学3・4年生のころ
- 3 小学5・6年生のころ
- 4 中学1年生のころ
- 5 中学2年生になってから



問7 あなたは、将来、どの学校まで進学したいですか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 中学まで
- 2 高校まで
- 3 高専 (5年制の高等専門学校)、専門学校または短大まで
- 4 大学またはそれ以上
- 5 その他
- 6 まだわからない →問9に進んでください。

問8 前の質問で1～5と答えた場合、その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1 希望する学校や職業があるから	6 家にお金がないと思うから
2 自分の成績から考えて	7 早く働く必要があるから
3 親がそう言っているから	8 その他
4 兄・姉がそうしているから	9 とくに理由はない
5 まわりの先輩や友達がそうしているから	

問9 あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 参加している →次のページの問11に進んでください。
- 2 参加していない

問10 前の質問で「2 参加していない」と答えた人にお聞きます。
 参加していない理由は何か。(あてはまるものすべてに○)

1 入りたいクラブ・部活動がないから	4 家の事情(家族の世話、家事など)があるから
2 塾や習い事が忙しすぎるから	5 一緒にいる友達がいらないから
3 費用がかかるから	6 その他



問11 家庭や家族について教えてください。

a. あなたは家族のお世話をしていますか。(ここでいう「お世話」とはもともと大人がするような家事や家族のお世話をすることを指します。) (あてはまるもの1つに○)

..... 1 している
 2 していない → 次のページの問12に進んでください。

前の質問で「1」している「お世話」の内容を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

b. あなたのお世話を必要としている人を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1 母親	4 祖父 (おじいちゃん)
2 父親	5 きょうだい
3 祖母 (おばあちゃん)	6 その他

c. あなたが行っているお世話の内容を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1 家事 (食事の準備や日用品などの買い物、掃除、洗濯など)	6 感情面のサポート (話し相手になるなど)
2 きょうだいの世話や保育所等への送迎など	7 障がいや病気の家族の見守り
3 身体的な介護 (入浴やトイレのお世話など)	8 通訳 (日本語や手話など)
4 外出の付き添い (買い物、散歩など)	9 お金の管理
5 通院の付き添い	10 薬の管理 (薬を飲ませるなど)
	11 その他

d. あなたがお世話をするのはどのくらいですか。(あてはまるもの1つに○)

1 ほぼ毎日	4 1か月に数日
2 週に3～5日	5 その他
3 週に1～2日	

e. 平日にお世話はどれくらい行っていますか。1日あたりの時間を教えてください。(日によって違う場合は、この1か月の中で最も長かった日の時間を教えてください。)

(あてはまるもの1つに○)

1 30分未満	4 3時間以上7時間未満
2 30分以上1時間未満	5 7時間以上
3 1時間以上3時間未満	

問12 あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。(a～cそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	毎日食べる (週7日)	週5～6日	週3～4日	週1～2日、ほとんど食べない
a) 朝食	1	2	3	4
b) 夕食	1	2	3	4
c) 夏休みや冬休み中などの昼食	1	2	3	4

問13 前の質問で1つでも2～4と答えた人にお聞きします。その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1 食べる時間がないから	3 食事が用意されていないから
2 食べたくないから (お腹がすいていないから)	4 食べる習慣がないから
	5 その他

問14 あなたは、ふだん(月～金曜日)、ほぼ同じ時間に寝ていますか。(あてはまるもの1つに○)

1 同じ時間に寝ている
2 どちらかといえば同じ時間に寝ている
3 同じ時間に寝ていない

問15 あなたは、ふだん(月～金曜日)、何時ごろに寝ていますか。(日によって違う場合も、一番よくあてはまるもの1つに○)

1 午後9時より前	4 午後11時台
2 午後9時台	5 午前0時台
3 午後10時台	6 午前1時より後

問16 あなたは、ふだん(月～金曜日)の放課後、だれと過ごしますか。
(あてはまるものすべてに○)

1	おうちの大人の人 (親・祖父母・親せきなど)
2	きょうだい
3	おうちの人以上の大人 (塾や習い事の先生、 近所の大人など)
4	学校の友達
5	クラブ活動の仲間
6	学校外の友達 (地域のスポーツクラブ、近所の友達など)
7	ひとりである
8	その他

問17 あなたは、ふだん(月～金曜日)の放課後、どこで過ごしますか。
(あてはまるものすべてに○)

1	自分の家	9	コンビニエンスストア
2	祖父母の家	10	ゲームセンター
3	友達の家	11	図書館や公民館など公共の施設
4	塾	12	地域の居場所 (学習支援の場や子供食堂など)
5	習い事	13	放課後等デイサービス
6	学校(クラブ活動など)	14	その他
7	公園・広場		
8	スーパーやショッピングモール		

問18 前の質問で答えた中に、ほっとできる場所(居心地のよい場所)はありますか。
(あてはまるもの1つに○)

また、「1(ほっとできる場所がある)場合、その場所はどこですか。(前の質問の1～14の中から、一番ほっとできる場所の番号を1つだけ書いてください。)

1	ほっとできる場所がある ↓ 一番ほっとできる場所の番号を 問17の質問の1～14の中から 1つだけ書いてください。→【 】番	2	ほっとできる場所がない
---	---	---	-------------

問19 全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。
「まったく満足していない」を0点、「十分に満足している」を10点とすると、何点くらいになりますか。0から10の数字から1つを選んでください。(あてはまるもの1つに○)

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

問20 あなたの現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の影響で変わったことはありますか。
(a～hそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	増えた	減った	変わらない
a) 学校の授業以外で勉強する時間	1	2	3
b) 学校の授業がわからないと感じるこ	1	2	3
c) 地域のクラブ活動や学校の部活動で活動する回数	1	2	3
d) 食事を抜く回数	1	2	3
e) 夜遅くまで起きている回数	1	2	3
f) 親以外の大人や友達と話をすること	1	2	3
g) イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと	1	2	3
h) 家族に怒られる回数	1	2	3



問 21 以下のそれぞれの質問について、「1 あてはまらない」「2 まああてはまる」「3 あてはまる」のどれから回答してください。答えて自信がなくても、その質問がばからしいと思えたとしても、できるだけ全部の質問に答えてください。あなたのこの半年ぐらゐのことを考えて答えてください。
(a~o それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	あてはまらない	まああてはまる	あてはまる
a) 私は、他人に対して親切にするようにしている。私は、他人の気持ちをよく考える	1	2	3
b) 私は、よく頭やお腹が痛くなったり、気持ちが悪くなったりする	1	2	3
c) 私は、他の子供たちと、よく分け合う（食べ物・ゲーム・ペンなど）	1	2	3
d) 私は、たいてい一人でいる。だいたいいつも一人で遊ぶが、人と付き合うことを避ける	1	2	3
e) 私は、心配ごとが多く、いつも不安だ	1	2	3
f) 私は、だれかか心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける	1	2	3
g) 私は、仲の良い友達が少ないとも一人はいる	1	2	3
h) 私は、落ち込んで沈んでいたり、涙ぐんだりすることがよくある	1	2	3
i) 私は、同じくらいの年齢の子供からは、だいたいは好かれている	1	2	3
j) 私は、新しい場面に直面すると不安になり、自信をなくしやすい	1	2	3
k) 私は、年下の子供たちに対してやさしくしている	1	2	3
l) 私は、他の子供から、いじめられたり、からかわれたりする	1	2	3
m) 私は、自分からすすんでよくお手伝いをする（親・先生・他の子供たちなど）	1	2	3
n) 私は、他の子供たちより、大人というほうがうまくいく	1	2	3
o) 私は、こわがりで、すぐにおびえたりする	1	2	3

問 22 あなたは今までに、以下の a~g のようなことがありましたか。あてはまる個数を答えてください。

- a 一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまをされることよくある
- b 一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けかをするほど強くなられたことが一度でもある
- c 家族の誰れからも愛されていない、大切にされていない、支えられていないと感じることがある
- d 必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある
- e 一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある。または、くり返しながら、刃物などでおどされたことが一度でもある
- f 一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまをした人がいる
- g 一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人が、または自殺しようとした人がいる

(あてはまるもの 1 つに○)

0	ひとつもあてはまらない (0 個)	4	4 個あてはまる
1	1 個あてはまる	5	5 個あてはまる
2	2 個あてはまる	6	6 個あてはまる
3	3 個あてはまる	7	すべてあてはまる (7 個)

※上のようなくことで、つらい気持ちの場合は、学校のスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、大阪府の子どもの悩み相談フリーダイヤル (0120-7285-25) に話してみてください。

問 23 あなたの健康状態はいかがですか。(あてはまるもの 1 つに○)

1	良い	4	あまり良くない
2	まあ良い	5	良くない
3	ふつう		

問 24 あなたは、次の a～d のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか。(a～d それぞれについて、あてはまるもの 1 つに○)

	利用したことがある	利用したことはない	
		あてはまると思う	わからない
a) (自分や友達の家以外) 平日の放課後や休日に過ごことができる場所 (図書館などの自習室、青少年活動サポートプラザ (夢つながり未来館)、青少年クリエイティブセンターなど)	1	2	3
b) (自分や友達の家以外) タごはんを無料で安く食べることができる場所 (子供食堂など)	1	2	3
c) 勉強を無料でみでくれる場所	1	2	3
d) (家や学校以外) 何でも相談できる場所 (電話やネットの相談をふくむ。)	1	2	3

1 つでも「1」を選択した場合は、問 25へ。

問 25 前の質問で、1 つでも「1」利用したことがあると答えた人にお聞きます。そこを利用したことで、以下のような変化がありましたか。(あてはまるものすべてに○)

1 友達が増えた	6 勉強がわかるようになった
2 気軽に話せる大人が増えた	7 勉強する時間が増えた
3 生活の中で楽しみが増えた	8 その他
4 もっとできる時間が増えた	9 くに変化はない
5 栄養のある食事とれることが増えた	

問 26 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。(あてはまるものすべてに○)

1 親	7 スクールカウンセラー、
2 きょうだい	スクールソーシャルワーカーなど
3 相父母など	8 その他の大人
4 学校の先生	(塾や習い事の先生、近所の大人など)
5 学校の友達	9 インターネットや SNS で知り合った人
6 学校外の友達	10 だれにも相談できない、相談したくない

問 27 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、どんな方法であれば相談しやすいですか。(あてはまるものすべてに○)

1 直接、お互いの顔を見て相談できる
2 電話で相談できる
3 インターネットや SNS で相談できる
4 自分の家に専門の相談員が来てくれて相談できる
5 わからない、相談したくない

問 28 毎日の生活で感じていることを自由に書いてください。



質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

書き終わったこの調査票 (アンケート用紙) は、自分で水色の封筒に入れて、封筒としておうちの方に渡してください。

第2章 支援機関等調査

I 支援機関等アンケート調査

1. 支援機関等アンケート調査の概要

(1)調査目的

子供たちの支援に日々携わっている支援機関等において、特に支援を必要とする子供やその家庭に対する支援の課題等を明らかにし、子供の貧困に関する課題の背景やその対策を検討するにあたっての基礎資料を得ることを目的として調査を実施しました。

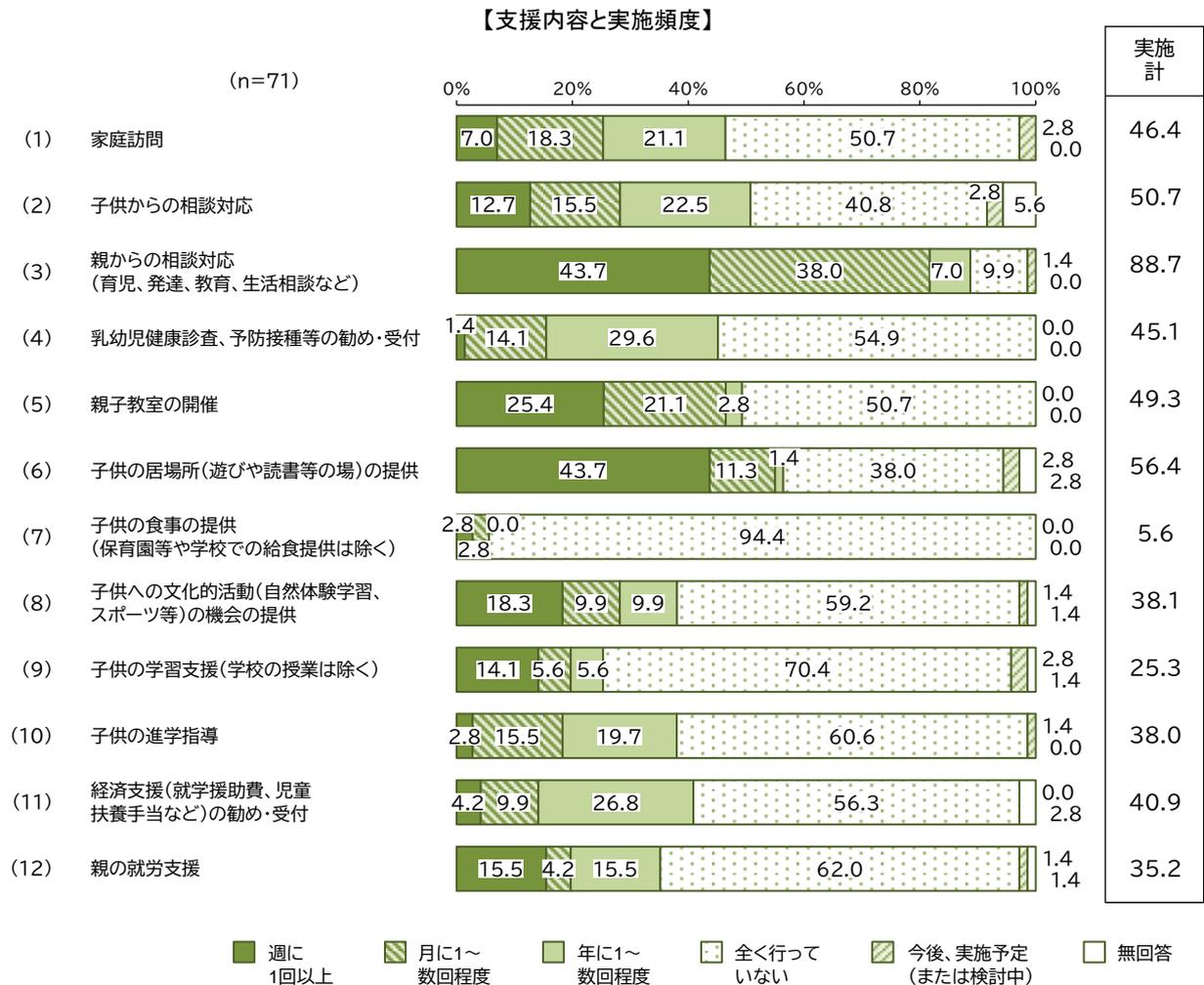
(2)調査の概要

①調査対象	調査対象数 122 市内の関係機関及び団体等 子育て広場実施団体、子供食堂実施団体、学習支援実施団体、就労支援施設、ひとり親家庭支援実施団体、社会福祉協議会、障がい者相談支援センター、子供の貧困対策に資する事業を実施している庁内室課、こども発達支援センター、生活困窮者自立支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童館・児童センター、公立幼稚園、公立保育園等
②調査方法	郵送または電子メールにより依頼文を配付、インターネットにより回答
③調査期間	令和4年7月22日～8月5日
④回収状況	有効回答件数 71

2. 支援機関等アンケート調査の結果

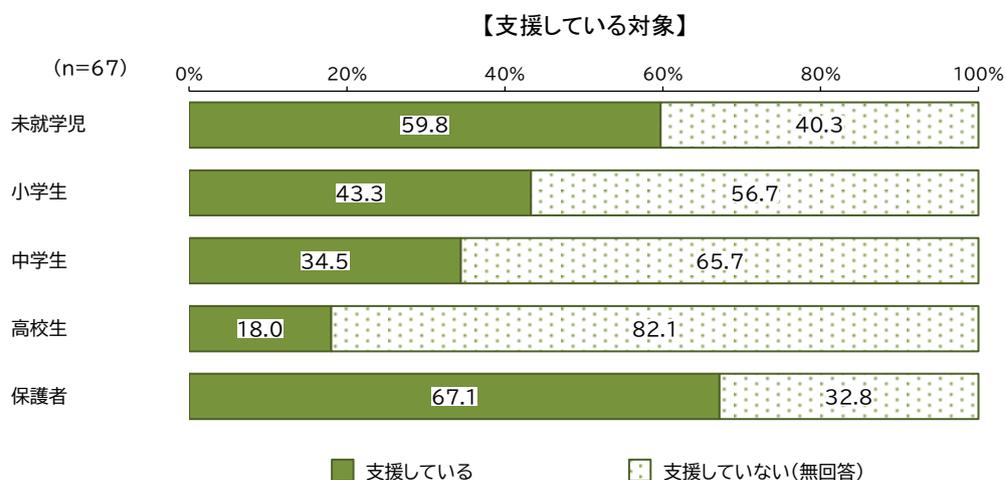
(1) 支援内容と実施頻度

支援内容と実施頻度を見ると、「(3)親からの相談対応(育児、発達、教育、生活相談など)」を実施している機関は約9割と高く、「週に1回以上」が43.7%となっています。また、「(6)子供の居場所(遊びや読書等の場)の提供」も「週に1回以上」が43.7%と高くなっています。



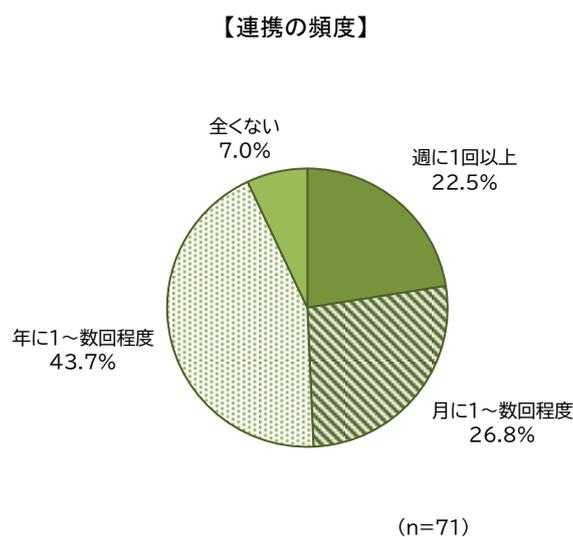
(2) 支援している対象

未就学児を支援している機関は 59.8%、小学生を支援している機関は 43.3%、中学生を支援している機関は 34.5%、高校生を支援している機関は 18.0%と、年齢が高くなるにつれて割合が低くなっています。保護者を支援している機関の割合は 67.1%となっています。



(3) 連携の頻度

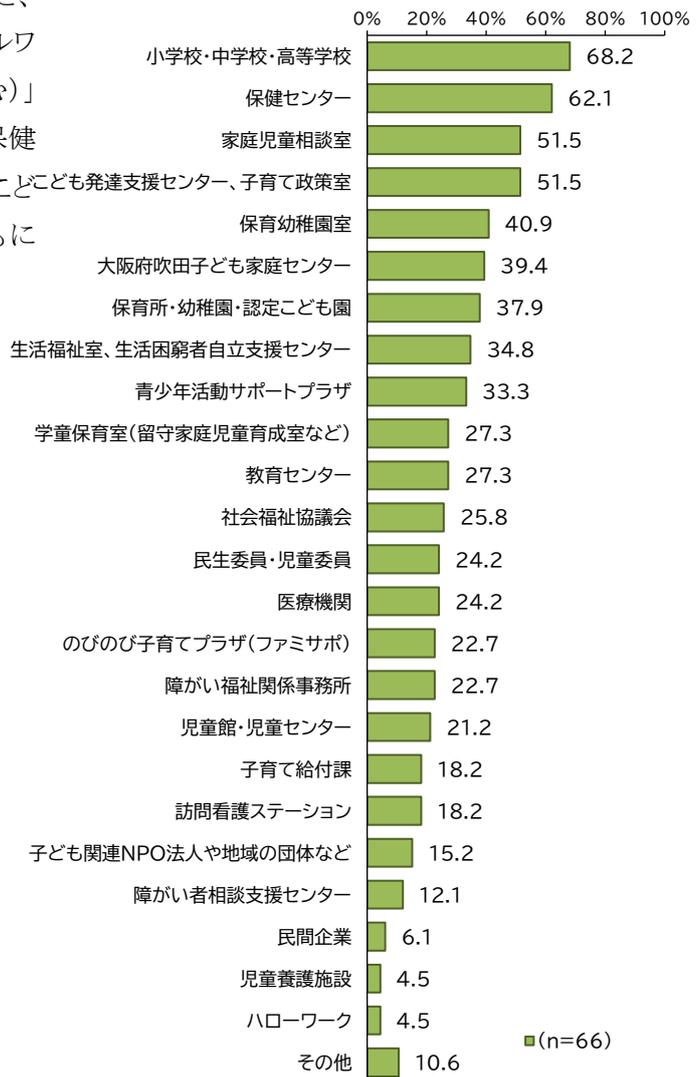
貧困をはじめ課題を抱えた子供や保護者への支援をする際の他の部署・機関・団体との連携頻度を見ると、「年に1～数回程度」が 43.7%で最も高く、次いで「月に1～数回程度」が 26.8%、「週に1回以上」が 22.5%となっています。



(4) 連携することが多い部署・機関・団体

連携することが多い部署・機関・団体を見ると、「小学校・中学校・高等学校(スクールソーシャルワーカー(SSW)やスクールカウンセラー(SC)含む)」が68.2%で最も高く、次いで「保健センター(保健師を含む)」が62.1%、「家庭児童相談室」と「こども発達支援センター、子育て政策室」がともに51.5%となっています。

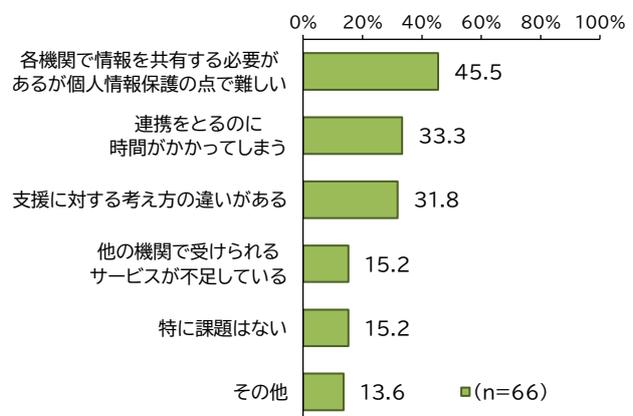
【連携することが多い部署・機関・団体】



(5) 連携するうえでの課題

連携して支援をするうえで課題となることを見ると、「各機関で情報を共有する必要があるが個人情報保護の点で難しい」が45.5%で最も高く、次いで「連携をとるのに時間がかかってしまう」が33.3%、「支援に対する考え方の違いがある」が31.8%となっています。

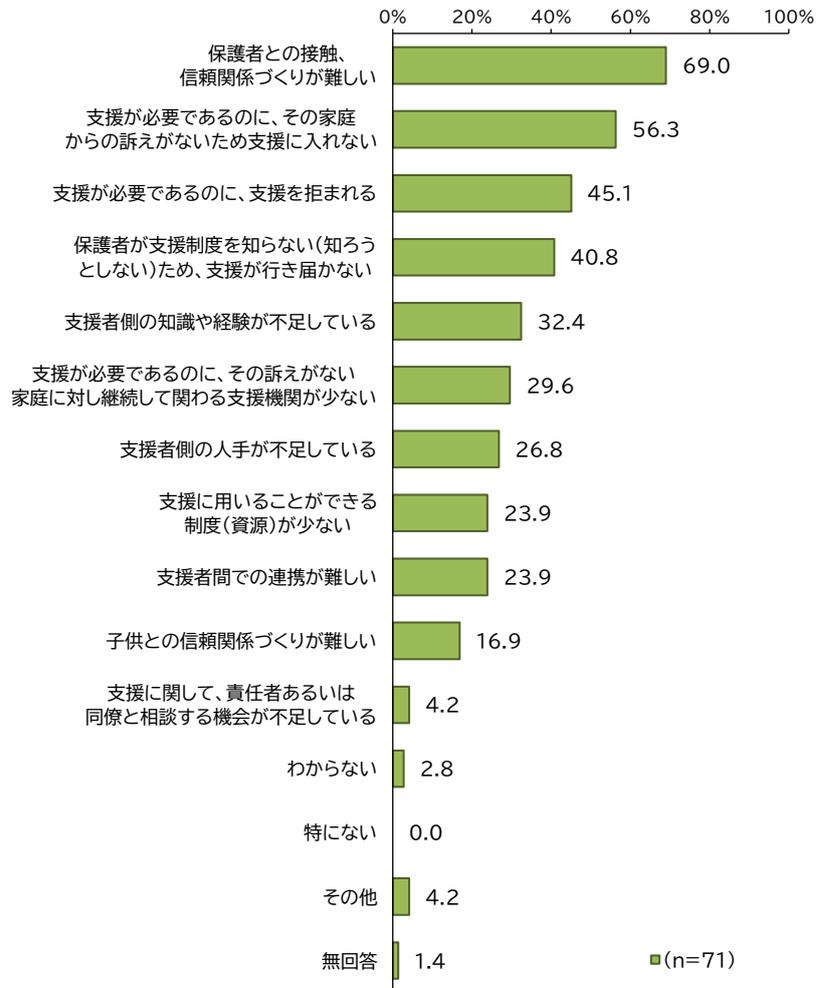
【連携するうえでの課題】



(6) 支援にあたっての課題

貧困状況にあると思われる家庭への支援にあたっての課題を見ると、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」が 69.0%で最も高く、次いで「支援が必要であるのに、その家庭からの訴えがないため支援に入れない」が 56.3%、「支援が必要であるのに、支援を拒まれる」が 45.1%、「保護者が支援制度を知らない(知ろうとしない)ため、支援が行き届かない」が 40.8%となっています。

【支援にあたっての課題】



(7) 支援する際の工夫などについて(主な意見の抜粋)

(以下の自由記述での回答については、記述の趣旨が損なわれない範囲で編集しています。)

支援する際に、工夫していることや心がけていること
普段から雑談等で信頼関係を構築し、状況等を把握しておく。何かあったときに話せる関係を作っておくことが大切だと思う。
子どもに対しては保護者の悪口と取られるようなことは言わない。保護者に対しても責めるように取られ兼ねないことは言わない。
情報は一人で抱え込まず、複数の職員と共有する。その中で、他の支援機関と連携をとり、どんな支援が必要か検討する。
自分たちの機関だけで課題を抱え込まない。
保護者の困り感への寄り添いの上で、主訴を引き出し、具体的な支援の提案を他機関連携で土台を固めた上で、段階を経て行うようにしている。
支援者側の感覚で支援せず、まず子どもや保護者から話をしっかりと聞き、本人たちの自己決定が出来るような関わりを大切にしている。
子どもの将来を想像しながら、必要な支援を行うこと。
保護者の生活にあわせて支援を行う、また調整をしている。
他機関等のものを含めた制度利用促進や、積極的な連携を図り、当事者と支援機関の接点を増やす。
関係機関とチームでの重なり合う伴走型のアウトリーチ支援を実施している。他の関係機関につながるときは、つなぎきるまで支援を行っている。
焦りや不安が強い場合が多く、寄り添いの姿勢でまずは傾聴に努めている。まれに行政や各支援窓口への不信感をいただいているケースもあり、たらい回しとならないよう可能な限りこちらで調べたり、負担軽減できるような対応を心掛けている。

(8) 支援がうまくいった事例(主な意見の抜粋)

(以下の自由記述での回答については、記述の趣旨が損なわれない範囲で編集しています。)

上手くいったポイント
支援者側との信頼関係を築いた後での相談であった為、公的機関への連携も素直に受け入れられた。
学校説明会の同行など保護者ができないことのフォローや、第三者として子どもに伝えた方が聞き入れてもらえるようなフォロー。
親身になって粘り強く話をする機会を重ねていき、信頼を得る。相手の生活事情を優先させた時間帯に懇談する。親子のプライドを大切にす。
いろいろな背景を考え、保護者の思いに寄り添うことを心がけて、傾聴する。他機関と連携を持つ。
虐待が止まらない母親との面談を重ね、母の困り感や虐待をしない子育ての実現のために何が必要かを考えていき、母の治療やサービスの利用につながった。
粘り強く関係機関連携での訪問を重ねることで、徐々に信頼関係を築くことができた。
初回の面談は相手から最も情報を多く得られるチャンスであり、相手との信頼関係を築く上で大切なステップであるため、特に重きを置いて聞き取りを行っていること。
乳児の発育測定など育児相談を通して保健師への信頼を得ることができ、経済困窮、DVの深刻な状況についてのSOSをキャッチすることができた。保健師がキーマンとなり関係機関と連携し、母子を保護しその後自立支援につながることができた。
気になったケースについては、関係機関に連絡して情報を共有しておく。
毎日の送迎時に話す機会を作り、何でも話せる関係を構築していたことで状況の変化がわかり、事態が大きくなる前に保護者に注意喚起ができたり、関係機関に先に情報を共有して多方面からの支援を受けることができた。
お産にあたり休園の申し出を受け、緊急一時保育利用を粘り強く促し利用に繋がりました。お子さん達の安定した生活と遊びの保障ができました。
保護者の困難さが生じた時に、その困り感に気付いてくれる支援者が保護者の側におり、その人がより専門である私のところへと相談に繋いでくれた。
虐待通告後の保護者に対して、その行為をせざるを得なかった気持ちに寄り添い、二度とそうならないための対策を一緒に考えたいというスタンスで接した。
心理支援によって警戒が取れた子ども自身が支援を要すると感じ求めてくれたことで、その子どもの将来へ結びつく支援のためスクールソーシャルワーカーへ繋ぐことが出来た
継続的に支援を利用してもらえるように、支援者側のやり方や考え方を押し付けるのではなく、支援者がリードしつつ生徒さんに合う方法を模索しながら指導することで、自分で考えて踏み出す力を育んでもらうことができた。
関係機関と連携し家庭訪問。当初は支援に拒否的であったが、本人が困っていることに対して、一緒に動いて支援をすることで信頼を得て、その後の支援がスムーズに行くようになった。

(9) 支援がうまくいかなかった事例(主な意見の抜粋)

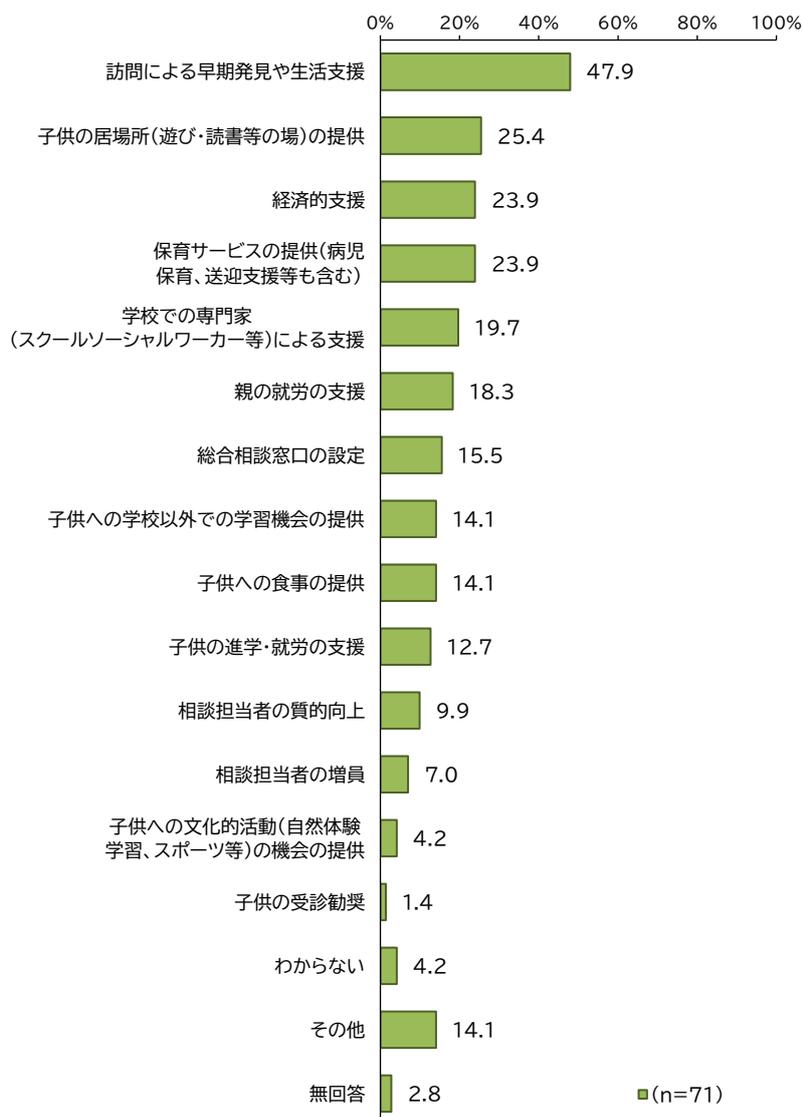
(以下の自由記述での回答については、記述の趣旨が損なわれない範囲で編集しています。)

うまくいかなかった原因
保護者が支援を拒む
支援者機関の担当者への不信感
他機関との連携が出来なかった。福祉と教育の連携の限界感じた。
母が父からDVを受けていたが、母にその認識がなく、支援につなげられなかった。
保護者の背景を理解するには、家庭への介入があるが、それが難しい。
他の連携機関に話す内容が違い、真実がつかめない。また、連携したくても個人情報観点から話してもらえない。
保護者が問題や課題を受け止められる心の準備ができていないか十分に注意を払えず、問題点などを指摘してしまった。
接触する頻度が少なく、信頼関係が築けていない。
相談関係上の枠を作ったことで、拒絶されたと思ったのか、相談に来なくなったケースがあった。カウンセラーとの協働を早い段階でできれば良かった。

(10) 今後必要な支援策

貧困状況にある子供や家庭に対してさらに必要な支援を見ると、「訪問による早期発見や生活支援」が47.9%で最も高く、次いで「子供の居場所(遊び・読書等の場)の提供」が25.4%、「経済的支援」と「保育サービスの提供(病児保育、送迎支援等も含む)」がともに23.9%、「学校での専門家(スクールソーシャルワーカー等)による支援」が19.7%、「親の就労の支援」が18.3%、「総合相談窓口の設定」が15.5%となっています。

【今後必要な支援策】



(11) 具体的な今後必要な支援策

(以下の自由記述での回答については、記述の趣旨が損なわれない範囲で編集しています。)

具体的な支援策
子供と親の支援窓口が1つならずいぶん楽だと思う。
24 時間、即対応ができる施設や相談できるところが必要。
幼稚園等に専属の相談員がいればよい。
幼児期に学習のもととなる経験を多く積めるよう重点的な支援を行い、非認知能力を高める取り組みを行い、その後成長していく上での基礎となる力を育む。
早急に包括的性教育が必要。大人も子供も、性に関する知識やスキルだけでなく、人権やジェンダー観、多様性などを学ぶ機会が必要。
施設が老朽化している。子供たちが遊んだりするには予算を確保し、遊具なども購入が必要。
重層的支援体制、地域学校協働活動などの子どもを取り巻く環境の整備。
不登校の児童生徒のほとんどが自宅でひきこもっている実態に対して、行政的な有効な手立てが取れていない。
学校現場に福祉機関等他機関が介入できるようにしたい、いじめ等、子供の置かれている現場は深刻です
スクールソーシャルワーカー (SSW) による他機関との連携。そのためにも SSW のさらなる拡充の必要性を感じる。
社協との連携(コミュニティーソーシャルワーカー (CSW) 見守り)
支援のニーズがなかったり拒否的であったりする世帯に対して、粘り強くチームでアウトリーチ型の生活・養育・教育に関する伴走型の支援が必要である。
家庭に入り環境の調整から必要である。世帯に対し、世帯まるごと断らない、つながり続ける支援と、課題解決型の支援が必要である。
居場所に関して、子供が行きやすい場所に学習や食事等トータルで支援できる場や、高校生年代が使える居場所が必要である。また、居場所や制度までつなぐ人が必要である。
子供に必要な物資(学用品、制服、衣類、食料品など)を子ども自身が自由に受け取れる仕組み。

II 支援機関等ヒアリング調査

1. 支援機関等ヒアリング調査の概要

①調査対象	10 機関 子供食堂実施団体、学習支援実施団体、就労支援施設、社会福祉協議会、民生・児童委員、子供の貧困対策に資する事業を実施している庁内室課
②調査方法	対面による聞き取り調査
③調査期間	令和4年8月19日～9月28日

2. 支援機関等ヒアリング調査の結果

(1) 支援が届きにくい子供・家庭について

- 保護者が SOS を出せない家庭では、外部のサービスが入りにくく、生活保護を受けてもいいレベルにも関わらず、どうしていいか分からなくて貧困等の問題が継続している。
- SOSを出せない人はわかりにくいし、隣人との交流がないマンションなどは本人がSOSを出していても発見できない状況が多々ある。
- 個人情報保護の観点から、本人や周りからの発信がないと難しい。
- 就学児童は登校の状況で問題に気づくことができるが、就学前児童は保育園などに通っていないと、問題があっても把握するのが難しい。
- 子供の家庭内暴力は中学生から高校生で、親は自分の責任だと思って誰にも相談できない。
- 子供と保護者の関係が良くない場合は、保護者が学校からの連絡を嫌がる場合もある。
- たとえ本人が貧困であると自覚していても「人に伝えるのが恥ずかしい」という気持ちや、「大人に言っても何も変わらない」という諦めから、子供からの相談がない場合がある。
- いつでも開いていて気軽に行ける施設を地域に作り、相談に来られない子供をそこにつなげたり、行政や民間の相談機関につなげたい。
- アウトリーチの支援は声を上げてくれないと難しい。地域の民生委員や福祉委員が気づいてつないでくれることが多い。
- 支援を拒否する保護者もいるが、保護者側にはそれまでの経験で相互理解の不足から学校不信になっている状況がある。
- 保護者から困っているという相談がない場合、支援のとりこぼしになってしまう。チェックリストがあれば、とりこぼしは少なくなると思う。
- 支援を受け入れにくい世帯に対して、CSW や SSW が一緒にアウトリーチするなど、つながる支援が必要である。

(2) 支援機関の課題について

- 小中学校での支援が高校で途切れず、社会とつながれるケースを増やす必要がある。
- 支援機関のマンパワー不足で、行政だけでは手が回らない。
- 子供と最も長い時間接している学校教員に子供の貧困問題に対する視点が必要である。
- 高校生の困りごとは保護の対象から外れがちである。高校生への支援は非常に薄く、逃げ場がない。高校中退後の課題は居場所や所属先がなくなることである。
- 公立高校に派遣される SSW は担当校が多く、密な連携がとりにくい。

- 年齢の低い小学生は、自分の問題がわからなくて言語化できず身体症状として表れる傾向にある一方で、中学生は言語化できるが、思春期でもあり人に話したくないとか、訳も分からず苛立ったりする。子供と保護者の関係が良くないこともある。小学生・中学生それぞれにアセスメントの難しさに違いがある。
- 重層的支援体制整備事業は、協議体が大きくなりすぎると現場が混乱するだけの会議になりかねない。民間の支援機関とどこまで連携できるかという問題もある。
- 地域福祉の視点では、地域づくりや参加支援は、非効率、面倒と思われることを積み重ねていくので評価しづらいが、数の多さだけではなくプロセスや内容に目を向けてほしい。
- 子供たちから相談してもらうには、関係性づくりが必要。地域に相談できる場が必要。
- つまりいた時のサポートがない。支援のネットから漏れてしまう子供たちのために、地域のつながりが必要。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- 精神的に不安感の強い保護者は、コロナに対する不安感も強い。
- 会って雑談をする中で困りごとに気づくことがあるが、コロナで支援の機会を逃している。
- 休校や不登校が進行し、学力格差がみられる。
- 経済面や保護者の健康状態に問題を抱えていた家庭は、コロナでより大きな影響を受けた。
- コロナの流行によって社会全体が閉鎖的になったので、孤立した家庭はより一層その傾向が強まったと言える。

(4) ヤングケアラーについて

- ヤングケアラーは以前からおり、今も増えている。本人に自覚がなく、小さい時から親の心の支えになることを求められている。ヘルパーの受け入れを拒否されることが多い。
- ヤングケアラーの背後には虐待等のリスクが高い家庭も多い。
- ヤングケアラーは、学校の子供の様子を見て気づくことが多く、日頃の先生の観察と子供が先生に自分の困りごとを話しても良いと思う先生であることが重要である。
- LINE や電話を用いた気軽に相談出来る窓口など、子供が SOS を出せるツールを沢山設けていく必要がある。
- ヤングケアラーの難しさは「家庭内の問題やつらさを口にしてはいけない」というイメージの根強さにもあり、「子供らしくいられないのは虐待と同様にづらいことで、そのつらさを子供が主張しても良い」と、子供自身や保護者を啓発する必要もある。
- ヤングケアラーでは、子供が親から情緒面でのサポートを受けられないことも大きな問題で、物理的なヘルパーの導入だけでは解決しない。子供に対する情緒面のサポートが必要だ。
- 支援者が具体的な支援策の知識を持って、一緒に考えてくれる人がいることを知らせることが大切である。
- 親に訪問看護が入っているなどリスクの高い家庭に対しては、関わる人が「子供は大丈夫か？」という視点を持って、子供を孤立させないことが大事である。
- 「家事をやっているから」という理由だけで不登校になる子供はさほど多くなく、本来は親から受ける情緒面の不足や学習の遅れが要因であることが多いので、公的機関がかかわるなどして、なぜ学校に来れなくなっているかのアセスメントが必要である。
- ヤングケアラーの実態として把握しているのは各校に1人位だが、水面下にはその 2~3 倍いるという感覚がある。

- 親の問題意識としてどこまでがヤングケアラーになるかの切り分けは難しく、振り返るとヤングケアラーではないかと思うことがある。子供自身が嫌なことを嫌と言える親子関係でない場合は、周囲の誰かに言える場が必要である。

(5)不登校、ひきこもりについて

- 不登校には人間関係の問題や家庭の事情、そして病気の問題など様々な要因がある。中でも「勉強についていけない」という学力の問題で不登校になった子供は少なくない。
- 不登校からひきこもりにつながるケースは多い。
- 相談機関では、具体的な提案をしてもらえないことが多いが、親は具体的なことを求めている。
- 学校では勉強以外にも様々な事が学べるので、最終的には学校に戻してあげたい。別室通学やテストのときだけなど少しでも子供が行けるように支援する。
- 自分でひきこもりを認められたら制度やサービスにつなげられるが、そこまでの道のりは時間がかかる。より良い生活のためにどのような支援が必要かを考えながら、つながり続けることが大切な支援の一つである。
- 少子化の進む中で増える不登校は単なる心の問題ではなく、社会・経済的背景を帯びた社会問題だ。教育相談の悩み相談という認識を改め、総合・横断的に取り組む必要がある。
- 学習支援の場は身近にあるべきで、校区毎の児童館や公民館を活用して子供が通いやすい場所につくる必要がある。
- 相談窓口は、学校に相談できない人が相談できて、相談員の他に教育や法律の専門家と連携して対応できることが必要だ。家庭訪問や夜間の体制も必要である。
- 不登校は早期の対応が重要であり、保護者も含めて対応しないと根本的な原因は解決されない。SSWなど関係機関と顔の見える連携を積み重ねていく必要がある。
- 不登校の相談件数は増えており、その背景は様々である。不登校の支援では、小中学校はSSWと一緒に支援できるが、高校は一緒に支援できる機関が少ない。

(6)学習支援について

- 外へ出る為の居場所として学習支援教室で過ごす子もいれば、不登校で学校復帰を目指す子、勉強の遅れを補う子と目的は様々。教科学習がメインだが、資格試験対策もする。
- 複数の先生と接する機会を設けると、自分から発話のなかった子が集団に入って話ができるようになったり、話ができる大人が増えたりといった変化がみられた。また、生徒同士のコミュニケーションも活発になる。
- 勉強が結果につながれば、成功体験となって意欲が生まれる。
- 保護者の関心が薄かったり、連絡が取れなくなったりするという課題がある。
- 学校を使わせてもらおうと、先生と子供の状況を共有できるなど利点が多い。また、放課後の小学生向け学習居場所支援やアウトリーチ支援、塾のクーポン方式も有効と考える。
- 小学生時点の学力不振も貧困の連鎖で、保護者自身が家庭学習の経験がないと、子供の勉強を見ると意識がそもそもない。
- 高校生の居場所の確保や学習室を増やすのも必要である。

(7)ひとり親家庭支援について

- 生活全般の相談が多い。子供のことに限っては、高校進学費用の相談が多い。困りごとの解消に向けての方法を提案し、支援事業や支援機関を紹介する。
- 就労支援の相談の相談については、20代～30代の母親からの相談が多い。
- 子供の児童扶養手当がなくなる時を視野に入れて、正社員の働き方につながるよう支援する。
- 離婚届の用紙に養育費の取り決めのチェック欄が追加されたことから、養育費に対する意識は浸透してきている。
- 相談者は誰かに話を聞いてもらうことで気持ちが落ち着くという人もいる。相談に来る人は、自分の問題に気づいて、困りごとに向き合おうとする気持ちがある。
- 父子家庭の父親は発自ら発信せず、地域に埋もれてしまっていることが多い。

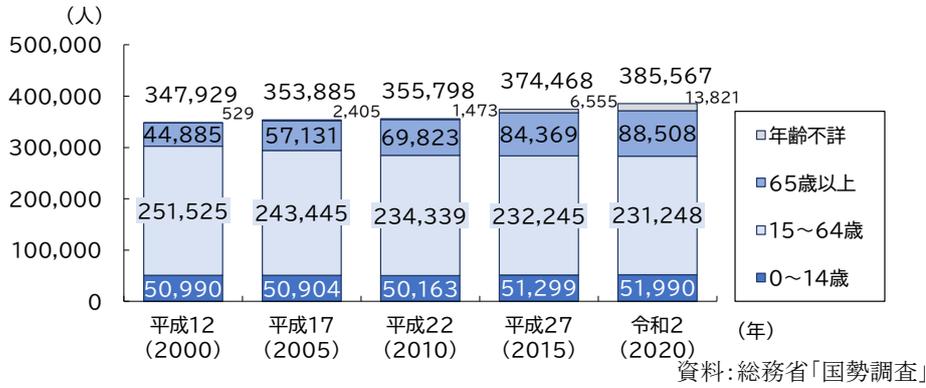
(8)就労支援について

- カウンセリングを行い、履歴書の作成の手伝い、面接の練習など就労支援をするほか、パソコン教室、マナー教室、求人票の見方など就労に関するセミナーを毎月1回開催している。
- 就職困難者(就労経験が少なく就職に至らない人)を対象に就労体験事業を実施した。体験することで本人の自信になる。
- 子育て中の母親は、短時間や午前中の勤務を希望する人が多く、求職者と事業者の希望が合わないことが多い。
- マッチングの向上のため、事業所を直接訪問して求人の内容を確認している。特にひとり親の場合は、子育て経験者が多い事業所、休みやすい事業所を見分けて紹介する。

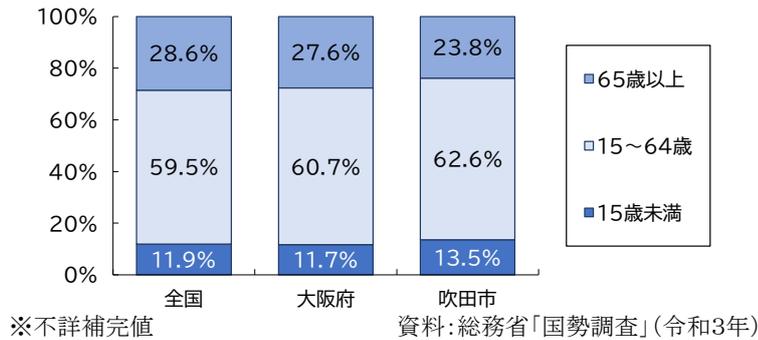
巻末資料

I 吹田市の現状

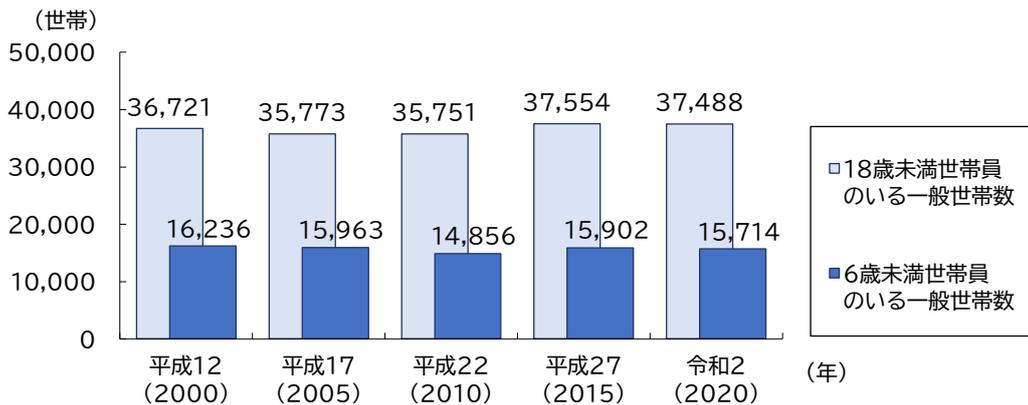
(1) 総人口の推移



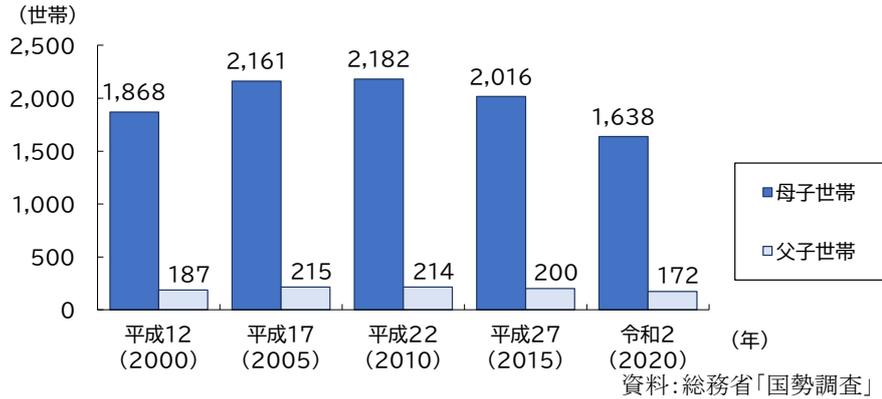
(2) 年齢構成



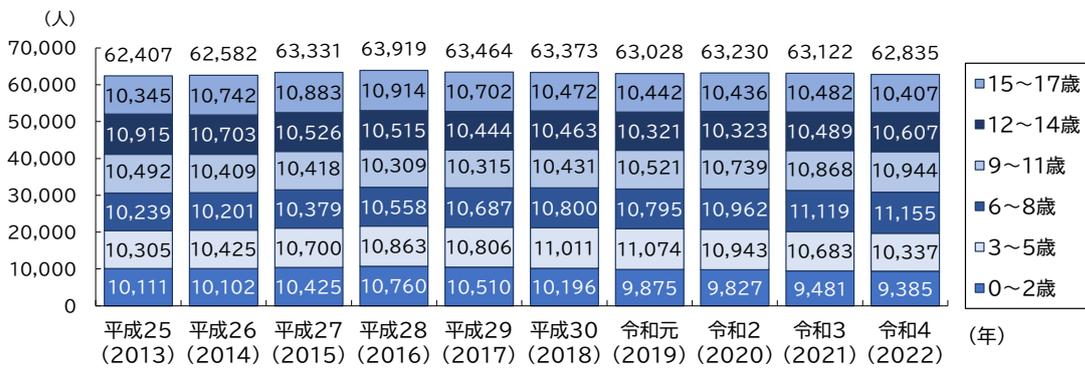
(3) 子供のいる世帯数の推移



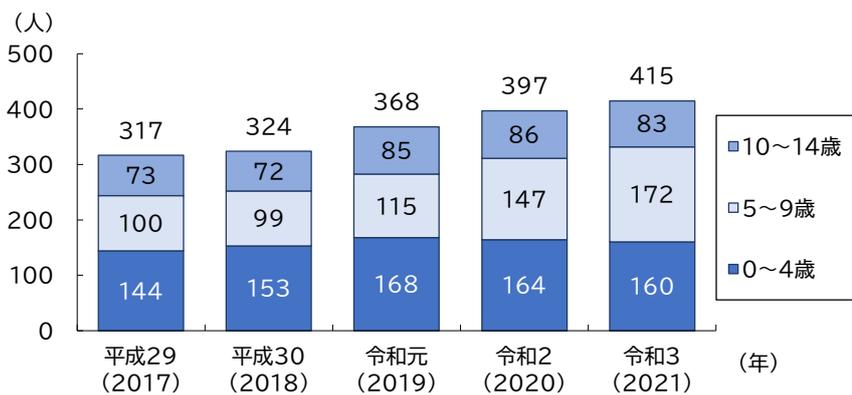
(4) 母子世帯・父子世帯数の推移



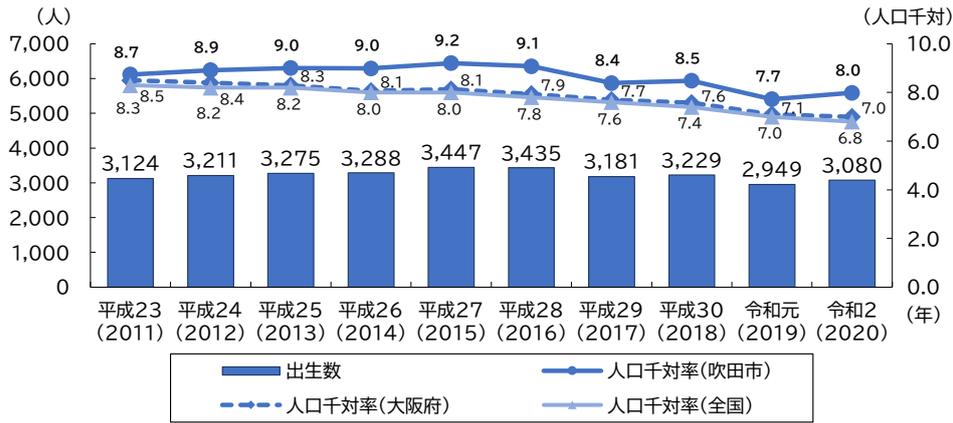
(5) 18歳未満人口の推移



(6) 18歳未満外国人人口の推移

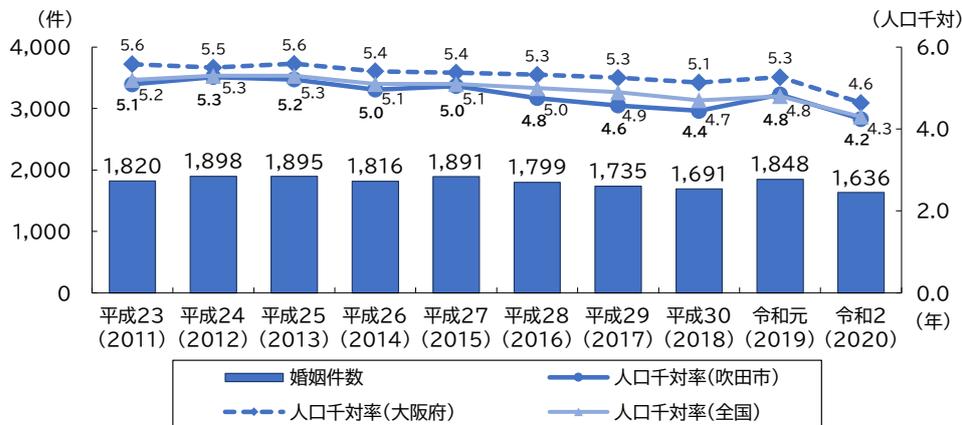


(7) 出生数



資料:大阪府「人口動態統計」

(8) 婚姻件数



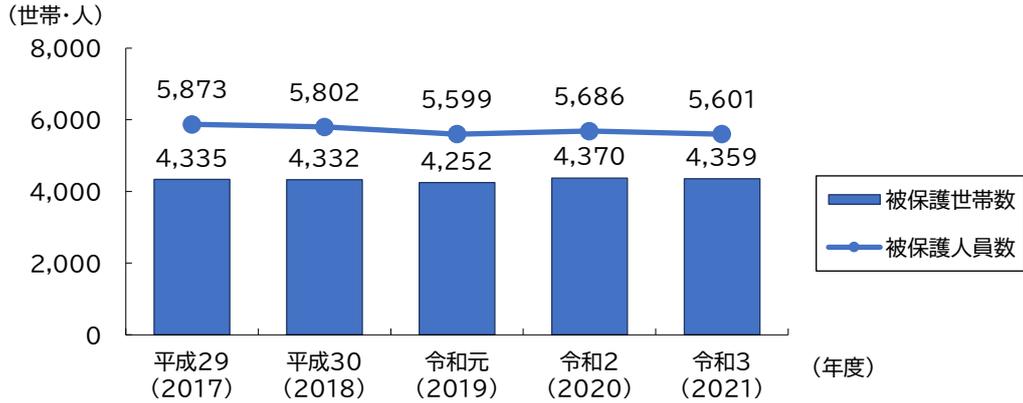
資料:大阪府「人口動態統計」

(9) 離婚件数



資料:大阪府「人口動態統計」

(10) 被保護世帯数、人員数の推移



	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
高齢世帯	2,223 世帯	2,264 世帯	2,266 世帯	2,282 世帯	2,286 世帯
母子世帯	334 世帯	306 世帯	289 世帯	272 世帯	250 世帯
障がい世帯	643 世帯	636 世帯	645 世帯	661 世帯	648 世帯
傷病世帯	753 世帯	735 世帯	708 世帯	708 世帯	684 世帯
その他世帯	382 世帯	391 世帯	344 世帯	447 世帯	491 世帯
合計	4,335 世帯	4,332 世帯	4,252 世帯	4,370 世帯	4,359 世帯

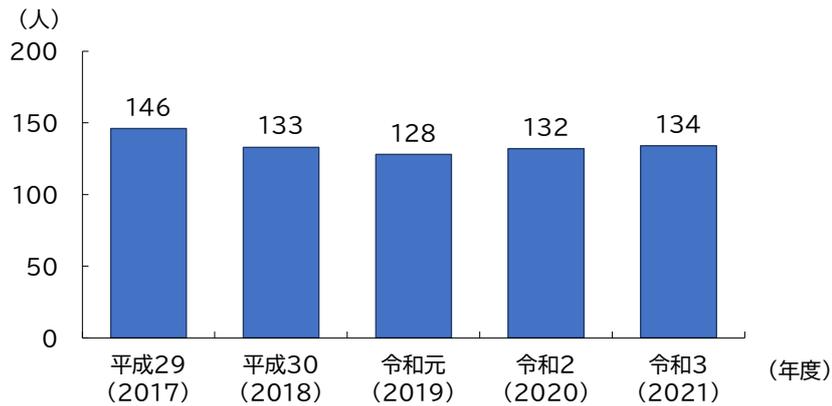
資料:福祉部 生活福祉室

(11) 子どもの学習支援教室事業の利用者数・延べ利用者数の推移



資料:福祉部 生活福祉室

(12) 子ども健全育成生活支援員による支援対象者数の推移



資料: 福祉部 生活福祉室

(13) 就学援助支給者数の推移



資料: 学校教育部 学務課

(14) 高等学校等学習支援金支給者数の推移



資料: 学校教育部 学務課

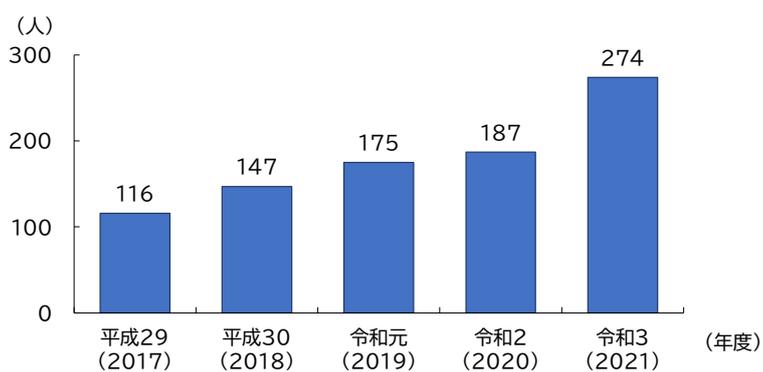
(15)教育相談の件数及び種別

		令和3(2021)年度			
		来所相談	電話相談	小学校における相談	中学校における相談
不登校		1,481人	46人	907人	2,712人
いじめ問題		38人	40人	52人	194人
友人関係		31人	11人	167人	533人
問題行動	暴力行為	98人	2人	26人	41人
	非行・不良行為	47人	3人	32人	282人
	心や身体に関すること 心身の健康・保健)	1,075人	42人	614人	1,171人
発達障がい等		1,029人	21人	1,194人	1,012人
家庭の問題 (家庭の環境)		55人	1人	30人	611人
教職員との関係		0人	15人	26人	83人
学習・進路		71人	7人	106人	255人
貧困の問題					2人
虐待		20人	0人	24人	447人
その他		0人	46人	4人	229人
合計		3,945人	234人	3,182人	7,572人

※いずれも延べ人数

資料:学校教育部 教育センター

(16)小学校の不登校児童数の推移



※30日以上欠席者数

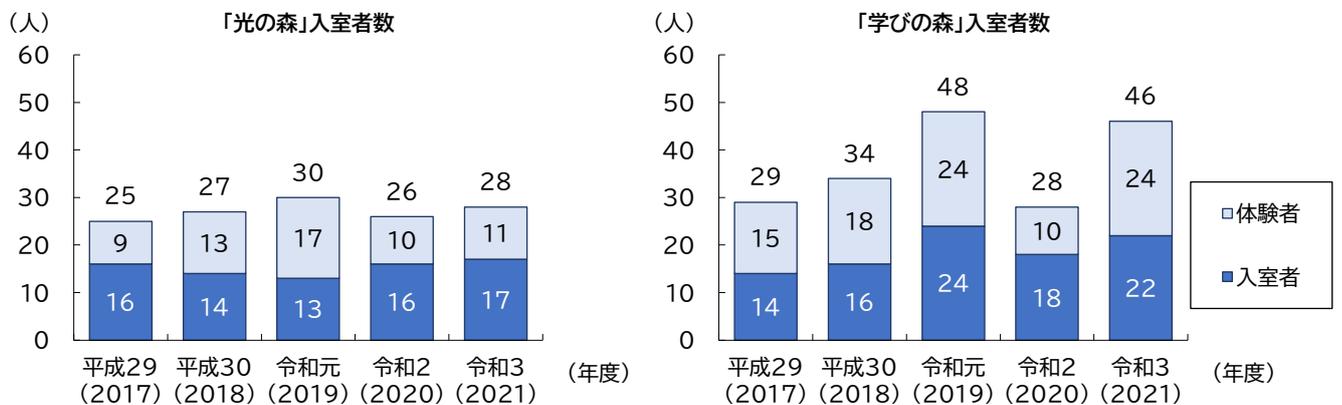
資料:学校教育部 学校教育室

(17) 中学校の不登校生徒数の推移



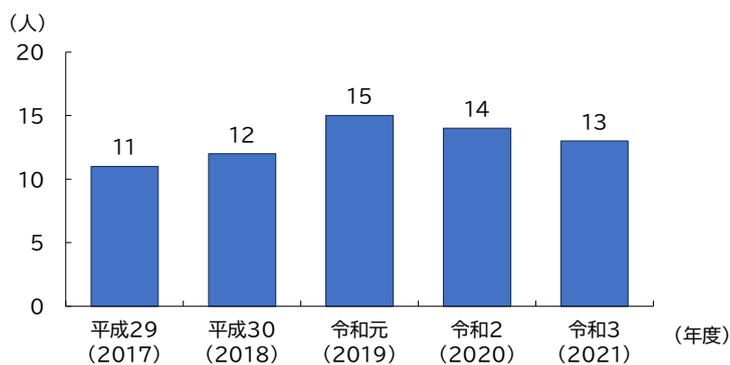
資料: 学校教育部 学校教育室

(18) 教育支援教室「光の森」・「学びの森」の入室者数等の推移



資料: 学校教育部 教育センター

(19) スクールソーシャルワーカー(SSW)配置人数の推移



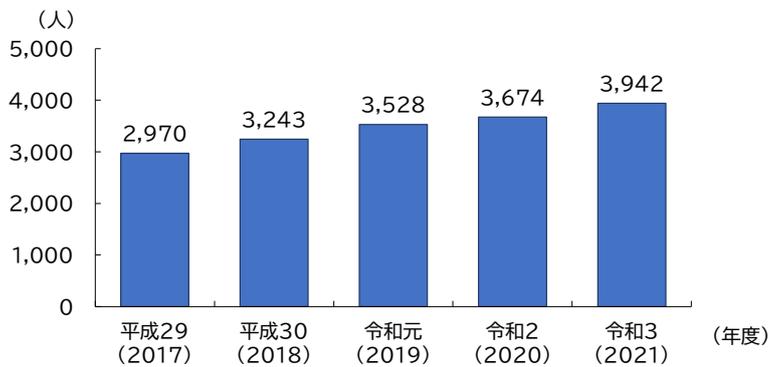
資料: 学校教育部 学校教育室

(20) 中学校給食 喫食率の推移



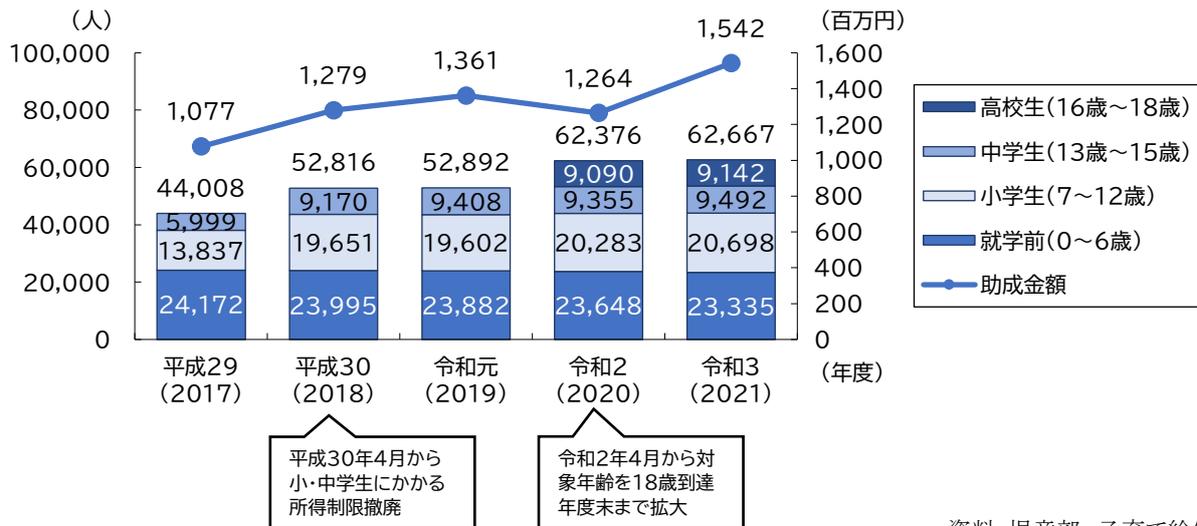
資料: 学校教育部 保健給食室

(21) 留守家庭児童育成室在籍児童数の推移



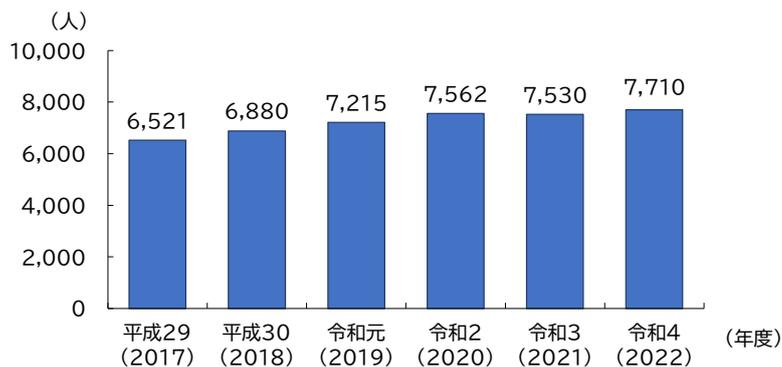
資料: 地域教育部 放課後子ども育成室

(22) 子ども医療費助成制度助成対象人数と助成金額の推移



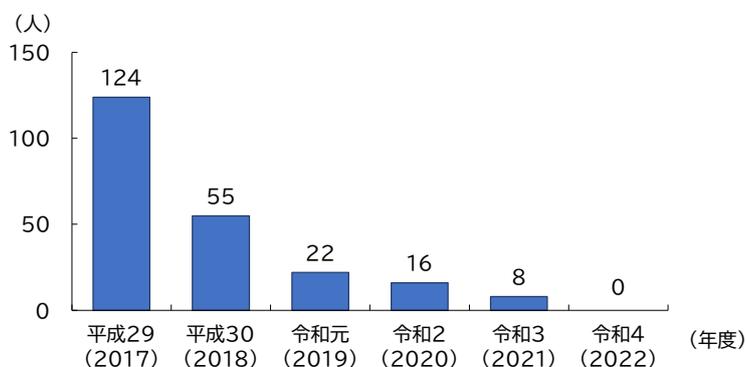
資料: 児童部 子育て給付課

(23) 保育所等利用児童数の推移



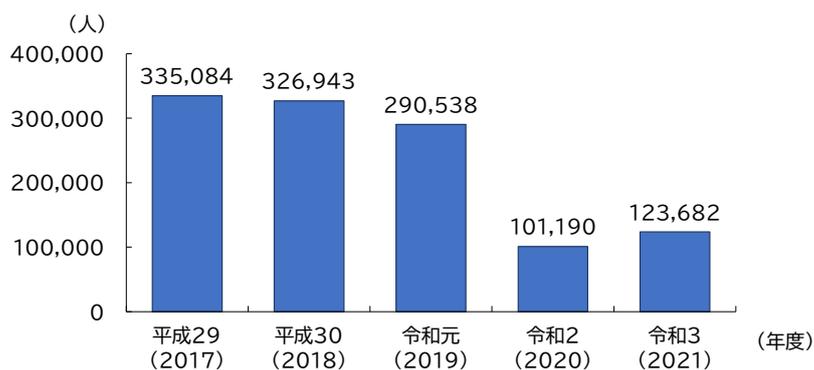
資料:児童部 保育幼稚園室

(24) 保育所等利用待機児童数の推移



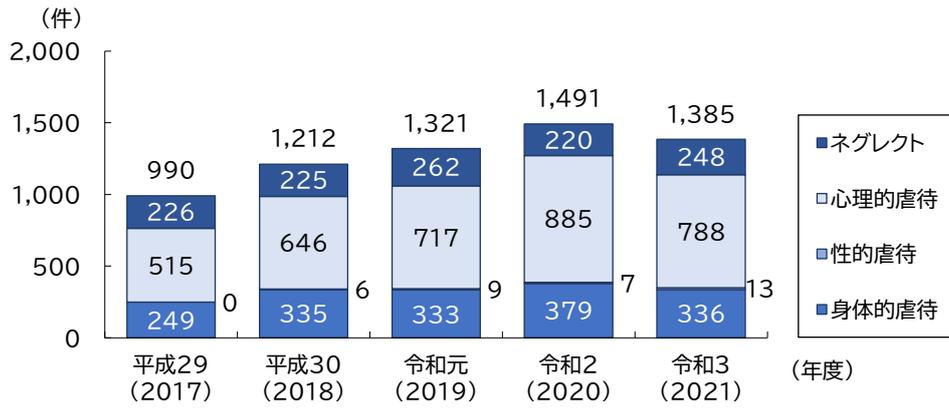
資料:児童部 保育幼稚園室

(25) 児童会館利用者数の推移



※令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休館や規模を縮小した一部開館を実施しています。
資料:児童部 子育て政策室

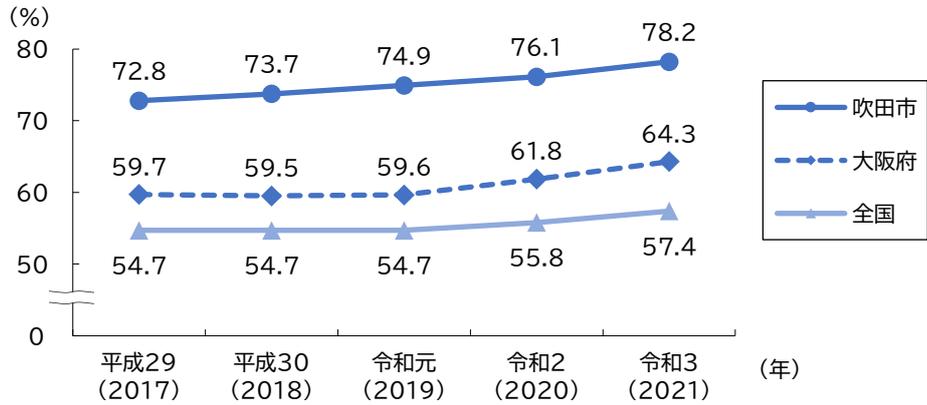
(26) 児童虐待対応件数の推移



資料: 児童部 家庭児童相談室

(27) 高等学校(全日制・定時制)卒業後の状況

【高等学校(全日制・定時制)卒業者の大学等進学率の推移】



【高等学校(全日制・定時制)卒業者に占める就職者の割合】



(上段:人、下段:%)

	卒業生総数	大学等進学者	専修学校(専門課程)進学者	専修学校(一般課程)進学者	公共職業能力開発施設等入学者	就職者等				左記以外の者	不詳・死亡の者	(再掲)就職者総数 ^{※1}
						自営業主等	常用労働者		臨時労働者			
							無期雇用	有期雇用				
全国	1,012,007 100.0%	580,550 57.4%	175,185 17.3%	42,553 4.2%	5,769 0.6%	4,354 0.4%	153,161 15.1%	2,492 0.2%	2,893 0.3%	44,987 4.4%	63 0.0%	159,126 15.7%
大阪府	70,339 100.0%	45,229 64.3%	10,911 15.5%	3,375 4.8%	127 0.2%	148 0.2%	6,794 9.7%	138 0.2%	488 0.7%	3,120 4.4%	9 0.0%	6,995 9.9%
吹田市	2,598 100.0%	2,032 78.2%	257 9.9%	76 2.9%	- -	- -	70 2.7%	- -	3 0.1%	160 6.2%	- -	70 2.7%

※1 「就職者総数」は、
 ・大学、専修学校、公共職業能力開発施設等への進学者(入学者)のうち就職しているもの
 ・自営業主等
 ・無期雇用常用労働者
 ・有期雇用常用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の合計

資料: 大阪府「大阪の学校統計」、文部科学省「学校基本調査」(令和3年度)

II 国の法律、大綱

1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 基本的施策（第八条—第十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係

機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第七条 政府は、毎年、国会に、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

4 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図

られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）

の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。

2. 子供の貧困対策に関する大綱

令和元年 11 月

第 1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成 25 年 6 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号。以下「法律」という。）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年 6 月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 41 号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

（新たな大綱案作成の経緯）

政府は、平成 30 年 11 月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計 6 回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年 8 月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部に進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「本大綱」という。）を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

(1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていきえるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものとして、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

(2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したまらない等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する

地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

2 分野ごとの基本方針

(1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

(2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

(4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。

前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

改正後の法律では、施行後5年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

第4 指標の改善に向けた重点施策

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

(幼児教育・保育の無償化)

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

(幼児教育・保育の質の向上)

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。

また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

(スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。(再掲)

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。

加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講

習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

(高校中退の予防のための取組)

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

(高校中退後の支援)

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の修学支援)

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

(5) 特に配慮を要する子供への支援

(児童養護施設等の子供への学習・進学支援)

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現

活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

（特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

（外国人児童生徒等への支援）

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。

（6）教育費負担の軽減

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育段階においては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成 29 年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

（高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減）

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

（生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

(ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

(7) 地域における学習支援等

(地域学校協働活動における学習支援等)

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

(生活困窮世帯等への学習支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

(8) その他の教育支援

(学生支援ネットワークの構築)

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学の設置促進・充実)

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒

等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

(学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

2 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和2年度末までに全国展開を目指す。

(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等との連携によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施する。また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急

一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。

(2) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童解消を図り女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の育児負担の軽減)

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

(3) 子供の生活支援

(生活困窮世帯等の子供への生活支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。(再掲)

また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

(社会的養育が必要な子供への生活支援)

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成 28 年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子 21 (第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

(4) 子供の就労支援

(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。(再掲)

(児童福祉施設入所児童等への就労支援)

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

(子供の社会的自立の確立のための支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

(5) 住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

(家庭への復帰支援)

施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保

護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

（退所等後の相談支援）

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

（7）支援体制の強化

（児童家庭支援センターの相談機能の強化）

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

（社会的養護の体制整備）

社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。

（市町村等の体制強化）

市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。

（ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進）

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。

（生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進）

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。

（相談職員の資質向上）

生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、

生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。

また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)

働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。

育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。

(2) ひとり親に対する就労支援

(ひとり親家庭の親への就労支援)

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難にな

った場合に活用可能な支援を推進する。(再掲)

(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)

ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。

また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていく。

(企業表彰)

子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

(就労機会の確保)

低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

(親の学び直しの支援)

キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。

(非正規雇用から正規雇用への転換)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

4 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。

また、児童扶養手当については、平成28年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年11月からの支払回数数の年3回から年6回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。

(養育費の確保の推進)

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

(教育費負担の軽減)

全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。(再掲)

第5 子供の貧困に関する調査研究等

改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。

1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。

2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究

子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

3 地方公共団体による実態把握の支援

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する

地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

子供の貧困に関する指標

(別添)

指標		直近値	算出方法
教育の支援			
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業生総数のうち、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除したものの割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)又は各種学校への進学した者の割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度(5月時点)に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
	高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合(出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

指標		直近値	算出方法
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% (平成30年度)	
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金、授業料等減免）を当該年度において利用した者の数（注）高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。 (出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	
生活の安定に資するための支援			
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合（※） (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）) （※）食料が買えない経験（よくあった 6.7%、ときどきあった 11.8%、まれにあった 16.4%）衣服が買えない経験（よくあった 10.0%、ときどきあった 10.5%、まれにあった 19.2%）
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合（※） (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）) （※）食料が買えない経験（よくあった 2.5%、ときどきあった 5.1%、まれにあった 9.2%）衣服が買えない経験（よくあった 3.0%、ときどきあった 5.6%、まれにあった 12.3%）

指標		直近値	算出方法
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成 29 年)	ひとり親世帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
	等価可処分所得第 I ～ III 十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成 29 年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第 I ～ III 十分位の世帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成 27 年)	母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
	父子世帯	88.1% (平成 27 年)	父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成 27 年)	就業している母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)
	父子世帯	69.4% (平成 27 年)	就業している父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)
経済的支援			
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成 27 年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17 歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成 26 年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17 歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成 27 年)	貧困線に満たない大人一人（18 歳以上 65 歳未満）と子供（17 歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% (平成 26 年)	貧困線に満たない大人一人（18 歳以上）と子供（17 歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)
	父子世帯	90.2% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)